

# 国立市総合防災計画

(修正素案)

2015 (平成 27) 年 月修正

国立市防災会議

# 国立市総合防災計画 目次

## 第1部 総則

第1章 計画の策定方針	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の目的	1
第3節 計画で扱う災害の範囲	1
第4節 計画の構成	2
第5節 他の計画との関係	2
第6節 計画の修正	2
第7節 計画の習熟	3
第2章 防災機関の業務大綱	4
第1節 市	4
第2節 東京都関係機関	5
第3節 指定地方行政機関	6
第4節 自衛隊	6
第5節 指定公共機関	7
第6節 指定地方公共機関	9
第3章 市・市民・事業者の基本的役割	10
第1節 取り組みの基本姿勢	10
第2節 基本的な役割	10
1. 市の役割	10
2. 市民の役割	10
3. 事業者の役割	11
4. 地区防災計画の作成	12
第4章 市の概況	13
第1節 自然的条件	13
1. 位置及び地勢	13
2. 地形、地質	14
3. 気象	15
第2節 社会的条件	16
1. 人口と世帯	16
2. 昼夜間人口の推移	17
3. 交通	18
4. 産業経済	18
5. 土地利用	20
6. ごみ収集	20
第5章 災害・危機の想定	22

第1節	地震災害	22
1.	地震災害履歴	22
2.	東京都防災会議による被害想定	22
3.	国立市の被害想定	23
第2節	風水害	27
1.	水害の履歴	27
2.	風水害の被害想定	27
第3節	大規模事故	30
第4節	健康危機	30

## 第2部 減災計画

第1章	計画の基本的考え方	31
第1節	計画の基本的考え方	31
第1	計画の基本理念	31
第2	計画の期間	31
第3	計画の構成	31
第4	計画の推進	31
第2節	これまでの事業進捗状況の評価	33
第3節	被害想定からみた国立市の防災課題	34
第1	地震災害	34
1.	被害量の増加	34
2.	被害量の増加に伴う応急対策等への負荷増大	34
3.	火災の延焼を防止するまちづくりの展開	34
第2	風水害	36
第2章	減災目標	37
	減災目標1 死者数を半数以下にする	37
	減災目標2 避難者を減少させる	39
	減災目標3 建物の倒壊・焼失棟数を減少させる	40
第3章	安心なまちづくり	41
第1節	道路・橋梁の整備	41
第2節	オープンスペース・緑地等の確保	45
第3節	公共建築物の安全性の向上	47
第4節	民間建築物の耐震性の向上	50
第5節	ブロック塀・自動販売機・工作物・急傾斜地の安全化	53
第6節	浸水想定区域の避難対策	56
第7節	市街地の安全化	59
第4章	市民・事業所等の自発的活動の推進	62
第1節	地域防災活動の充実	62
第2節	ボランティアの育成と登録	65

第3節	防災訓練の充実	69
第4節	要配慮者の避難支援	72
第5節	学校、事業所等の防災体制の整備	77
第5章	災害対応力の向上	80
第1節	危機管理体制の整備	80
第2節	救急・救護体制の整備	85
第3節	指定避難所、指定緊急避難場所等の整備	88
第4節	飲料水・トイレの確保、食料・日用品等の備蓄	93
第5節	ごみ・がれき処理、し尿処理	99
第6節	帰宅困難者への対応	102
第7節	防災意識の向上	105

### 第3部 災害応急復旧計画

第1章	震災応急復旧計画	108
第1節	応急活動体制	108
第1	災害時の活動体制	108
1	警戒体制	108
2	緊急初動体制	108
3	災害対策基本体制	108
第2	職員の参集	108
1	参集基準	108
2	参集場所	109
3	参集状況の報告	109
第3	災害対策本部の設置	109
1	災害対策本部の設置基準	109
2	市本部の設置要請	110
3	市本部の設置場所	110
4	市災害対策本部長	110
5	市本部の開設	110
6	資機材等の確保	111
7	現地災害対策本部の設置	111
8	市本部の廃止	112
第4	各組織の役割	112
1	災害対策本部	112
2	対策本部各部	113
3	特命事項	116
第2節	警戒体制の配備	118
1	警戒体制の配備基準	118
2	警戒体制の配備の決定	118

3.	職員の招集	118
4.	警戒体制配備の通知	118
5.	警戒体制における活動	119
6.	災害体対策基本体制への移行	119
7.	警戒体制の廃止	119
第3節	緊急初動体制における業務	121
第1	発災直後の共通事項	121
1.	施設利用者や来庁者、職員等の安全確保	121
2.	被害状況の確認	121
3.	関連施設（無線配備施設）の被害状況の把握	121
第2	発災当日の各部の中心業務	122
1.	行政管理部	122
2.	政策経営部	122
3.	健康福祉部	122
4.	子ども家庭部	122
5.	生活環境部	122
6.	都市整備部・まちづくり推進本部	122
7.	教育委員会	123
8.	情報統括班	123
	（議会事務局、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局）	123
9.	消防団	123
10.	特命事項	123
第3	緊急初動業務一覧表	124
第4節	災害対策基本体制時の業務	126
第1	行政管理部	126
1.	災害対策本部の設置（防災安全課）	126
2.	市庁舎の被害状況調査と安全の確保（総務課、建築営繕課）	127
3.	応急危険度判定の実施（建築営繕課）	127
4.	職員の参集及び災害対応従事職員の環境整備（職員課）	128
5.	情報連絡体制の確立（総務課、情報管理課）	129
6.	応援要請及び派遣職員等の受け入れ（情報管理課、職員課）	132
7.	被災自治体への応援（防災安全課）	136
8.	避難準備、避難勧告または指示、警戒区域の指定（防災安全課）	137
9.	避難の準備・勧告・指示及び警戒区域の伝達、避難誘導（市民課）	139
10.	災害予・警報の収集と伝達（防災安全課）	140
11.	車両等の確保（総務課）	140
12.	災害対策に係る物品の調達（総務課）	142
13.	臨時ヘリポートの開設（総務課）	142
14.	火葬場の確保及び火葬事務（市民課）	143

15	． 応急仮設住宅及び一時提供住宅の募集・選定（市民課）	143
第2	政策経営部	144
1	． 被災情報の収集（収納課）	144
2	． 報道機関の対応（市長室）	145
3	． 災害救助法の適用（政策経営課）	147
4	． 激甚災害の指定（各部、政策経営課）	150
5	． 行方不明者の名簿作成に関する事（収納課）	150
6	． 災害の記録（課税課）	151
7	． 被災者支援組織の設置（政策経営課）	151
第3	健康福祉部	152
1	． 医療救護活動（健康増進課）	152
2	． 要配慮者の支援（しょうがいしゃ支援課・高齢者支援課）	155
3	． 巡回ケア・広報・相談窓口の設置（健康福祉部）	157
4	． ボランティアの支援（福祉総務課）	157
5	． 遺体の収容・検案、身元不明遺体の火葬・埋葬（福祉総務課）	160
6	． 被災者の健康管理（健康増進課）	161
7	． 被災地の防疫対策（健康増進課）	162
8	． 災害弔慰金等の支給（福祉総務課）	164
9	． 義援金の受け入れと配分（福祉総務課、会計課）	166
10	． 逸走した動物の保護への協力（健康増進課）	166
第4	子ども家庭部	167
1	． 保育園、幼稚園の初動対応（児童青少年課）	167
2	． 応急保育の実施（児童青少年課）	168
3	． 児童館活動、学童保育の再開（児童青少年課）	169
4	． 女性の災害相談（子育て支援課）	169
5	． 避難所運営の支援	169
第5	生活環境部	170
1	． 救助活動の支援（環境政策課）	170
2	． 物資の確保・配布（産業振興課）	170
3	． 発災直後の市庁舎での市民対応（生活コミュニティ課）	171
4	． し尿の処理（ごみ減量課）	171
5	． 生活ごみの処理（ごみ減量課）	172
6	． がれきの処理（ごみ減量課）	173
7	． 河川等の応急復旧（環境政策課）	173
8	． 被災地の衛生・防疫対策（環境政策課、ごみ減量課）	173
9	． ペット対策（環境政策課）	174
第6	都市整備部・まちづくり推進本部	176
1	． 道路障害物の除去（道路下水道課）	176
2	． 下水道施設の応急復旧（道路下水道課）	177

3.	交通規制（道路下水道課）	177
4.	被災宅地の応急危険度判定（都市計画課）	179
5.	被災住宅の応急修理（都市計画課）	179
6.	応急仮設住宅の確保（都市計画課）	180
7.	一時提供住宅の供給（都市計画課）	181
第7	教育委員会	182
1.	小・中学校の初動対応（学校、教育委員会）	182
2.	小・中学校の応急対応（学校、教育委員会）	183
3.	応急教育対策（学校、教育委員会）	183
4.	避難所の運営（教育指導支援課、中央図書館）	185
5.	避難者の受入（生涯学習課）	186
6.	避難所の統合・閉鎖（教育指導支援課）	187
7.	帰宅困難者への対応（中央図書館）	187
8.	応急給水の実施（給食センター）	189
9.	外国人災害時支援センターの開設（公民館）	191
10.	文化財施設等の応急復旧（生涯学習課）	191
第8	情報統括班（議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課）	192
1.	情報統括班の体制	192
2.	被災情報及びライフラインの復旧見通しの取りまとめ	192
3.	その他	193
第9	特命事項	194
1.	指定参集職員の業務	194
2.	り災証明書の調査・発行（課税課固定資産税係、市民課市民係）	195
3.	復興計画に関すること（政策経営課、都市計画課）	200
第10	消防団	201
1.	消防活動	201
2.	救助・救出活動	202
3.	危険地域における避難誘導	203
3.	防犯活動への協力	203
第5節	関係機関の主な業務	204
第1	警察署（警視庁）	204
1.	救助活動	204
2.	行方不明者の捜索	204
3.	危険物等の応急措置による危険防止	205
4.	被災地の警備・防犯	206
5.	秩序維持・犯罪の抑止	205
6.	交通規制	206
7.	遺体の検視	207
8.	避難指示、警戒区域の設定及び伝達	208

9 . 危険地域における避難誘導 . . . . .	209
第2 消防署（東京消防庁） . . . . .	210
1 . 消防活動 . . . . .	210
2 . 救助・救急活動 . . . . .	211
3 . 危険物等の応急措置による危険防止 . . . . .	212
4 . 警戒区域の指定及び伝達 . . . . .	214
5 . 危険地域における避難誘導 . . . . .	214
6 . 負傷者の搬送 . . . . .	214
7 . リ災証明書の発行に対する協力等 . . . . .	215
第3 ライフライン関係機関 . . . . .	216
1 . 情報の収集と伝達（共通事項） . . . . .	216
2 . 東京都水道局（水道施設） . . . . .	217
3 . 東京電力（電気施設） . . . . .	219
4 . 東京ガス（ガス施設） . . . . .	220
5 . LPガス取扱い事業者（ガス施設） . . . . .	222
6 . NTT東日本（通信施設） . . . . .	222
第4 道路・鉄道関係機関 . . . . .	224
1 . 被害・復旧情報の収集と伝達（共通事項） . . . . .	224
2 . 中日本高速道路株式会社 . . . . .	224
3 . 相武国道事務所 . . . . .	225
4 . 北多摩北部建設事務所 . . . . .	226
5 . 京浜河川事務所 . . . . .	226
6 . JR東日本 . . . . .	226
第2章 風水害応急復旧計画 . . . . .	228
第1節 応急活動体制 . . . . .	228
第1 警戒体制 . . . . .	228
1 . 配備基準 . . . . .	228
2 . 配備体制 . . . . .	228
第2 災害対策基本体制 . . . . .	228
1 . 配備基準 . . . . .	228
2 . 配備体制 . . . . .	228
第2節 応急活動業務 . . . . .	231
第1 行政管理部 . . . . .	231
1 . 情報連絡（防災安全課） . . . . .	231
2 . 避難準備、避難勧告または指示（防災安全課） . . . . .	235
3 . 避難準備、避難勧告または指示の伝達と避難者の誘導（市民課） . . . . .	237
第2 生活環境部、都市整備部・まちづくり推進本部 . . . . .	238
第3 教育委員会 . . . . .	238
1 . 避難誘導（生涯学習課） . . . . .	238



2 . 避難所の運営（教育指導支援課、中央図書館）	238
第3章 大規模事故等応急対策	239
第1節 計画の目的と対象	239
1 . 目的	239
2 . 計画の対象	239
第2節 危機管理体制	240
第3節 大規模事故等応急活動業務	241
第1 行政管理部	241
1 . 情報連絡（防災安全課）	241
2 . 避難勧告・指示（防災安全課）	244
3 . 警戒区域の指定（防災安全課）	244
4 . 避難勧告・指示の伝達と避難者の誘導（市民課）	244
第2 教育委員会	244
1 . 避難誘導（生涯学習課）	244
2 . 避難所の運営（教育指導支援課、中央図書館）	244
第3 国立市消防団	245
第4 指定参集職員	245
第4節 火山災害応急活動業務	246
第1 行政管理部	246
第2 政策経営部	246
第3 健康福祉部	246
第4 生活環境部	246
1 . 火山灰の収集・運搬（ごみ減量課）	246
2 . 農地等の降灰除去（産業振興課）	246
第5 都市整備部・まちづくり推進本部	247
1 . 道路施設の応急復旧（道路下水道課）	247
2 . 下水道施設の応急復旧（道路下水道課）	247
第5節 原子力災害応急活動業務	248
第1 行政管理部	248
第2 政策経営部	248
第3 生活環境部	248
第4章 健康危機等応急対策	249
第1節 計画の目的	249
第2節 市の実施体制	249
第3節 発生段階に応じた主な対策	251
第4節 関係機関相互の情報収集と市民への広報	253
第5節 各部の主な役割	254

## 第4部 災害復興計画

第1章	災害復興の基本的考え方（政策経営部、各部）	255
第2章	復興体制の確立（政策経営部、各部）	256
第1	災害復興本部の設置	256
第2	災害復興本部の役割	256
第3章	災害復興計画の策定（政策経営部、各部）	256
第1	災害復興基本方針の策定	256
第2	災害復興基本計画の策定	256
第4章	復興市民組織の形成（政策経営部、各部）	256
第5章	生活復興対策の実施（政策経営部、健康福祉部、生活環境部、都市整備部・まちづくり推進本部、教育委員会）	257
第1	住宅の復興対策	257
第2	くらしの復興対策	257
第3	産業の復興対策	258
第6章	都市復興対策の実施（政策経営部、都市整備部・まちづくり推進本部）	258
第7章	被災者総合相談所の設置（政策経営部、各部）	259

## 第5部 東海地震事前対策

第1章	計画策定の趣旨	261
第2章	基本的な考え方	261
第1	都市機能の確保	261
第2	計画の範囲	261
第3	「第2部 減災計画」、「第3部 災害応急復旧計画」との関係	261
第4	東海地震に関する情報の種類と対応	261
第3章	調査情報・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応	262
第1節	調査情報発表時に対応	262
第1	行政管理部	262
1	1. 配備体制（防災安全課）	262
2	2. 調査情報の伝達（防災安全課）	263
第2	政策経営部	263
第2節	注意情報発表時の対応措置	265
第1	行政管理部	265
1	1. 市災害対策本部の設置準備（防災安全課）	265
2	2. 注意情報の伝達（防災安全課）	265
3	3. 混乱防止措置（防災安全課）	265
第2	政策経営部	265
第3	子ども家庭部	265
1	1. 注意情報の伝達と指導（児童青少年課）	265
2	2. 注意情報が発表された場合の保育所等における対応措置の保護者への周知	

	( 児童青少年課 )	265
第 4	教育委員会	265
	1 . 注意情報の伝達と指導 ( 教育指導支援課 )	265
	2 . 注意情報が発表された場合の市立学校における対応措置の保護者への周知 ( 教育指導支援課 )	266
第 4 章	警戒宣言時の対応	266
第 1 節	活動体制	266
	第 1 市の活動体制	266
	1 . 災害対策本部の設置	266
	2 . 本部の設置	266
	3 . 本部の組織	266
	4 . 本部の所掌事務	266
	5 . 配備体制	267
	第 2 防災機関等の活動体制	267
	第 3 相互協力	267
第 2 節	各部等の活動	268
	第 1 行政管理部	268
	1 . 警戒宣言等の伝達 ( 防災安全課 )	268
	2 . 市民等への伝達系統	268
	第 2 政策経営部	270
	第 3 各防災機関の広報	271
	第 4 各部、各機関の応急措置	271
第 5 章	市民・事業所等のとるべき措置	273
第 1 節	市民のとるべき措置	273
	第 1 平常時	273
	第 2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	274
	第 3 警戒宣言が発せられたときから発災まで	274
第 2 節	自主防災組織のとるべき措置	275
	第 1 平常時	275
	第 2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	276
	第 3 警戒宣言が発せられたときから発災まで	276
	第 4 その他	276
第 3 節	事業所のとるべき措置	276
	第 1 平常時	276
	第 2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	277
	第 3 警戒宣言が発せられたときから発災まで	277

# 第1部 総則

# 第 1 章 計画の策定方針

## 第 1 節 計画策定の背景

国立市の総合防災計画は、それまでの地域防災計画の内容を大きく見直し、平成 21 年に改訂を行った。これ以降、減災計画に掲げる事業の推進及び災害応急復旧計画の検証のため各種の訓練を実施してきた。

平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、国立市内でも震度 4 を記録、帰宅困難者への対応のため避難所の開設を行った。平成 24 年 4 月には東京都が首都直下地震等による被害想定の見直しを行い、国立市の被害想定も大きく増加している。平成 25 年 6 月には災害対策基本法の改正がなされ、市町村は災害発生後に遅滞なく災証明書を発行することとされたほか、被災者台帳の作成ができることやあらかじめ避難行動要支援者名簿を作成することなどが盛り込まれた。

このような状況のなか、災害時における各組織の役割を明確にすることで迅速な対応ができるよう活動体制を見直し、また、被害想定の変化や法改正への対応を行うため、国立市総合防災計画を修正することとした。

## 第 2 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下、「災対法」という。）第 42 条及び国立市防災会議条例第 2 条の規定に基づき、国立市防災会議が作成する計画であって、市・都及び関係機関並びに市民が連携してその有する全機能を発揮し、市の地域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第 3 節 計画で扱う災害の範囲

この計画は、災対法に基づき、地震災害、風水害、大規模事故の対応について定めたものである。また、本計画には、災対法に含まれない健康危機の対応についても記載している。

地震災害  
風水害  
大規模事故  
健康危機

## 第4節 計画の構成

この計画は、災対法に基づく地域防災計画及び大規模事故対策をはじめ、健康危機対策について時系列的に体系化し、東海地震事前対策を加えて「総則」、「減災計画」、「応急復旧計画」、「復興計画」、「東海地震事前対策」の5部構成となっている。

本計画の構成と各対策との関係は次のとおりである。

総合防災計画の構成		総則	減災計画	応急復旧計画	復興計画	東海地震事前対策
地域防災計画	震災対策					
	風水害対策					
	大規模事故等対策					
健康危機等対策						

：地域防災計画（震災対策、風水害対策、大規模事故等対策）、健康危機等対策が含まれる箇所を示す。  
大規模事故等の範囲は、災対法に定める範囲内のものとする。

## 第5節 他の計画との関係

この計画のうち、地域防災計画である震災対策、風水害対策、大規模事故等対策は、災対法に基づき、国立市の地域に係る災害から市民（来訪者を含む）の生命及び財産を守ることを目的に定められるものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画に整合するよう定める。また、健康危機等対策は、北多摩西部健康危機管理対策協議会が作成した健康危機管理計画並びに都及び市の新型インフルエンザ等対策行動計画に整合するよう定める。

## 第6節 計画の修正

この計画は、災対法第42条に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、市防災会議において修正する。したがって、市及び関係機関は関係のある事項について検討し、毎年市防災会議が指定する期日までに計画修正案を市防災会議事務局（行政管理部防災安全課）に提出しなければならない。また、計画策定から5年を経過した場合は、市防災会議において計画全体の見直しを実施する。

## 第7節 計画の習熟

市及び関係機関は、平素から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通じて本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

## 第2章 防災機関の業務大綱

災害に対応するために、各機関が実施すべき役割は概ね次のとおりとする。

### 第1節 市

機関の名称	事務または業務の大綱
国立市	<p>&lt; 災害への備え &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 国立市防災会議及び国立市災害対策本部に関すること</li><li>2 防災に関する組織の整備に関すること</li><li>3 安全で安心なまちづくりの実現に関すること</li><li>4 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること</li><li>5 災害対策用資機材及び物資の備蓄、整備に関すること</li><li>6 自主防災組織等の市民防災組織、ボランティア団体等の育成、指導に関すること</li><li>7 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること</li></ol> <p>&lt; 災害時の応急対策 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 災害に対する情報の収集・伝達及び被害の調査に関すること</li><li>2 避難の勧告、指示及び誘導に関すること</li><li>3 市民への災害時広報及び災害相談の実施に関すること</li><li>4 被災者の救助及び救護に関すること</li><li>5 緊急道路及び災害時輸送道路の確保に関すること</li><li>6 公共施設及び設備の応急復旧に関すること</li><li>7 災害時における給食・給水、保健衛生等の応急措置に関すること</li><li>8 関係機関との連絡調整に関すること</li><li>9 その他災害発生の防衛または拡大防止の措置に関すること</li></ol> <p>&lt; 災害からの復興 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 都市及び住宅の復興に関すること</li><li>2 暮らし及び産業の復興に関すること</li></ol>

#### 自主防災組織と市民防災組織

市民防災組織とは、町会・自治会をはじめ、NPO法人、マンション管理組合、商店会、地域のサークル等の防災対策に取り組んでいる市民組織を広くとらえている。一方、自主防災組織とは、防災対策に取り組んでいる市民組織のうち、市が「国立市自主防災組織育成要綱」に基づき認定した組織をいう。



## 第2節 東京都関係機関

機関の名称	事務または業務の大綱
警視庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること</li> <li>2 被災者の救出及び避難・誘導に関すること</li> <li>3 行方不明者の調査に関すること</li> <li>4 死体の見分（検視）に関すること</li> <li>5 交通規制に関すること</li> <li>6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること</li> <li>7 公共の安全と秩序の維持に関すること</li> </ol>
東京消防庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること</li> <li>2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること</li> <li>3 人命の救助及び救急に関すること</li> <li>4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること</li> <li>5 市民の防災意識の普及及び防災行動力の向上並びに事務所の自主防災体制の指導育成に関すること</li> <li>6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること</li> </ol>
東京都北多摩北部建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川の保全に関すること</li> <li>2 道路及び橋梁の保全に関すること</li> <li>3 市が行う水防活動の支援に関すること</li> <li>4 河川及び道路等における障害物の除去に関すること</li> </ol>
多摩立川保健所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健衛生に関すること</li> <li>2 医療に関する情報提供、連絡調整に関すること</li> </ol>
東京都下水道局流域下水道本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること</li> <li>2 仮設トイレ等のし尿の受入・処理に関すること</li> </ol>
東京都水道局多摩水道改革推進本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること</li> <li>2 応急給水に関すること</li> </ol>

### 第3節 指定地方行政機関

機関の名称	事務または業務の大綱
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する資金の融資のあっ旋及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む）に関すること</li> <li>2 国有普通財産の管理及び処分に関すること</li> </ol>
東京農政事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主要食糧の供給に関すること</li> </ol>
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災上必要な教育及び訓練に関すること</li> <li>2 通信施設等の整備に関すること</li> <li>3 公共施設等の整備に関すること</li> <li>4 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること</li> <li>5 官庁施設の災害予防措置に関すること</li> <li>6 豪雪害の予防に関すること</li> <li>7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること</li> <li>8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること</li> <li>9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること</li> <li>10 災害時における復旧資材の確保に関すること</li> <li>11 災害発生が予測されるときまたは災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること</li> </ol>
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること</li> <li>2 災害時における輸送用車両のあっ旋に関すること</li> </ol>

### 第4節 自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊 第1師団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の計画及び準備に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災関係資料の基礎調査</li> <li>(2) 災害派遣計画の作成</li> <li>(3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施</li> </ol> </li> <li>2 災害派遣の実施に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧</li> <li>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</li> </ol> </li> </ol>

## 第5節 指定公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
J R 東日本	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること</li> <li>2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること</li> </ol>
J R 貨物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること</li> </ol>
N T T 東日本	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること</li> <li>2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること</li> </ol>
N T T コミュニケーションズ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること</li> <li>2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</li> </ol>
N T T ドコモ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること</li> <li>2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</li> </ol>
K D D I	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重要通信の確保に関すること</li> <li>2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備の復旧に関すること</li> </ol>
ソフトバンクテレコム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国内、国際電話等の通信の確保に関すること</li> <li>2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</li> </ol>
ソフトバンクモバイル	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重要通信の確保に関すること</li> <li>2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</li> </ol>
東京電力	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること</li> <li>2 電力需給に関すること</li> </ol>
東京ガス	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む）の建設及び安全保安に関すること</li> <li>2 ガスの供給に関すること</li> </ol>

郵便局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関する事</li> <li>2 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び救護対策に関する事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除</li> <li>(4) 被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除</li> </ol> </li> <li>3 地方公共団体または郵便局が収集した被災者の避難所開設状況等の情報の相互提供に関する事</li> <li>4 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供に関する事</li> <li>5 避難所における臨時の郵便差出箱の設置に関する事</li> </ol>
中日本高速道路	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、施設の建設及び維持管理に関する事</li> <li>2 災害時の輸送路の確保に関する事</li> <li>3 道路、施設の災害復旧工事に関する事</li> </ol>

## 第6節 指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
都トラック協会	1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
都医師会	1 医療に関すること 2 防疫の協力に関すること
都歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること
都薬剤師会	1 医療品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること
都獣医師会	1 動物の医療保護活動に関すること

## 第3章 市・市民・事業者の基本的役割

### 第1節 取り組みの基本姿勢

災害から市民の生命と財産を守るためには、日頃から市・市民・事業所等がそれぞれの立場で防災対策に取り組むとともに、必要に応じて相互に連携して防災課題に対処することが必要である。

本市は、面積が8.15㎢で住宅を中心とし、学校（園）、農地、店舗・事業所等からなる土地利用を形成している。このため、市を構成する市民・事業所・団体等が自ら及び連携することにより、災害を未然に防止し、災害の拡大を最小限に抑える減災効果を生み出すことが可能と思われる。

市は、防災対策の推進にあたって、市民、事業所等と協働して取り組むことにより、市民の生命と財産を確保し、国立市の都市機能を確保しなければならない。

### 第2節 基本的な役割

#### 1. 市の役割

市は、災害対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体及び財産を保護し、その安全を確保するとともに、被災後の市民生活の再建と復興を図るため、最大限の努力を行う。

市は、普段から防災対策に関する事業の推進に努めるとともに、救出・救護並びに避難を円滑に実施するために、必要な体制の確立及び資機材の整備に努める。

市は、災害により重大な被害を受けた場合で、速やかに住宅、くらし、産業等について計画的な復興を図る必要があると認められる場合は、災害復興本部を設置し体制を整備する。

#### 2. 市民の役割

市民は、普段から災害を防止するため、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して自ら居住する地域の安全確保に努める。

市民は、生活必需品（食料、水、トイレ等のほか、各自で必要となる、眼鏡、コンタクトレンズ、薬、入れ歯等を含む。）の備蓄を行うよう努める。また、消費期限のある食料等は消費しながら不足分を補充するなどして備蓄に工夫を行う。

市民は、次に掲げる事項について自らまたは地域で協働して災害に備える手段を講じるよう努める。

- ア 家屋・工作物の耐震化、耐火化の確保
- イ 家具の転倒防止等
- ウ 火気の安全管理・出火防止、初期消火用具の準備
- エ 飲料水及び食料等の生活必需品の確保
- オ 避難所への経路、避難方法についての確認
- カ 災害時における市民相互の助け合い及び要配慮者への支援
- キ 避難所運営マニュアルに基づく訓練の実施
- ク 自主防災組織等市民防災組織の形成
- ケ 防災訓練等への参加による知識や技術の習得

市民は、地域の防災対策を推進するために、普段から自主防災組織の結成に努めるとともに、災害時には市民相互の助け合い及び高齢者、しょうがいしゃ、妊婦、外国人等の要配慮者への支援に努める。

市民は、災害後の生活再建や都市の復興を図るため、地域社会を支える一員として、災害後は相互に協力し、事業者、ボランティア及び市、その他の行政機関との協働により自らの生活再建及び地域の復興に努める。

市民は、市その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的に防災対策活動を実践するよう努める。

#### 要配慮者と避難行動要支援者とは

平成25年6月に改正された災対法第8条第2項第15号では、今まで災害時要援護者と呼ばれていたものに定義づけを行い、「要配慮者」と称することとなった。また、「要配慮者」のうち、災害時に自ら避難することが困難で迅速な避難に支援を要するものを「避難行動要支援者」と定義づけた。これに伴い、国立市では法の定義を補い、次のように定義する。

「要配慮者」・・・発災前の備え、災害時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、しょうがい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定。

「避難行動要支援者」・・・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。避難行動要支援者名簿に登録される対象者となる。

### 3. 事業者の役割

事業者は、市やその他の行政機関が実施する震災対策及び市民が協働して実施する地域の防災対策に協力するとともに、事業活動にあたっては、社会的責任を自覚し、災害の防止に努めるとともに、被災後の市民生活の再建、地域の復興を図るた

め、最大限の努力を行わなければならない。

事業者は、日常の事業活動において災害を防止するため、自ら管理する施設をはじめ、従業員、買い物客等及び事業所周辺地域について、その安全の確保に努めなければならない。

事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、周辺地域における防災対策活動の実施、地域住民等との連携及び協力に努めなければならない。

事業者は、市が作成する防災計画を踏まえ、事業所単位の防災計画や行動マニュアルを作成しなければならない。

災害応急対策等に関する事業者は、災害時に必要な事業活動の継続に努めなければならない。

#### 4. 地区防災計画の作成

一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という）は、共同して、市防災会議に総合防災計画に地区防災計画を定めることを提案できる。この場合、地区居住者等は地区防災計画の素案を添えなければならない。この提案を受けたときは、市防災会議は、地区防災計画を定める必要があるか判断し、その必要があると認めるときは、総合防災計画に地区防災計画を定める。

地区防災計画は、地区居住者等が中心となり、住民参加による検討を踏まえて、自分たちの使いやすい計画を作成する。

##### 地区防災計画とは

地区居住者等が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画を地区防災計画という。



## 第4章 市の概況

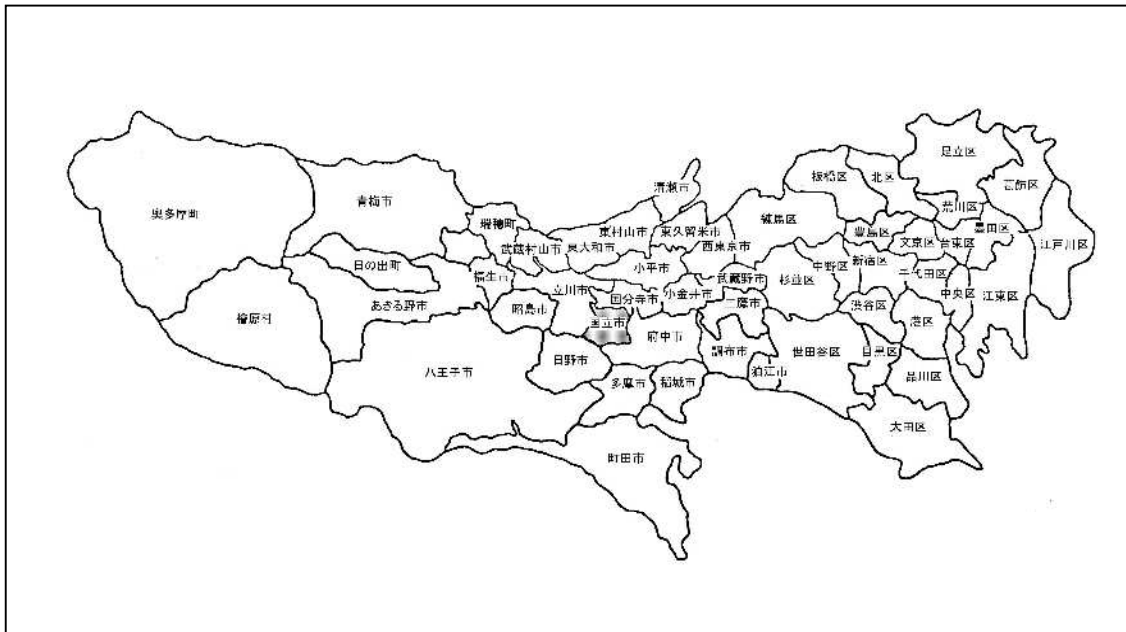
### 第1節 自然的条件

#### 1. 位置及び地勢

国立市は、都心から西26kmにあり、東京都の中央部に位置し、東は府中市、北は立川市及び国分寺市、南は多摩川を境に日野市と接する。

土地は、地形上、北部の立川段丘から、南に向かって青柳段丘、多摩川沖積地の3つに分けられる。

国立市の位置



市の面積	8.15 K <sup>2</sup>
地形	東西2.3 km 南北3.7 km
市役所の方位(緯度経度)	東経139度27分 北緯35度41分
市役所の標高	74 m

## 2. 地形、地質

国立市の地質は、大きく分けて立川段丘と青柳段丘の2種類の台地と多摩川により形成された沖積地からなる地形構造を有している。

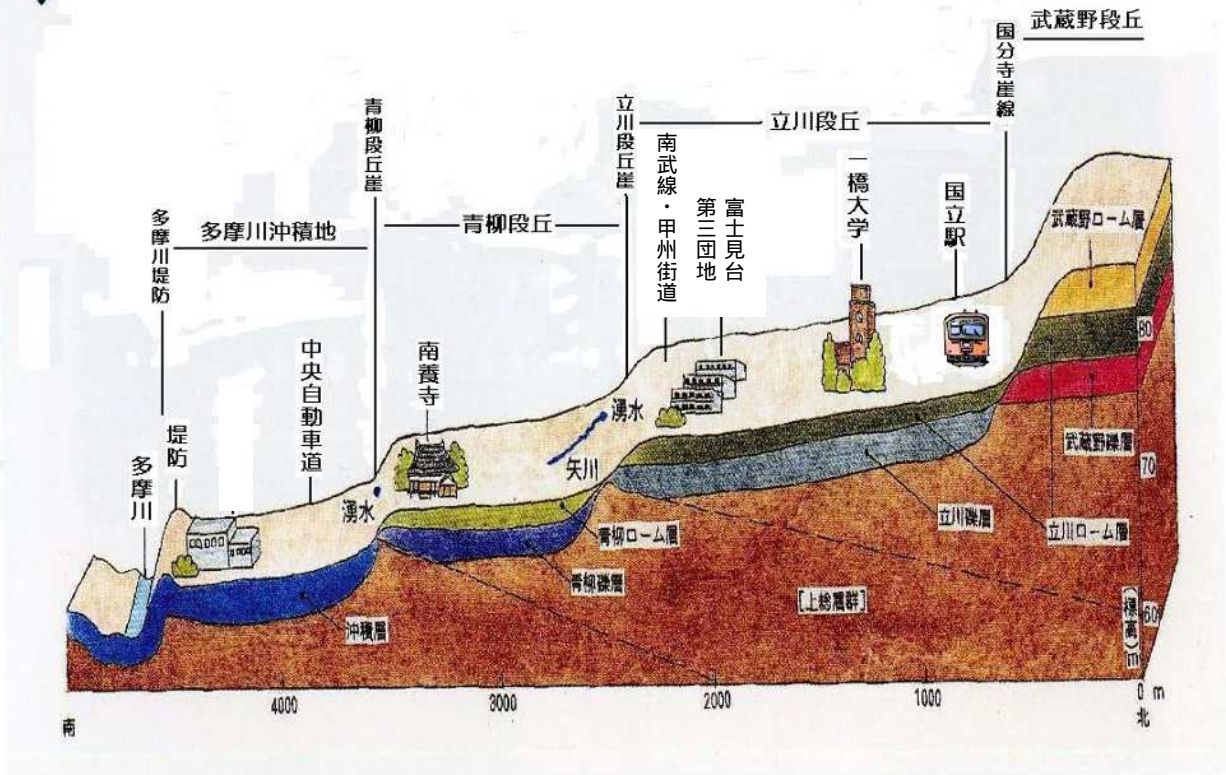
市の北部及び北東部の国分寺崖線下から南武線沿いに東西に伸びる立川段丘崖までの立川段丘が市の面積の約6割を占め、甲州街道を含む南武線以南の青柳段丘崖までの青柳段丘が市の面積の約2割を占めている。また、この青柳段丘崖の南から中央自動車道を経て多摩川までが沖積地となっており、市の面積の約2割を占めている。

一方、市の西部の矢川緑地付近から流域下水道処理場広場を経て多摩川に至る南東方向には立川断層帯がある。過去の調査等では、「断層が極めて近い将来に動く可能性は小さいと考えられる。」とされていたが、平成23年の東日本大震災以降には、地震発生の可能性が高まるおそれがあるとの見解もあり、平成24年より3カ年をかけて調査が行われている。

また、市の南部の青柳崖線沿いには、2箇所の急傾斜地崩壊危険箇所が存在し、南市境には多摩川が流れている。



### ◆ 国立の地形断面模式図（北北東⇒南南西）



### 3. 気象

市の気候は、温暖な気候で夏は高温多湿、冬は寒冷少雨となっている。過去10年間のデータによると、天候は一年を通じて降雨日が110.2日で、気温は平均で15.5℃となっており、過去10年間での最高気温は38.2℃、最低気温は-6.8℃となっている。また、降雨量は年間を通じ1,502.3mmで、過去10年間での一日の最雨量は平成16年の188.0mm、一時間あたりでは平成20年の67.5mmとなっている。

年	天候		気温(℃)			降雨量(mm)		
	晴・曇日数	降雨日数	最高	最低	日平均	総量	日最大	時間最大
平成14年	251	114	36.5	-4.1	15.4	1,612.0	143.0	60.5
平成15年	237	129	35.5	-6.4	14.9	1,518.5	118.5	37.0
平成16年	258	107	37.6	-2.8	16.2	1,763.5	188.0	31.5
平成17年	265	100	36.7	-5.3	15.1	1,359.0	124.5	19.0
平成18年	250	115	36.9	-6.0	15.4	1,640.5	148.0	34.0
平成19年	268	98	38.2	-3.0	15.8	1,253.0	81.0	35.5
平成20年	255	110	37.4	-5.5	15.4	1,897.5	122.5	67.5
平成21年	260	105	34.6	-5.8	15.6	1,238.0	112.0	41.0
平成22年	257	108	37.2	-5.2	15.8	1,401.5	96.5	36.0
平成23年	250	116	37.2	-6.8	15.3	1,339.5	150.0	21.5
10年間平均	255.1	110.2	36.8	-5.1	15.5	1,502.3	128.4	38.4

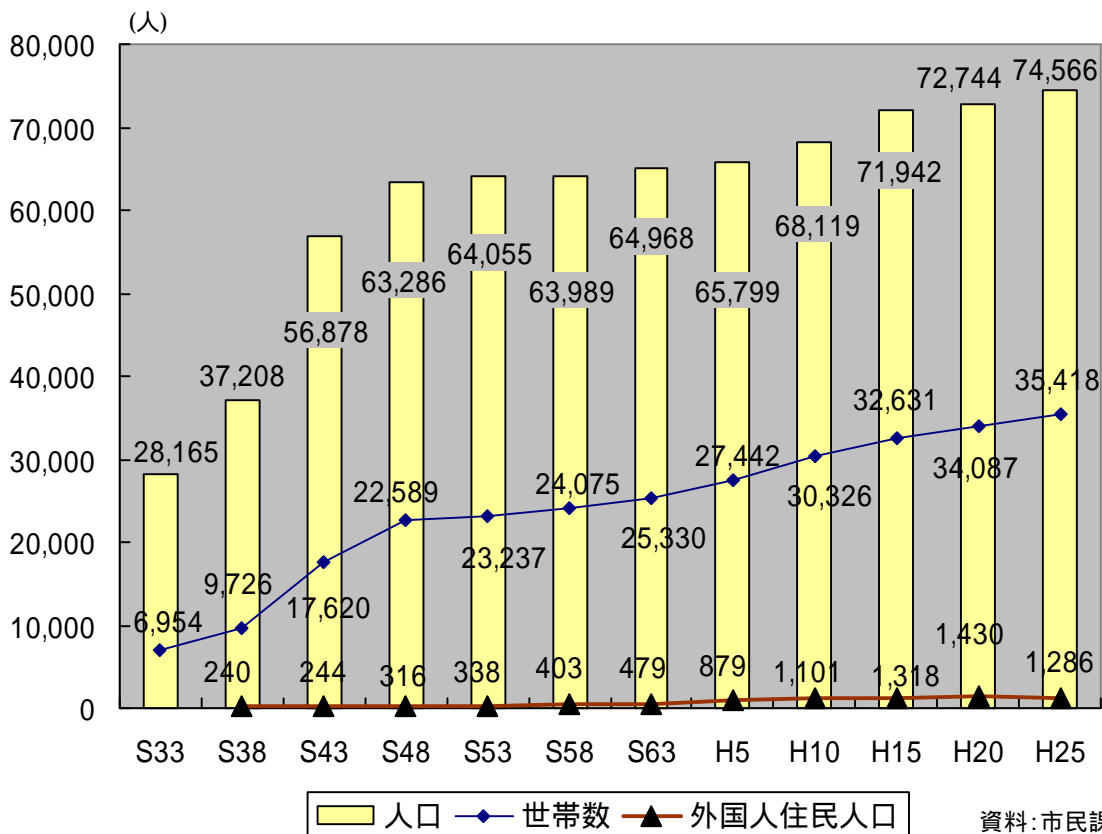
資料：天候・降雨量については東京都下水道局 北多摩二号水再生センター、気温については気象庁HP発表データを参照



## 第2節 社会的条件

### 1. 人口と世帯

市の人口は、大正末期には3千人弱であったが、その後、昭和30年には2万人、昭和41年には、富士見台地域の公団住宅建設の影響等により、急激に増加して5万人を超えた。しかし、昭和46年に6万人を超えた後は、緩やかな上昇に留まり、平成12年に7万人を超えるまで29年を要した。その後は、平成16年に7万2千人を超え、平成25年は7万4千人台で推移している。世帯数もほぼ同様に推移し、昭和46年に2万世帯を超えた後、平成10年に3万世帯を超えるまでに27年を要している。その後、平成25年には3万5千世帯余りとなっている。一方、外国人住民人口は、平成8年に1千人を超えて以降、平成21年まで微増傾向であったが、その後は僅かながら減少に転じその傾向は現在も続いている。



外国人住民人口は、外国人登録制度の廃止に伴い、平成24年7月までは外国人登録者数、平成24年8月からは住民基本台帳上の人口による。

国籍別外国人住民人口の推移

各年1月1日

年次	総数	韓国 朝鮮	中国	アメリカ	カナダ	ドイツ	オーストラリア	イギリス	フィリピン	その他
平成 11 年	1,130	332	412	65	8	14	16	16	48	219
12	1,199	326	463	67	10	11	16	19	48	239
13	1,265	348	486	59	7	12	10	21	53	269
14	1,311	348	535	57	8	11	14	21	55	262
15	1,318	342	542	53	9	14	16	21	51	270
16	1,379	355	554	56	10	17	12	22	62	291
17	1,375	364	521	57	11	19	11	21	68	303
18	1,397	416	509	64	12	25	11	23	71	266
19	1,392	401	491	64	16	25	17	26	74	278
20	1,430	381	518	67	14	22	16	25	76	311
21	1,511	385	567	69	14	25	13	23	79	336
22	1,448	393	526	66	10	28	11	21	75	318
23	1,477	407	544	64	13	21	6	14	80	328
24	1,411	413	504	60	12	15	7	14	75	311
25	1,286	372	460	44	10	14	9	13	74	290

資料:市民課

2. 昼夜間人口の推移

夜間人口を100とした場合の昼間人口を表す昼間人口指数は、平成7年に98であった。昼間、流入する人に比べ、流出する人が僅かではあるが多くなっていることを示している。この傾向は、平成22年においても同様な指数を示している。また、流入者のうち通学者が約4割を占め、文教都市に相応しく15歳未満の流出者686人に対して流入者が1,751人となっている。

昼間人口の推移

各年10月1日

年	夜間人口(人)	昼間人口(人)	昼間人口対		昼間人口指数 (夜間人口=100)	昼間人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	残留人口 (市内にとどまる人口)
			前年増加率(%)				
平成 7 年	66,533	65,464		4.0	98	8,032	37,963
12	72,183	71,484		9.1	99	8,771	44,588
17	72,574	71,295		-1.8	98	8,748	45,832
22	75,510	73,597		3.2	97	9,030	49,160

資料:国勢調査

年齢別昼間人口

平成22年10月1日

年齢階級	昼間人口	流入人口				流出人口				夜間人口	昼間人口指数 (夜間人口=100)
		総数	構成比%	通勤者	通学者	総数	構成比%	通勤者	通学者		
<b>総数</b>	73,597	22,773	100.0	14,212	8,561	26,530	100.0	21,979	4,551	75,510	97
15歳未満	10,285	1,751	7.7	-	1,751	686	2.6	-	686	9,049	114
15~64歳	48,222	20,139	88.4	13,337	6,802	24,549	92.5	20,688	3,861	52,125	93
65歳以上	14,090	883	3.9	875	8	1,295	4.9	1,291	4	14,336	98
<b>男</b>	35,405	13,259	100.0	8,153	5,103	16,002	100.0	13,744	2,258	37,525	94
15歳未満	5,525	1,077	8.1	-	1,077	331	2.1	-	331	4,697	118
15~64歳	24,092	11,599	87.5	7,574	4,025	14,761	92.2	12,836	1,925	26,819	90
65歳以上	5,788	583	4.4	579	4	910	5.7	908	2	6,009	96
<b>女</b>	38,192	9,874	100.0	6,059	3,815	10,348	100.0	8,235	2,113	37,985	101
15歳未満	4,760	674	6.8	-	674	355	3.4	-	355	4,352	109
15~64歳	25,130	8,900	90.1	5,763	3,137	9,608	92.8	7,852	1,756	25,306	99
65歳以上	8,302	300	3.0	296	4	385	3.7	383	2	8,327	100

資料:国勢調査

注:構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため合計は必ずしも100%にならない。

### 3. 交通

#### (1) 道路

市内を通る主要幹線道路は、中央自動車道、国道20号線(日野バイパス)、都道である主要地方道20号線(府中相模原線)、主要地方道43号線(立川東大和線)、145号線(旭通り、富士見通りの一部)、146号線(大学通り)、256号線(甲州街道)がある。

#### (2) 鉄道

国立市内には、北部を東西方向にJR中央線及び中央部を西北西方向にJR南武線が通っており、中央線は特急、貨物を除いても平日約460回、南武線は約240回も電車が行き来している。特に、朝の通勤時間帯では、中央線では2～3分、南武線では5分間隔で運行している。

### 4. 産業経済

#### (1) 商業

市内には30の商店会及び組合があり、国立駅周辺の商店街や谷保駅・矢川駅周辺の商店街、住宅地内の商店街を形成している。商業統計調査報告によると事業所数が平成14年の718事業所から平成19年には629事業所に減少している。特に、小売業については、減少が目立ち、78事業所も減少している。

事業所、従業者数及び年間販売額

単位:店,人,百万円

産業中分類	平成14年			平成16年			平成19年		
	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額
総数	718	5,602	187,480	686	5,854	176,884	629	5,435	187,486
卸売業	118	1,426	132,743	118	1,398	119,401	107	1,387	132,451
一般卸売業	118	1,426	132,743	118	1,398	119,401	107	1,387	132,451
代理店仲立業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小売業	600	4,176	65,969	568	4,456	57,483	522	4,048	55,034
各種商品小売業	2	4	X	3	8	119	-	-	-
織物衣服身可短小売業	109	334	3,085	101	313	2,723	98	248	2,678
飲料品小売業	201	2,061	27,087	186	2,325	28,963	165	2,215	27,913
自動車自転車小売業	20	190	X	19	167	5,572	19	158	4,784
家具計器機械器具小売業	51	207	2,080	54	184	2,601	45	150	1,727
その他小売業	217	1,380	16,153	205	1,459	17,505	195	1,277	17,932

資料：東京都総務局統計部「商業統計調査報告」

注：調査期日は、各年6月1日。

## (2) 工業

工業統計調査報告によれば、市内の工場数は平成12年に42事業所であったが、平成23年には23事業所にまで減少している。同様に、従業者数も平成12年には572人であったが、平成23年には347人と、225人の減少となっている。

工場数、従業者数及び製造品出荷額等(従業員4人以上の事業所)

各年12月31日 単位:人,百万円

年	工場数	従業者数	製造品出荷額等	1事業所当たり		従業者1人当たり
				従業者数	出荷額	出荷額
平成12年	42	572	13,750	14	321	24
13	34	517	8,251	15	243	16
14	32	383	6,317	12	197	16
15	35	445	7,156	13	204	16
16	31	448	5,904	14	190	13
17	28	405	5,206	14	186	13
18	25	349	4,545	14	182	13
19	29	466	6,800	16	234	15
20	30	438	5,419	15	181	12
21	29	412	4,361	14	150	11
22	26	375	3,762	14	145	10
23	23	347	5,937	15	258	17

資料:東京都総務局統計部「工業統計調査報告」。平成23年は「経済センサス 活動調査(平成24年2月)」による。

## (3) 農業

市内の農業は、都市近郊型農業で水稻、野菜、果樹、植木などの作付けを行っている。平成22年の経営耕地面積は約48haで、農家は兼業農家を含め76戸となっている。昭和60年と比較すると、経営耕地面積は半分以下、農家数は3分の1以下に減少している。減少の主な原因は、近年の急速な都市化の進展や農業従事者の高齢化などによる後継者不足等が挙げられる。

専業農家数

各年2月1日 単位:戸

年次	総数	専業	兼業		
			総数	第1種兼業	第2種兼業
昭和60	270	7	263	28	235
61	258	7	251	28	223
62	238	7	231	28	203
63	221	7	214	28	186
平成元	221	7	214	28	186
2	210	1	209	42	167
7	181	3	178	18	160
12	168	15	153	25	128
17	143	25	118	12	106
22	76	23	53	7	46

資料:産業振興課、東京都総務局統計部「世界農林業センサス東京都報告」「農業センサス東京都報告」「東京都統計年鑑」

## 経営耕地面積

各年2月1日 単位:a

年次	総数	田	畑	桑園	樹園地
昭和 60	11 977	4 744	5 296	-	1 937
61	11 342	4 396	5 009	-	1 937
62	10 977	4 244	4 796	-	1 937
63	10 867	4 194	4 746	-	1 927
平成 元	10 709	4 124	4 658	-	1 927
2	10 217	3 970	4 818	-	1 429
7	8 491	2 931	4 165	-	1 395
12	6 727	2 318	3 624	-	785
17	5 264	1 556	3 106	-	602
22	4 829	1 231	3 008	-	590

資料:産業振興課、東京都総務局統計部「世界農林業センサス 東京都報告」「農業センサス 東京都報告」「東京都統計年鑑」「農林業センサス 東京都調査結果」

## 5 . 土地利用

市内の土地利用の推移は、宅地がほぼ横ばい、田、畑が減少傾向、山林、その他が増加傾向にある。中でも、田、畑の面積の減少傾向が顕著となっており、田については平成16年に約20haあった面積が平成25年には約16haまで減少し、畑については平成16年に約56haあった面積が平成25年には約45haまで減少している。

### 地目別土地(面積)の推移

各年1月1日 単位:m<sup>2</sup>

年次	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成 16年	8,150,000	202,418	556,703	5,027,496	24,337	-	333,121	2,005,925
17	8,150,000	188,341	538,042	5,053,758	23,210	-	330,840	2,015,809
18	8,150,000	185,672	525,891	4,990,855	23,354	-	315,914	2,108,314
19	8,150,000	183,137	513,296	5,004,269	23,354	-	316,329	2,109,615
20	8,150,000	179,452	507,833	5,012,322	23,354	-	320,737	2,106,302
21	8,150,000	173,662	498,102	5,030,949	23,354	-	317,488	2,106,445
22	8,150,000	170,479	487,171	5,045,041	23,311	-	320,674	2,103,324
23	8,150,000	164,073	474,507	5,052,397	23,199	-	323,137	2,112,687
24	8,150,000	160,690	465,704	4,999,615	29,654	-	320,411	2,173,926
25	8,150,000	157,296	452,654	5,011,229	29,654	-	327,869	2,171,298

資料:課税課

## 6 . ごみ収集

市内のごみ収集状況は、再資源化の取り組みにより、可燃ごみ、不燃ごみ、その他、全ての項目で長期的に減少傾向にあり、平成24年の総数は、収集人口が増加したにもかかわらず、平成15年と比較し、3,824トンの減少となっている。また、1日当たりの収集量も、平成15年の42トンから平成24年には38トンまで減少している。



## ごみ収集状況

年 度	収集世帯	収集人口	収 集 内 訳				1日当たり 収集量 t	1日1世帯 当たり 収集量 kg	1日1人 当たり 収集量 g	1t当たりの 清掃経費 (し尿除く) 円
			総 数 t	可燃ごみ t	不燃ごみ t	その他 t				
平成 15	33,134	73,024	25,100	12,540	2,709	9,851	42	1	571	84,175
16	33,517	73,574	23,969	12,090	2,642	9,237	40	1	549	65,905
17	33,522	73,213	24,035	12,110	2,667	9,258	40	1	553	63,554
18	34,261	73,641	24,060	12,055	2,701	9,304	40	1	549	64,431
19	34,829	74,177	23,229	11,832	2,560	8,837	39	1	530	62,782
20	35,076	74,258	22,268	11,673	2,437	8,158	39	1	521	64,067
21	35,235	74,364	21,327	11,486	2,339	7,502	38	1	509	65,791
22	35,350	74,623	20,975	11,328	2,355	7,292	37	1	502	65,921
23	35,387	74,606	21,104	11,448	2,372	7,284	38	1	506	58,907
24	35,448	74,627	21,276	11,409	2,385	7,482	38	1	506	55,915

資料:ごみ減量課

注:「不燃ごみ」はプラスチック類(プラスチック製容器包装、製品プラスチック類)を含む。

## 第5章 災害・危機の想定

### 第1節 地震災害

#### 1. 地震災害履歴

本市において記録に残る過去の地震災害で最も大きなものは、大正12(1923)年9月1日午前11時58分に発生した関東大震災である。震源は相模湾北西部地下28キロで、震度6、マグニチュード7.9であった。地震の揺れは、激しい上下動につづく水平動で、立っていることもできなかった。東京市内では、地震と同時に発生した火災が9月3日未明までおさまらず、死者約6万人、行方不明者1万千人、全焼家屋31万2千戸といわれる大被害だった。谷保村の場合は、幸いにして死者もなく火災もなかったが、家が何軒かつぶれ、土蔵の土壁があちこちで崩れ落ちた。(国立市史より)

「国立市史別巻」によると「関東大震災で土蔵、民家などに被害がでる。住宅倒壊6戸。」と記録されている。

#### 2. 東京都防災会議による被害想定

東京都防災会議は、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。この被害想定は、従来の「東京湾北部」と「多摩直下」の2箇所を震源とする地震のほか、海溝型地震である「元禄型関東地震」及び活断層で発生する地震である「立川断層帯地震」を新たに対象とし、それぞれ、次のとおり前提を示している。

#### 前提条件

		被害想定的前提
地震	震源	多摩直下地震(プレート境界多摩地震) 東京湾北部地震 元禄型関東地震 立川断層帯地震
	規模	M7.3、M7.3、M8.2、M7.4
	震源の深さ	・ 約20~35km、約0~30km、約2~20km
季節		冬
時刻		朝5時、昼12時、夕方18時
風速		4m/s、8m/s

### 3. 国立市の被害想定

地震被害は、発生する季節、時刻、気象条件が大きく影響する。そこで、国立市では、市内の被害合計が最大となる立川断層帯地震M7.4、冬の夕方6時、風速8m/秒の条件とした。

市内の被害概要は次のとおりである。

#### (1) 地震動

市全域で震度6強となる。

#### (2) 建物被害

市全域で1,119棟の全壊被害が想定されている。全壊率は9.9%である。地域別に見ると、北、西、中、東地域の一部で被害が多くなっている。

#### (3) 火災による焼失被害

火災により3,143棟焼失することが想定されている。焼失率は、棟数比で27.8%である。地域別に見ると、北、東地域で大きな被害が想定されている。

#### (4) 人的被害

死者104人、負傷者977人が想定されている。人的被害は、家屋被害や火災のほか、家具の転倒・落下、ブロック塀等の崩壊に伴うものが多いとされている。

#### (5) 避難者

避難者は、家屋やライフラインの被害及びエレベーターの停止等により発生し、最大42,407人(疎開者14,842人を含む。)発生することが想定されている。

#### (6) 帰宅困難者

帰宅困難者とは、地震直後に鉄道、バスなどの交通機関が途絶または運行停止することによって、自宅が遠距離に位置するため徒歩により帰宅することが困難な人をいう。最大18,218人が想定されている。

#### (7) がれき

がれきとは、震災により建物が全壊・焼失することにより発生する建物本体の残骸物をいう。市内では、約35万tのがれきが想定されている。

なお、本市における平成25年度のごみ収集量は、約2.1万t(資料：ごみ減量課)となっている。

## (8) ライフライン

ライフラインの被害率と復旧日数は次のとおり。

ライフライン	M7.4	
	被害率(%) *1	復旧目標
電力	32.5	7日
通信	21.4	14日
ガス	0.0 ~ 100	60日
上水道	69.0	30日
下水道	19.3	30日

### \*1) 被害率

国立市を対象地域としている。

電力/停電率：火災及び電柱被害による停電軒数の電灯軒数に占める割合。

(地中供給電灯軒数を含む)

通信/不通率：火災及び電柱被害による不通回線数の需要家回線数に占める割合。

ガス/供給停止率：SI 値分布により算出した供給停止件数が需要家件数より求める。

供給停止はブロック全域が 60kine を超過した場合を対象とする。

ブロック内のある程度の範囲で 60kine を超え、さらに 2 次被害発生の危険性がある場合、追加で供給を停止する可能性もある。

kine(カイン)：速度の単位で、cm/s のこと。

上水道/断水率：配水管被害率から過去の事例をもとに断水率を推計。

下水道/被害率：管きよ被害延長が管きよ総延長に占める割合。

## 国立市の地震被害想定(立川断層帯地震による被害想定)

地震の種類 規模		立川断層帯 M7.4						
発災時刻		18時		12時		5時		
発災時の風速(/秒)		8M	4M	8M	4M	8M	4M	
震度別面積率	5弱以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	5強	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	6弱	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	6強	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	
	7	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	
原因別建物全壊棟数	ゆれ	1,113	1,113	1,113	1,113	1,113	1,113	
	液状化	0	0	0	0	0	0	
	急傾斜地崩壊	6	6	6	6	6	6	
	計	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	
ゆれ建物全壊棟数	木造	970	970	970	970	970	970	
	非木造	143	143	143	143	143	143	
火災	出火件数	8	8	4	4	2	2	
	焼失棟数(倒壊棟数含む)	3,143	3,122	1,176	1,169	345	343	
	焼失棟数(倒壊棟数含まない)	2,834	2,815	1,061	1,054	311	309	
人的被害	死者数	ゆれ・液状化建物被害	43	43	38	38	67	67
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	1	1
		火災	60	60	25	24	9	9
		ブロック塀等	0	0	0	0	0	0
		落下物	0	0	0	0	0	0
		計	104	103	63	63	76	76
	負傷者数	屋内収容物(参考値)	2	2	2	2	3	3
		ゆれ・液状化建物被害	727	727	752	752	998	998
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	1	1
		火災	235	234	68	67	12	12
		ブロック塀等	14	14	14	14	14	14
		落下物	1	1	1	1	1	1
		計	977	976	835	834	1,025	1,025
		屋内収容物(参考値)	36	36	38	38	51	51
避難者数(1日後)		42,407	42,297	32,055	32,014	27,677	27,666	
帰宅困難者数		18,218	18,218	18,218	18,218	-	-	
エレベーター閉じ込め台数		6	4	5	5	5	5	
要援護者死者数		57	57	32	32	33	32	
自力脱出困難者数		559	559	561	561	788	788	
がれき(万t)		35	35	31	31	29	29	
ライフライン	電力停電率	32.5%						
	通信不通率	21.4%						
	ガス供給停止率	0~100%						
	上水道断水率	69.0%						
	下水道管渠被害率	19.3%						

夜間人口 = 75,510 人、昼間人口 = 71,295 人

建物棟数 = 11,325 棟、木造 8,768 棟、非木造 2,557 棟

急傾斜地崩壊危険箇所 = 2 箇所

\* 小数点以下の四捨五入により合わないことがある。

\* 交通被害については、算出しないため表に含めない。

\* 焼失した建物と倒壊した建物の棟数は、一部被害が重複するので、焼失した建物に倒壊した建物を含む場合と含まない場合を示す。

## 国立市の地震被害想定(多摩直下地震による被害想定)

地震の種類 規模		多摩直下 M7.3						
発災時刻		18時		12時		5時		
発災時の風速(/秒)		8M	4M	8M	4M	8M	4M	
震度別面積率	5弱以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	5強	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	6弱	24.3%	24.3%	24.3%	24.3%	24.3%	24.3%	
	6強	75.7%	75.7%	75.7%	75.7%	75.7%	75.7%	
原因別建物全壊棟数	ゆれ	370	370	370	370	370	370	
	液状化	0	0	0	0	0	0	
	急傾斜地崩壊	5	5	5	5	5	5	
	計	375	375	375	375	375	375	
ゆれ建物全壊棟数	木造	325	325	325	325	325	325	
	非木造	45	45	45	45	45	45	
火災	出火件数	6	6	3	3	1	1	
	焼失棟数(倒壊棟数含む)	1,623	1,612	431	428	157	156	
	焼失棟数(倒壊棟数含まない)	1,570	1,559	417	414	152	151	
人的被害	死者数	ゆれ・液状化建物被害	14	14	13	13	22	22
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
		火災	31	31	9	9	4	4
		ブロック塀等	0	0	0	0	0	0
		落下物	0	0	0	0	0	0
		計	46	46	22	22	27	27
		屋内収容物(参考値)	1	1	1	1	2	2
	負傷者数	ゆれ・液状化建物被害	356	356	357	357	502	502
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	1	1
		火災	102	98	12	12	6	6
		ブロック塀等	9	9	9	9	9	9
		落下物	0	0	0	0	0	0
		計	468	464	379	379	518	43
		屋内収容物(参考値)	30	30	33	33	43	56
避難者数(1日後)		25,703	25,636	18,903	18,885	17,341	17,335	
帰宅困難者数		18,218	18,218	18,218	18,218	-	-	
エレベーター閉じ込め台数		4	4	4	4	4	4	
要援護者死者数		25	25	11	11	12	12	
自力脱出困難者数		184	184	184	184	262	262	
がれき(万t)		16	16	14	14	13	13	
ライフライン	電力停電率	15.6%						
	通信不通率	11.5%						
	ガス供給停止率	87.4~100%						
	上水道断水率	47.4%						
	下水道管渠被害率	18.2%						

夜間人口 = 75,510 人、昼間人口 = 71,295 人

建物棟数 = 11,325 棟、木造 8,768 棟、非木造 2,557 棟

急傾斜地崩壊危険箇所 = 2 箇所

\* 小数点以下の四捨五入により合わないことがある。

\* 交通被害については、算出しないため表に含めない。

\* 焼失した建物と倒壊した建物の棟数は、一部被害が重複するので、焼失した建物に倒壊した建物を含む場合と含まない場合を示す。

## 第2節 風水害

風水害とは、豪雨等により生じる河川の氾濫や道路、建築物等の冠水、がけ崩れや土石流等の土砂災害、強風等により生じる建物や土木構造物の倒壊・損傷、風倒木及び農作物被害などをいう。

近年の水害は、都市化の進行や地球規模での気象異変等により、従来の経験則では対応しきれない大型台風の襲来や集中豪雨の発生が観測されている。

本市においては、市の地域の南に多摩川があり、洪水による被害の発生が予想されることから、災害情報の伝達や避難誘導體制の確保など、風水害に対して組織的に対処するための基本的な仕組みを定めることとする。

### 1. 水害の履歴

記憶に残る大きな災害のひとつとして、昭和49年9月の台風16号による集中豪雨が上げられる。この集中豪雨では、多摩川の本堤防が300mにわたって決壊し、これにより狛江市の一部の地域が浸水して、流出家屋18戸の大きな被害が発生した。

当市における過去の多摩川の氾濫は、特に大きな被害をもたらした承応二（1653）年及び万治二（1659）年の洪水、寛保二（1742）年の大満水、文政五～七（1822～24）年にかけての大水などがあつた。承応二年の洪水のときは、青柳嶋全村が流出し、そのために青柳・石田の両村が多摩川の南岸から北岸に移転しなければならなかつた。

寛保の満水のときは、140間（254.5m）にわたって堤が押し破られたため、幕府から普請工事を命ぜられ、そのための必要経費と人足賃米や諸雑費が幕府から支給された。このほか堤二か所、水門上置二か所などの修復も幕府の費用による普請工事とされた。

文政の大水は、嵐にともなうもので、府中用水の取水口である雨成下をおし崩し、川水が高い波をたてて入り込み、八ヶ下の田畑はすべて流されてしまうという状態だった。しかもその大水は、翌々年まで続いたといわれている。（参考「くにたちの歴史」『くにたちの歴史』編さん委員会編集 平成7年2月20日発行）

### 2. 風水害の被害想定

#### （1）対象とする風水害

本市では、多摩川の洪水による越水被害や堤防決壊、集中豪雨による市内の浸水被害、大雨等に伴う急傾斜地の崩壊等予想される。

#### 本計画で対象とする災害

洪水災害	多摩川の洪水による越水被害、堤防決壊等の水害
浸水災害	台風、集中豪雨などによる市内住宅等への浸水被害 矢川等の中小河川の氾濫による浸水被害
土砂災害	大雨等に伴う急傾斜地の崩壊
風害及び雪害	台風、竜巻等の強風による被害及び大雪による被害
その他	その他の気象災害

## ( 2 ) 国立市の多摩川浸水想定区域

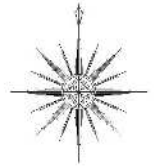
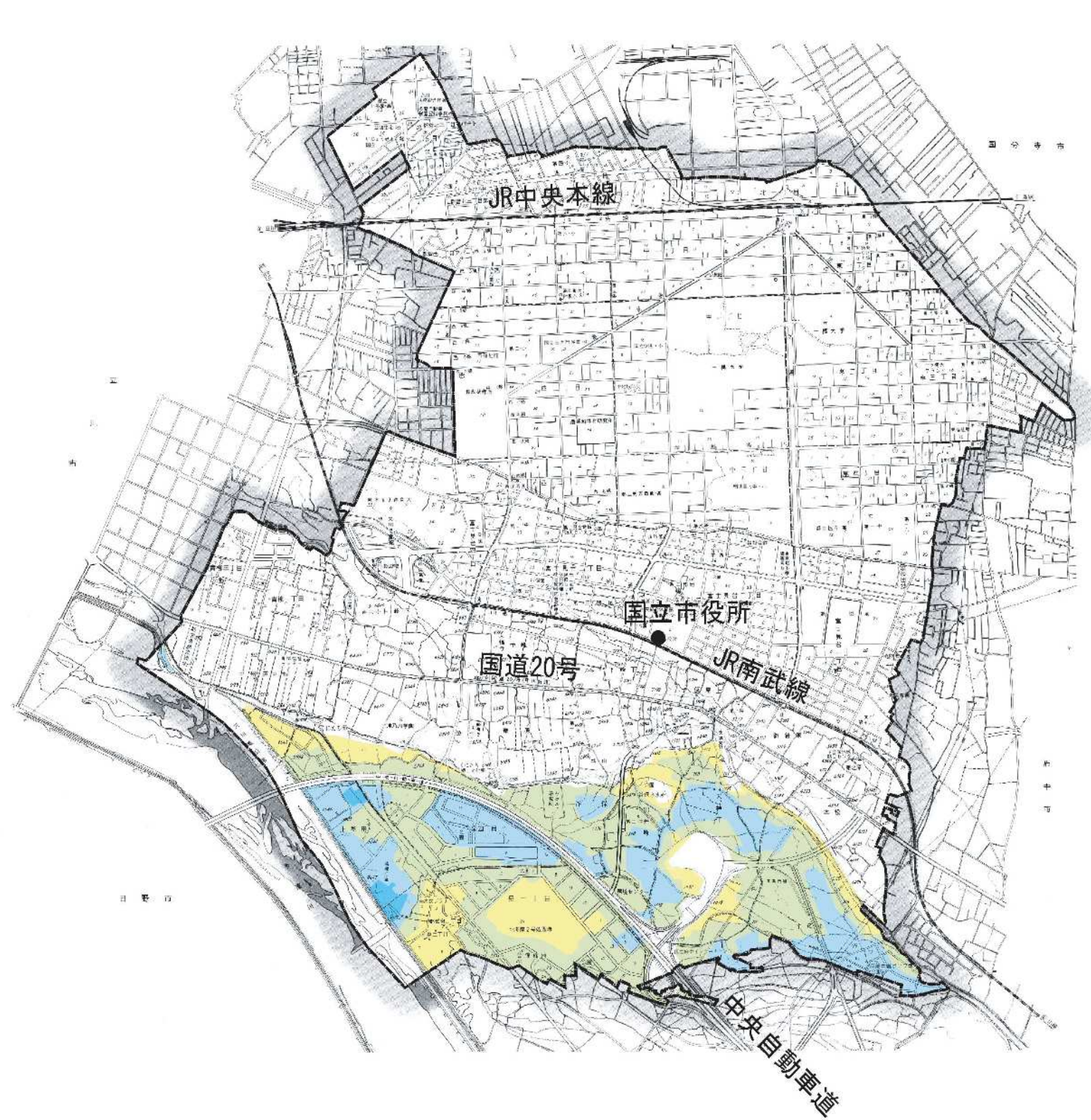
国立市における多摩川浸水想定区域は、水防法第 1 4 条に基づき、平成 1 4 年 2 月に国土交通省令で定めた多摩川浸水想定区域図により、青柳段丘崖以南の多摩川沖積地に指定された。

この浸水想定区域図は、多摩川流域（石原地点上流域）に 2 0 0 年に 1 度程度、2 日間で 4 5 7 mm の大雨を想定して、多摩川が氾濫した場合の浸水状況（浸水区域の広がりと浸水深）を次のとおり示してしている。

市内の中小河川や用水の氾濫、想定を超える降雨による内水氾濫等は想定されていない。



# 多摩川水系多摩川浸水想定区域図（国立市）



**凡例**  
 浸水した場合に想定される水深(ラシク別)

Yellow	0.5m未満の区域
Light Green	0.5m～1.0m未満の区域
Light Blue	1.0m～2.0m未満の区域
Medium Blue	2.0m～3.0m未満の区域
Dark Blue	3.0m以上の区域



1. 多摩川浸水想定区域図について
- (1) この図は、多摩川水系多摩川の洪水予報区域について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深をのぞいたものです。
  - (2) この浸水想定区域等は、指定時点の多摩川の河道の整備状況を勘案して、洪水防備に関する計画の基本となる降雨である概ね200年に1回程度起こる大雨が降ったことにより、多摩川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。
  - (3) なお、このシミュレーションの実施に当たっては、支派川の氾濫、想定を超える降雨、高潮、内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域において、浸水が発生する場合や、指定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項等
- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) 作成主体         | 国土交通省関東地方整備局京浜工事事務所   |
| (2) 指定年月日        | 平成14年 2月28日   |
| (3) 告示番号         | 国土交通省関東地方整備局告示第 号   |
| (4) 指定の根拠法令      | 水防法（昭和24年法律第193号）第10条の4第1項  |
| (5) 対象となる洪水予報河川  | 多摩川水系多摩川（実施区間 左岸東京都青梅市湖中万年橋から海まで、右岸東京都青梅市湖中万年橋から海まで、昭和63年4月20日付け運輸省・建設省第1号告示）   |
| (6) 指定の前提となる計画降雨 | 多摩川流域の1日間総雨量 457mm  |
| (7) 関係市区         | 東京都<br>①大田区、②世田谷区、③八王子市、④立川市、<br>⑤青梅市、⑥府中市、⑦昭島市、⑧調布市、⑨日野市、<br>⑩国立市、⑪福生市、⑫柏江市、⑬多摩市、⑭稲城市、<br>⑮羽村市、⑯あきる野市<br>神奈川県<br>⑰横浜市、⑱川崎市 |

### 第3節 大規模事故

この計画で想定する「大規模事故」とは、航空機の墜落、列車及び大型車両等の衝突・横転等の事故、大火災、爆発など大規模で市民生活に重大な被害を及ぼす事態をいう。国立市における大規模事故災害の想定は、次のとおりとする。

航空機事故災害	定期旅客機、米軍・自衛隊機、民間機等の航空機の墜落等による災害
鉄道事故災害	JR中央線及びJR南武線の列車による衝突・脱線・転覆・火災及びガソリン等の危険物、有害化学物質等の積載貨物列車からの流出等による事故災害
交通事故災害	中央自動車道や国道20号線等の幹線道路における多重衝突などの大事故、ガソリン等の危険物、有害化学物質等の積載車両からの流出等による事故災害
危険物等災害	LPガス等の高圧ガス、塩素ガス、放射性物質及び毒物、劇物等の漏洩や爆発等による事故災害
大規模火災	市街地における大規模延焼火災、多数の者や災害時要配慮者が利用する避難・消火活動に制約がある大規模施設（ホテル、スーパー、高層マンション、社会福祉施設等）の災害
その他の災害	その他の大規模な事故災害

### 第4節 健康危機

近年、新型インフルエンザ、SARS(重症急性呼吸器症候群)、BSE(牛海綿状脳症)問題など、生命や健康及び生活環境を脅かす危機が相次いで発生している。このような市民生活に重大な被害を生じさせる危機に対して、本計画で想定する「健康危機」は、次の原因により生ずる市民の生命や健康の安全を脅かす事態をいう。

本計画で想定する「健康危機」

健康危機	食中毒、毒劇物、感染症、飲料水、医薬品その他何らかの原因により生ずる市民の生命や健康の安全を脅かす事態が発生し、または発生するおそれがある場合
------	---

## 第 2 部 減災計画



## 第1章 計画の基本的考え方

### 第1節 計画の基本的考え方

#### 第1 計画の基本理念

防災対策は、あらゆる災害に対して、被害を未然に防止することが目標であるが、災害の予測や被害の防止手法等に関して現状の科学水準では困難な面も多い。しかし、日頃から災害に対する備えを充実し、仮に災害が発生しても初動時から適切に対処することにより、被害を最小限に抑え減災を図ることが可能である。このため、市をはじめ、市民・事業所等は、それぞれの立場において日常及び災害時の役割を明らかにし、相互に連携して取り組むことが重要である。

近年、本市においては、核家族化と高齢化が同時に進み、本格的な少子高齢社会に入っている。また、災害時に地域の防災活動や市民相互の助け合いの中心となる自主防災組織等の市民組織の結成は、増加傾向にあるものの十分な状況とはいえない。このため、市・市民・事業所等が相互に連携し協力して防災対策に取り組む“仕組み”をつくることが重要な課題となっている。これらのことから、本計画は、市・市民・事業所等が相互に連携・協力する防災コミュニティの形成を通して、災害を最小限に抑えることを基本理念とする。

#### 第2 計画の期間

この計画は、平成28年度から平成32年度までの5ヵ年計画とする。このうち、前期を2ヵ年、後期を3ヵ年として事業計画を策定し事業の推進に当たる。

#### 第3 計画の構成

この計画は、「減災目標」を明らかにするとともに「部門別計画」(各章)及び「テーマ別計画」(各節)から構成する。

テーマ別計画は、「現状と課題」、「施策の方向」、「事業計画」から構成し、それぞれ次の目的や位置づけを有している。

「現状と課題」は、各節のテーマに関する国立市の現状と課題を整理したものであり、施策の根拠となるものである。

「施策の方向」は、現時点で考えられる各テーマに関する施策を整理したものであり、市、市民、事業所等が今後、取り組むべき方向を明らかにしたものである。

「事業計画」は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、平成32年度までに、具体的に実施する事業を明らかにすることにより、実効性を伴う計画とした。

なお、事業の実施は、各所管課が有する分野別計画の中で推進することとする。

## 第4 計画の推進

この計画は、市、市民、事業所等がそれぞれの立場で独自に防災対策を実施するとともに、相互に連携・協力して推進することが求められている。

本計画の推進にあたっては、施策や事業の進捗状況を定期的に把握・評価し、計画の見直しを図ることが重要である。このため、市と国立市総合防災対策連絡協議会が協力し、市民の参画を得て点検、評価を実施する。

## 第2節 これまでの事業進捗状況の評価

平成20年度から平成27年度までの8カ年の計画で減災のための事業を推進してきた。ハード面では、避難所となる小中学校で校舎及び体育館すべての耐震改修工事が完了したほか、その他の防災上重要な公共建築物も耐震診断及び耐震改修工事が概ね終了した。民間建築物の耐震化は、耐震診断及び耐震改修に助成を行い、耐震化を推進している。都市計画道路の整備は、3・3・2号線及び3・4・5号線（府中市境）（都施行）が用地取得を実施している。3・4・10号線（市施行）では局所改良事業が進展して延伸部分の南工区の用地取得を実施している。緑地は、城山南土地区画整理事業及び下新田土地区画整理事業により新たに確保を行った。下水道管きよの耐震化は、平成21年度より工事を開始し、耐震化を進めている。家具転倒防止等の対策では、国立市庁舎オフィス家具等の転倒落下防止ガイドラインを策定し、庁舎のキャビネットを耐震化したほか、庁舎、くにたち中央図書館、小中学校でガラスの飛散防止フィルムを貼付した。

ソフト面では、避難対策として、震災時における広域避難場所の見直しを行い、市街地化に伴う南部地域の避難方式を見直したほか、多摩川の洪水避難マップを作成し、防災マップとともに冊子「くにたちの災害対策」として全戸配布により市民へ周知した。また、災害時要配慮者避難支援事業を展開し、地域のなかでの避難支援体制の構築を始めている。避難所運営については、平成25年度に市内すべての小中学校で地域住民により避難所運営マニュアルを作成し、訓練を行うなど継続的な活動を行っている。市の災害対応能力向上に対しては、事業継続計画を作成したほか、災害対策本部運営図上訓練や災害証明書発行訓練、応急給水訓練など市職員が災害対応を習得し、各計画の検証を図っている。被害の証明は、考え方を整理し、国立市災害証明書交付要綱を作成した。事業者との協力の観点からは、物資の供給や応急復旧業務の支援、福祉避難所の提供などの災害時応援協定を締結した。

上記のとおり事業を推進してきたが、十分な対策ができているとは言えず、より効果を発揮するためには多くの事業を継続し、より具体的、現実的な修正を加える必要がある。また、東日本大震災の発生や東京都による首都直下地震の被害想定の変更、災害対策基本法の改正などの状況変化により事業の変更や修正を行うとともに、新たな事業の検討もしなければならない。

## 第3節 被害想定からみた国立市の防災課題

市では、災害対策基本法に定義されている災害の要因として地震、風水害、鉄道事故や大規模火災等の大規模事故が予想されている。このうち、一定の被害想定がなされ、被害数量や危険区域等が示されている災害要因は地震と風水害であるため、この二つの災害要因による被害想定について検討し防災課題を示す。

### 第1 地震災害

#### 1. 被害量の増加

市では、東日本大震災による教訓を踏まえて東京都が行った「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年5月)を防災計画のベースにしている。これは、旧国立市総合防災計画が用いていた「首都直下地震による東京の被害想定」(平成18年5月)と比較すると1)立川断層帯による被害想定の実施、2)フィリピン海プレート上面の深度が従来想定より浅いという最新の知見の反映、3)火災想定手法の改良等を踏まえて実施したものである。

この結果、市内の震度は、立川断層帯地震及び多摩直下地震ともに震度強と想定され、これは旧被害想定より1ランク強い揺れとなり、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等、それぞれについて被害量が増加することとなった。

特に、火災に伴う焼失率は、立川断層帯地震で27.75%、多摩直下地震で14.33%といずれも多摩26市の中で最も悪くなっている。

#### 2. 被害量の増加に伴う応急対策等への負荷増大

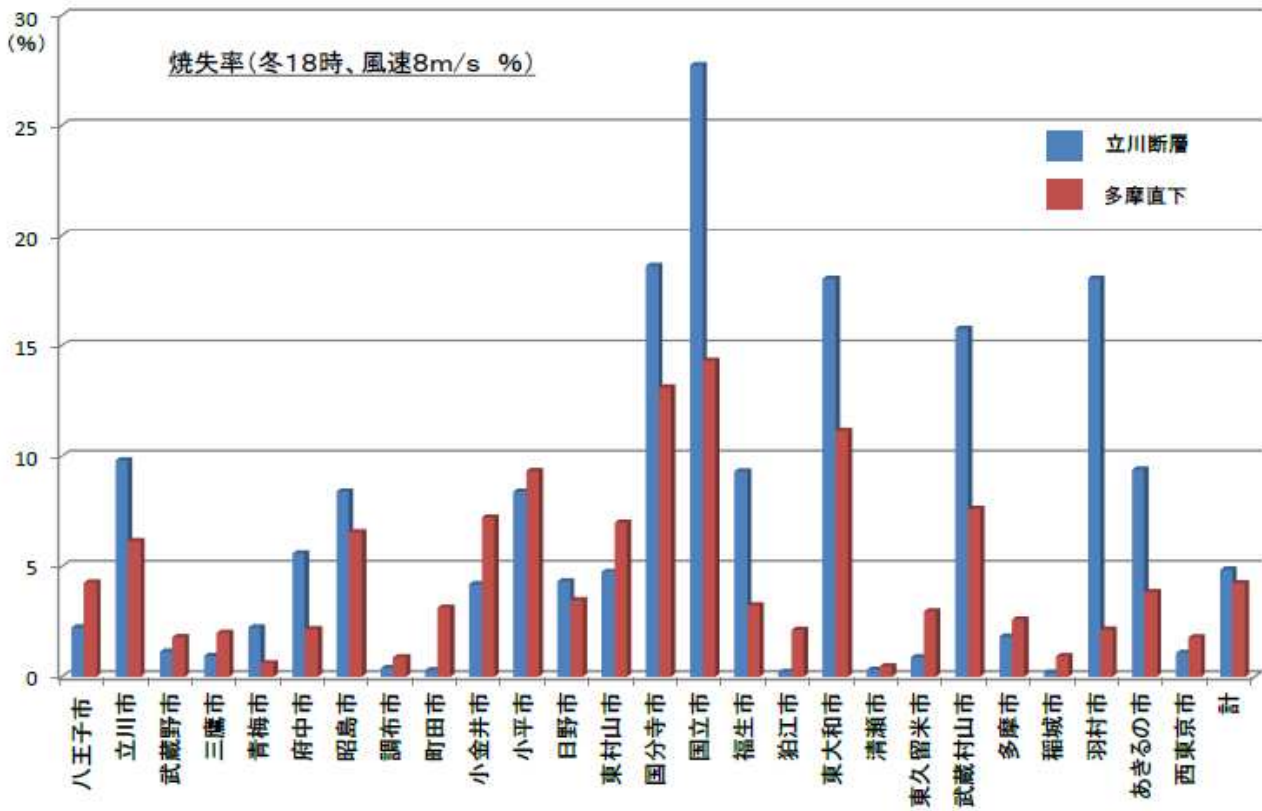
地震に伴う被害量の増加は、市の応急対策の困難さを増大させるだけでなく、何より市民生活への負荷を一層増大させるものである。例えば、被災者の避難率をみると、立川断層帯地震では、夜間人口比56.6%、多摩直下地震では、同34.04%を占め、焼失率と同様、多摩26市中で最も悪くなっている。このことは避難所の確保とともに、飲料水・食糧・トイレ・医薬品等生活必需物資の調達、生活の拠点となる住宅の確保等避難者だけでなく在宅避難者も含め被災者全員に多大な困難を強いることが予想される。

#### 3. 火災の延焼を防止するまちづくりの展開

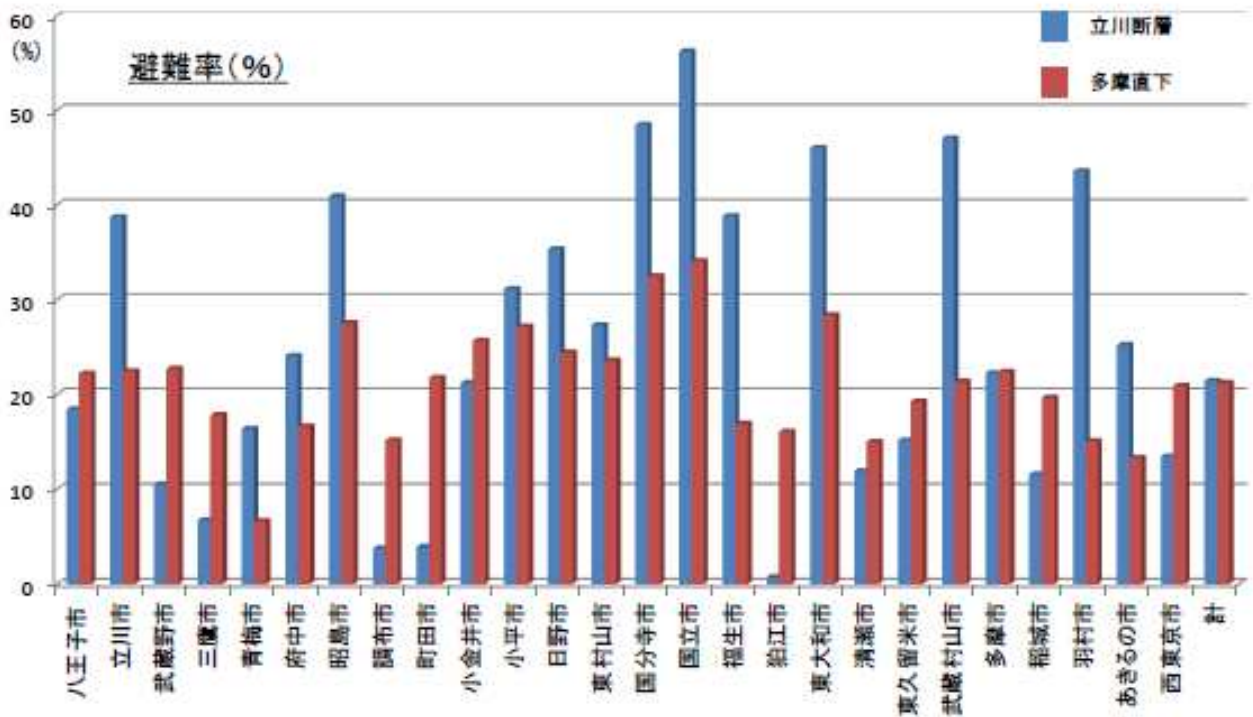
地震被害の想定を踏まえ、あらかじめ被災者の避難誘導や避難所確保対策をすすめるとともに、医療対策、物資・住家確保対策等を推進する必要がある。一方、被害そのものを軽減する対策もまた重要である。

本市の場合、火災の発生と延焼拡大に伴う数多くの住家焼失が、大量の避難者を発生させ、被災者への応急対策を困難なものとするのが予想される。このため、火災の延焼防止を図るため、日常からの街づくりと発災時の応急対策を両輪として推進し、住家の耐震耐火化の促進、耐火構造物や公園等のオープンスペースから構成される延

焼遮断帯の整備、自主防災組織の強化、市民の初期消火対策の強化等を実施する必要がある。



(「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」東京都防災会議 平成24年9月発行より作成)



(同上)



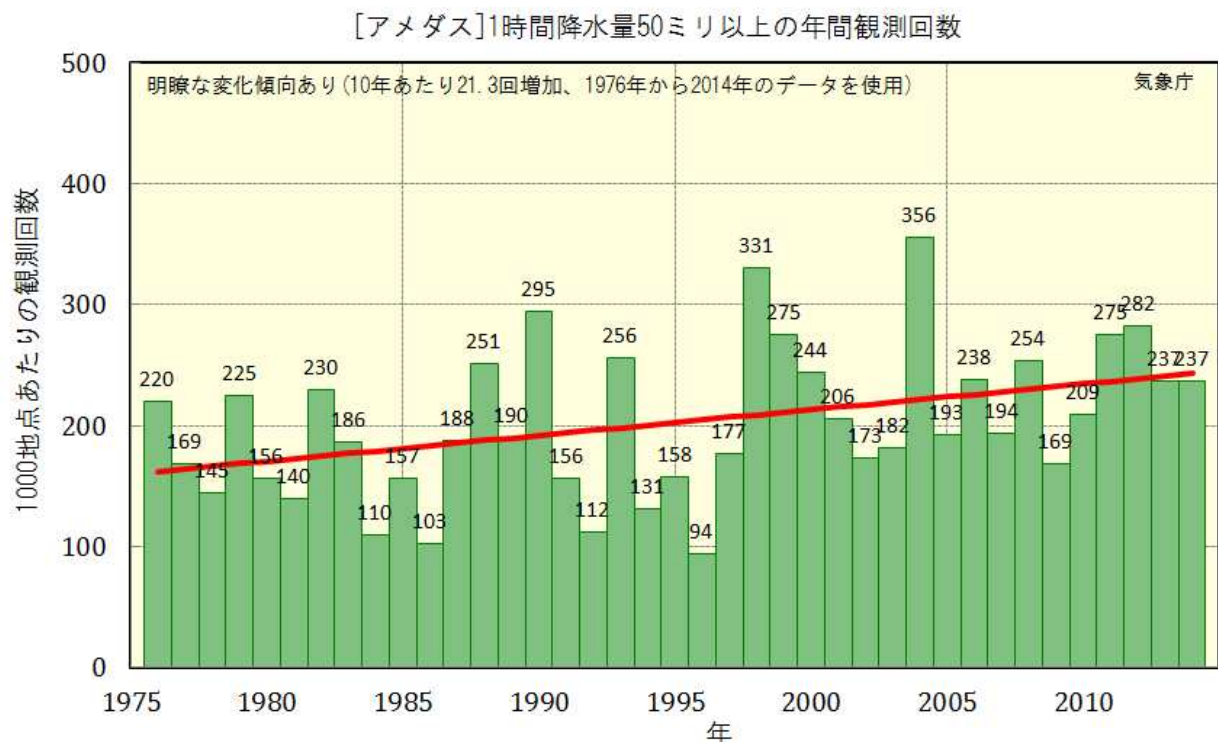
## 第2 風水害

市の風水害は、明治時代以降発生した記録は見当たらない。しかし、近年地球規模の温暖化傾向が続いていると言われている中、市においても気象状況の変化を感じることができるような降雨等の状況になっていると思われる。

気象庁データによる短時間強雨の発生回数の経年傾向をみると、明らかに増加傾向にあり、今後、内水はん濫や急傾斜地等における土砂災害の発生危険に注意を払う必要がある。

また、2007（平成19）年9月の台風9号では、小河内ダム地点で観測史上最大となる総雨量710mmを観測し、多摩川の洪水予報地点である調布橋、石原、田園調布（上）では、9月7日3：00～10：00の間、たびたび避難判断水位を超え、石原観測所では、一時はん濫危険水位を超え一部地域に避難勧告が出された。市では、多摩川の浸水想定区域が、青柳段丘崖のハケ下一帯にかかっており、災害時の避難方向を考慮すると出来るだけ迅速に避難させる必要があることから、何時、避難準備勧告や避難勧告を出してもおかしくないような状況であった。

このように、本市に係る気象環境は、既に予断を許さない状況にあると考えられ、気象予警報や土砂災害警報等を踏まえた市民への適切な情報提供と迅速な避難誘導等が求められている。



（出典：気象庁HPより）

## 第2章 減災目標

本市の災害想定及び東京都地域防災計画との整合性を図り、次のとおり震災のための減災目標を定める。この減災目標は、本計画の期間（平成28年度～32年度）において達成する。

### 減災目標 1 死傷者を半数以下にする

#### 1-1 住宅の倒壊による死傷者を半数以下にする

立川断層帯地震M7.4、朝5時に発災した場合、住宅倒壊や家具類の転倒を原因とする死傷者想定数1,101人を半数以下にする。

住宅倒壊による死傷者が最大となる条件として「朝5時」を用いた。

死傷者1,101人の内訳

死者76人、負傷者1,025人（内、建物被害998人、火災等・ブロック塀等27人）

目標を達成するための主要な対策

#### (1) 建築物の耐震化

住宅の耐震化率を平成32年度までに平成26年度末の推計値である84%から95%にする。

災害時輸送道路沿いの建築物のうち、地震に道路閉塞を起こす可能性の高い建築物を耐震化する。

リフォームに合わせた耐震改修の誘導

分譲マンションの耐震診断助成

耐震化に係る相談体制の整備

安価で信頼できる耐震化工法・装置の普及

#### (2) 家具類の転倒防止等

家具類の転倒防止対策の実施率を現行の37%(\*1)から60%にする。

高齢者、しょうがいしゃ世帯への転倒防止器具取り付け事業の促進

家具類の設置方法等の普及

(\*1:第7回国立市市民意識調査結果より)

#### (3) 救出・救護体制の強化

自主防災組織等の結成を働きかけ、地域防災力の向上を図る。

消防署と協力して企業の防災対策を推進する。

負傷者の救急・救護体制を強化する。

## 1-2 火災による死傷者を半数以下にする

立川断層帯地震M7.4、夕方6時、風速8m/秒を条件とする場合、火災を原因とする死傷者想定数295人を半数以下にする。

死傷者295人の内訳は、死者60人、負傷者235人。

### 目標を達成するための対策

- (1) 建築物の不燃化、消防活動困難区域の解消  
木造密集市街地の不燃化を推進する。  
生活道路や防火水槽の整備により消防活動困難区域の解消を図る。  
幹線道路沿道の不燃化、公共施設の緑化を図り延焼遮断帯を形成する。
- (2) 緑・オープンスペースの確保  
街路樹、公園、農地、水路等を活用した災害に強い市街地の整備
- (3) 消防力の充実・強化  
消防団員の定員維持、資機材・装備の計画的な更新を図る。  
開発等に伴う防火水槽の整備、街頭消火器の設置、スタンドパイプの活用
- (4) 市民・事業所等の出火防止と火災対応力の向上  
市民の防災意識を啓発し自主防災組織を現行の26団体から40団体にする。  
市民、地域、事業所等の出火防止対策及び初期消火活動を強化する。  
感震ブレーカーの普及を促進する。
- (5) 救出・救護体制の強化(目標1-1(3)と同)

## 減災目標 2 避難者を減少させる

### 住宅の倒壊や火災による避難者を減少させ、ライフライン被害等に伴う避難者を早期に帰宅させる

立川断層帯地震M7.4、夕方6時、風速8m/秒を条件とした場合、住宅倒壊や火災に伴う避難者を減少させ、またライフライン被害に伴う避難者を早期に帰宅させる。

最大避難者数（発災1日後）42,407人

#### 住宅倒壊や火災に伴う避難者を減少させる対策

- (1) 建築物の耐震化 (目標1-1(1)と同)
- (2) 建築物の不燃化、消防活動困難区域の解消 (目標1-2(1)(2)と同)
- (3) 消防力の充実・強化 (目標1-2(3)と同)
- (4) 市民・事業所等の出火防止対策と火災対応力の向上 (目標1-2(4)と同)

#### ライフライン被害等に伴う避難者を早期に帰宅させる対策

- (1) 迅速な応急危険度判定の実施  
被災住宅の応急危険度判定を7日以内に完了させる。  
応急危険度判定員の登録を促進する。
- (2) ライフラインの早期復旧  
水道、電力、ガス等を早期に復旧するため、ライフライン復旧拠点の確保について協力する。また、市が管理する公共下水道の早期復旧に努める。
- (3) エレベーターの復旧  
マンションの所有者とエレベーター保守管理会社が連携し、7日以内に復旧させる。

#### 市民・事業所等が行う避難者を出さないための対策

- (1) 市民自らが行う対策  
市民は自ら災害に備えて自己や家族に対し1人3日分の飲料水、食料の確保、必要な生活必需品を備えるよう努める
- (2) 事業所による従業員等の安全確保  
東京都帰宅困難者対策条例に基づき、各事業所は、施設内への一時待機や3日間程度の滞在を可能とするよう食料・飲料水・毛布等の必需品の備蓄に努める。
- (3) 地区防災計画の策定による地域での対策  
地域の居住者及び事業者等は、共同して行う防災活動に関する計画を策定し、地区

の防災活動を一層向上させる。

### 減災目標 3 建物の倒壊・焼失棟数を減少させる

#### 建物の耐震補強や出火予防、初期消火により倒壊・焼失棟数を減少させる

立川断層帯地震M7.4、夕方6時、風速8m/秒を条件とした場合、ゆれによる建物の全壊は1,113棟、火災による焼失棟数は倒壊建物を含めて3,143棟となる。建築物の耐震化や地域の初期消火などにより、建物の倒壊及び焼失棟数を減少させる。

#### 目標を達成するための対策

- (1) 建築物の耐震化 (目標1-1(1)と同)
- (2) 建築物の不燃化、消防活動困難区域の解消 (目標1-2(1)(2)と同)
- (3) 消防力の充実・強化 (目標1-2(3)と同)
- (4) 市民・事業所等の出火防止対策と火災対応力の向上 (目標1-2(4)と同)
- (5) 地区防災計画の推進による対策

地区防災計画を策定し、推進するにあたり、建築物の耐震化や出火防止の意識啓発、初期消火能力の向上などを地域で取り組む。

## 第3章 安心なまちづくり

### 第1節 道路・橋梁の整備

道路や橋梁は、災害時には緊急車両の通行、物資の輸送、避難路、延焼遮断帯などの役割を果たすことが求められている。このため、必要な道路網の整備を推進することが必要である。また、橋梁や横断歩道橋は、災害に伴う通行障害等の防止対策を推進する必要がある。

#### 【現状と課題】

#### 1 幹線道路等の整備

災害時に災害時輸送道路等の機能を有する都市計画道路の整備率は約38%（平成26年度末）であり、整備が遅れている。

「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」では、平成27年度までに市が施行する事業着手予定路線は、国立インターから市役所を結ぶ都市計画道路3・4・3号線、3・4・14号線、中央線の南北を結ぶ3・4・10号線（平成29年度完了予定）北地域で立川市と連絡する3・4・8号線及び南北幹線道路の3・3・15号線である。

市が施行する事業着手路線の早期整備が必要とされるが、事業費の財政負担が大きい。

都施行予定路線は、南北幹線道路の都市計画道路3・3・15号線、さくら通りを府中市から立川市までを結ぶ3・4・5号線である。なお、国道20号線と東八道路とを結ぶ3・3・2号線は平成23年度に事業認可を受け、3・4・5号線は平成25年度に事業認可を受けて事業実施中である。

#### 2 生活道路の整備

地域内の避難をはじめ、ポンプ車や救急車等の緊急車両の通行を円滑に行うために生活道路の整備を推進する必要がある。このため、良好な道路の維持、老朽化した市道の舗装打換えを行っている。

北、東、中、西地区は隅切りのない交差点が多い。このため、災害時における緊急車両等の通行を円滑に行うため隅切り等の整備を推進する必要がある。

#### 3 狭隘道路の改善

##### （1）面整備

南部地域の土地区画整理事業は、これまで谷保第一地区、谷保第二地区、青柳・石田地区、四軒在家地区、寺之下地区、城山南地区、下新田地区の7地区において完成している。

## (2) 狭隘道路の拡幅

狭隘道路の改善は、沿道の宅地化に伴うセットバックや赤道等の付替え等により行っている。

平成26年8月に策定した「国立市南部地域整備基本計画」では、市道南第3号線及び第4号線6、市道南第33号線、市道南第33号線7、市道八王子道A号線、市道南第30号線、市道富士見台第406号線を10年間の優先整備路線と位置付けている。

## 4 橋梁等の耐震化

老朽化している橋梁について定期的に点検を行い、必要に応じて架け替えを行う。

横断歩道橋は、市内に7箇所（国道3箇所、都道4箇所）設置されているが、市では管理していない。

## 【施策の方向】

### 1 災害時輸送道路の整備を推進する

災害時輸送道路は現在の道路を重視し、総合防災計画で位置づけた災害時輸送道路を踏まえ災害対策本部（市役所）、避難所、浄水所等の防災拠点施設を連絡する道路網を国、都の道路管理者と連携し確保する。また、災害時の緊急輸送機能を強化するため沿道建築物の耐震化、ブロック塀や自動販売機等の倒壊防止対策を推進する。（付図1）

市役所と谷保浄水所及び第三中学校を連絡する道路は、幅員が狭く車両の往来が難しいため、災害時の交通機能を2ルート確保する。

#### 災害時輸送道路とは

本市では、東京都の緊急輸送ネットワーク及び総合防災計画で位置づけた災害対策本部、避難所、浄水場等の防災拠点施設を連絡する路線を災害時輸送道路として選定する。

### 2 生活道路の整備を推進する

生活道路は居住者等の避難経路となることから、避難者の安全性を確保するために沿道ブロック塀や自動販売機等の倒壊対策、狭隘道路の改善、隅切りの整備等を図る。また、沿道建築物の耐震化を推進する。

### 3 「多摩地域における都市計画道路の整備方針」（第三次事業化計画）との整合性を図る

災害時輸送道路及び避難路は、緊急事態に備えて現在の道路を重視し指定する一方、将来的には道路機能の向上を図るために「多摩地域における都市計画道路の整備方針」（第三次事業化計画）との整合性を図る。

第三次事業化計画は平成27年度までの計画であり、現在、第四次事業化計画を作成中である。

#### 4 橋梁・横断歩道橋の耐震化を推進する

災害時輸送道路に架かる橋について優先的に耐震化を図る。

横断歩道橋の耐震診断及び耐震整備についてそれぞれ管理者に要請する。

#### 【事業計画】

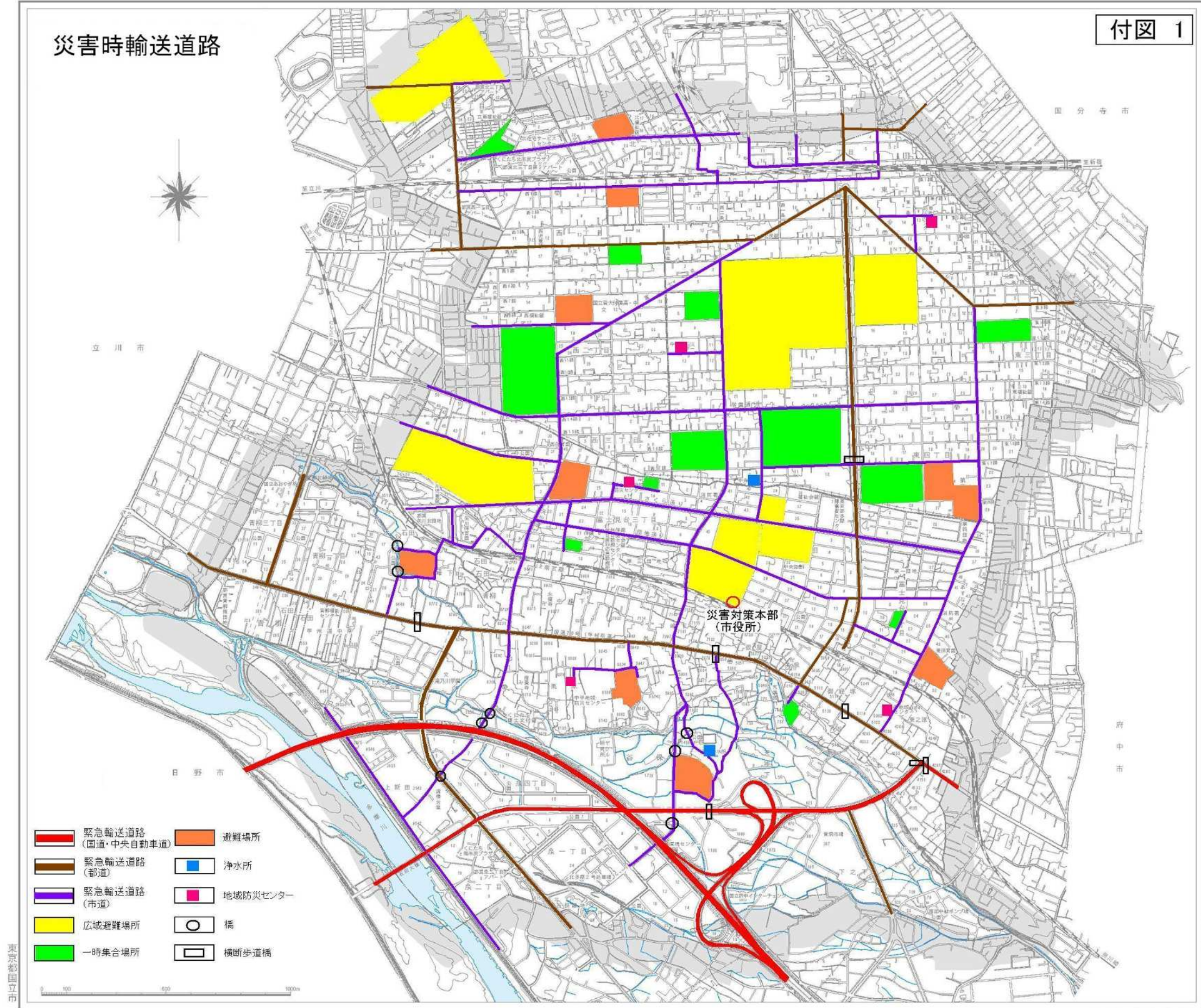
: 当該事業の取りまとめ課

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
災害時輸送道路の確保	総合防災計画で位置づけた災害時輸送道路を踏まえ、市役所、避難所、浄水所等の防災拠点施設を連絡する道路網を国、都の道路管理者と連携し、確保する。	都市計画道路 3・3・2、3・3・15、3・4・5 整備予定		都市計画課 道路下水道課
避難経路の確保及び整備	災害時に広域避難場所、一時集合場所及び避難場所相互を連絡し避難者の安全を確保するため、各道路管理者と避難経路網を確保、整備する。	都市計画道路 3・3・15、3・4・3、3・4・8、3・4・14 整備予定		道路下水道課 都市計画課 南部地域整備課
橋梁・横断歩道橋の耐震化	避難経路、災害時輸送道路に架かる橋の優先的耐震化、横断歩道橋の耐震診断及び耐震整備を管理者に要請する。	耐震診断及び耐震整備を管理者に要請		道路下水道課



# 災害時輸送道路

付図 1



東京都立市

国土情報株式会社  
国土情報センター (株)

平成16年2月編図 1,000



## 第2節 オープンスペース・緑地等の確保

災害時に火災の延焼防止等を図り市民の安全を確保するとともに、応急復旧期には仮設住宅、がれきの仮置き場、また地域の活動拠点の設置場所となるオープンスペースを確保することが必要である。

震災時の利用を踏まえた公園等の整備を推進するとともに、既存の公園、グラウンド、農地等のオープンスペースについて災害時に有効に活用するしくみを構築することが急務である。

### 【現状と課題】

#### 1 オープンスペース等の確保

市内の都市公園は25箇所、約14.3ha、児童遊園及びちびっこ広場等は、69箇所、約8.3ha(それぞれ平成26年4月1日現在)である。多くの公園施設は老朽化しており、順次整備を進めている。

農地は、営農者の高齢化や後継者不足により年々減少しており、経営耕作面積は平成22年2月1日現在で約48.3haである。また、生産緑地地区は平成27年1月1日現在で146地区、47.38haである。

災害時に応急仮設住宅やライフライン等の復旧活動拠点となる防災農地等の協定は行われていない。

上記の他、市内には多摩川河川敷や学校グラウンドなどのオープンスペースがある。

被災後の防災活動を円滑に推進するためには、応急仮設住宅用地をはじめ、臨時ヘリポート、がれきの仮置き場等の用地が必要である。このため、応急、復旧、復興時の活動に応じたオープンスペースを確保する必要がある。

広域避難場所は平成21年度に見直しを行い、6箇所計32.3ha(有効面積)を指定している。

平成25年度に城山南土地区画整理事業に伴い、八ヶ下沿いに緑地を、下新田土地区画整理事業に伴い、水路沿いに緑地を確保した。

### 【施策の方向】

#### 1 防災対策用地の確保

災害時には、応急仮設住宅の設置、がれきの仮置き場、臨時ヘリポートの設置、ライフラインの復旧活動拠点等応急・復旧・復興活動に多くの防災用地が必要とされる。このため、公園、グラウンド、農地等をはじめ、公有地及び民有地に関わらず利用可能と思われる用地の実態を一元的に把握し、関係機関・団体との協定の締結も含めて災害時の利用計画を検討する。また、用地の実態把握は、経年による変動を考慮し、定期的な見直しを行う。

災害時に応急仮設住宅や地域の応急復旧拠点等に活用するため、農地の災害発生後

における活用の調整をする。

応急仮設住宅の建設用地の確保に関して、住宅の必要量とともに災害時要配慮者向け住宅の確保、集会室、介護ステーションの設置等を考慮して検討する。

災害時における防災対策用地の需要量を減らすため、平常時から住宅の耐震化、家具等の固定を進めるよう市民啓発を促進する。

### 3 緑地の確保

災害時に火災の延焼を防止し、防災対策用地等として活用を図るために次の方法により、緑地の整備を図る。

ブロック塀の生垣化、民有地緑化の推進

公共施設の緑化

開発行為等に伴う緑地の確保

ハケの緑地の保全

湧水・水路の保全

生産緑地の活用及び開発にあたり公園等の確保

#### 【事業計画】

当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
防災対策用地の確保	公園、グラウンド、農地等のオープンスペースを把握し、災害時の活用方法を検討する。	オープンスペースを把握し、管理台帳を作成	定期的なオープンスペースの確認及び災害時の活用方法の検討	政策経営課 産業振興課 環境政策課 都市計画課 防災安全課
緑地の確保	火災の延焼防止を図るとともに災害時の防災対策用地等を確保する。	ハケ緑地の確保・保全及び湧水・水路の保全		環境政策課

### 第3節 公共建築物の安全性の向上

防災上重要な公共建築物については、耐震診断及び耐震改修が完了している。今後は、備品の転倒防止等の対策のほか、既存の施設の改修や建替えにあわせて、防災上より活用しやすい施設整備を推進する。

#### 【現状と課題】

##### 1 公共施設の耐震化

災害時の避難所や活動拠点となる防災上重要な建築物について、耐震診断及び耐震改修を実施し、耐震性能が確保されている。

市立小中学校では、全校が耐震改修を完了している。平成26～27年度にかけて、基準の改正により体育館の非構造部材の再改修を実施している。

##### 2 公共施設マネジメント基本方針

平成25年3月に「国立市公共施設マネジメント基本方針」を策定し、今後はこの基本方針に基づく公共施設の更新に関する計画の策定に取り組んでいくこととしている。基本方針では、施設の総量（延床面積）の削減、施設の複合化（多機能化）、新規整備の抑制を公共施設三原則としている。

また、施設の更新期を迎えるまでの間には、既存施設のより有効的な利用を図るための改善や市有土地の有効活用に早急に取り組むこととしている。

##### 3 備品の転倒防止・ガラスの飛散防止等

市立小中学校の大型調度備品は壁、床に固定式で設置している。その他小型の管理備品・強化備品は転倒防止器具等による個別の転倒防止対策を行うよう指導している。

また、ガラスの飛散防止対策は、耐震工事に際し強化ガラスへの取り替えや飛散防止フィルムを貼っている。

庁舎については、平成24年度に「国立市庁舎オフィス家具等の転倒落下防止ガイドライン」を策定し、固定式の大型キャビネットを設置している。また、すべてのガラス窓に飛散防止フィルムを貼っている。

保育園施設について、家具の転倒防止やガラスの飛散防止の実施を指導している。エレベーター内の閉じ込め防止対策については既に実施済である。

#### 【施策の方向】

##### 1 施設更新時における防災機能強化

公共施設を更新する際には、災害時に使用することを想定し、次の事項について検討を行う。

避難所において検討すべき事項

- ・車いす利用者や足腰が不自由な避難者のための段差解消
- ・多目的トイレや洋式トイレの設置
- ・避難者が居住することを想定したスペースの確保
- ・備蓄スペースの確保及び災害時に使用しやすい配置
- ・物資搬入のための駐車場及び荷捌き場の確保並びに進入路の確保
- ・ヘリサインの整備

その他公共施設において検討すべき事項

- ・災害対応業務や休憩場所として臨時に活用できる配置や自家発電等の設備の導入
- ・備品の転倒防止やガラスの飛散防止の対策
- ・受水槽を設置する場合には、緊急遮断弁の設置
- ・給食設備等をプロパンガスにも対応できるようにするなど、災害時の活用を想定した施設整備
- ・避難所が不足する場合に避難所として利用できるような配慮

2 備品の転倒防止・ガラスの飛散防止等の促進

市有施設の備品の転倒防止・ガラスの飛散防止等は「国立市庁舎オフィス家具等の転倒落下防止ガイドライン」を参考に、それぞれ担当する部署が予算化し、必要性の高いところから早期に整備を促進する。

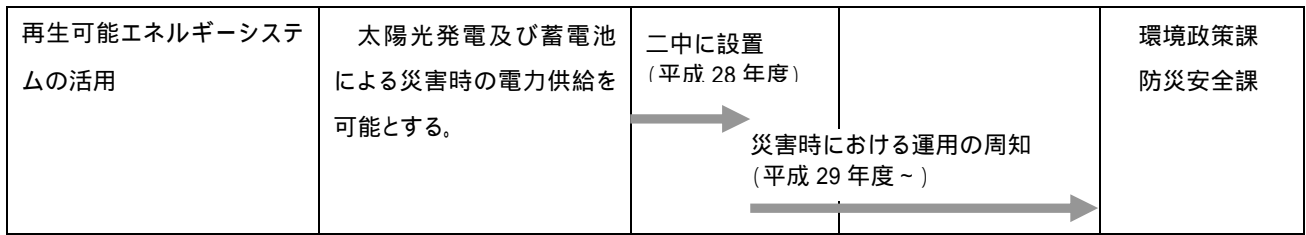
3 再生可能エネルギーシステムの活用

災害発生直後から電力が復旧するまでの間において、太陽光発電装置等の再生可能エネルギーシステムを導入・活用することを検討する。

【事業計画】

：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
市有施設の再整備	公共施設の更新に関する計画を策定する。	計画策定 →		政策経営課 建築営繕課 教育総務課
	公共施設の更新に関する計画に基づいて各施設の再整備を実施する。		各事業の実施 →	政策経営課 建築営繕課 教育総務課
備品等の転倒防止・ガラスの飛散防止	国立市庁舎オフィス家具等の転倒落下防止ガイドラインに基づいた転倒防止等の対策を行う。	各職場での取り組みの実施 →		総務課 各課



## 第4節 民間建築物の耐震性の向上

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、約21万棟の建築物が倒壊し、地震発生直後の犠牲者の8割以上が建築物の倒壊による窒息死、圧死であった。また、家屋の倒壊をまぬがれたにもかかわらず家具やガラスで怪我をしたのは7割以上を占めており、人身への直接的な被害を防止するためには、民間建築物の耐震化と家具の転倒防止やガラスの飛散防止など住宅内部の安全化が急務となっている。

政府の「新成長戦略」及び「住生活基本計画」においては、住宅の耐震化率を32年までに95%とする新たな目標を定めており、本市においても引き続き民間建築物の耐震化を推進する必要がある。

### 【現状と課題】

本市の民間建築物のうち、耐震改修促進法に定める特定建築物は、平成18年度現在118棟であり、そのうち耐震性を有している建築物は86棟(72.9%)、耐震性を有していない建築物は32棟(27.1%)と推計される。また、市内の住宅は、36,400戸(平成26年度末現在)であり、このうち耐震性を有しているのは30,700戸(84.3%)、耐震性を有していない住宅は5,700戸(15.7%)と推計される。

本市では、民間分譲マンションについて「東京都マンション耐震化促進事業(耐震診断助成事業)」に基づき、耐震診断助成を実施している。木造住宅については、耐震診断及び耐震改修に係る費用の一部を助成している。

また、平成18年度税制改正により、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を完了した場合に当該住宅に係る固定資産税を1/2に減額している。

平成23年度から東京都が指定した特定緊急輸送道路の沿道建築物に対して耐震化助成制度を設けて耐震改修を促進している。平成26年度には耐震診断が完了した。

平成20年度から耐震フェアを開催し、市民向けに啓発及び相談を行っている。

本市では、平成21年度から平成23年度にかけて家具転倒防止器具の支給等事業を実施し、平成26年度には高齢者対象に同様の事業を実施した。ガラスの飛散防止対策に関する事業は行っていない。

家具の転倒防止やガラスの飛散防止対策は、比較的容易にでき、かつ人身被害を直接軽減できる手法であることから、本市においても積極的に取り組むことが求められている。

大地震発生時における火災の出火原因のうち、原因がわかっているものの約6割が電気関係によるものとされている。本市の被害想定では、火災による焼失が2割を超える状況である。これを予防するための出火対策として、感震ブレーカーの普及が有効とされるが、住民への認知度も低い状況である。ただし、感震ブレーカーは、設置

方法により避難に必要な照明用の電源も切断してしまう可能性があり、人工呼吸器等を使用している場合にも注意が必要である。

## 【施策の方向】

### 1 民間建築物の耐震性の向上

民間住宅や事務所等の建築物は個人や法人の財産ではあるが、大地震等による被害に伴い隣接する家屋や道路等の公共空間へ影響を及ぼすことが予想される。このため、民間建築物であっても公的に耐震化支援を推進し、被害の影響を最小限に抑えることが必要である。また、耐震化等の予防策を講じることは、被災後の復旧コストの低減につながるということが指摘されており、これらを踏まえて民間建築物の耐震化に向けた基本的考え方と位置付けを整理し施策の推進を図る。

### 2 耐震化支援の対象とする建築物

耐震化支援の対象とする建築物は、昭和56年5月31日以前に建築された住宅及び災害時の防災活動を迅速に実施するため緊急輸送路沿道の建築物を優先とする。

### 3 耐震化促進策の実施

#### (1) 市民意識の啓発及び相談の実施

耐震フェアを継続して実施し、耐震改修工法等の紹介や専門家による耐震化に関する相談窓口を開設して民間建築物の耐震化を促進する。

#### (2) 耐震化支援制度の見直し

国立市耐震改修促進計画は、平成20年3月に策定してから見直しを行っていないため、計画の改訂を行うとともに、耐震診断及び耐震改修の助成制度についても再度検討を行う。

### 4 家具の固定・ガラスの飛散防止対策等の推進

#### (1) 市民意識の啓発

家具転倒等による人身への危険性を踏まえ、家具の固定やガラスの飛散防止対策等について広報紙、冊子、公共施設への展示を行うとともに、防災訓練等の機会を活用して市民意識の啓発を図る。

#### (2) 家具の固定・ガラスの飛散防止施策の推進

自治会や自主防災組織、ボランティア等に協力を要請し、家具転倒防止器具の取付けを無償で行うなどの推進策を検討する。

高齢者世帯における震災時における人身被害を減少させるため、高齢者向けの家具転倒防止器具の支給及び取付け事業の継続実施を検討する。



(3) 感震ブレーカーの普及

周知・啓発

大地震発生時における出火そのものを減少させるため、市民に対して広報誌、冊子、くにたちメール配信、Twitter、出前講座及び防災訓練等により、火災原因の多くが電気関係によるものであることを周知するとともに、その予防策として避難時にはブレーカーを切ることや感震ブレーカーの設置について広報する。

また、感震ブレーカーの種類によっては照明や医療機器等への電力供給が地震発生直後に遮断され、避難行動や機器の使用に支障が出るのが想定されることについても周知を行い、その対応を促す。

助成制度の検討

感震ブレーカーの普及を図るため、その設置費用に対する助成制度の創設を検討する。

【事業計画】

: 当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
民間建築物の耐震化	平成 32 年度までに耐震化率 95%を目標に耐震改修促進策を実施する。	耐震診断等の助成制度の再検討(平成 28 年度まで) → 耐震診断及び改修への助成 → 耐震フェアにより啓発・相談の実施 →		都市計画課
沿道建築物等の耐震化	沿道建築物の耐震化、ブロック塀のフェンス化、自動販売機等工作物の安全化を誘導する。		安全化の誘導 →	都市計画課 産業振興課 防災安全課
家具の固定・ガラスの飛散防止等	家具転倒防止器具等の設置世帯数を増加させる。	家具転倒防止器具等の意識啓発無償取付け事業の検討 → 高齢者世帯への家具転倒防止器具支給事業の継続実施 →		防災安全課 高齢者支援課
感震ブレーカーの普及	電気関係が原因となる出火を減少させるための意識啓発と感震ブレーカーの認知度向上を図る。	感震ブレーカーに関する広報の実施 → 感震ブレーカー設置に対する助成制度の検討 →		防災安全課

## 第5節 ブロック塀・自動販売機・工作物・急傾斜地の安全化

東京都の被害想定では、立川断層帯地震 M7.4 でブロック塀や自動販売機の被害に伴う負傷者は14人、屋外広告物等の落下物による負傷者は1人と想定されている。

地震に伴うブロック塀や自動販売機等の倒壊被害は、人身被害のみならず避難や緊急車両の通行障害になることが予想されるため、安全化に向けた取り組みを促進する必要がある。

市南部の青柳崖線沿いに2箇所急傾斜地崩壊危険箇所が存在し、日ごろから地盤の強化や避難対策などの安全対策に取り組む必要がある。

### 【現状と課題】

#### (1) ブロック塀

市内のブロック塀等の実態調査は実施されていない。

市は、道路の沿道区域においてブロック塀等に危険な状況が確認された場合、道路の損害または危険を防止するため土地の管理者に改善を指導している。しかし、危険度の判定が外観からの目視によるものであり、実際の改善も土地管理者の判断に任せる状況となっている。

市は、昭和63年度から国立市緑化推進条例に基づく生垣助成を実施し、毎年度数件の実績がある。

#### (2) 自動販売機

市内の自動販売機は、屋外に据付けているものをはじめ、事務所や公共施設等の屋内に据付けているものがあるが、総数や据付状況の把握等は現在のところされていない。

市では、市民からの通報または道路パトロール等で道路の沿道区域において自動販売機の危険な状況を確認した場合は、管理者に改善を要請している。

宮城県沖地震(1978年6月12日発生)後、JISに基づく「自動販売機の据付基準」によりアンカーボルトによる設置が義務付けられた。

#### (3) 工作物等

看板等は、国立駅周辺などの商業系土地利用の地域で多く設置されていると思われる。

屋外広告物法では、一定規模以上の看板等については市へ届出を行い、2年毎に更新するようになっている。また、東京都では条例で「屋外広告物管理者」設置制度を設け、更新の際に安全確認を行うことになっている。市では、これらの看板等に不具合があれば管理者に連絡し改善を指導している。しかし、法に基づく届出がされていないものについては実態が把握されていない。

届出がされていない看板をはじめ電力柱や電信柱、歩道橋、街路灯・防犯灯・装飾

灯等の工作物は、日常から管理者等が補強や再整備等を行うことになっている。

#### (4) 急傾斜地

平成13年度に東京都建設局が行った急傾斜地崩落危険箇所調査によると、国立市内の危険箇所は、青柳328番地先の芝切場と谷保4060番地付近の2箇所である。

青柳の芝切場については、大雨時のパトロールは行っているが、土地所有者が不明確なため対策は講じていない。

谷保4060番地付近は、既に公有地化されており、一部の箇所については平成15年度及び平成19年度に整備工事を実施している。また、残りの箇所についても今後の対策が可能となっている。

平成27年1月に土砂災害防止法が改正され、土砂災害防止対策基本指針では都道府県は、おおむね5年程度で基礎調査を完了させることが目標とされた。東京都では、平成29年度末までに基礎調査を完了し、平成31年度末までに土砂災害警戒区域の指定完了を目指している。上記の国立市内における急傾斜地も調査対象となり、土砂災害警戒区域に指定される可能性がある。土砂災害指定区域に指定された場合、市は避難のためのハザードマップ作成が求められる。

#### 資料2-1 急傾斜地崩壊危険箇所分布図

##### 急傾斜地崩壊危険箇所とは

急傾斜地(傾斜が30°以上ある土地)のうち、高さが5m以上で人家あるいは学校などの公共施設に被害をもたらす可能性のある土地をいい、東京都が、平成11~13年度に調査を行った。本市では、青柳328番地先の芝切場と谷保4060番地付近の2箇所が危険箇所にあたる。

東京都では、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、危険度の高いものから順次、急傾斜地崩壊危険区域(「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく)に指定し崩壊防止工事を行っている。

### 【施策の方向】

#### 1 ブロック塀、自動販売機等の安全化等

市は、ブロック塀等、自動販売機、看板等の工作物について、災害時には人身に危険を及ぼす恐れがあることや道路閉塞を引き起こす可能性があることを周知するとともに、自治会・自主防災組織・学校等と連携して避難路、通学路、緊急輸送路沿道の工作物について規模、設置状況、老朽化等について地域ごとに実態を把握する。

市は、市民や事業所が有するブロック塀等の安全管理を徹底し必要に応じて補強、フェンス・生垣化等を図るよう啓発する。

#### 2 急傾斜地の安全化

日常から危険箇所周辺居住者への広報を行うとともに、豪雨時等には消防関係機関と連携して巡視、警戒にあたる。

谷保4060番地付近については、既に公有地化されていることから、今後は景観・緑地保全等の視点を踏まえた危険防止対策を講じるよう整備工法等を検討する。

青柳の芝切場については、関係者間において今後の対応を協議する。

市内の危険箇所（2箇所）が土砂災害警戒区域に指定された場合は、ハザードマップの作成を含め、早急に市民への土砂災害に関する情報連絡体制及び避難体制の見直し等を行う。

【事業計画】

：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
ブロック塀、自動販売機、看板等の安全化	ブロック塀、自動販売機、看板等の実態を把握し、安全化対策の啓発、誘導する。	実態把握、安全化の啓発、誘導 →		産業振興課 道路下水道課 防災安全課
急傾斜地の安全化	危険箇所周辺居住者への広報を行うとともに、豪雨時等には消防関係機関と連携して巡視、警戒にあたる。	広報、豪雨時等の巡視・警戒 →		防災安全課 道路下水道課

## 第6節 浸水想定区域の避難対策

都市化の進展とともに、台風や異常気象に伴う集中豪雨により河川の洪水被害や内水被害が発生する危険性が高まっており、水害から人命や財産を守る対策が急務となっている。

全国的に見るとここ数年で豪雨災害や土砂災害が複数発生している。強い風雨の中や夜間に避難することの危険性を考慮し、早期の避難行動が必要とされている。市は市民への適切な情報提供と迅速な避難誘導等を行うことが求められるとともに、市民は、身の安全を確保する行動を各自でとることが求められる。

### 【現状と課題】

#### (1) 河川・水路の整備状況

本市における多摩川の流路延長は約1.5kmである。国土交通省により対策は講じられてきているが、一部地点で流下能力不足となっている。

国土交通省では、多摩川の河口から日野橋までを高規格堤防整備区間として昭和62年度から整備を進めている。

市内を流れる河川・用水は、根川(残堀川の一部:東京都管理)、矢川(国立市管理)、府中用水(府中用水土地改良区管理)等がある。

#### (2) 雨水処理の状況

本市では、時間雨量50mmに対応する下水道整備がなされているが、合流式下水道区域が大部分を占めているため、大雨の際には希釈汚水が一部多摩川へ放流する仕組みとなっており衛生・環境上問題となっている。平成20年度から平成22年度にかけて、国立市合流式下水道改善計画に基づき、流下貯留管を整備し、開発行為等指導要綱や窓口にて雨水浸透施設の設置を促進している。

雨水浸透施設の整備については、「国立市雨水流出抑制指導要綱」及び「国立市雨水浸透ます設置助成金交付要綱」により浸透施設の設置を推進している。

#### (3) 洪水避難情報

洪水ハザードマップ(洪水避難地図)を作成したが、これに基づく避難訓練等が実施されていない状況である。

集中豪雨時の内水氾濫について検討する必要がある。

## 【施策の方向】

### 1 市内河川、水路の集中豪雨等への備え

近年、計画雨量を超えるような集中豪雨の発生頻度が増していることから、関係機関等へ必要な整備を要請するとともに、本市が管理する河川・用水について整備を促進する。

市は、水害への対応力向上のため、集中豪雨を想定した避難準備情報の発令、情報連絡、避難誘導等の図上訓練及び避難所開設訓練について関係機関や地域住民と連携して検討・実施する。

雨水の地下浸透を図るため、市内公共施設をはじめ開発行為等指導要綱等に基づいて雨水浸透施設の設置を促進する。

一方、災害時に雨水を有効に活用するため、学校や公園等の公共施設に雨水貯留施設の整備を促進する。また、各家庭や事業所等に対して雨水浸透対策や利活用方法等について啓発する。

豪雨時には、防災行政無線が聞こえにくくなることが想定されるため、防災行政無線のデジタル化にあわせ、メール配信等の文字情報により情報伝達を行うよう通報体制を整備する。

### 2 避難に対する意識啓発

水害、特に台風による災害の発生は、気象予報によりある程度の予測がつき、災害発生までに時間的猶予があることから、早めの避難が被害を減らすこととなる。このため、各家庭や事業所に対して、自ら情報収集を行い、危険を感じたら避難することや状況に応じて2階以上への待避を行うことについて啓発する。

### 3 災害時要配慮者施設における避難計画等の作成支援

市は、多摩川浸水想定区域内に立地する災害時要配慮者施設について、施設管理者が、災害時の避難計画を作成し、避難訓練できるよう支援する。また、防災行政無線の戸別受信機の設置を検討する。

#### 災害時要配慮者施設とは

##### 1. 病院、診療所または助産所

留意点：診療所には歯科、眼科等も含まれている。

##### 2. 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く）、身体しょうがいしゃ更生援護施設（身体しょうがいしゃを収容するものに限る）、知的しょうがいしゃ援護施設または精神しょうがいしゃ社会復帰施設

##### 3. 幼稚園、盲学校、聾学校または養護学校

【事業計画】

：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
雨水浸透施設の設置	国立市雨水流出抑制指導要綱に基づき、雨水浸透施設の設置を促進する。	継続実施		道路下水道課 総務課 環境政策課 建築営繕課
家庭や事業所等による雨水対策	家庭や事業所等に雨水浸透ますの設置や雨水タンク設置等について推進する。	普及啓発、PR等		防災安全課 下水道下水道課 環境政策課
避難勧告等の発令及び情報伝達体制の整備	風水害における避難勧告等の発令及びその情報伝達に関する手順等を確立する。	避難勧告等の発令及び情報伝達体制の整備		防災安全課
避難に対する意識啓発	市民が自らの判断でより安全な避難・退避行動がとれるように知識の周知と意識啓発を行う。	市民への広報・意識啓発		防災安全課
集中豪雨対策防災訓練の実施	多摩川の浸水及び内水氾濫等を踏まえて避難訓練を実施する。	第4章第3節「防災訓練の充実」による		防災安全課
災害時要配慮者施設の避難計画の作成支援	多摩川浸水想定区域内に立地する災害時要配慮者施設の避難計画作成及び訓練の実施を支援する。	避難計画作成及び訓練支援		防災安全課

## 第7節 市街地の安全化

「首都直下地震等による東京の被害想定」(東京都 平成24年5月)では、多摩直下地震や立川断層帯地震に伴い、市内の建物が300棟以上全壊し、建物の焼失率は多摩26市の中で最も高くなることが想定されている。

市街地大火の延焼防止を図るためには、幹線道路、耐火建築物、緑地等から構成される延焼遮断帯等の整備とともに市街地の緑化、狭隘道路の改善、火気管理の徹底や初期消火対策の強化等総合的に防災対策を推進する必要がある。

近年、市内に高層住宅が増加しており、災害時に居住者が円滑に応急活動を実施できるよう平常時から備える必要がある。

### 【現状と課題】

本市では、国立駅周辺、谷保駅北口、矢川駅北口をはじめ大学通り、旭通り、富士見通りの一部沿道が防火地域に指定されており、震災時等における市街地大火に対する延焼防止機能が期待されている。また、国立駅周辺と指定緊急避難場所<sup>\*1</sup>である一橋大学相互を連絡する大学通り等の幹線道路は、市街地大火発生時には地域の延焼遮断機能を有する避難路として活用することが考えられる。

#### \*1 指定緊急避難場所とは？

第2部第5章第3節【現状と課題】に示す。

東京都が行った第7回地域危険度測定調査(平成25年9月公表)では、火災危険度がランク2となっているのは北2丁目、中2丁目、西及び東地域であり、前回調査(平成20年2月公表)より危険度が増加している。また、道路状況を評価した災害時活動困難度<sup>\*2</sup>を考慮すると北1丁目や中1丁目にランク2の地域が拡大し、東1丁目ではランク3に上昇している。これらの市街地における出火・延焼防止対策が必要とされている。

#### 資料2-2 国立市の地域危険度

#### \*2 災害時活動困難度とは？

道路網の緻密さや広幅員道路の多さ等、道路基盤の整備状況に応じた避難や消火、救助、救援等災害時の活動の困難さを測定したもの。

大地震時の建物倒壊を防止し、火災の延焼防止を図る等市街地の安全性を向上するため、地域の自治会や自主防災組織等と連携して建築物の耐震耐火化、家具の転倒防止、狭隘道路の整備、通りの緑化等を推進することが必要である。

市内の高層建築物を見ると、平成10年度以降26年度までに高さ20m以上の建築物が64棟、このうち高層住宅は53棟建設されている。これらは、耐震性に特別な配慮がされているものの家具の転倒被害、出入口ドアの歪みによる室内への閉じ込め、エレベーターの停止に伴う物資等移動の困難等が予想される。



## 【施策の方向】

### 1 市街地の安全化対策の推進

地域危険度測定調査（第7回）で示された危険度の高い地域について道路整備や沿道緑化、沿道建築物の不燃化・耐震化等を図り、市街地大火発生時の延焼遮断帯をはじめ、地域と指定緊急避難場所を連絡する避難路等の整備を都市計画マスタープランに基づき促進する。

地域住民及び事業所等と共同して、地域の防災課題を明らかに共有化を図る。

地域住民等の防災意識を啓発しブロック塀等重量塀のフェンス・生垣化、家屋の耐震不燃化、家具等の落下・転倒防止、狭隘道路の拡幅や隅切り整備等の改善を図る。

市内の看板や自動販売機等について、防災・防犯、景観、環境等の観点から設置の有無、設置基準等を検討する。

### 2 地域消防力の強化

震災時における消防活動を強化するために消防水利やスタンドパイプ等消火用設備の整備、消防団体制の充実を図る。

### 3 市民・事業所等の出火防止対策と火災対応力の向上

市民・事業所等は、火気使用設備・器具の周囲と保有距離を確保し、固定化等の安全対策を推進する。また、消防署及び消防団と協力して日常及び震災時の火気管理、初期消火や隣接家屋における延焼防止対策等の火災対応能力を向上する。

市は、住宅火災警報器の設置を促進するため、PRに努める。

### 4 高層住宅の防災対策の推進

高層住宅における自主防災組織を育成し、地震時の家具等の転倒防止、出入口ドアの歪みによる閉塞時の対応、各戸備蓄の促進、エレベーターの閉じ込め防止策、階段利用が困難な方の支援等をあらかじめ検討するとともに、定期的な訓練を実施するよう建物所有者、居住者等に働きかける。

### 5 エレベーターの早期復旧体制の構築

地震でエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されるが、エレベーターを点検し、再開するための保守要員は限られているため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧することを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能回復を早期に図ることが必要である。

市は、都及び社団法人日本エレベーター協会等と協力して、「1ビル1台」ルールの徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く市民・事業者等に普及啓発する。

## 【事業計画】

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
市街地の安全化対策の推進	幹線道路の整備、沿道建築物の不燃化・耐震化、緑化等による延焼遮断帯の整備を図る。	道路整備、建物の耐震・不燃化、沿道緑化等延焼遮断帯の整備		都市計画課 まちづくり推進本部 道路下水道課
	地域の防災課題の把握・意識啓発。家屋の耐震化・不燃化、ブロック塀等のフェンス・生垣化、家具等の落下・転倒防止、狭隘道路の改善等を図る。	地域の防災課題の把握、地域における共有化  家屋の耐震不燃化、ブロック塀等のフェンス・生垣化の啓発		防災安全課 道路下水道課 都市計画課 環境政策課
地域消防力の強化	消防水利、消火設備の整備、消防団体制の充実。	スタンドパイプの自主防災組織への配備	開発等に伴う防火水槽の整備、街頭消火器の設置、スタンドパイプの活用	防災安全課 都市計画課
市民・事業所等の出火防止対策の推進と火災対応力の向上	市は、消防署と協力し、住宅用火災警報器の設置を促進するため、PRに努める。	随時実施		防災安全課
高層住宅の防災対策の推進	自主防災組織の育成、災害時対応計画の作成、防災訓練等の実施。	随時実施		防災安全課

## 第4章 市民・事業所等の自発的活動の推進

### 第1節 地域防災活動の充実

阪神・淡路大震災では、要救助者約35,000人のうち、約8割の27,000人が近隣住民等により救助され、地域における共助の必要性があらためて認識された。

国立市では、地域住民の防災意識の啓発、防災リーダーの育成や自主防災組織等を充実し、地域防災力の向上を図ることとする。

#### 【現状と課題】

##### (1) 市民防災意識の啓発

市では防災出前講座、NPO防災講座、地域防災訓練および自主防災組織の技術訓練や視察研修等を実施し、市民の防災意識の啓発等を行っている。

市民防災意識の啓発事業を充実・普及し、市民による地域の防災管理を促進するよう市と市民の協力と連携が欠かせない。

##### (2) 自主防災組織等の結成状況

自主防災組織は、平成26年度現在、26団体(10,585世帯、結成率29.9%)である。

地域の防災力を向上するため、今後も地域、マンション、団地等において自主防災組織の結成を図っていく。

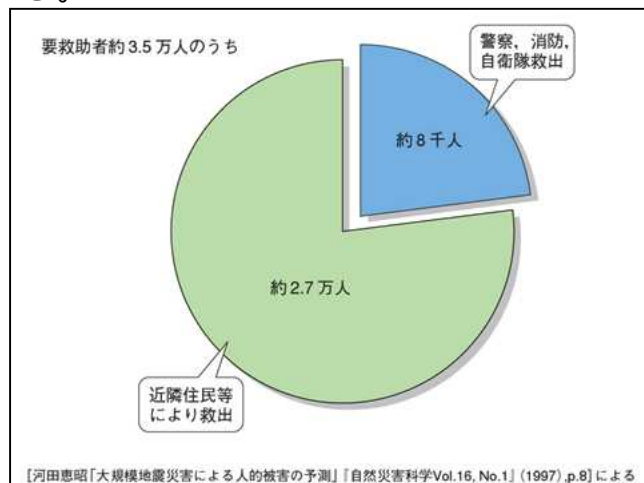
資料2-3 自主防災組織及び自主防災組織資機材庫設置場所一覧

##### (3) 消防団活動

消防団員数は、全国的に減少傾向が続いている中、平成26年度現在、定員及び現員ともに124人である。

消防団活動は、火災発生時の出動をはじめ、普段の火災予防、地域防災訓練等における訓練指導等を実施している。

#### 阪神淡路大震災の教訓



## 【施策の方向】

### 1 地域防災活動の強化

地域防災力の向上を図るため市民、事業所をはじめ市や学校等は、それぞれの立場でかつ相互に連携して防災対策を推進するとともに地域防災活動への意識向上に努める。

市は、防災訓練、防災出前講座、市報・ホームページ、各種広報紙等を通じて市民、事業者等における防災意識の啓発を図るとともに市民防災力を向上する。

学校・幼稚園、保育所、児童館、学童保育所は、平常時から自主防災組織や自治会等と連携協力して初期消火訓練、施設外への避難誘導訓練、防災資機材の相互利用等を実施し、児童・生徒、職員、保護者等の防災意識の向上を図る。

事業所は、市・消防機関及び各種団体等が作成する防災に関する広報パンフレットの活用、防災研修会等への参加などを通じて従業員等の地域防災活動への意識向上を図るとともに、地域での防災訓練等に積極的に参加し、地域での共助関係を構築し、災害対応能力の向上を図る。

市が行う各種行事や地域のコミュニティ活動に防災を位置づけ、日常から市民の防災意識の向上を図る。

### 2 自主防災組織の結成と活動の強化

市及び防災関係機関は相互に連携して、地域における組織的な防災活動の必要性について啓発し、自主防災組織の結成に向けた取り組みを強化する。

市は、自主防災組織の結成を促進するため、地域で活動しているグループマンション管理組合、商店会、企業、学校などに対して自主防災組織の結成を呼びかけるとともに各自主防災組織の活動実態に即した支援制度を検討する。また、マンションにおける防災対策を推進するため「国立市開発行為等指導要綱」を見直し、一定規模以上の建築計画に対して防災備蓄倉庫の設置や防災資機材の備蓄等を誘導する。

自主防災組織は、地域の学校や事業所等と相互に連携し、日常から防災情報の提供や災害時における活動協力等を行い、防災活動の強化を図る。

自主防災組織の活動を強化し、地域環境の安全点検、家具等の転倒防止、ブロック塀の安全化、商店等の看板の落下防止等についての普及啓発活動を推進する。

自主防災組織のメンバーに女性部員を加え、平日、昼間時の災害対策を強化できるよう働きかける。

### 3 地区防災計画の策定

地域の居住者及び事業者等は、共同して行う防災活動に関する計画（以下、「地区防災計画」という。）を策定し、市の地域防災計画に同計画を規定するこ

とにより、相互に連携して地区の防災活動を一層向上させる。策定にあたっては「地区防災計画作成ガイドライン(案)」(国立市行政管理部防災安全課2015(平成27)年)の周知を図る。

地区防災計画の主な内容は、計画の対象範囲、地区の防災マップの作成と普及、平常時の活動や災害時の活動、訓練等による災害時対応力の習得等である。

資料2-6 地区防災計画作成ガイドライン(案)

4 消防団活動の充実と地域防災活動への支援






消防団活動を強化・充実させるため訓練の充実、資器材及び器具置き場の確保、団員の継続的な確保等を図る。

地域防災活動を充実するため、自主防災組織との連携を一層強化する。

自主防災組織や市民組織が実施する人命救助、消火活動訓練等の指導や防災器具の使用方法の指導等を通じて、地域防災活動の支援を強化する。

【事業計画】

: 当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	平成28・29年度	平成30～32年度	所管課
地域防災活動の強化	防災訓練等による市民や事業所等の防災力の向上を図る。	防災訓練、防災出前講座、市報等による意識向上		防災安全課
自主防災組織の結成と活動の強化	自主防災組織の結成。活動実態に即した支援の推進。	自主防現行26組織 40組織 活動実態に即した支援の推進		防災安全課
	「国立市開発行為等指導要綱」で防災備蓄倉庫の設置や防災資器材の備蓄等を誘導する。	まちづくり条例制定の中で検討		都市計画課
地区防災計画の策定	地域の居住者及び事業者等は、共同して行う防災活動に関する計画(地区防災計画)を策定し市地域防災計画に規定する。	地区防災計画に係る周知活動	計画の策定(目標3地区) 	防災安全課
消防団活動の充実及び地域防災活動への支援	消防団資器材等の充実を図り、市民・事業所等地域防災活動の支援を強化する。	資器材等の充実、地域防災活動への支援		防災安全課

## 第2節 ボランティアの育成と登録

災害時には、避難所の運営支援や被災住宅の後片付け、要配慮者の生活支援等多くの支援が必要とされる。阪神・淡路大震災では、全国から多くのボランティアが支援活動に参加したが、受け入れ体制やコーディネートが十分に機能しなかった。また、東日本大震災では、多くの社会福祉協議会が被災し、災害ボランティアセンターが立ち上げられない状況が数多くあった。

国立市では、災害時に国立市社会福祉協議会が「災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの受け入れ・コーディネートを行うこととしているが、市内及び全国から参加する災害ボランティアとの連携を図り、円滑な対応を行うことができるよう備える必要がある。

### 【現状と課題】

#### (1) 災害ボランティアの受け入れ

国立市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、「くにたち災害ボランティアコーディネートマニュアル（案）」（平成25年3月）を作成し、災害ボランティアの受け入れ・コーディネート等の体制等を確保している。

市は、市社協と「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」を取り交わし、1) 災害ボランティアセンターの設置、2) 活動の協力依頼、3) 資機材等の確保、4) 費用負担等について定めている。

東京都は、東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施している。また、「東京都防災ボランティアに関する要綱」（平成7年5月）に基づき平常時から「防災（語学）ボランティア」、「応急危険度判定員」、「被災宅地危険度判定士」、「建設防災ボランティア」の登録を進めている。さらに警視庁による「交通規制支援ボランティア」、「東京消防庁災害時支援ボランティア」、「赤十字ボランティア」との連携も図っている。

#### (2) ボランティアの育成と登録

市社協では、災害ボランティアの育成を目的として、平成22年度から親子災害ボランティア講座を開催している。平成25年度には、スキルアップ講座として「避難所運営」をテーマに開催した。また、平成23年度は、被災地ボランティア体験の報告会を実施した。

## 【施策の方向】

### 1 国立市における災害ボランティアの活動支援

市は、市社協との協定に基づき、連携して災害時におけるボランティアの活動支援を行う。また、協定書は必要に応じて適宜見直しを図る。

市は、福祉総務課が市社協と災害時の連絡調整にあたり、災害ボランティアセンターの設置、資機材の確保等災害ボランティア対応マニュアルを作成し支援に当たる。

災害時にボランティアの受入を円滑に進めるため、受入先について市ホームページや広報紙への掲載、くにたちメール配信、Twitterによる情報伝達、公共施設への掲示等を迅速に実施する。

### 2 専門ボランティア等の活用

市は、災害時における東京都や各団体等に対する専門ボランティア等の派遣要請について、福祉総務課を通じて行う。

災害時に市社協に登録した専門資格等を有するボランティアへの市からの派遣要請及び受入は、福祉総務課が窓口となり実施する。

福祉総務課は、災害時にボランティアの派遣要請や受入等迅速な対応が必要とされるため、平常時から災害時の対応マニュアル等を準備する。

### 3 市民・事業所等における災害ボランティアの育成と登録の推進

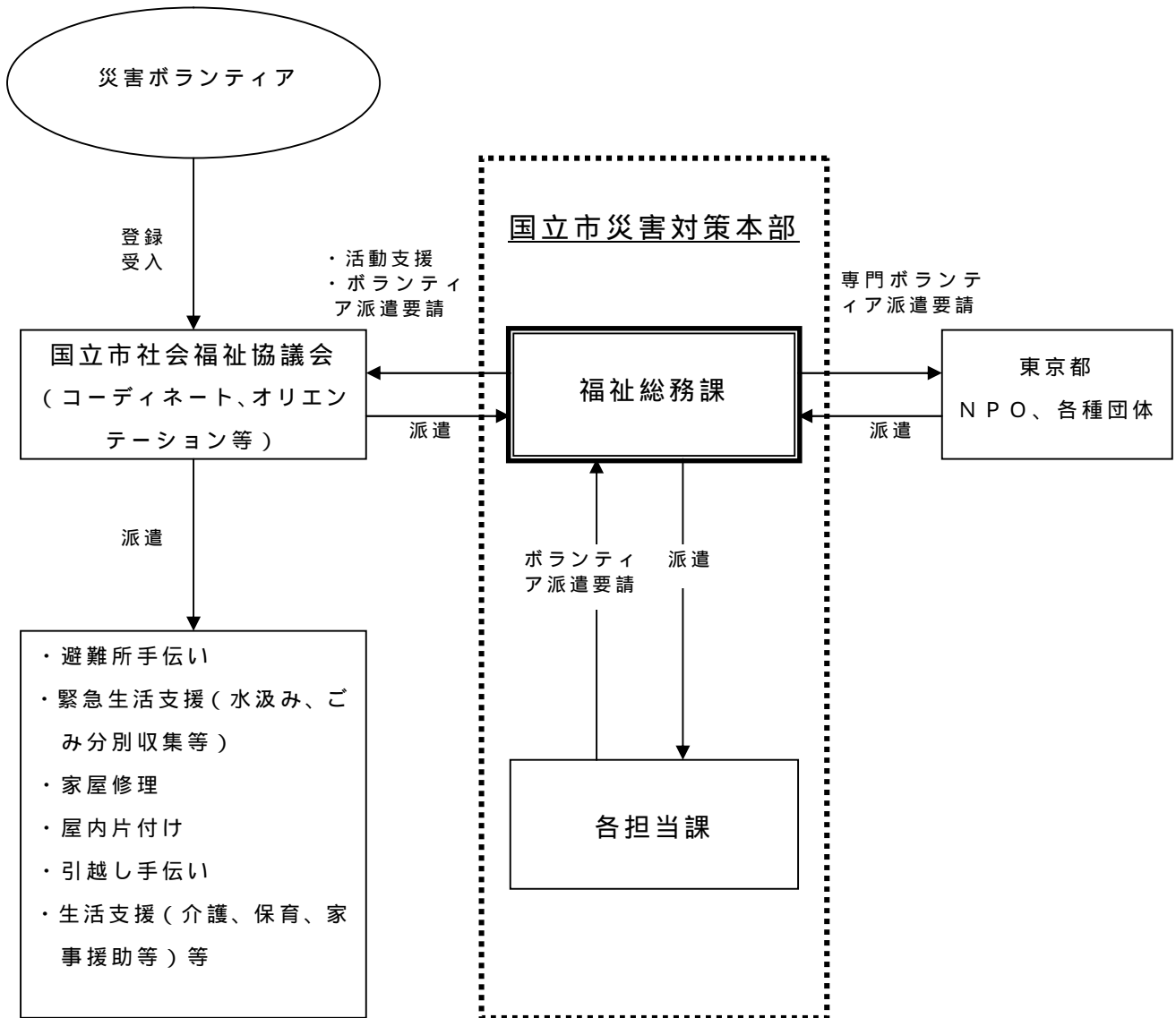
市と市社協は、市民・事業所等が災害時に自発的にボランティア活動を実施できるよう、NPO等と連携して日常から災害ボランティアの重要性、活動分野の広報、必要な情報の提供等を行うとともにボランティア養成講座等を実施し意識啓発に努める。

市は、指定避難所等で要配慮者の対応を行うため、日頃から介護ヘルパー事業所や資格を有する市民等に対して協力を要請し、市社協が実施する災害ボランティアへの登録を推進する。

企業・事業所は、災害時に自らの安全性を確保するとともに、従業員等が積極的にボランティア活動に参加できるよう、平常時から防災意識の啓発や知識の習得を図る。

学校等は、平常時から防災副読本等を活用し、児童・生徒の防災意識の啓発と災害時における災害ボランティア活動への理解を深める。



## 国立市における災害ボランティア活動支援





【事業計画】

：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
災害ボランティア対応マニュアルの作成	社会福祉協議会と連携し、ボランティアの派遣要請や受入等、災害時に迅速な対応を取るためのマニュアルを作成する。	災害時対応マニュアル作成 		福祉総務課 国立市社会福祉協議会
市民・事業所等災害ボランティアの育成	社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア養成講座を実施し、市民や事業所等の災害ボランティアの登録を推進する。	講座の実施及び登録の推進 		福祉総務課

### 第3節 防災訓練の充実

市民、事業所、市等は、防災訓練を通じて防災意識を向上するとともに防災知識を習得し、災害の発生防止や適切な応急対策を推進する。

市が実施する防災訓練について、より実践的な訓練を推進することにより、様々な災害発生時に備える。

#### 【現状と課題】

##### (1) 総合防災訓練

市では、毎年、市民、自治会、自主防災組織、消防団、警察署及び消防署等の防災関係機関と協力して総合防災訓練を実施し、防災意識の啓発と災害時の対応能力の向上を図ってきた。

指定避難所では、総合防災訓練とともに避難所運営訓練を実施し、避難者の生活再建に向けた応急生活の円滑化に努めている。

##### (2) 災害対策本部設置・運営訓練

大規模な災害発生に備えて、平成22、24、26年度にロールプレイング方式による災害対策本部訓練を実施した。

今後も、災害対策本部における災害対応力を向上するために計画的に推進していく必要がある。

##### (3) 災害時応急対策のための職員研修

過去の災害事例を踏まえて、職員の防災意識の啓発と災害対応を学ぶために、災害イメージ訓練(DIG)、災害時応急対応訓練、避難所運営訓練等を実施した。今後は、訓練計画を立案し訓練による到達目標を定めて実施していくことが重要である。

大地震等の災害時には、り災証明書の発行及び住家被害認定調査を迅速に行うことが必要である。このため、災害時の調査体制を整備するとともに住家被害認定調査及びり災証明書の発行に係る訓練を適宜実施していくことが必要である。

#### 【施策の方向】

##### 1 訓練プログラムの作成と実施

市民及び市職員の防災意識を啓発し、災害時の対応を計画的に習得するために、年間訓練プログラムを作成し着実に実施する。

訓練プログラムは、市民(健常者、要配慮者)、事業者・団体、防災関係機関、市職員(幹部職員、一般職員)、災害ボランティア等の対象と訓練目的を明確にして作成する。

##### 2 訓練の質の向上

訓練プログラムに基づき実施する訓練は、その内容等について評価を行い、

課題を抽出して次期訓練に反映し質の向上を図る。

市民、事業所、団体等が参加する訓練は、会場のインフォメーションや訓練内容の解説などを充実し、実施する訓練内容について誰もが理解できる体制をつくる。

### 3 防災訓練による災害対応力の強化

市が主催する訓練は、市民、事業所等の災害対応力を向上するための訓練とする。また、市は、市民や事業所等が協力して実施する地域の防災訓練への支援を強化する。訓練の内容は、次のものが考えられる。


#### 市が主催する防災訓練（例）

名称（仮）	内容
本部運営訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動期、応急期における災对本部の対応訓練</li> <li>・災害対策本部会議運営訓練</li> </ul>
各部災害対応訓練	各部の所掌業務及びBCPに基づく活動検証訓練 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害概要把握訓練</li> <li>・関係機関情報伝達収集訓練</li> <li>・広域応援実施訓練</li> <li>・り災証明発行訓練</li> <li>・住家被害認定調査訓練</li> <li>・帰宅困難者対応訓練など</li> </ul>
職員参集訓練	避難所及び本部等あらかじめ定められた場所への参集
総合防災訓練	市及び市民、事業者・団体、防災関係機関が協力して市民等の啓発を目的として毎年実施する訓練
防災意識の啓発	防災計画を用いた職員研修、被災体験市による防災講演会、その他

#### 市民・事業所と協力する訓練（例）

名称（仮）	内容
安否確認訓練	居住地における被災直後の安否確認・救出等の対応訓練
要配慮者避難誘導訓練	避難を必要としている要配慮者の安否確認・避難所への誘導訓練
避難所設営・運営訓練	避難所運営委員会が中心となり避難所の設置及び避難者の名簿作成や居住区の設置等避難所の運営実施に係る訓練
物資調達・配布訓練	避難所や地域における必需物資の調達及び市民への配布訓練
防災意識の啓発	避難所宿泊訓練、わが街発見ワークショップ、子供を対象とした防災訓練（例：イザ！カエルキャラバン）、その他

## 【事業計画】

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
訓練プログラムの作成・実施	総合防災訓練、避難所運営訓練等を計画的に実施する。	年次計画に基づく防災訓練、避難所運営訓練等の実施		防災安全課

## 第4節 要配慮者の避難支援

自然災害が発生した場合、必要に応じて誰でも安全な場所へ円滑に避難できることが必要である。しかし、高齢者やしょうがいしゃなどの中には、何らかの手助けなしには避難が困難な者も多くおり、阪神・淡路大震災や東日本大震災等においては、高齢者やしょうがいしゃ等の要配慮者における被災事例が特に多くなっている。

高齢者やしょうがいしゃ等の要配慮者が、災害発生時において安全に避難し、安心して避難生活を送れるよう避難支援への取り組みを一層促進する必要がある。

### 【現状と課題】

市では、平成24年度から地域を主体として「災害時要配慮者避難支援事業」を実施してきた。平成26年度現在、青柳一丁目地区と北二丁目みどり会地区の2地区で実施中であり、今後も地域が主体となって要配慮者の避難支援事業を推進する。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、要配慮者<sup>\*1</sup>と避難行動要支援者<sup>\*2</sup>が定義された。このうち、避難行動要支援者については、普段から名簿の作成等を行い、災害時には実効性のある避難支援を実施することが求められている。

*1 要配慮者	高齢者、しょうがいしゃ、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人等特に配慮を要する者
*2 避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

高齢化に伴い、発災後に避難行動がとれない住民が増加しているとともに、介護の必要な高齢者の受入先が整備されていない。

平成24年度より在宅療養推進連絡協議会に災害対策委員会を設け、人工呼吸器利用者、在宅酸素利用者、吸引器利用者、単身の認知症の方、要介護3以上の方を対象に災害時における支援を検討している。また、そのための福祉避難所として利用するため中央郵政研修センターと協議を行っている。

参考：国立市内で想定される要配慮者数

対象	人数
1．1人暮らし高齢者（70歳以上）（H26.4.1）	3,557
2．高齢者のみ世帯（65歳以上）（H26.4.1）	6,777
3．要支援1～2（H26.3.31）	803
4．要介護1～5（H26.3.31）	2,156
5．身体障害者手帳1～6級（H26.4.1）	1,952
6．愛の手帳1～4度（療育手帳A～D判定）（H26.4.1）	493
7．精神障害者保健福祉手帳（1～3級）（H25年度発行）	298
8．外国人住民（H26.1.1）	1,271
9．妊婦（H26年度）	625
10．乳児（3～4か月児）（H25年度）	609

1：いずれも居宅で生活するもの（自立生活をしているもの）を対象とする。

2：重複有

## 【施策の方向】

### 1 災害時要配慮者避難支援事業の促進

地域を主体とした当該事業を着実に実施し、地域コミュニティの充実を図り災害時における要配慮者の安全を確保する。

日頃から地域における要配慮者の安否確認及び避難支援訓練を実施し、災害時等に円滑に活動できるよう備える。

### 2 避難行動要支援者の避難支援

#### (1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の避難体制について、災害対策基本法第49条の11第1項に基づき、自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者について、次のとおり避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者の範囲

要配慮者のうち、次の要件に該当する者を避難行動要支援者とする。

ア 介護認定区分が要介護3以上の者

イ 次の等級で身体障害者手帳の交付を受けている者

（ア）視覚障害者1～3級

（イ）聴覚障害者1～3級

（ウ）肢体不自由者1～4級

ウ 愛の手帳1～2度の交付を受けている者

エ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者

オ 1歳以下の乳幼児

カ 在宅人工呼吸器使用者

キ 上記ア～カに該当しない者のうち、本人もしくはその代理人が災害時に自ら避難行動が困難であると申し出た者又は避難支援等関係者の判断により避難行動要支援者として名簿への掲載の求めがあった者で、市長が

必要と認める者

名簿に記載する情報

名簿には次の情報を掲載する。

- ア 氏名      イ 生年月日      ウ 性別      エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先      カ 避難支援等を必要とする理由
- キ 事前同意の有無

名簿作成に必要な情報の収集

名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市関係部署で把握している必要な情報を集約するよう努める。

## (2) 避難行動要支援者名簿の提供

避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

災害の発生に備え、本人の同意が得られた場合は、名簿に記載されている情報を避難支援等関係者となる者に対してその求めに応じて事前に名簿に記載された情報を提供する。なお、避難支援等関係者が管理・担当している地域が市内の一部である場合は、その管理・担当している地域に該当する名簿情報を提供する。

避難支援等関係者となる者は次のとおりとする。

- ア 立川警察署      イ 立川消防署      ウ 国立市消防団
- エ 国立市社会福祉協議会      オ 国立市の民生委員・児童委員
- カ 国立市内の自主防災組織
- キ 国立市内の自治会、町内会又はマンション等管理組合

名簿情報の提供に際しての情報漏えい対策

平常時の避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するため、市は次の措置を講ずる。

- ア 担当する地域に限定した避難行動要支援者の名簿を提供するなど、避難支援等関係者が必要とする情報のみを提供する。
- イ 災害対策基本法第49条の13に規定する避難支援等関係者の守秘義務について周知する。
- ウ 名簿は施錠できる場所へ保管する、名簿の複製を原則として禁止する、名簿を取扱う者及び閲覧者を限定する等の指導を行い、必要に応じて、個人情報取扱いに関する研修等を実施する。

災害時における名簿情報の提供

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要と認めるときは、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

## (3) 名簿情報の更新

市は、避難行動要支援者に該当する者の転入、転居、死亡、施設等への長期入所等を定期的に確認し、名簿を更新する。また、新たに名簿に掲載された避難行動要支援者には、名簿情報を提供することについての同意の確認を

行う。

名簿が更新された場合、必要に応じて、既に名簿を提供している避難支援等関係者に対して最新の名簿を提供する。その際、古い名簿を市が引き取って処分する等、情報管理に留意する。

(4) 避難支援等関係者の安全確保

市は、警察署及び消防署を除く避難支援等関係者に対して、あくまでも本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確保した上で支援を実施するものであることを周知する。また、避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者が必ずしも支援できるとは限らないことを周知し、理解してもらうとともに、自助努力による災害への備えを促す。

(5) 避難行動要支援者が円滑に避難するための情報伝達

市は、避難情報の伝達に当たっては、わかりやすい言葉や表現を心がけるとともに、その伝達手段として、防災行政無線のほか、広報車による広報やくにたちメール配信、緊急速報メールなどの複数の手段を活用する。

また、市は避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者に対して携帯端末へのくにたちメール配信及び緊急速報メールの登録を促す。

3 医療及び介護が提供可能な福祉避難所の整備

避難所に避難することが困難な人工呼吸器利用者等及び認知症高齢者に対して、医療及び介護が提供可能な福祉避難所を確保する。

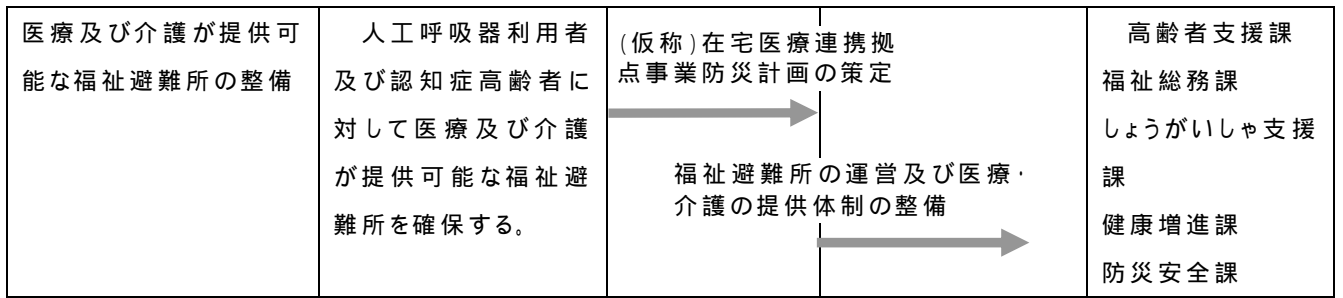
「(仮称)在宅医療連携拠点事業防災計画」を策定し、市職員、医療機関、介護従事者等が連携して医療・介護が提供できる体制を構築する。計画の策定に当たっては、要配慮者の避難行動支援及び福祉避難所運営に関する受援体制についてもあわせて検討する。

【事業計画】

：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
災害時要配慮者避難支援事業の促進	当該事業を着実に実施し訓練により災害時の対応力を高める。	事業の実施地区 : 2 地区 7 地区		福祉総務課 しょうがいしゃ支援課 高齢者支援課
避難行動要支援者の避難支援	避難行動要支援者の名簿を作成するとともに名簿情報の更新、災害時の情報伝達等の構築を図る。	避難行動要支援者名簿の作成  メール登録、個別計画等の促進		福祉総務課 しょうがいしゃ支援課 高齢者支援課 防災安全課





## 第5節 学校、事業所等の防災体制の整備

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の災害事例では、学校や事業所等が地域の防災拠点として活動することにより、被災者の救出・救護、地域への応急物資の配布、災害の拡大防止等に大きな役割を果たした。

学校、事業所等は、平常時から施設や設備の耐震化を図り、自らの防災体制を整備するとともに地域や市と連携し、一体となって防災活動を展開するよう備える。

### 【現状と課題】

#### 1 学校、幼稚園、保育所

市内の学校・幼稚園は、学校基本調査報告（平成26年5月1日）によれば、国公立を合計して33施設、教員は1,141人、学生・生徒・児童・園児数は合計19,545人となっている。また、保育所・学童保育所は、19施設、児童数は、1,755人（平成26年4月1日現在）となっている。

国立市教育委員会では、東日本大震災の発生を受けて「国立市立小・中学校における地震発生時の基本対応手順」を取りまとめ、各学校に示した。

学校や保育所等では、定期的に防災訓練や情報伝達訓練等を実施している。また、市立小中学校をはじめ、一部の私立学校等では災害時を考慮した児童・生徒向けに食料や飲料水等の備蓄を行っているところもある。

学校や保育所等では、災害時における生徒・児童等の安全を確保する観点から、自らの施設・設備の防災性を確保するとともに、市や地域との連携を図り防災力をより一層向上することが重要である。

#### 2 事業所・商店会

市内の事業所数は、平成24年2月1日現在で2,640事業所、そのうち国立市商工会へ加盟しているのは1,045事業所（平成27年3月末現在）である。

事業所の防災対策は、特定の建物または事業所の規模、用途、収容人数により消防計画を作成し、自衛消防組織の編成、避難誘導、防災訓練等が実施されているが、小規模な事業所ではほとんど整備されていない。

また、複合用途の建築物においては、共同防火管理協議会をつくり防火管理を行うことになっているが、建物相互及び商店会としての連携体制は構築されていない。

現在、市では、国立市米穀小売商組合、国立市建設業協会、国立市上下水道工事店会、また小売業者等と災害時の応援協定を締結しており、訓練等を通じて災害時の情報連絡や非常用物資等の受け渡し方法等について、より具体化していく必要がある。

## 【施策の方向】

### 1 災害時の活動体制の強化

市立小中学校では、大地震時に児童・生徒等の安全を確保し、適切な応急対策を実施するため、「国立市立小・中学校における地震発生時の基本対応手順」を踏まえ災害時の体制や対応策を整備する。また、防災訓練により習熟を図る。

事業所・商店会は、災害時には保有する資機材の活用、避難者への飲料水、炊き出し等の提供、帰宅困難者の待機場所への誘導等を実施し、市民や買い物客等への応急対策を支援する。

学校、事業所等は、被災時でも日常業務を継続し、非常時の対応を迅速に実施し早急に機能の回復を図るため「業務（事業）継続計画」を策定する。

市は、消防機関と連携して、学校、事業所等における業務（事業）継続計画等の策定を支援するため、国立市事業継続計画をはじめ国や東京都等が作成するモデル計画の周知を図る。

市及び事業所は、引き続き災害時における協力協定の締結を推進し、訓練等を通じて協力方法等の具体化を図る。

### 2 地域との連携強化

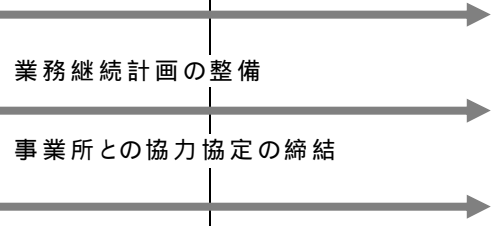

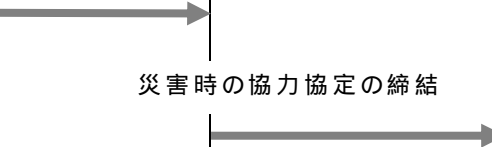
学校、事業所等は、災害時に自治会や自主防災組織等と協力して防災活動を推進する。そのため、平常時から初期消火等の相互支援、避難誘導、防災資機材の提供等防災訓練における相互連携を推進する。

### 3 私立保育所における緊急保育等の実施

災害時には、市民の生活再建を支えるために新たな保育ニーズが予想される。このため、市は、あらかじめ私立保育所との間で、緊急保育の実施、保育スペースの父母への一時提供、必要に応じて市有施設の活用等について協議し協定を締結する。

【事業計画】

：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
災害時活動体制の強化	学校、事業所、商店会等における災害時活動体制を整備する。また、市と事業所は、災害時に備えて協力協定を締結する。	「国立市立小・中学校における地震発生時の基本対応手順」を踏まえた体制等の整備、訓練による習熟		教育指導支援課 産業振興課 防災安全課
地域との連携強化	学校、事業所等は、平常時から防災訓練等を通じ、地域との連携を強化する。	防災訓練等による相互協力の強化		防災安全課 産業振興課
私立保育所における緊急保育の実施	災害時に私立保育所が緊急保育等を実施する場合の支援内容を協議し、協定を締結する。	災害時の緊急保育の実施等について検討		児童青少年課 防災安全課

## 第5章 災害対応能力の向上

### 第1節 危機管理体制の整備

災害時に市民の生命・身体・財産を守ることは市の使命である。過去の災害においても行政の初動対応の遅れが被害を拡大させていることから、災害発生直後から即応できる危機管理体制を整備することが必要である。

#### 【現状と課題】

##### 1 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置は、国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例、国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例施行規則によって定められている。本庁舎1F東側臨時事務室に設置することとなっており、万が一庁舎が使えなかった際にはくにたち市民総合体育館に設置する。しかし、臨時事務室内の本部室、関係機関の詰め所、また情報収集スペースなどのレイアウトについては未だ検討されていない。また、災害応急復旧業務において必要となる会議室等の割り当てについても同様に検討されていない。

職員の食料、就寝場所等が満足に確保されていない。勤務体制等の指針もないため、ローテーション等を早期に組むことが困難である。

庁舎の非常電源は燃料タンク（軽油）が満たされている状態で連続約72時間動く想定となっている。給油により最大約168時間の連続運転が可能である。

災害対策本部の設置・運営について、図上訓練を数回実施しているが、今後も継続して実施し、災害対策本部運営の検証・修正を図る必要がある。

##### 2 初動体制

震災に対しては、職員の参集基準として第1次配備体制から第3次配備体制を定め、震度に応じて自動的に職員が参集することとなっている。また、避難所へ直接参集する指定参集職員を指名している。

初動対応には、平成26年度に事業継続計画を作成し、業務の優先順位を決定しているが、初動活動マニュアルが整備されていない状況である。

初動対応に関する訓練としては、毎年、非常時参集訓練を実施しているが、参集経路の作成をさせておらず、どれほどの職員が集まることができるのか不透明である。職員の意識啓発をより一層強化し、初動時の活動体制を構築するためのより具体的な計画や訓練を実施する必要がある。

##### 3 情報収集・提供体制

###### (1) 被災直後の情報収集

市職員が参集途上において被害状況を把握して報告する体制は整備できていない。

被災直後には、テレビ・ラジオ等の他、市の保有するMCA無線（半固定型、携帯型計95局）を活用し、関係機関との情報連絡を図ることが可能である。ただし、防災行政無線と異なり、輻輳の可能性は否定できない。

情報収集、被害調査報告の具体的な体系づくり及び訓練が必要である。

## （２）情報提供、広報

市民への情報提供は防災行政無線（市内32箇所に設置）で放送するほか、くたちメール配信や緊急速報メール、Twitter等による文字情報での伝達、広報車での巡回、印刷物の配布・掲示にて行う。インターネット接続が可能な場合にはホームページを活用する。しかし、現在はそれぞれのツールごとに操作が必要であるため、緊急時における複数の手段による迅速な情報伝達が困難な状況であることから、一括操作が可能なシステムの構築を検討する必要がある。

市民等への広報や情報提供にあたり対象や目的、伝達内容等に応じた情報伝達手段について検討する必要がある。

災害時要配慮者（特に聴覚しょうがいしゃ・視覚しょうがいしゃ・外国人）に対する多様な情報提供が必要であり、各団体等との調整を踏まえて検討する必要がある。

東京都との連絡については東京都防災行政無線及び東京都災害情報システム（DIS）により行う。

報道機関への発表については、記者会見の設定や発表資料の作成方法のマニュアル化、マスコミの車輛駐車場及び記者室設置についても検討が必要である。また、マスコミへの取材自粛要請や必要としている物資や支援を迅速に発信するための方法の検討も必要である。

## 4 り災証明書発行体制

平成26年7月に「国立市り災証明書等交付要綱」を制定した。

住家被害認定調査やり災証明書交付の訓練は毎年実施しているが、発行に向けた調査や交付の体制、マニュアル等は整備されていないため、今後整備する必要がある。

平成25年の災害対策基本法改正により、市町村長がり災証明書を発行することが明記されたことに関連し、地震発生時の火災の証明も市が行うこととなった。調査は以前と同様に消防署が実施することとなるが、り災証明書発行に向けた情報交換や連携体制を構築する必要がある。

## 【施策の方向】

### 1 災害対策本部の設置及び強化

災害対策本部を設置するために必要な資機材の確保方法や設置手順についてマニュアルを作成する。

災害対策本部の会議室、本部員連絡室、各部課が災害応急復旧業務を実施するために必要なスペース、関係機関の詰め所、また情報収集スペースなどの配置について検討する。

## 検討（案）

災害時の施設	施設の機能	日常の施設
災害対策本部	本部員の配置 関係機関の配置 本部室庶務の配置 優先電話、コピー機等必要な設備の配置 その他	1階会議室及び臨時事務室または地下食堂
災害対策本部会議室	災害対策本部員会議	市長公室
記者控え室及び記者会見室	記者控え室 定期的な情報提供、記者会見	体育館または芸小ホール
被害情報等の掲示	市内被害情報、交通機関の被害復旧情報、ライフラインの復旧情報等の掲示	災害対策本部室 市民ロビー

発災から本部の設置、運営までの流れを図上訓練等により検証して適宜改善を図る。  
職員が詰める場合の食料、飲料水、日用品の確保及び就寝場所等の整備を図る。

### 2 初動体制の確立

初動活動マニュアルを早急に整備し、訓練によるマニュアルの検証、修正を行う。  
初動体制職員向け休憩場所及び寝具等の準備を推進する。

災害対策本部設置訓練及び職員参集訓練等を充実させるとともに、各部課における初動対応訓練を実施する。

### 3 情報収集・提供体制の整備

被災直後から市内の被災状況を迅速に把握するため、あらかじめ現地調査報告要領を定めることを検討する。また、携帯メールや画像メール等を活用した収集手段を検討する。

収集した情報の整理・共有や情報の空白地帯の解消について習熟するため図上訓練の実施を検討する。

固定系防災行政無線のデジタル化を行うとともに、くにたちメール配信や緊急速報メール、Twitterなどの文字情報を同時に送信するためのシステムを構築し、情報伝達の多様化を図る。また、音声及び文字情報のそれぞれの特性を考慮し、より効果的な情報伝達の方法を整備する。

災害時における情報発信をくにたちメール配信やTwitterでも行うことを市民に周知し、くにたちメール配信等へ登録するよう市民への働きかけを行う。

コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、タクシー会社等市内事業所との協力による情報収集を検討する。

職員等の安否確認システムの導入を検討するとともに、それまでの間は、各部課で所属職員の安否確認を行うため、職員に対して、安否情報の報告を徹底する。

地震等の大災害時の広域応援受け入れ体制を確保するため、上空から施設の名称等

が認識できるよう市立小中学校の屋上を活用し、改修工事の機会にヘリサインを整備するよう検討する。

#### 4 広報体制の整備

被災後、迅速に市民に対して市内外の被災状況をはじめ、医療情報やライフラインの復旧情報、避難生活情報、生活再建情報等を広報するために、日常から対応マニュアル等を整備する。

聴覚しょうがいしゃ・視覚しょうがいしゃ・外国人に配慮した広報手段の整備について関係団体等と検討する。

マスコミ対応窓口の設置及び対応マニュアルを検討する。またマスコミの車輛駐車場及び記者室設置等について検討する。

外部からの支援を効果的に活用できるよう、市が必要としている物資や支援の的確な発信方法について検討する。

#### 5 大規模事故対応マニュアルの作成

市は、市内に航空機や列車事故、爆発等の大規模事故が発生した場合を想定した対応マニュアル（大規模事故対応マニュアル）を作成する。

#### 【事業計画】

：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
災害対策本部の設置準備	災害時の本部機能を確保するため設備等の整備を図る。	本部設営訓練の実施及び必要な物品の確保		防災安全課
		災害応急復旧業務の活動スペース検討		
災害活動マニュアルの整備	災害時の初動体制を確立し、各課の応急マニュアルを整備する。また、初動活動職員用備品を整備する。	職員向け初動活動マニュアルの作成	マニュアルの周知、研修会の実施	防災安全課
		各課応急マニュアルの作成		
		初動活動職員用備品の検討・確保	防災安全課	
		災害従事職員用食糧等の備蓄		



大規模事故対応マニュアルの作成	市内で大規模事故が発生した場合の対応マニュアルを作成する。		マニュアルの作成	防災安全課
情報収集・伝達手段の整備	防災行政無線のデジタル化等災害時情報収集・伝達システムを整備する。	防災行政無線のデジタル化 (平成 28 年度まで)	複数の情報伝達手段による効果的な情報伝達の運用方法を整備(平成 29 年度まで)	防災安全課
		くたちメール配信の登録者数増加 (H27 6,670 人 H32 12,000 人)		
		初動時の情報収集及び集約体制の検討		
ヘリサインの整備	市立小中学校の屋上を活用し、ヘリサインを計画的に整備する。	建物の改修にあわせた整備の検討・実施		防災安全課 建築営繕課 教育総務課
広報体制の整備	被災状況をはじめ、医療情報やライフラインの復旧情報等を広報するための体制等についてマニュアルを検証する。	マニュアルの検証及び修正		市長室 防災安全課
事業継続計画の検証	訓練等により国立市事業継続計画(地震編)の検証を行い、定期的な修正を行う。	図上訓練等の実施及び計画の修正		防災安全課 各課
り災証明書発行体制の整備	発災後1か月後のり災証明書発行を目指した体制の整備を行う。	調査及び発行に関するマニュアルの作成		防災安全課 課税課 市民課 政策経営課
		消防署との連携体制の構築		
		被災者台帳及び被災者支援体制の検討		

## 第2節 救急・救護体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、多くの負傷者が発生することが予想される。首都直下地震の被害想定では、立川断層帯地震（M7.4）が18時、風速6mの条件下で発生した場合、国立市では負傷者約1,000人、その内、重傷者は約180人発生することが予想されている。

これらの人身被害を低減するためには、建築物や市街地の防災性を向上させるとともに迅速な救急・救護活動を支える体制の整備、医療機関との連携等を構築することが重要である。また、発災直後から公共施設や地域で救急・救護活動を実施できるよう職員や市民への意識啓発や知識を普及する必要がある。

### 【現状と課題】

#### （1）災害時の救急・救護体制

市では、災害発生時には(社)国立市医師会との活動協定に基づき救護班の派遣を要請し、保健センター及び避難所の救護所において救護活動を実施することとしている。また、重傷者は、東京都災害拠点病院、中等症者は、救急告示医療機関の後方医療施設へ搬送することとしている。

平成24年度に東京都の災害医療体制が変更となり、都内全域での広域的な調整を行うため、都及び市がともに災害医療コーディネーターをあらかじめ選任することとなっているが、市災害医療コーディネーターの選任ができておらず、早急に選任する必要がある。

医療救護活動に関係する国立市医師会、国立市歯科医師会、国立市薬剤師会、東京都柔道接骨師会多摩中央支部とそれぞれ災害時応援協定を締結しているが、平成24年度にトリアージ訓練を実施したほかは具体的な訓練ができていない。今後、各組織の初動対応や連携について体制を強化するとともに訓練による災害対応力の向上を図る必要がある。

市内の救急告示医療機関は1件（国立さくら病院）であり、災害拠点病院は無い。北多摩北部二次医療圏の災害拠点病院は、独立行政法人国立病院機構 災害医療センター（立川市）、東大和病院（東大和市）、近隣自治体では、東京都立多摩・小児総合医療センター（府中市）等である。

負傷者の搬送について、消防署への搬送要請を行うとともに、市の車両やタクシーのほか、都への救急隊の派遣要請や民間患者等搬送事業者への要請を想定している。しかし、市内に配備されている救急車両は1台（立川消防署国立出張所に配備）のみであること、また被災直後に市が行う搬送業務には限界があることなどを考慮すると、地域における応急救護や搬送体制の構築等が課題である。

市では、立川消防署と連携して職員を対象として救急・救命のための年間5回の普通救命講習会を実施しており、継続して職員の救命技能の向上を図っている。また、小中学校教職員については、自動体外式除細動器（AED）の配備に伴い年度当初に講習会を実施している。AEDを配備している指定管理者が管理する施設については、

いくつかの施設で講習を実施している。

市民に対する救急・救命等に関する知識の普及は、消防署と協力し、女性消防団員が応急手当普及員として講習を行い、実施してきている。また、A E Dの普及により、市民の関心は高まっている。

#### (2) 医療機関との災害時協力協定

災害時の救護・救急体制を確保するために、国立市医師会、国立市歯科医師会及び国立市薬剤師会と活動協定を締結しているほか、東京都柔道接骨師会多摩中央支部と協定を締結している。

#### (3) 医薬品の備蓄

保健センターに医療7点セットが2セット(1,000人分)備蓄されており、国立市薬剤師会に委託し、毎年点検を行っている。有効期限の切れた医療用具については廃棄している。

医薬品の卸売事業者4者と「災害時における医薬品等の確保・供給に関する協定」を締結し、発災後の医薬品調達手段を確保している。ただし、国立市薬剤師会との間で医薬品調達に係るマニュアル等は整備できていない。

### 【施策の方向】

#### 1 救急・救護体制の整備

##### (1) 市災害医療コーディネーターの選任

都の災害医療体制の変更に伴い、広域連携を円滑に行うために市災害医療コーディネーターを早急に選任する。

##### (2) 災害時活動マニュアルの作成

災害時に医療活動を円滑に実施できるよう国立市医師会、国立市歯科医師会、国立市薬剤師会及び東京都柔道接骨師会多摩中央支部と協力して災害時活動マニュアルを作成する。また、作成したマニュアルについては訓練を通じて検証する。

#### 2 災害時医薬品の確保

市は、国立市薬剤師会と協力して、備蓄医薬品の分散配置や備蓄医薬品のランニングストックとその活用について検討する。また、避難生活が長期化した場合の医薬品のあり方等について検討する。

協定を締結している医薬品卸売事業者への発注方法について、国立市薬剤師会と災害薬事コーディネーターの役割を含め対応マニュアルの作成を検討する。また、その検証のために協定先の医薬品卸売事業者の協力を得て、医薬品調達訓練の実施を検討する。

平常時から個人が常時服用している医薬品の処方箋について、コピーを所持するよう周知徹底する。

### 3 災害時救急・救護施設等の業務継続

市内医療機関及び薬局等について、災害時でも業務が継続できるよう業務継続計画（BCP）の作成とともに施設の耐震化、設備の自己点検、活動体制等の確保、防災訓練の実施等について取組を要請する。

### 4 救急・救命のための人材育成と知識普及

市は、消防機関と連携して、引き続き行政職員の救急・救命講習会を実施し普通救命認定証の取得者の養成、既得者の更新及び技術の習得に努める。

市は、市職員について普通救命認定者、上級救命認定者及び普及員の登録を行い、非常時の協力を要請する。

避難所に指定されている小中学校の学校教職員について、教育委員会と連携して引き続き救急・救命講習会を実施するよう要請する。

指定管理者が管理し、AEDを設置している施設については、原則として救急・救命講習会を実施するよう委託条件の検討を行う等要請する。

市と消防機関は、引き続き相互に連携して市民や自主防災組織等への救急・救護意識の啓発と知識普及を推進する。また、より多くの市民が救急・救命のための知識を習得するよう方策について検討する。

## 【事業計画】

：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
医療救護活動の体制整備	東京都の医療救護体制にあわせた医療救護活動の体制整備を行う。	災害医療コーディネーターの選任(平成 28 年度まで) → 医師会や薬剤師会との医療救護活動体制の再整備 →		防災安全課 健康増進課 (保健センター)
災害時救急・救護活動マニュアルの作成	国立市医師会等と協力して、災害時活動マニュアルを作成する。		29 年度よりマニュアル作成 →	健康増進課 (保健センター) 防災安全課
災害時医薬品の確保	国立市薬剤師会と協力して備蓄医薬品のランニングストックや避難生活が長期化した場合の医薬品のあり方等について検討する。	備蓄医薬品等の検討 → 薬剤師会、医薬品卸売協定先と災害時における医薬品調達体制の検討 →		健康増進課 (保健センター) 防災安全課
救急・救命のための人材育成	消防機関と連携し、行政職員の救急・救命講習会を実施し普通救命認定証の取得者の養成、既得者の更新、技術の習得に努める。		救急・救命講習会の継続的实施 →	防災安全課

### 第3節 指定避難所、指定緊急避難場所等の整備

大規模災害時には、被災直後から多くの市民が避難所等に避難することにより、避難者相互や施設管理者との間等で様々な混乱が予想される。

国立市では、現行の避難所容量を上回る災害も想定されており、平常時から災害に強い市街地整備を進め、避難者の発生を抑制するとともに公共施設をはじめ民間施設等についても避難所等の災害時利用を検討する必要がある。

#### 【現状と課題】

##### 1 避難者数の想定

大地震時の避難者数は、次の通り想定されている。

想定地震	マグニチュード(M)・条件	避難者数(人)	夜間人口比(%)
立川断層帯地震	M7.4、冬、18時、風速8m	42,407	56.0
多摩直下地震	M7.3、冬、18時、風速8m	25,703	34.0

##### 2 災害時の避難

大地震等の災害時には、市民は各家庭等で安全を確保し、あらかじめ指定した一時集合場所あるいは地域で定めた集会所等を活用し地域の被害情報の把握や住民の安否等を行い、状況により指定緊急避難場所あるいは指定避難所へ避難する。

##### 3 指定避難所等の現状

市内の指定避難所は市立小中学校11施設、利用可能者数は約11,000人と推計され、避難所候補施設は集会所等26施設、利用可能者数は約3,000人と推計されている。しかし、大地震時には、既存の施設だけでは想定避難者数はカバーされず、その他の公共施設や民間施設等についても災害時の活用を検討する必要がある。なお、高齢者やしょうがいしゃの福祉避難所として、福祉施設や私立学校と緊急の一時受入れに関する協定を締結している。

大地震時等の市街地大火に備えて、一橋大学等の6施設を指定緊急避難場所に指定している。利用可能者数は、約32万人となっている。

地震時等の災害時に住民相互の情報連絡や安否確認、また地域の避難に際して集団形成を図る場所として学校、公園等36施設を一時集合場所に指定している。

##### 4 指定避難所等の運営

指定避難所では、避難所運営マニュアルを整備し、災害時における避難所の運営に備えている。特に要配慮者の避難居室や備品の確保等、円滑な避難生活を送るよう配慮することが重要である。

市は、指定緊急避難場所の管理者と災害時の情報連絡や避難者への対応等について具体化を図ってきた。今後も必要に応じて改善を図る必要がある。

## 5 避難誘導標識の状況

避難誘導標識は、現在広域避難場所及び避難場所（広域避難場所、一時集合場所、避難所）について表示がなされている。施設の老朽化や表示内容の変更等を踏まえて、より分かりやすい表示に改善していく必要がある。

### 指定避難所等の状況

避難施設		施設数	災害時の役割	利用可能者数
指定避難所 <sup>*1</sup> （避難所）		11 施設 （市立小中学校）	災害により住まいを失った人等が住宅の確保等生活再建するまでの間一時的に居住する場所。	約 11,000 人
避難所候補施設		26 施設 （コミュニティ施設、集会所等）	避難所の補完施設として高齢者等の要配慮者や避難所に入れない避難者が利用する施設。	約 3,000 人
指定緊急避難場所 <sup>*2</sup> （広域避難場所）		6 施設 （一橋大学、谷保第3公園等）	震災等による市街地大火から一時的に安全を確保する場所。	約 32 万人
一時集合場所		36 施設 （学校、公園等）	地震後、住民相互の情報連絡や安否確認、また、避難に際しての集団形成を図る場所。	-
福祉避難所	高齢者施設	7 施設	災害時に高齢者やしょうがいしゃ等の緊急一時受入について市と協定を締結している。	災害時に必要に応じて緊急入居者の調整を図る。
	しょうがいしゃ施設	4 施設		
	学校	1 施設		

\*1、\*2：災害対策基本法では、平成 25 年 6 月 21 日の改正で市長が指定緊急避難場所と指定避難所を指定することとなった。国立市では、従前から指定している避難所を指定避難所、広域避難場所を指定緊急避難場所とすることとした。

## 【施策の方向】

### 1 指定避難所等の確保

災害時に住居を失った市民等を対象に指定避難所及び避難候補施設、あるいは福祉避難所を確保する。

災害時に指定避難所等が不足する場合は、その他の公共施設を活用するとともに関係機関や民間施設の利用、テント等野外受入施設の確保等を図る。

市は、災害時に想定される避難者数、女性への配慮、しょうがいしゃ等を考慮して災害用非常物資等の備蓄を推進する。

### 2 指定避難所の運営

指定避難所では、避難所運営委員会を中心に学校及び市等と協力して「避難所運営マニュアル」に基づく運営を図る。

運営に当たっては男女のニーズの違い、要配慮者への配慮、避難者プライバシーの確保、ペットへの対応、自家用車の原則禁止等十分に注意を払う。

### ペットとは

ここでいうペットとは、人に飼育されている犬・猫等の小動物をいい、「動物の愛護及び管理に関する法律」第26条第1項に定める特定動物は除く。

## 3 要配慮者の安全・安心を確保する指定避難所の整備

指定避難所では、避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練を継続して実施し、要配慮者の避難支援に係るノウハウを習得・共有する。

指定避難所における要配慮者専用居室の設置、洋式トイレやマット等の確保、女性、妊産婦等に必要な施設・設備の整備に努める。

災害時における福祉関連ボランティアの派遣等について、市社協等と検討し訓練等を通じて検証する。

## 4 避難所候補施設の運営

避難所候補施設は、指定避難所の補完施設として高齢者等の要配慮者や避難所に入れない避難者が利用する施設として位置付けている。

新耐震基準に適合している施設について、高齢者やしょうがいしゃ等指定避難所への避難が困難な被災者を対象として、地域の自主運営による一時避難所としての利用を検討する。

## 5 福祉避難所の確保

公共施設及び民間施設の管理者等と協力して、災害時の福祉避難所を確保する。

福祉避難所は、現在、高齢者施設やしょうがいしゃ施設等市内12施設と緊急時一時受入れに関する協定を締結しているが、利用者の要望が多い「東京都多摩障害者スポーツセンター」との協定についても引き続き要請していく。

## 6 指定緊急避難場所の運用方法の検討

現在指定している指定緊急避難場所の運用要領を、概ね次の内容により定めるよう管理者等と検討する。

ア 指定緊急避難場所の規模及び周辺状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。

イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。

ウ 傷病者に対し救急医療をほどこすため、救護所及び医師等を確保する。

エ 指定緊急避難場所の衛生保全に努める。

オ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。

カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動または避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

キ 災害時に必要な設備、物資等の確保を図る。

## 7 一時集合場所機能の確保

地域における防災活動拠点として既存の一時集合場所や公園等の公共施設を活用する。市は、地域において一時集合場所や公園等が災害時に有効に活用できるよう活動方法等について支援する。

## 8 避難所案内板、避難誘導標識の改善

指定緊急避難場所や指定避難所の案内板や誘導標識は、広く市民等への周知を図り、わかりやすい表示を行う。このため、災害時機能の掲示内容や標識の設置場所等について市民の意見を踏まえ検討し整備を図る。

災害時に市民が安全に避難できるように防災マップの作成や指定避難所等の役割を表示した案内板の設置を行うとともに、子ども・外国人にもわかりやすい表現にする。

防災マップや指定避難所案内図等には、隣接市の指定避難所等の情報も掲載し、被災場所から最短距離にある指定避難所等の情報を示す。

## 9 隣接する自治体との協力

隣接する自治体(立川市、国分寺市、府中市)と避難所等の相互利用の協定に基づき、災害時における避難者の安全を図るとともに避難者の把握方法や情報連絡等について検討する。



【事業計画】

：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
指定避難所等の確保	災害時に住居を失った市民等を対象に、指定避難所、避難候補施設、福祉避難所を確保する。また、避難者数、女性、しょうがいしゃ等を考慮して災害用非常物資等の備蓄を推進する。	指定避難所等の確保 災害用非常物資等の備蓄		防災安全課 関係課
要配慮者の安全・安心を確保する指定避難所等の整備	避難所運営訓練により要配慮者支援ノウハウの習得を図るとともに要配慮者に必要な施設・設備の整備等を図る。	要配慮者支援ノウハウ等の習得、必要な施設・設備の整備		防災安全課
避難候補施設の運営	新耐震基準の適合施設について高齢者等を対象として地域の自主運営による一時避難所の利用を検討する。	一時避難所利用の検討 各避難所候補施設の検討		防災安全課
福祉避難所の確保	要配慮者のための福祉避難所を確保する。	協定の締結		防災安全課 しょうがいしゃ支援課 高齢者支援課
指定緊急避難場所の運用方法の検討	指定緊急避難場所の運用方法について管理者等と検討する。	災害時の運用方法の検討		防災安全課
避難所案内板、避難誘導標識の整備	避難所等の案内板や誘導標識は市民の意見を踏まえて検討し整備する。	実態把握、整備方針の検討	整備実施	防災安全課
隣接自治体との検討	隣接する自治体と相互利用する避難所等における避難者の把握方法や情報連絡等について検討する。	検討実施		防災安全課

## 第4節 飲料水・トイレの確保、食料・日用品等の備蓄

災害時には、電気・水道・ガスといったライフラインが寸断されるとともに交通機能の障害により食料や生活物資等の流通が一時的に停止することが予想されている。

市民や事業者等は、災害に備えて一定の生活物資等を確保する必要がある。また、市は、避難直後の市民の応急生活を支えるために一定の飲料水、トイレ、生活物資等を確保することが求められている。

### 【現状と課題】

#### 1 飲料水について

##### (1) 施設の耐震化状況

国立市の水道水は、中浄水所及び谷保浄水所において浄水処理された地下水に東村山浄水場でつくられた浄水を補給し、配水管を通じて需要家に供給されている。

浄水所は、平成12年度に管理施設（谷保浄水所は自家発電機室を含む）の耐震診断を実施し、耐震性を有していることが確認されているが、配水池については、耐震診断を順次実施しており、谷保浄水所は平成27年度に実施される予定で、中浄水所は現時点で未定である。また、配水管については、耐震継手化率が約25%（平成24年3月末現在）となっており、被害に伴い飲料水の供給障害が生じることが予想される。

##### (2) 災害時の給水体制

災害時の飲料水の給水体制は、次のとおりである。

浄水所（配水池）における給水

ア 中浄水所・谷保浄水所ともに配水池の最大貯水量は6,000 $\text{m}^3$ であるが常時満水ではないため、災害時には合わせて約4,000 $\text{m}^3$ の確保が見込まれている。これは、市民7万4千人に対して3 $\text{l}$ /人日とすると18日分に相当する。また、中浄水所にウォーターパッカーが1台配備されており、被災後、市民に直接飲料水を配布することが可能となっている。

イ 飲料水の搬送にあたっては、市が保有する給水タンク及び都が保有し市が管理する給水タンク（それぞれ容量1トン）をトラックに積むことにより即席の給水車として活用することができるが、災害時におけるトラック等搬送手段の確保が課題である。また、給水タンク内の洗浄方法については検討されておらず、訓練も実施していない。

ウ 浄水所の管理は都水道局が行っており、応急給水拠点の開設は都水道局が行うこととなっているが、浄水所での給水エリアは分画化が完了し、都水道局と市との覚書により、市が応急給水拠点を開設することも可能である。

避難所における受水槽やプール等の活用

ア 災害時に避難所となる小中学校においては受水槽やプール用水などが飲料水やト

イレ等の生活用水に有効である。

イ 緊急遮断弁が既に整備されている受水槽の有効容量は150.7tである。これは、ピーク時の避難者(4万2千人)を対象に3ℓ/人日を供給すると3日間程度の供給が可能である。また、プールの水は、ろ過することにより飲料可能であり、その際使用するろ過器は、中地域防災センターを除く地域防災センター4箇所にそれぞれ1台配置されている。

なお、小中学校等には、ペットボトル(2ℓ/本・総計2,010本)の備蓄を行っている。

応急給水資器材による給水

配水管の被害が少ない場合、各避難所に配備されている応急給水資器材を活用し、消火栓からの応急給水を実施する。

災害対策用井戸の活用

市内には「災害対策用井戸」として指定している井戸が28箇所ある。このうち、飲用水として利用できる(平成26年度水質検査による)井戸は12箇所であるが、年によって結果が安定しないため、飲用水としては安全性に欠けるといった問題点がある。しかし、災害時における飲料水や生活水の需要を考慮すると、今後も災害対策用井戸を確保する必要がある。

ウォーターパッカーとは

水をポンプで汲み上げ、1ℓずつ自動で袋詰めできる機械。1時間で最大2,000袋作成することができる。発電機も設置してあるため、停電時でも稼働可能である。

## 2 トイレについて

国立市では、下水道の整備が進み、水洗トイレが99%以上の世帯で普及している。しかし、災害時には下水道施設の被害や水道の供給停止により水洗トイレが使用することができなくなる可能性があり、応急仮設トイレ等の準備を行う必要がある。

国立市の災害対策トイレの備蓄状況は下記のとおりである。

仮設トイレ	マンホールトイレ	自動ラップ式トイレ	簡易トイレ	小袋型トイレ
12台	18台	3台	155個	6,400個

## 3 食料・日用品等の備蓄

### (1) 食料について

被災者に対する食料については、都及び市が連携して3日分備蓄を行うこととなっている。避難者を4万2千人と想定すると、現状では1食分程度の備蓄しかない。

国立市の備蓄食糧（おかゆは1才未満児用想定）

アルファ米	低タンパク米	クラッカー	おかゆ	合計
37,350食	600食	7,700食	6,250食	51,900食

（平成27年4月1日現在、都寄託分を含む）

乳児用の粉ミルク（哺乳瓶含む）の備蓄は、保育園のランニングストックを活用することとなっているが、十分な量が確保できているとは言えないため、今後も、保育園や小売店等と連携を図り、災害時に迅速に確保する体制を整える必要がある。なお、都地域防災計画では、市が3日分を確保し、都が4日目以降の分を確保することとなっている。

市内に店舗や事業所を有する事業者と協定を締結しており、これに基づき、食料を調達する。

（2）日用品等について

日用品等の備蓄については「資料3-40災害用備蓄品一覧」に示すとおりである。

災害時に必要な日用品等については、都や他市との協定をはじめ、民間事業者との協定に基づき調達する。

【施策の方向】

1 備蓄に関する市民・事業所・市の基本的な考え方

市は、市民・事業所に対して概ね1人3日分の飲料水、食料の確保と必要な日用品を確保するよう周知するとともに普及活動を推進する。

市民は、自ら災害に備えて自己や家族に対し概ね1人3日分の飲料水、食料の確保、必要な生活必需品を備えるよう努める。

1人3日分の備蓄とは？ 災害時における食料等の生活物資の調達は、災害の規模に大きく左右されるが、飲料水・食料は、行政の調達や市場の流通が一定程度確保されるまで、最低3日間、可能な限り1週間を目途に各世帯が確保することが必要とされている。

事業所（企業・個人商店・学校等）は、その社会的責任に基づき施設利用者や従業員、周辺住民に対し十分な飲料水、食料の確保、必要な備品等を備えるよう努める。

市は、東京都と連携し、また事業所等との流通備蓄在庫による協定を活用して避難者を対象として飲料水・食料・日用品を3日間分確保する。4日目以降必要となる物資等については、他自治体等への広域応援要請により確保する。

2 飲料水の供給体制の構築

飲料水は、被災直後から避難所、医療機関、福祉施設等において必要になることが

予想される。このため、市民・事業所は自ら飲料水の備蓄を図り、避難所においては受水槽への緊急遮断弁からの給水や応急給水資器材を使用した消火栓からの給水ができるよう訓練を実施するなど適切な調達・供給体制を構築する。

#### 被災直後における飲料水の確保方法

対象施設等	確保方法
医療機関・福祉施設	各業所における確保 ・飲料水の備蓄、施設受水槽等の活用 浄水所給水拠点における応急給水 ウォーターパッカーによる水袋の供給
避難所	受水槽の活用 プール水のろ過（ろ過器の配置が課題） 備蓄飲料水（ペットボトル） 消火栓からの応急給水 ウォーターパッカーによる水袋の供給
市民・事業所	自宅・事業所で飲料水を備蓄 浄水所給水拠点における応急給水 避難所等において飲料水の確保（容器は各自で用意）

学校以外の公共施設について災害時の飲料水を確保するために各受水槽の緊急遮断弁の設置を図る。

中浄水所の配水池の耐震化を早急に実施するよう東京都に要請する。

都やUR都市機構、マンション管理組合等が管理する集合住宅や私立学校等が設置する受水槽の遮断弁設置や耐震化を働きかける。

災害対策用井戸を今後も確保し、災害時には生活用水として活用するとともに、飲料用水として使用する場合は、水質検査を実施のうえ活用する。

市内給水拠点及び災害時における給水活動について広報し、防災意識の向上を図る。

### 3 食料・日用品等の調達

市は、避難者を対象として、震災後1.5日間を目途とした食料の備蓄を推進する。

食料・日用品等の調達に関して、事業所等との流通在庫備蓄の協定の締結を引き続き推進するとともに、発災後の調達を迅速に行えるよう体制の整備を行う。

災害時には、給食センターの設備を活用して炊き出しを行う。

福祉施設や保育所等の給食施設は、災害時の炊き出し等に活用する視点から施設・設備耐震化状況、燃料や食材の調達方法、人員の配置等について調査し検討する。

移動式ガス供給設備の緊急調達などをあらかじめ検討する。

### 4 備蓄スペースの確保

教育委員会及び学校と協力し、避難所となる小中学校での備蓄スペース拡大に努める。

市有施設のうち、一定量の備蓄を行うことができるスペースがあるかについて調査を行い、備蓄物資の搬入搬出の可否を確認した上、備蓄倉庫として活用する。

市有施設の新設、建替等にあわせ備蓄スペースの確保を検討する。

上記により備蓄スペースが不足する場合は、市の保有する土地の利用において備蓄倉庫の建設を検討する。

## 5 家庭・事業所、避難所、地域における災害用トイレの整備

市は、下水道の耐震化を推進し、避難所、公園等の公共施設における災害用トイレ（仮設トイレ、マンホールトイレなど）を確保するとともに、下水道が使用できない場合に備えて携帯トイレの備蓄を推進する。また、事業所、各家庭における災害用トイレ（携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ等）を確保するよう啓発する。

避難所では、高齢者やしょうがいしゃでも使用できるマンホールトイレの整備を図るとともに、プール用水、雨水の備蓄、河川水などを活用し希釈水の確保を図る。

自宅避難者などを対象として、一定規模以上の公園では、マンホールトイレや雨水等を活用した希釈水の確保を図り、防災機能を備えた公園の整備を検討する。

災害時のトイレに必要な用水を確保するため、給水ポンプの準備や運搬方法の対策を講じる。また、夜間の照明、清掃方法等、実際に使う立場に立ち、具体的な対策を講じる。

### 【事業計画】

：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
市民・事業所等の意識啓発	各家庭、事業所等における飲料水、食料、災害用トイレ等の備蓄について啓発を図る。	市報、ホームページ、講習会等による意識啓発		防災安全課 市長室
飲料水等の確保	避難所等を対象として避難者向け飲料水を確保する。	応急給水資器材の活用訓練の実施		防災安全課
		災害時における応急給水体制の周知		
食料・日用品の確保	避難所等を対象として避難者向け食料・日用品等を確保する。	避難者数の増加に対する備蓄の増加		防災安全課
		備蓄スペースの確保		
		災害時協力協定の締結及び運用体制の整備		

<p>災害用トイレの整備</p>	<p>避難所等を対象として災害用トイレを整備する。</p>	<p>携帯トイレの活用及び備蓄</p> <hr/> <p>国立市下水道総合地震対策整備計画(第2期)に基づいたマンホールトイレの整備(平成27年度～31年度)</p>	<p>防災安全課 道路下水道課</p>
------------------	-------------------------------	---	-------------------------

## 第5節 ごみ・がれき処理、し尿処理

災害時には、各地で大量のごみやがれきが発生し施設の処理能力に限界を生じるとともに、道路被害や交通渋滞に伴い処理スピードにも著しく影響を及ぼすことが予想される。

東京都の被害想定によると、立川断層帯地震（M7.4、18時、風速6m）の発生に伴い約35万トンのがれきが発生することが予想され、これは国立市が年間収集しているごみ量の約17年分にあたる。

震災時にも市民生活をできるだけ維持するためにごみ、がれき、し尿処理体制を確立する必要がある。

### がれきとは

震災により建築物等が全壊、焼失することにより発生する躯体残骸物（木材及びコンクリートがら、焼却灰等）をいう。

## 【現状と課題】

### 1 ごみ・がれき処理

本市のごみ処理は、多摩川衛生組合と環境センターによって行われている。多摩川衛生組合の清掃工場は、平成10年3月に完成しており、現行法に基づく耐震性能は確保されている。

日常のごみの収集作業は、民間委託及び許可業者が実施しており、可燃ごみは、多摩川衛生組合の清掃工場で中間処理され、日の出町の広域処理場で最終処理されている。また、不燃物や資源物・粗大ごみについては環境センターにおいて中間処理されている。

なお、市ではごみの減量化を推進する観点から生ごみ堆肥化容器の普及を図っている。

大規模な自然災害や事故などの際には、がれきを含めた大量の廃棄物が排出されることが予想される。このため、災害時においても衛生的な環境を確保し、応急復旧活動時における障害物除去を迅速に実施するため、速やかな運搬処理体制を整える必要がある。

### 2 し尿処理

本市では、公共下水道が100%普及しており北多摩二号水再生センター及び立川市錦町下水処理場において処理されている。しかし、一部の世帯では汲み取りや浄化槽による処理を行っている。

北多摩二号水再生センターでは、震災時においても必ず確保すべき機能を担う施設の耐震化を進めている。

下水道施設の耐震化として、平成20年度に「国立市下水道総合地震対策計画」を



策定し、平成21年度から5年間で既設人孔と管きよとの取付部の耐震化工事を実施している。なお、平成26年度に同計画の第2期計画を策定し、引き続き下水道施設の耐震化、マンホールトイレの設置を進めている。

国立市南部中継ポンプ場は、平成25年度に「国立市南部中継ポンプ場の長寿命化基本計画」を策定し、長寿命化を進めている。また、「国立市下水道総合地震対策計画（第2期）」において耐震補強工事を予定している。

## 【施策の方向】

### 1 災害時におけるごみ・がれき処理体制の整備

本市における立川断層帯地震（M7.4、18時、風速6m）時の被害想定による約35万トンのがれきの発生を踏まえ、速やかにがれきや家庭からの廃棄物等の仮置場を幹線道路に近接した場所に設置し運搬体制を整える。

がれきは、原則所有者が処理するものとするが、負担の状況や処理の効率性、また国・都の動向などを踏まえて公的負担を検討する。

災害時には、がれきの仮置き場をはじめ、避難場所、臨時ヘリポート、ライフラインの復旧拠点など、防災活動を迅速に推進するためオープンスペースが必要とされる。このため、平常時から公園、グラウンド、農地等、市内オープンスペースの実態を把握し、災害時の一時利用について検討し必要に応じて協定等を締結する。

ごみ臨時集積所の候補地の選定、道路障害となっているがれきを速やかに撤去・搬出するための仮置場等の設置、集積所や仮置場等の消毒作業等衛生管理方法、がれきの撤去と再利用ルートの確保等を定めた「(仮称)災害時ごみ・がれき処理マニュアル」を作成する。また、マニュアルには、家庭ごみの処理方法についても盛り込むこととする。

仮置場から分別して搬入したがれきは、破碎処理等の中間処理を行った後、廃木材、コンクリートがら、金属くず等を分別して再利用する。

### 2 災害時におけるし尿処理体制の整備

下水道の耐震化を図るため「国立市下水道総合地震対策計画（第2期）」に基づき、管きよの耐震化を実施する。

### 3 広域連携体制の整備

災害時における清掃工場や污水处理施設等の機能障害等を考慮して、広域的な処理システムを構築する。

- 1) ごみ処理 災害時は、「(仮称)災害時ごみ・がれき処理マニュアル」に基づき、収集運搬体制、受入体制、仮置場等を確保するため周辺地域及び東京都との連携、連絡調整等を図る。
- 2) し尿処理 東京都下水道局との覚書により水再生センターし尿搬入が可能となっており、その運用について訓練を実施する。

【事業計画】

: 当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
防災対策用地の確保	公園、グラウンド、農地等のオープンスペースを把握し、災害時の活用方法を検討する。また、農地等の所有者との協力協定を進める。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     第3章第2節「オープンスペース、緑地の確保」による                 </div>		防災安全課 環境政策課 産業振興課 都市計画課
災害時ごみ・がれき処理マニュアルの作成	ごみ臨時集積所の候補地の選定、集積所や仮置場等の消毒作業等衛生管理方法、がれきの撤去と再利用ルートの確保等を定めた「(仮称)災害時ごみ・がれき処理マニュアル」を作成する。	マニュアルを作成 →		ごみ減量課 道路下水道課 防災安全課
国立市下水道総合地震対策整備計画の事業実施	平成 26 年度に策定した国立市下水道総合地震対策整備計画(第2期)に基づき、管きょの耐震化及び下水道施設の震災時における機能確保を目的としたBCPの策定を行う。	事業実施(27年度～31年度) →	第3期計画の検討 →	道路下水道課

## 第6節 帰宅困難者への対応

大地震の発生時には、交通機関の運行停止等に伴い滞留者<sup>\*1</sup>や帰宅困難者<sup>\*2</sup>が多数発生することが予想される。

市内で発生した滞留者に対し、被災情報等の伝達、一時滞在施設の周知、徒歩帰宅者への支援等を実施し、滞留者等の安全・安心を確保する。

### **\*1 滞留者とは**

地震発生時に通勤、通学、私事等により市外から国立市を訪問している者。

### **\*2 帰宅困難者とは**

滞留者のうち、徒歩により帰宅できない者。東京都被害想定では、自宅まで10 km以内の者は全員が帰宅できるものとし、1 km増すごとに帰宅可能者が10%ずつ低減し、20 km以遠の者は帰宅困難としている。

## 【現状と課題】

### 1 帰宅困難者の推計

東日本大震災では、市内で約200人の帰宅困難者が発生し、国立第八小学校、公民館、市役所等で一晩過ごした。

東京都によれば、国立市では立川断層帯地震あるいは多摩直下地震の発生に伴い、約18千人の帰宅困難者が発生することが想定されている。

### 2 帰宅困難者対策の現状と課題

国立市赤十字奉仕団は、都心部から多摩地域への帰宅困難者を想定し、市内甲州街道沿いにエイドステーションを設営し、沿線道路情報の提供、けが人の応急手当や飲料水などを提供、待機場所への誘導を行うこととしている。

市では、「帰宅困難者支援計画」(平成24年)を作成し、帰宅困難者へ対する市の支援内容や一時滞在施設等について定めた。

市は、平成25年に一橋大学、桐朋学園と帰宅困難者の支援に関する協定を締結した。

今後は、帰宅困難者支援に関する情報の提供、一時滞在施設の運営方法の検討、帰宅困難者支援訓練等を実施する必要がある。

## 【施策の方向】

### 1 通勤・通学者、駅等利用者の安全確保

市、JR東日本、学校、事業所等は、大地震時に各管理施設において直接的な被害から通勤・通学者、利用者等の安全確保を図るとともに混乱防止対策を講じる。

### 2 従業員等の安全確保

各事業所は、大地震時等に従業員等が帰宅困難者になることを想定して、施設内への一時待機を可能にするよう整備するとともに3日間程度の滞在を可能とするよう食料・飲料水・毛布等の必需品の備蓄に努める。（「東京都帰宅困難者対策条例」平成25年4月1日施行）

### 3 児童・生徒等の安全確保

学校管理者等は、災害時に児童・生徒等の安全を確保し施設内で一時待機できるように飲料水・食料・毛布等の備蓄物資を整備する。

市立小中学校では、「国立市立小・中学校における地震発生時の基本対応手順」による対応策を整備する。

学童保育所、児童館では、災害時の対応マニュアルを作成する。

### 4 帰宅困難者への情報提供

JR東日本等の交通機関は、被災直後から施設・設備の被害状況や復旧状況、復旧見込み時期等について迅速に把握し利用者に広報する。

市は、ホームページ、くにたちメール配信、Twitter等により地域の被災状況や交通機関等の復旧情報を収集し伝達する。

### 5 一時滞在施設の確保

市は、帰宅困難者が帰宅可能になるまで待機する場所が無い者を一時的に受入れる施設として一時滞在施設を確保する。

一時滞在施設の現況(平成26年度現在 一時滞在候補施設を除く)

地域	一時滞在施設
国立駅周辺	一橋大学、桐朋学園、国分寺市ひかりプラザ、多摩障害者スポーツセンター
谷保駅周辺	都立国立高校、多摩障害者スポーツセンター、国立市役所、なかよし保育園
矢川駅周辺	郷土文化館
徒歩通過者 <sup>*1</sup>	都立第五商業高等学校

\* 1 徒歩通過者：徒歩帰宅するために市内を通過する者。主に都道256号線において予想される。

## 6 徒歩帰宅者支援のための体制整備

市内のコンビニエンスストア及びガソリンスタンド等の帰宅支援ステーションでは、九都県市との「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、水道水やトイレの提供、災害情報の提供、休憩場所の提供等を行う。

国立市赤十字奉仕団は、谷保天満宮前にエイドステーションを設置し、飲料水、休憩場所の提供、応急手当の実施等を行う。

### 【事業計画】

：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
従業員等の安全確保	大地震時等に事業所内での一時待機、3日間程度の必需品の備蓄に努める。	事業所における帰宅困難者対策の推進		産業振興課
児童・生徒等の安全確保	市立小・中学校等における安全確保対策を推進する。	「国立市小・中学校における地震発生時の基本対応手順」による対策整備		教育指導支援課 児童青少年課 防災安全課
		市立小中学校等における備蓄物資の整備		
		学童保育所、児童館における対応マニュアルの作成		
一時滞在施設の確保	大地震等による帰宅困難者の一時滞在施設を確保する。	引き続き一時滞在施設の確保を図る		防災安全課

## 第7節 防災意識の向上

日常から行政をはじめ市民や事業所などが防災意識を高め、防災訓練等において検証することにより災害を未然に防止し、発災時においても被害の軽減につなげることができる。

行政職員や市民、事業所等において防災知識を習得し、それぞれの組織や地域において普及を図ることにより、災害に強い国立市を構築することが求められている。

### 【現状と課題】

#### 1 市職員等

年間防災訓練計画を作成し、応急復旧業務の担当部署の職員に対して防災技術を習得するための訓練を行っているほか、災害対策本部運営図上訓練を実施している。訓練項目は増加傾向にあるが、訓練の対象となる職員が偏るなど、全庁的な職員の防災意識の向上には至っていない。

市では、立川消防署と連携して年5回の救急救命講習会を実施しており、継続して職員が受講することにより救急救命技術の向上を図っている。

防災計画や事業継続計画の内容を職員に周知しきれていない状況であり、災害時に各職員が自発的に災害対応を行うことができるよう研修するとともに、業務の偏りや参集人員のばらつきによる応援体制の構築が必要である。

#### 2 市民、事業所等

市では、市民や事業所等の意識啓発を行うために地域防災訓練、自主防災組織の訓練等を実施している。また、各学校における避難所運営委員会を中心に避難所運営訓練を実施している。

市では、広報やホームページでの防災情報の提供、自治会・自主防災組織、事業所等の要請により出前講座等を実施している。

市では、平成21年度に冊子「くにたちの災害対策」を作成し、市民へ配布することにより防災意識の向上を図った。

#### 3 学校、保育所等の職員

学校、幼稚園、保育所の職員の防災意識を向上し、日常から児童・生徒、幼児の安全を確保することが重要である。

市立小中学校や保育所では、定期的に避難訓練や防災訓練、引き取り訓練を行っており、一部の学校では、防災学習や体験活動等の取り組みも行われている。平成26年度には第四小学校にて地域住民と学校との合同防災訓練を実施した。ただし、避難者が発生した場合の初動対応について、市職員、地域住民及び教職員がどのように活動するかについての訓練は実施できていない。

## 【施策の方向】

### 1 市職員等の意識向上

全職員を対象として総合防災計画及び事業継続計画の内容を習得するための研修を実施する。

年間訓練計画を作成し、より多くの部署の職員に訓練を受ける機会を提供する。また、訓練に際してはその目的を訓練参加者へ周知するよう努める。

図上訓練により、各職員が災害対応業務として何を行うべきか考える機会を増やす。災害対応の知識や技術を習得できるよう同一の訓練でも継続して実施する。

参集訓練等を実施する際に、時間外における発災に対する自動参集や安否報告等を行うよう周知徹底する。

毎年実施する総合防災訓練の評価を行い、その結果を次年度の訓練内容に反映する。また、訓練では地域との連携を図るとともに、関係機関との連携を強化する。

議会事務局は、日常から議員の防災意識の向上を図る。

### 2 市民や事業所等における防災意識の向上

市民や事業所等は、自分の命は自分で守るよう普段から防災意識を高め、必要な備えを自ら実践する。

総合防災訓練に多くの市民や事業所等が参加するよう、訓練内容の見直しをはじめ広報のあり方等を検討し実施する。

市民や事業所等が主体となる地域防災訓練や自主防災組織訓練では、発災時に迅速な対応を行うことができるよう実践型訓練を強化する。

地震に関する啓発標語による広報に努める。

資料 2 - 4 地震に対する 10 の備え      資料 2 - 5 地震その時 10 のポイント

マンション管理組合等の共同住宅の管理者は、居住者の防災意識の向上を図るため、防災訓練や自主防災組織の結成等を市と協力しながら推進する。

市民や事業所等の防災意識を啓発するために予防対策や応急対策に係る総合的な研修会等を実施する。また、市民や事業所等が習得した防災知識を地域に還元普及し地域全体の防災意識を向上する仕組みを検討する。

市民の防災意識及び知識の向上のため、「くにたちの災害対策」の内容を点検し、必要な修正を加えて啓発用の冊子を作成し、配布することを検討する。

くにたちメール配信や Twitter を活用して防災に関する情報を日常的に配信するなど、市民がいつでも防災に触れる環境づくりを検討する。また、事業所を含めて手軽に参加できる「シェイクアウト訓練」の実施を検討する。

### 3 学校、保育所等職員の防災意識の向上

学校、幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等は、救急救命講習会や防災訓練、防災体験施設を活用した体験学習を実施し、地元自主防災組織や消防団との交流を図り、職員の意識を向上するとともに生徒、児童、幼児の防災意識を育成する。

市は、学校、幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等の職員の防災意識を啓発するため、関連機関と連携してパンフレットや防災読本等を作成し、普及を図る。

学校、幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等では、防災訓練とともに防災体験施設を活用した体験学習や施設周辺の安全点検など多様な取り組みを実施し、子どもたちから防災意識を育成する。

指定管理者が管理しAEDを設置している施設の職員は、原則として救急救命講習を受講するよう委託条件等を検討する。

【事業計画】

：当該事業の取まとめ課

事業名	事業内容	平成 28・29 年度	平成 30～32 年度	所管課
職員の意識向上	日常から職員の防災意識を向上し災害時に備え、実践的訓練を実施する。また、職員向け危機管理研修プログラムを作成し、計画的に研修する。	危機管理研修プログラムの検討 → 訓練計画の作成及びその実施	研修の実施 →	職員課 防災安全課
市民・事業所等の意識向上	日常から市民・事業所等の防災意識の向上を図るため、訓練の実施や意識啓発活動を実施する。	実践的防災訓練への支援 → 「くにたちの災害対策」の見直し → シェイクアウト訓練の検討・実施 →	防災意識向上のための環境づくりの検討 → 市民・事業所等の総合的研修の実施 →	産業振興課 防災安全課
学校、保育所等の職員の意識向上	日常から学校・保育所職員の防災意識の向上を図るため、防災意識啓発活動を実施する。	定期的な防災訓練の実施 → 防災読本、パンフレット等による意識の啓発 →		防災安全課 教育指導支援課 児童青少年課



## 第3部 災害応急復旧計画

# 第1章 震災応急復旧計画

## 第1節 応急活動体制

### 第1 災害時の活動体制

#### 1. 警戒体制

市の地域に震度5弱の地震が発生した場合、災害の発生を警戒することを目的として配備する体制。

災害が拡大した場合、または拡大するおそれがある場合、迅速に災害対策本部を設置し災害対策基本体制へ移行する。

#### 2. 緊急初動体制

市の地域に震度5強以上の地震が発生した場合、発災直後から、市民の救護・救援を目的とした活動を優先的に実施する必要があるため、災害対策本部の設置とともに緊急的に配備する体制。

配備する期間は、被災状況や職員等の参集状況で異なるが、発災後概ね3日間以内を目途に災害対策基本体制へ移行する。

#### 3. 災害対策基本体制

警戒態勢又は緊急初動体制に引き続いて配備する災害対策本部の基本的な体制。

### 第2 職員の参集

#### 1. 参集基準

##### (1) 第1次配備体制

国立市内で震度4以下の地震が発生し混乱等が予想される場合、防災安全課職員は自動参集し、市内の状況を確認した後、行政管理部長に報告する。行政管理部長は市長及び副市長と協議し、職員の参集及び災害対策本部の設置の要否を決定する。

##### (2) 第2次配備体制

国立市内で震度5弱の地震が発生した場合、次の者は自動参集する。

- ・ 災害対策本部員
- ・ あらかじめ各課が指定した職員（概ね職員の2分の1）
- ・ 指定参集職員
- ・ 防災安全課職員
- ・ 消防団員

##### (3) 第3次配備体制

国立市内で震度5強以上の地震が発生した場合、次の者は自動参集する。

- ・市職員全員（再任用職員を含む）
- ・消防団員

## 2．参集場所

- ・職員が勤務する施設に参集する。
- ・指定参集職員は担当の市立小・中学校に参集する。
- ・消防団本部は市役所に、分団員は消防器具置場に参集する。

## 3．参集状況の報告

職員が参集した場合、各部等の責任者は「職員参集記録簿（資料3 - 3）」に職員の参集状況を記録し、その状況を災害対策本部に報告する。参集状況の報告は、本部長が指示した場合を除き、発災から概ね6時間が経過するまでは、1時間ごととし、以後の報告は本部長の指示に基づいて行う。各部等の責任者は、参集状況にあわせて職員の被災状況についても報告を行う。

### 職員参集時の心得

- ・服装は、防災活動に支障のないものとする。
- ・必要な備品・食料等を携行する。
- ・手袋、タオル、食料、飲料水、携帯ラジオ、懐中電灯等
- ・参集途上において収集した被害状況は、政策経営部へ報告する。

### 所定の場所に参集できない職員の対処

鉄道、バスの運休や道路の閉塞等により所定の場所に参集できない場合、または本人あるいは家族の負傷等、その他やむを得ない事情により所定の場所に参集できない場合は、何らかの手段をもって市へ連絡し、所属長の指示を仰ぐ。

## 第3 災害対策本部の設置

### 1．災害対策本部の設置基準

市長は、国立市の地域で震度5弱以上の地震が発生した場合、または災害対策本部を設置する必要があると認める場合は、災対法、国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例、同条例施行規則に基づき、国立市災害対策本部（以下、「市本部」という。）を設置する。

〔市本部の設置基準〕

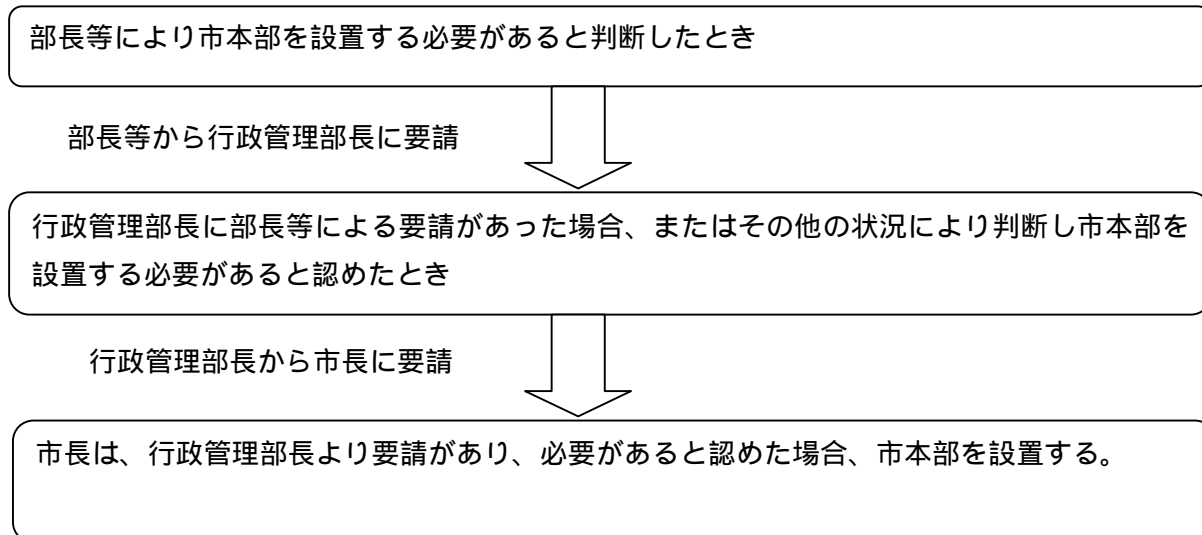
震度5弱以上の地震が発生したとき

市長が災害対策本部を設置する必要があると認めるとき

## 2. 市本部の設置要請

市本部員に充てられている者（以下、「部長等」という。）が、市本部を設置する必要があると判断したときは、次のとおり、市長に市本部の設置を要請する。

〔部長等による本部設置の要請手続き〕



## 3. 市本部の設置場所

市本部は、市役所 1 階臨時事務室に設置する。

市役所が被災して使用できない場合は、次の順位で市本部を設置する。

	くにたち市民総合体育館
	くにたち市民芸術小ホール
	市役所駐車場

## 4. 市災害対策本部長

市災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長とする。

ただし、市長による指揮・監督が困難な場合には、次の順位により本部長の職務を代行する。

〔市長不在の場合における本部長職務の代行順位〕

第 1 順位	：	副市長
第 2 順位	：	教育長
第 3 順位	：	行政管理部長
第 4 順位以降	：	国立市組織条例第 1 条に定める組織順位にある行政管理部長を除く順位とする。

## 5. 市本部の開設

### （1）市本部の標識等の設置

市本部を設置する施設の正面玄関または適当な場所に「国立市災害対策本部」の標

識を掲示する。また、市の地域に現地本部を設置する場合は、設置した場所に「国立市現地対策本部」の標識を掲示する。

## (2) 市本部の設置の通知

市本部を設置したとき、行政管理部は市本部員のほか、次に掲げる機関等に電話その他適当な方法により通知する。また、通知の際は、必要に応じて市本部との連絡調整を行う市本部連絡員の派遣を要請する。

### [通知先]

東京都、立川消防署、立川警察署、東京都水道局、多摩立川保健所、北多摩北部建設事務所、自衛隊、国土交通省相武国道事務所、東京ガス(株)、東日本旅客鉄道(株)、(株)NTT東日本、東京電力(株)、中日本高速道路(株)、(社)東京都トラック協会、日本通運(株)、日本郵便(株)、国立市社会福祉協議会、国立市議会、国立市医師会、国立市歯科医師会、国立市薬剤師会、国立市建設業協会、国立市上下水道工事店会、東京乗用旅客自動車協会、近隣市、協定市、その他必要と認められるもの

## 6. 資機材等の確保

行政管理部は、市本部設置の指示があったときは次の措置を講ずる。

市本部開設に必要な資機材等の確保	会議用机、いす(本部員 13 人、防災関係機関 10 人、事務局 5 人) パソコン(本部員、事務局)18 台 プリンター1 台 コピー機 1 台	
通信手段の確保	電話機(一般電話 5 台、優先電話 5 台)10 台 ファクシミリ 1 台 東京都災害情報システム 1 基 情報掲示板 1 台 M C A 無線機 7 台 衛星携帯電話 2 台	
スペースの確保	<確保する場所>	<使用目的>
	1 階臨時事務室	災害対策本部室
	3 階全会議室	各部の会議、打合せ等
	市民ロビー	被害情報等の掲示
	総合体育館	本部の代替施設若しくは記者室及び記者会見室
	市民芸術小ホール	職員、ボランティア等の休息場所

## 7. 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災地での応急対応や関係機関との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に現地災害対策本部(以下、「現地本部」という。)を設置する。

## 8. 市本部の廃止

本部長は、市の地域に災害が発生する危険が解消したと認めるとき、または災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、本部の廃止を決定する。また、本部を廃止したときは、速やかに関係機関等にその旨を通知する。

資料 3 - 1 国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例

資料 3 - 2 災害対策本部設置通知機関一覧

## 第4 各組織の役割

### 1. 災害対策本部

#### (1) 本部長、副本部長、本部員

職名	主な任務
本部長	市本部会議の議長となること 避難の準備・勧告・指示を行うこと 警戒区域の設定を行うこと 国、都、自衛隊、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・関係団体等への支援協力要請を行うこと その他本部が行う応急・復旧対策の重要事項について基本方針を決定すること 本部事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	各部間の調整に関すること 本部長を補佐し、本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長の職務を代理すること
本部員	部長として、担当部の職員を指揮監督すること 本部会議の構成員として、災害対策に関する重要事項、基本方針等の事案を審議すること 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるときは、本部長、副本部長の職務を代理すること 本部員に事故ある場合は、当該部の庶務担当課長が代理として出席する。

#### (2) 本部会議、事務局の任務

本部会議	市本部の基本方針、災害に関する重要事項を協議するため、本部長は随時本部会議を招集する。 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。
事務局 (行政管理部)	本部会議を迅速かつ適切に行うため、本部に本部会議の事務局を置く。 本部会議事務局は、行政管理部防災安全課が行う。

#### (3) 市防災会議の任務

市防災会議	会長は、市の地域に災害が発生し、防災会議において当該被害に関する情報を収集する必要があると認める場合、その他必要がある場合は、防災会議を開催する。
-------	---

2. 対策本部各部（人数は平成27年4月1日現在、再任用職員を含み、外部派遣職員を除く）

対策本部各部の事務分掌は次のとおりとし、各部課単位で活動する。複数の部署が関係する業務については、十分連携を取りながら業務にあたる。なお、一部の業務については、「第3 特命事項」に示すとおり、別途の活動体制を組むこととなる。

(1) 行政管理部

総務課	10人（検査担当課長を含む）
建築営繕課	15人
情報管理課	14人（法務担当課長を除く）
職員課	8人
防災安全課	5人
市民課	15人

災害対策本部の運営に関すること（防災安全課）

総合的な応急対策の立案及び各部の調整に関すること（防災安全課）

車両及び燃料、輸送手段の確保に関すること（総務課）

災害対策に係る物品の調達に関すること（総務課）

臨時優先電話の応急仮設に関すること（総務課）

臨時ヘリポートの開設に関すること（総務課）

市庁舎の被害状況調査と安全確保に関すること（総務課、建築営繕課）

建物の応急危険度判定に関すること（建築営繕課）

防災行政無線に関すること（情報管理課）

国・都・自衛隊等への報告及び協定先との連絡調整に関すること（情報管理課）

防災関係機関が派遣する職員に関すること（情報管理課）

職員の参集及び被災状況の把握に関すること（職員課）

職員の食事、宿泊、健康管理に関すること（職員課）

災害派遣職員の受け入れに関すること（職員課）

災害視察者の対応に関すること（職員課）

火葬場の確保と火葬事務に関すること（市民課）

避難の準備・勧告・指示及び警戒区域の伝達及び避難誘導に関すること（市民課）

(2) 政策経営部

市長室	7人
政策経営課	9人
課税課	21人
収納課	14人（債権管理担当課長を含む）

報道機関の対応及び記者会見に関すること（市長室）

災害時の広報に関すること（市長室）

災害対策関係予算及び資金の運用に関すること（政策経営課）。  
 災害時の応急的空地利用に関すること（政策経営課）。  
 災害救助法の適用に関すること（政策経営課）。  
 復旧、復興計画の基本方針の立案及び総合調整に関すること（政策経営課）。  
 被災者支援組織に関すること（政策経営課）。  
 災害の記録に関すること（課税課）。  
 被災者等への租税の減免に関すること（課税課）。  
 災害情報の収集及び被害状況の調査に関すること（収納課）。  
 要搜索者の名簿に関すること（収納課）。  
 交通機関やライフラインの復旧状況の情報収集・提供に関すること（収納課）。

### （３）健康福祉部

福祉総務課	21人
しょうがいしゃ支援課	10人
高齢者支援課	22人（地域包括ケア推進担当課長を含む）
健康増進課	27人（予防・健康担当課長）

遺体の収容・検案・火葬・埋葬に関すること（福祉総務課）。  
 義援金の受領及び配分に関すること（福祉総務課）。  
 社会福祉協議会（災害ボランティア）との連絡調整に関すること（福祉総務課）。  
 日本赤十字社との連絡調整に関すること（福祉総務課）。  
 災害犠牲者の合同慰霊祭に関すること（福祉総務課）。  
 要配慮者の救助・支援に関すること（高齢者支援課・しょうがいしゃ支援課）。  
 福祉避難所の開設に関すること（高齢者支援課・しょうがいしゃ支援課）。  
 医療救護活動に関すること（健康増進課、高齢者支援課）。  
 後方支援病院の確保に関すること（健康増進課）。  
 防疫活動に関すること（健康増進課）。  
 被災者の健康管理に関すること（健康増進課）。  
 動物愛護の協力に関すること（健康増進課）。  
 社会福祉施設（高齢・障害関係）の被災状況に関すること（各課）。  
 市有施設の被害状況の確認と安全確保に関すること（各課、建築営繕課）。

### （４）子ども家庭部

児童青少年課	104人（うち、保育園81人）
子育て支援課	13人（子ども政策担当課長を含む）

保育園・幼稚園児等の救助や安全確保に関すること（児童青少年課）。  
 応急保育の実施に関すること（児童青少年課）。  
 女性の災害相談に関すること（子育て支援課）。  
 避難所運営の支援に関すること（各課）。  
 市有施設の被害状況の確認と安全確保に関すること（各課、建築営繕課）。



( 5 ) 生活環境部

生活コミュニティ課	7人
環境政策課	9人
ごみ減量課	13人
産業振興課	7人

救助要請や物資の提供要望など、発災直後の市庁舎での市民対応に関すること（生活コミュニティ課）。

救助に関すること（環境政策課）。

環境衛生に関すること（環境政策課）。

動物の愛護に関すること（環境政策課）。

水防活動の連絡・調整に関すること（環境政策課）。

救援物資の確保及び保管、配布に関すること（産業振興課）。

中小企業及び農業の災害応急復旧・復興対策に関すること（産業振興課）。

国立市商工会及び東京みどり農業協同組合等関係団体との連絡調整に関すること（産業振興課）。

仮設トイレ等のし尿処理に関すること（ごみ減量課）。

ごみ・がれき処理の総合調整に関すること（ごみ減量課）。

ごみ・廃材処理の相談窓口の設置に関すること（ごみ減量課）。

市有施設の被害状況の確認と安全確保に関すること（各課、建築営繕課）。

( 6 ) 都市整備部・まちづくり推進本部

都市計画課	7人
道路下水道課	24人（都市整備部主幹を含む）
交通課	4人
国立駅周辺整備課	5人
南部地域整備課	6人

復興計画に関すること（都市計画課）。

応急仮設住宅の確保に関すること（都市計画課）。

被災宅地危険度判定に関すること（都市計画課）。

危険建物・区域等の安全確保に関すること（国立駅周辺整備課）。

緊急輸送道路等の確保に関すること（道路下水道課）。

がけ崩れの被害調査及び復旧、危険区域等の安全確保に関すること（南部地域整備課）。

下水道施設の復旧に関すること（道路下水道課）。

道路・橋梁等の災害対策に関すること（道路下水道課）。

交通規制実施への協力に関すること（交通課）。

市有施設の被害状況の確認と安全確保に関すること（各課、建築営繕課）。

( 7 ) 教育委員会

教育総務課	10人
教育指導支援課	7人（指導担当課長を含む）

生涯学習課	4人
学校給食センター	15人
公民館	7人
くになち中央図書館	12人

在宅避難者の支援に関すること（教育総務課）

避難所収容者の名簿に関すること（教育総務課）

被災児童・生徒の避難・救護に関すること（教育指導支援課）

被災児童・生徒に対する学用品の支給に関すること（教育総務課）

避難所の運営に関すること（教育指導支援課、中央図書館）

避難者の受け入れに関すること（生涯学習課）

文化財等の被害調査及び復旧に関すること（生涯学習課）

炊き出しに関すること（給食センター）

外国人支援センターの開設に関すること（公民館）

帰宅困難者の支援に関すること（中央図書館）

応急給水に関すること（給食センター）

市有施設の被害状況の確認と安全確保に関すること（各課、建築営繕課）

#### （8）情報統括班

議会事務局	6人
選挙管理委員会事務局	3人
監査委員事務局	2人
会計課	4人

市議会との連絡調整に関すること（議会事務局）

災害対策に必要な金銭の出納及び保管に関すること（会計課）

被害情報の取りまとめに関すること。

本部長命令の伝達に関すること。

#### （9）国立市消防団

消防活動に関すること。

水防活動に関すること。

被災者の救助・救護に関すること。

避難者の誘導等に関すること。

倒壊建物等の生き埋め被災者の救出に関すること。

行方不明者の捜索協力に関すること。

防犯対策への協力に関すること。

危険物等対策に関すること。

### 3．特命事項

#### （1）発災直後

- ・避難所の開設に関すること（指定参集職員）

( 2 ) 発災 4 日目

- ・ 罹災証明の調査・発行に関すること（課税課固定資産税係、市民課市民係）。  
発災 4 日目から、罹災証明発行計画の作成に着手する。

( 3 ) 発災 8 日目

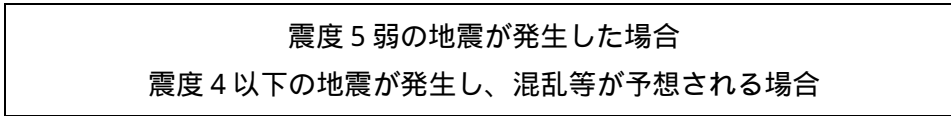
- ・ 復興計画に関すること（政策経営係、都市計画係）。  
発災 8 日目から、復興計画の作成に着手する。

## 第2節 警戒体制の配備

### 1. 警戒体制の配備基準

行政管理部長は、震度5弱の地震が発生した場合、又は、震度4以下の地震が発生し、混乱等が予想される場合、警戒体制を配備する。

[警戒体制の配備基準]

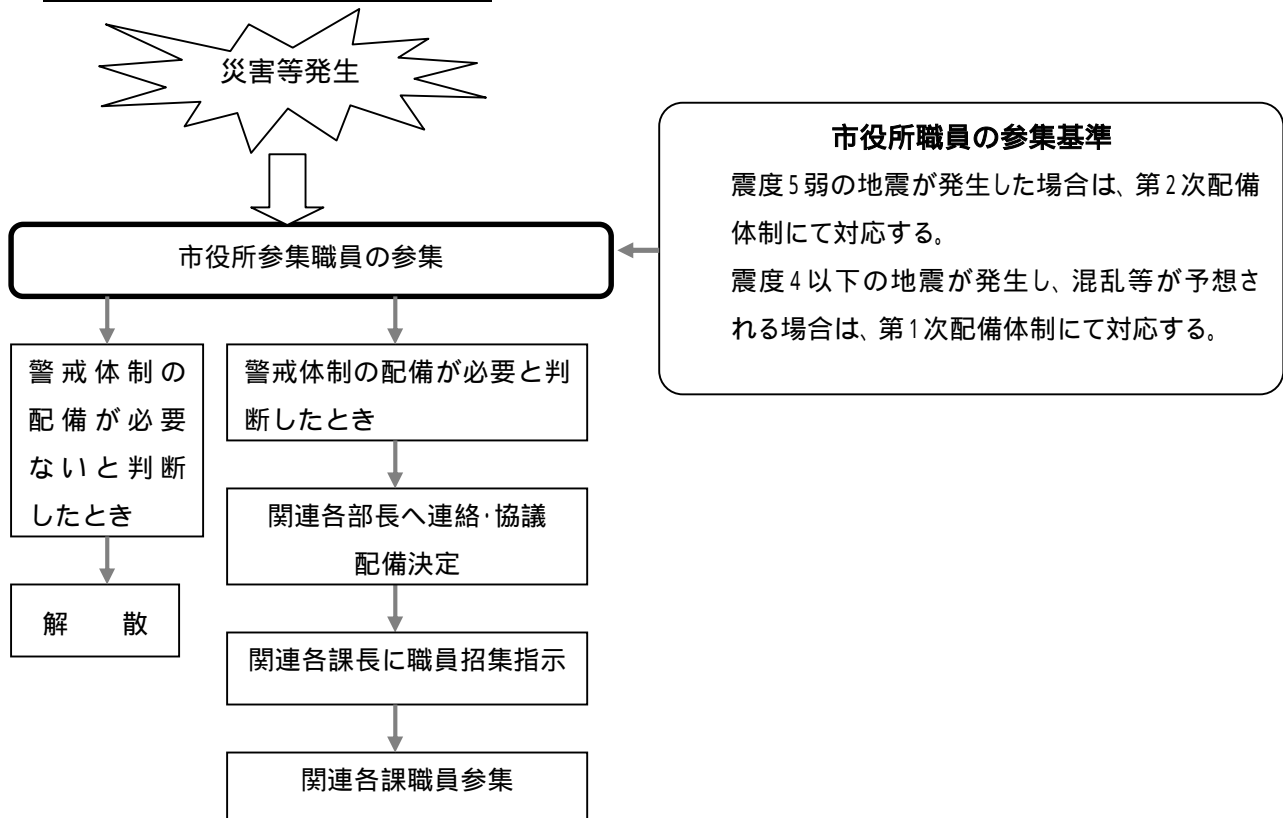


### 2. 警戒体制の配備の決定

行政管理部長は、関連する各部長に連絡をとり、警戒体制の配備について協議し決定する。

ただし、警戒体制の配備が休日・夜間等の場合、次のとおりとする。

休日・夜間等の警戒体制の配備手順



### 3. 職員の招集

関連する各課長は、警戒体制の配備決定をした場合、災害対応に必要な職員を招集する。

### 4. 警戒体制配備の通知

防災安全課長は、警戒体制を配備したときは、消防署及び消防団に対してその旨を連

絡する。

## 5．警戒体制における活動

配備した職員は、主に次の活動を分担して実施する。

### [警戒体制における主な活動]

情報の収集と把握、情報の提供
市民からの通報による現地確認
被害の応急措置
危険が予想される場所の巡回
関係機関との情報交換等

## 6．災害対策基本体制への移行

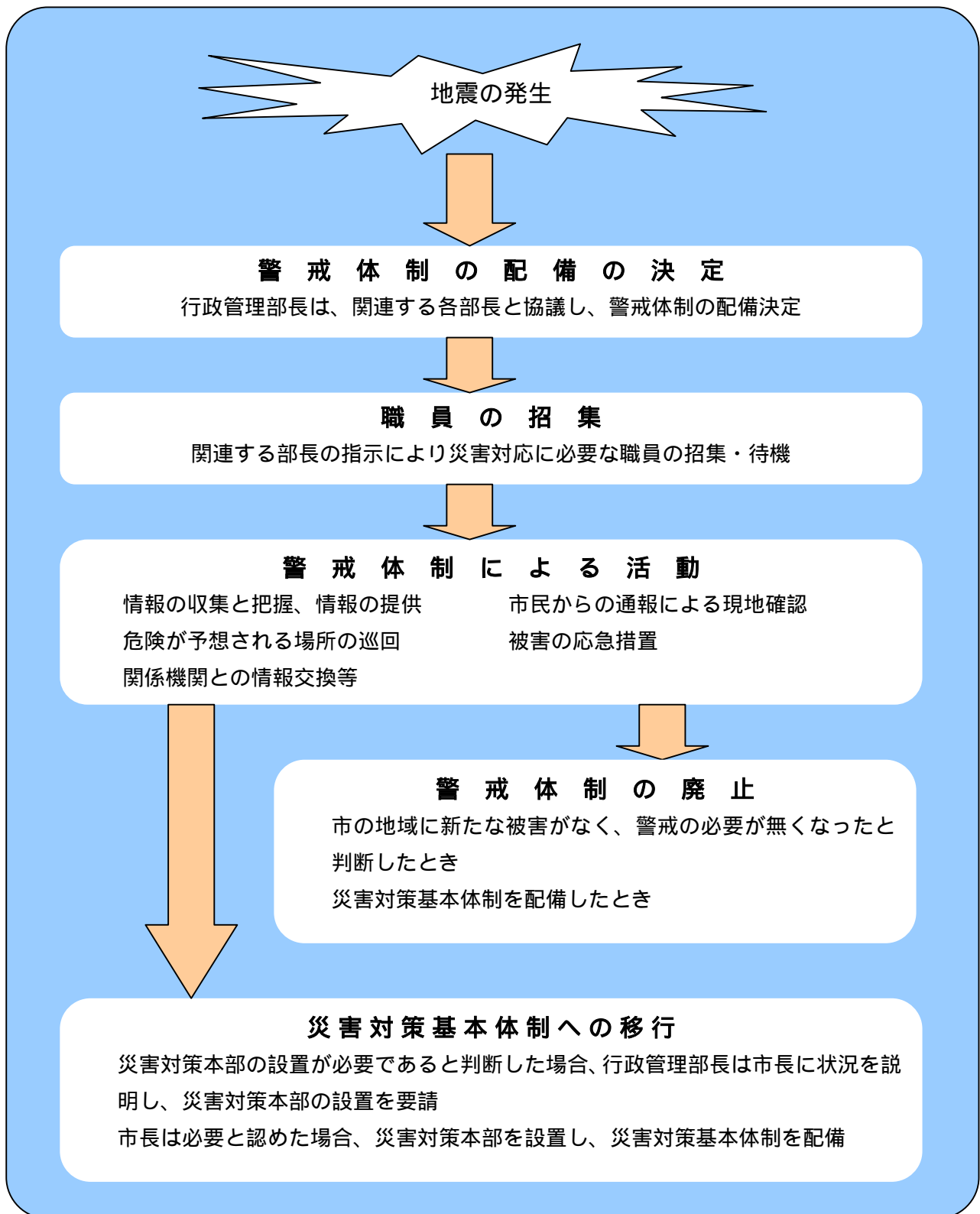
行政管理部長は、被害状況により災害対策本部の設置が必要であると判断した場合、市長に状況を説明し、災害対策本部の設置を要請する。市長は、必要と認めたときは、災害対策本部を設置し、災害対策基本体制を配備する。

## 7．警戒体制の廃止

行政管理部長は、次の場合において、警戒体制を廃止し、その旨を関連する部長及び関連機関へ連絡する。

市の地域に新たな災害がなく、警戒の必要が無くなったと判断したとき  
災害対策基本体制が配備されたとき

図1 警戒体制の仕組み



### 第3節 緊急初動体制における業務

緊急初動体制は部ごとに次のとおり活動する。

#### 第1 発災直後の共通事項

##### 1. 施設利用者や来庁者、職員等の安全確保

発災後、職員は施設利用者等にその場で伏せて頭を防護するなど、安全を確保するよう呼びかけるとともに、机の下等に避難して自らの安全を確保する。

いったん揺れが収まった後は、周囲の状況等を勘案し、建物の倒壊や照明器具の落下、什器の転倒等の危険がある場合は、職員が先頭に立ち、安全な屋外に誘導する。また、危険が無いようならその場で待機するよう呼びかける。

##### 2. 被害状況の確認

各課の職員は、職員及び来庁者等の人的被害状況及び建物等の被害状況を確認して、各課長に報告する。各課長は、庶務担当課長に報告する。庶務担当課長は、随時、被害状況を部長及び情報統括班に報告する。なお、報告は電話によるものとし、電話が不通の場合は無線機により報告する。無線機が配備されていない施設については、状況が落ち着いたのち、連絡要員を派遣する。

##### 3. 関連施設（無線配備施設）の被害状況の把握

庁舎外施設との無線連絡担当部署は、無線配備施設の被害状況を確認し、庶務担当課長に報告する。

###### (1) 無線連絡担当部署

政策経営課・・・NTT東日本、JR国立駅、東京電力、東京ガス

福祉総務課・・・福祉会館

健康増進課・・・さくら病院、長久保病院

児童青少年課・・・保育園、幼稚園

生活コミュニティ課・・・北市民プラザ、立川警察署、国立駅前交番、谷保交番

教育総務課・・・市立小中学校、公民館

教育指導支援課・・・国立音大付属小学校、国立学園小学校、桐朋学園小学校

生涯学習課・・・一橋大学、東京女子体育大学、郵政研修センター

###### (2) 報告事項

死傷者の有無（要救助の要否）

建物の被害状況（倒壊、火災）

安全措置の状況（避難の状況等）

施設内の状況（混乱の程度等）

## 第2 発災当日の各部の中心業務

### 1. 行政管理部

- ・ 応急復旧計画案の立案  
 応急復旧計画案を作成し災害対策本部に提案する。
- ・ 災害対策本部の発足  
 概ね発災の1時間後に災害対策本部会議を開催し、応急復旧対策を決定する。

### 2. 政策経営部

- ・ 被害情報の収集  
 情報収集要員を市内全域に派遣し、火災・建物倒壊等の情報を収集して議会事務局等に報告する。

### 3. 健康福祉部

- ・ 医療救護活動  
 保健センターに参集し、医師会館に参集した医師等と共に医療救護所を開設する。
- ・ 福祉避難所の開設  
 福祉避難所となる協定先の福祉施設等と連絡をとり、要配慮者の受入可能人数を確認する。

### 4. 子ども家庭部

- ・ 保育園及び幼稚園児の救助  
 公・私立保育園及び幼稚園の被害状況を把握し、園児の救助及び混乱防止に従事する。

### 5. 生活環境部

- ・ 救助の支援（学校・保育園・幼稚園・その他）  
 公私立小学校及び中学校や保育園・幼稚園、その他の救助に従事する。
- ・ 市民対応  
 市役所正面玄関及び東側入口に相談窓口を設置し、市民からの救助要請等に対応する。

### 6. 都市整備部・まちづくり推進本部

- ・ 特定緊急輸送道路等の状況確認及び障害物の除去  
 特定緊急輸送道路及び緊急輸送道路の状況を確認し、国立市建設業協会や国立市上下水道工事店会等に協力を要請し、道路障害物を除去する。
- ・ 交通規制への協力  
 警察署が行う交通規制に協力する。



## 7. 教育委員会

### ・児童生徒の救助

公立小・中学校の児童・生徒の状況を把握し、児童・生徒等の救助及び混乱防止に従事する。

### ・帰宅困難者の受け入れ

市内3駅の状況を確認し、大量の帰宅困難者が発生する恐れがある場合は、一時滞在施設の状況を確認して、帰宅困難者を誘導し、受け入れる。

### ・外国人支援センターの開設

公民館に外国人支援センターを開設する。

## 8. 情報統括班（議会事務局、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局）

### ・被害情報の取りまとめ

各部から報告される被害情報を取りまとめ、災害対策本部に報告する。

## 9. 消防団

### ・消火活動

団本部は市役所、分団員は各分団消防器具置場に参集し、災害対策本部や立川消防署と連携し消火活動に従事する。

### ・救助

消火活動終了後、倒壊建物の生埋め者の救助に従事する。

## 10. 特命事項

### （1）指定参集職員

#### ・避難所の開設

公立小中学校に避難所を開設する。なお、勤務中及び勤務時間外とも指定された避難所に参集する。

### （2）建築営繕課

#### ・市有施設の応急危険度判定の実施

市庁舎や公立小中学校等の主要な市の施設の応急危険度判定を行う。

#### ・福祉避難所となる協定先福祉施設の応急危険度判定の実施

市と協定を締結し、福祉避難所として要配慮者の受け入れを行う福祉施設の応急危険度判定を行う。

### 第3 初動活動業務一覧表

所 属	1 時 間 以 内	3 時 間 以 内	1 2 時 間 以 内	1 日 以 内	3 日 以 内
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の報告</li> <li>各部の対応状況の報告</li> <li>優先課題の決定（救出、避難所運営、医療救護、避難指示等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者及び死傷者数の報告</li> <li>危険個所の報告</li> <li>物資の調達を指示</li> <li>24時間後の目標を設定（消火活動の完了、重傷者の搬送完了等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の職員配置体制を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3日後の目標を設定（救出活動の完了、食糧の配給体制の確立等）</li> <li>公立小中学校以外の避難所の開設状況を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者支援組織の検討を指示</li> <li>仮設住宅の設置場所と戸数の検討を指示</li> </ul>
行政管理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部会議の開催準備</li> <li>職員の参集及び被災状況の確認</li> <li>災害対策本部開設を関係機関へ連絡</li> <li>防災行政無線（二次災害の防止）</li> <li>東京都に自衛隊の派遣を要請</li> <li>地震計の確認</li> <li>非常用自家発電の稼働</li> <li>気象情報の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線（避難所の案内等）</li> <li>庁舎に災害用トイレを設置</li> <li>被害状況を東京都に報告</li> <li>関係機関の連絡要員を受け入れ</li> <li>協定市に支援を依頼</li> <li>避難勧告、指示、警戒区域の設定の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の食事等の確保</li> <li>職員配置体制の検討（帰宅等）</li> <li>ガソリン等の調達先を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火葬場の被災状況を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨時ヘリポートの開設</li> <li>派遣職員の受入計画を作成</li> <li>避難所に仮設電話を設置</li> <li>職員の安否確認を完了</li> </ul>
(建築営繕課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎、公立小中学校及び市の主要施設（注1）の応急危険度判定を開始</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>主要施設の応急危険度判定完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全建築物の応急危険度判定計画を作成</li> </ul>
政策経営部	<ul style="list-style-type: none"> <li>メール配信及びエリアメール（二次災害防止）</li> <li>情報収集員の派遣</li> <li>報道機関の対応（記者会見の開催）</li> <li>災害の記録開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報車による広報（避難所の案内等）</li> <li>メール配信及びエリアメール（避難所の案内等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページにアップ（物資の提供依頼）</li> <li>要搜索者の名簿作成開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>り災証明の調査準備開始</li> <li>臨時広報の発行</li> <li>被災者支援組織を検討</li> <li>ホームページにアップ（ボランティアセンターの開設等）</li> </ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療救護活動開始</li> <li>市内病院の状況確認</li> <li>都に後方医療機関の受入状況を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会にボランティアセンター開設を依頼</li> <li>福祉避難所の開設準備開始</li> <li>人工呼吸器利用者等の安否確認を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設の被災状況を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療救護活動の完了</li> <li>常備薬等の確保を検討</li> <li>遺体安置所の開設</li> <li>遺体の検案を開始</li> <li>要配慮者の安否確認を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>葬儀場の案内</li> <li>ボランティアセンターの活動支援</li> <li>要援護者の安否確認完了</li> <li>避難所での健康管理開始</li> <li>防疫活動を開始</li> <li>愛玩動物保護の協力開始</li> </ul>
子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園、幼稚園等の被災状況確認</li> <li>公立保育園児の避難体制の確立</li> <li>保育園及び幼稚園に応援職員を派遣</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園と幼稚園の在園児数を報告</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所で女性の巡回相談開始</li> </ul>

所 属	1 時 間 以 内	3 時 間 以 内	1 2 時 間 以 内	1 日 以 内	3 日 以 内
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>救出活動の支援開始</li> <li>市庁舎で市民の要望等を受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定業者に食糧等の調達を依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救援物資の保管場所を確保</li> <li>調達した物資を避難所に搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿収集業者の状況を確認し収集を依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救出活動の支援完了</li> <li>ごみ、がれき置き場の確保</li> <li>救援物資の配布</li> <li>愛玩動物の保護開始</li> </ul>
都市整備部 まちづくり推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察に交通規制の実施を確認</li> <li>特定緊急輸送道路、緊急輸送道路の状況確認を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業協会と上下水道工事店会に特定緊急輸送道路及び緊急輸送道路の障害物除去作業を依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜地崩落危険個所の被災宅地危険度判定を開始</li> <li>特定緊急輸送道路及び緊急輸送道路の状況確認を完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定緊急輸送道路の障害物除去作業を完了</li> <li>全道路の状況確認を開始</li> <li>急傾斜地崩落危険個所の被災宅地危険度判定を完了</li> <li>水再生センターへの被災状況を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の被災状況確認を開始</li> <li>緊急輸送道路の障害物除去作業を完了</li> <li>仮設住宅の検討開始</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校に応援職員を派遣</li> <li>児童及び生徒の避難体制の確立</li> <li>外国人支援センターの開設</li> <li>帰宅困難者一時滞在施設の被災状況確認</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>在校児童生徒数を報告</li> <li>市内各駅に帰宅困難者の誘導先を指示</li> <li>帰宅困難者の誘導開始</li> <li>帰宅困難者一時滞在施設開設を支援</li> <li>応急給水の開始時期を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所要員の配置計画を作成</li> <li>応援職員の引き上げ</li> <li>避難所での炊き出しの開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校再開計画の検討</li> <li>避難所に運営要員を配置</li> <li>帰宅困難者一時滞在施設の支援を完了</li> </ul>
情報統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の取りまとめ</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>市議会議員の安否確認完了</li> </ul>
消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所及び分団器具置き場に参集</li> <li>消火活動開始</li> <li>活動状況を報告</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動を完了</li> <li>救出活動を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救出活動を完了</li> <li>防犯協会と連携し防犯パトロールを開始</li> </ul>
指定参集職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の開設</li> <li>被害状況の報告（勤務時間外）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者数及び避難所の状況報告</li> <li>備蓄物資の配給開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所運営委員と協力して避難所運営に着手</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所運営委員会を設立</li> <li>避難者名簿の作成</li> <li>指定参集職員の業務完了</li> </ul>

注1．主要施設……防災計画で積極的に活用することが位置づけられている施設（公民館、福祉会館、市民総合体育館、保健センター、郷土文化館）

発災は勤務時間中であることを前提とする。

発災が夜間・休日などの時間外の場合、活動時期が1時間から3時間程度遅れることとなる。

## 第4節 災害対策基本体制時の業務

### 第1 行政管理部

#### 1. 災害対策本部の運営（防災安全課）

災害対策本部を設置した場合は、次の要領で運営を行う。

##### （1）本部会議の開催

本部会議は原則として発災1時間後・3時間後・12時間後・1日後を目安に開催する。2日目以降は必要に応じ開催する。本部会議では優先課題や目標を決定し、どの業務に職員や車両、資機材等を優先して配備すべきか等についても決定する。

##### （2）本部会議の内容

発災1時間後の内容

- ・地震情報の報告（行政管理部長）
- ・被害状況の報告（議会事務局長）
- ・各部の対応状況
- ・優先課題の決定（避難指示、救助、医療救護、避難所運営、要配慮者等）
- ・発災1日後、3日後、1週間後等の目標設定

発災3時間後の内容

- ・各部の対応状況
- ・発災1日後の目標設定（救助の完了、避難所や救護所の開設等）

発災12時間後の内容

- ・各部の対応状況
- ・発災1日後の目標の進捗状況確認、目標修正

発災1日後の内容

- ・各部の対応状況
- ・発災3日後の目標設定（必要な物資の調達等）

発災2日目以降の内容

- ・発災1週間後の目標設定（避難所の自主的運営等）
- ・復旧・復興計画の作成に着手

##### （3）応急対策の立案

総合的な応急対策の立案は防災安全課が行う。応急対策は原則として災害対策本部会議の30分前までに立案し、市長・副市長・行政管理部長に説明したのち、災害対策本部会議に諮る。

## 応急対策の立案に考慮すべき事項

- ・人命救助　・被害状況把握（火災の状況を含む。）　・気象条件（風向き等）
- ・職員の参集、活動状況　・関係機関等への応援依頼　・車両、資器材の状況
- ・道路状況　・避難所の状況　・避難誘導方法　　など

## 2．市庁舎の被害状況調査と安全の確保（総務課、建築営繕課）

災害発生直後、建築営繕課は市庁舎の応急危険度判定を実施するとともに、総務課は市庁舎における被害状況の調査を行い、それぞれ災害対策本部へ報告する。

応急危険度判定の結果、市庁舎が使用できない場合は、110ページ記載の順に災害対策本部を設置若しくは移設する。

## 3．応急危険度判定の実施（建築営繕課）

### （1）市の施設の応急危険度判定

応急危険度判定は2名1組で行う。判定順は次のように優先順位を付けて実施する。

#### 【第1優先施設】

- ・市庁舎　・公立小中学校
- ・市民総合体育館　・保健センター　・公民館　・福祉会館　・郷土文化館

#### 【第2優先施設】

- ・福祉避難所となる施設　・国立市障害者センター　・あすなる
- ・保育園　・芸術小ホール

#### 【第3優先順位】

- ・その他の市有施設

### （2）民間建築物の応急危険度判定

#### 応急危険度判定の実施

市は、都と協力して余震等による被災建築物の倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、住民の安全を確保するために、地震発生後7日以内に終了することを目標とし、被災建築物の応急危険度判定調査を実施し、所有者及び管理者等に周知する。

#### 応急危険度判定計画の作成

市の施設の応急危険度判定と並行して、民間建築物の応急危険度判定計画を作成する。計画には次の事項を示す。なお、応急危険度判定は避難所として使用している建築物及び被災状況の激しい地域の建築物、交通等に影響を及ぼす可能性の高い建築物を優先する。

- ・判定員の募集方法
- ・資機材の調達方法

- ・ 判定員の宿泊場所
- ・ 実施期間
- ・ 優先地域及び建築物

#### 応急危険度判定員の確保

次の方法により応急危険度判定員を確保する。

事前に登録された応急危険度判定員に参集を要請する。  
都へ派遣を要請する。

#### 応急危険度判定員の受入

建築営繕課は、職員課と協力して応急危険度判定員の受入施設を確保する。

#### 判定作業の準備

次のとおり、判定作業のための準備を行う。

応急危険度判定員の名簿づくり  
チーム編成と担当区域の配分（地図）  
判定マニュアル、調査票、判定ステッカー、その他備品（画板、筆記用具等）の調達  
移動手段の確保

#### 判定作業の広報

防災行政無線（固定系）、市ホームページ、広報紙、報道機関等を通じて判定作業や判定結果の意味等に関する広報を実施する。

特に、応急危険度判定は、人命の安全を確保するための緊急的な措置であり、り災証明書の発行のための住家被害認定調査結果とは必ずしも一致しないことを正確に広報する。

#### 結果の表示

判定員は、応急危険度判定の結果を「危険」、「要注意」、「調査済」の3種類のステッカーにより、判定した建築物の入り口等の見やすい場所に表示し、利用者、居住者、通行人等に周知を図る。

#### 4. 職員の参集及び災害対応従事職員の環境整備（職員課）

##### （1）職員の参集状況の把握及び安否確認

職員課は、各部から報告のあった職員の参集状況及び被災状況を取りまとめ、災害対策本部へ報告する。

##### （2）災害対応従事職員の環境整備

職員課は、災害対応に従事する職員のために必要な食事、休憩場所及び宿泊場所の

確保を行う。また、職員の健康管理のため、職員ローテーションの方針を示す。

災害対応に従事する職員の食料の確保については、救援物資の確保等を行う産業振興課と協力して行う。

## 5. 情報連絡体制の確立（総務課、情報管理課）

### （1）情報連絡体制の確立

市の地域において震度5弱以上の地震が発生したとき、市は、直ちに電話、ファクシミリ、防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合は、応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び都、消防、警察、ライフラインその他の防災機関との連絡体制を確立する。

### （2）通信施設・設備機能の確保

電話・ファクシミリ等の機能確保（総務課、各施設所管課）

各施設が所管する通信施設（電話、ファクシミリ等）は、各施設の担当者がその機能確保及び応急修理に努める。

無線施設の機能確保（情報管理課）

通信設備のうち、防災行政無線は情報管理課が機能確認を行う。都防災行政無線は、都と協力して機能確認を行う。

なお、都防災行政無線が被災した場合は、「非常通信の運用に関する協定書」に基づき、立川消防署国立出張所のへ非常通信の確保を要請する。

庁内ネットワーク等の通信施設の機能確保（情報管理課）

庁内ネットワーク及び東京都災害情報システム（DIS）の機能確保は、情報管理課が行う。DISは、都と協力して機能確保を行う。

防災行政無線による広報は情報管理課が行う。詳細は、第1章第4節第2「報道機関の対応」2. 広報活動（P145）を参照。

### （3）臨時優先電話の応急仮設（総務課）

市庁舎及び避難所等に臨時優先電話を応急仮設するよう、NTTと協議する。

### （4）市防災行政無線が機能しない場合の措置

伝令による情報連絡体制を確保する。

### （5）非常通信手段の活用

災害時には、次の通信手段を活用する。

主な災害時通信手段

主な通信手段		主な通信区間	主な使用条件
有線通信	ファクシミリ	市本部・市の各施設・防災関係機関間を連絡	左記機関間の指令の伝達・報告は、原則ファクシミリで行う
	災害時優先電話		専用従事者を指名し窓口の統一を図る
	非常通話・緊急通話		加入電話、災害時優先電話が不能・困難な場合、他に優先して取り扱うよう要請する
	非常用公衆電話	設置予定場所（避難所、帰宅困難者一時滞在施設）	通信手段を失った市民や帰宅困難者の利用に供するため、必要な場所に設置を要請する
無線通信	都防災行政無線	市本部・都・近隣市・防災関係機関間を連絡	統制者による通信
	市 MCA 無線	市本部と避難所、警察署、消防署、消防団、JR 国立駅、東京電力、東京ガス、NTT、一橋大学、郵政研修センター等	
口頭	伝令	災害対策本部会議と各部、市内防災関係機関	市各部、市内防災関係機関は本部会議に連絡員を派遣する。連絡員は可能な限り無線機、携帯電話を携行する

(6) 情報の報告 (防災安全課)

都への報告

本部長は、災対法第53条第1項の規定に基づき、被害の具体的な状況を都に報告する。

ア 報告する事項及び方法

防災安全課は、東京都災害情報システム (DIS) への入力により、次の事項を都へ報告する。ただし、障害等により DIS に入力できない場合は、従来の報告用紙により、口頭または文書 (ファクシミリ) で報告する。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所または地域
- (4) 被害状況 (被害の程度は都地域防災計画の認定基準に基づく)
- (5) 災害に対して既にとった措置及び必要とする救助の種類
- (6) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (7) その他必要な事項



## イ 報告の種類及び期限等

防災安全課は、「災害報告取扱要領」(平成5年4月都総務局災害対策部)に従って、必要な報告を行う。

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括
			被害状況、措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

## ウ 都への報告ができない場合

都への報告ができない場合、防災安全課は、国(総務省消防庁)に報告する。

国(総務省消防庁)連絡先 Tel 03-5574-0119 Fax 03-5574-0190
--

## 関係機関への報告、情報提供

次に掲げる機関等のうち、必要と認めるものについて電話、その他の方法により報告及び情報提供を行う。

隣接市 市防災会議委員 防災関係機関 協定先 報道機関 市民 その他関係する各機関
---

資料3-8 参集途上状況報告書

資料3-9 情報連絡票

資料3-10 水害集計表

資料3-11 被害集計表

資料3-12 被害概況調査票

資料 3 - 1 3 災害速報・被害確定報告（都へ災害報告様式）

資料 3 - 1 4 被害程度の認定基準（東京都総務局）

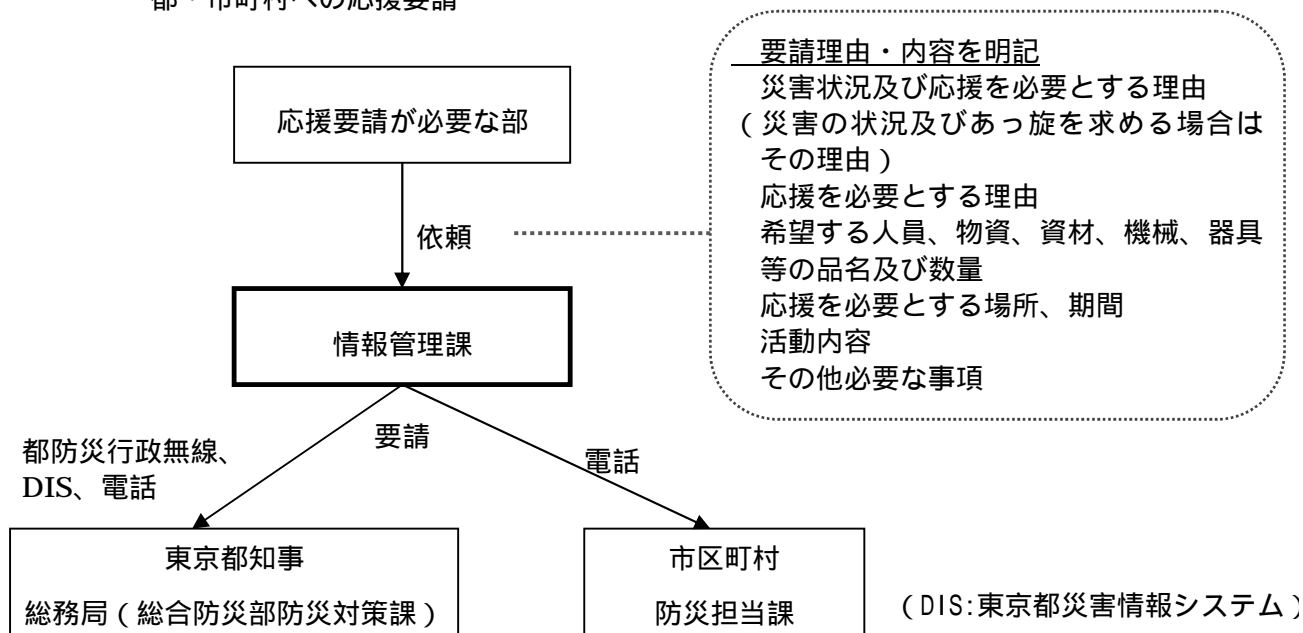
資料 3 - 1 5 防災行政無線配備一覧

## 6 . 応援要請及び派遣職員等の受け入れ（情報管理課、職員課）

大規模な災害が発生し、市の災害対応能力を超える活動が必要とされるときは、東京都、他市町村、自衛隊、防災関係機関等に応援を要請する。応援・協力要請は、被災直後の被害概要調査を踏まえ、直ちに行う。

### （ 1 ） 都・市町村への応援要請（情報管理課）

#### 都・市町村への応援要請



#### 都への応援要請

本部長は、必要と認めるとき都知事に対して応援の要請を行う（災対法第 6 8 条）。応援要請または職員の派遣要請は、応援の内容を文書で明らかにし、緊急の場合は電話、都防災行政無線、DIS 等で要請し、後日、文書を送付する。

#### 市区町村への応援要請

本部長は、必要と認めるとき協定市町村または他の市区町村に対して応援の要請を行う（災対法第 6 7 条及び災害時相互応援協定に基づく）。

#### 災害時相互応援協定締結先

東京都 30 市町村 甲州サミット参加 12 市 近隣市との消防相互応援協定（立川市、昭島市、東大和市、武蔵村山市、府中市） 避難場所相互利用協定（立川市、昭島市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市） 兵庫県芦屋市 三重県伊賀市

( 2 ) 職員の派遣要請等 ( 情報管理課 )

職員の派遣要請・あつ旋

本部長は、必要と認めるときは指定地方行政機関の長、または指定地方公共機関に対して職員の派遣要請を行う ( 災対法第 29 条 )。また、都知事に対して他の市町村、指定 ( 地方 ) 行政機関、指定 ( 地方 ) 公共機関等のあつ旋を求める ( 災対法第 30 条 )。

要請先	指定地方行政機関の長、指定地方公共機関 東京都知事 総務局 ( 総合防災部防災対策課 )
要請伝達方法	文書各 1 部 ( 緊急の場合は電話、無線等で行い後日文書を送付 )
職員の派遣要請・あつ旋内容	派遣要請・あつ旋を求める理由 派遣要請・あつ旋を求める職員の職種別人員数 派遣・あつ旋を必要とする期間 派遣される職員の給与その他勤務条件 その他必要な事項

( 3 ) 派遣職員の受け入れ ( 職員課 )

派遣職員の受け入れ

職員課は、協定市町村から職員の派遣が確定した場合、次のとおり受け入れを行う。なお、作業計画の作成は災害対策本部と協議し、資機材の確保は、作業を行う担当部と調整を行う。

連絡窓口	職員課
作業計画	応援を求める作業について、速やかに作業計画を作成する。 必要な資機材を確保する。 作業に関係のある施設の管理者に対して、施設利用の了解を得る。
応援受け入れ拠点の確保	宿舍、屋内施設として公共施設等を確保する。

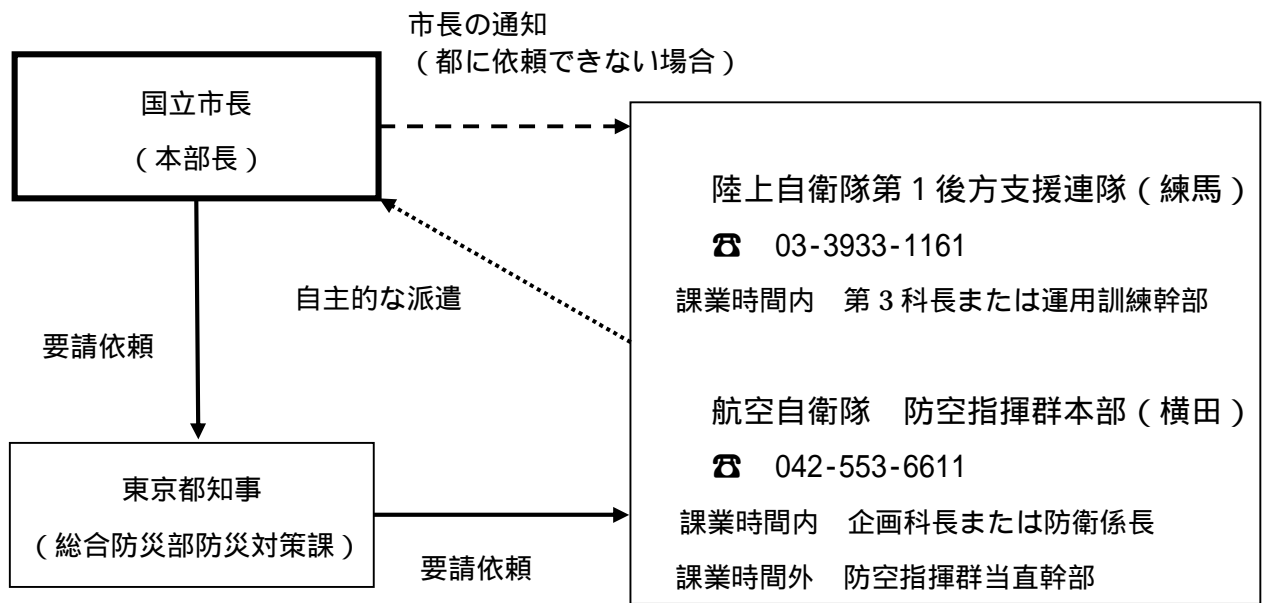
派遣職員の給与等経費の負担

災対法第 92 条の規定により負担する。

( 4 ) 自衛隊の派遣要請 ( 情報管理課 )

自衛隊派遣の方法

自衛隊派遣の方法は、次のとおりである。



### 自衛隊派遣の範囲

<p>都知事の要請による派遣</p>	<p>都知事が人命及び財産保護のため、自衛隊に災害派遣を要請し派遣される場合</p> <p>市長が応急措置を実施するため、都知事に対して自衛隊に災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が災害派遣を要請し派遣される場合</p>
<p>市長の通知による派遣</p>	<p>通信の途絶等により、市長が都知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合</p>
<p>自主的な派遣</p>	<p>災害に際し、自衛隊が自らの判断で自主的に出動する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事との連絡が不能、または都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合</li> <li>・自衛隊の実施すべき救助活動が明確で、人命救助に関するものであると認められる場合</li> <li>・関係機関に対して情報を提供するため、情報収集の必要があると認められる場合</li> <li>・庁舎・営舎その他の防衛省の施設、またはこれらの近傍で災害が発生した場合</li> </ul>

### 派遣要請の依頼

本部長は、都知事に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うときは、文書で依頼する。ただし、緊急を要し、かつ都知事に対して依頼を行うことができない場合は、市長は

その旨及び災害状況を通知する。なお、都と連絡が取れしだい速やかに都知事にその旨を通知する。

要請依頼先	東京都知事 総務局（総合防災部防災対策課）
要請文の宛先	陸上自衛隊 第一師団司令部（練馬）〒179 - 8523 練馬区北町 4 - 1 - 1
	航空自衛隊 防空指揮群本部（横田）〒197 - 8503 福生市大字福生 2552 番地
緊急時の連絡先	第 1 後方支援連隊（練馬）☎ 03-3933-1161 課業時間内：第 3 科長または運用訓練幹部 課業時間外：連隊当直司令
	防空指揮群本部（横田）☎ 042-553-6611 課業時間内：企画科長または防衛係長 課業時間外：防空指揮群当直幹部
要請・通知の伝達方法	文書各 1 部（緊急の場合は電話、無線等で行い後日文書を送付）
記載内容	災害の状況及び派遣を要請する理由 派遣を希望する区域及び活動内容 派遣を希望する期間 その他参考となるべき事項

### 活動内容

被害状況の把握	避難の救助	避難者等の搜索援助
水防活動	消防活動	道路または水路の啓開
応急医療、救護及び防疫	人員及び物資の緊急輸送	被災者生活支援
救援物資の無償貸付または譲渡	危険物の保安及び除去	その他臨機の措置等

情報管理課は、自衛隊の派遣が確定したとき、次のとおり受け入れを準備する。なお、自衛隊との連絡調整窓口は情報管理課が行い、作業計画の作成は災害対策本部と協議し、資機材の確保は、作業を行う担当部と調整を行う。また、受け入れ拠点候補地の利用が困難な場合は、その状況に応じて受け入れ先を確保する。

連絡窓口	情報管理課
作業計画	応援を求める作業について、速やかに作業計画を作成する。 必要な資機材を確保する。 作業に関係のある施設の管理者に対して、施設利用の了解を得る。
派遣部隊の受け入れ拠点の確保	野営地、宿舍、屋内施設を確保する。 資機材置場、炊事ができる広場を確保する。 事務のできる部屋、駐車場を確保する。

	派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。
受け入れ拠点候補地	谷保第三公園 必要に応じて公共施設を確保する。
臨時ヘリポート	一橋大学 多摩川河川敷グラウンド その他必要に応じて確保する。

### 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、東京都地域防災計画に基づき、原則として市が負担する。

#### (5) 協定先等への協力要請（各部）

各部は、災害時の協定に基づきまたは必要に応じて協定先等へ協力を要請する。なお、協定先等の受け入れは、要請した担当部で対応する。受け入れが困難な場合は、災害対策本部に調整を依頼する。

#### 資料3 - 7 災害時の活動協力要請先一覧

#### (6) 撤収要請

他自治体及び防災関係機関からの応援隊の撤収要請

本部長は、災害対策の状況を把握の上、応援隊の撤収要請を行う。

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣部隊の撤収を要請するとき、都知事及び派遣部隊長と協議する。

### 7. 被災自治体への応援（防災安全課）

#### (1) 広域応援の協議

他自治体から災対法第67条や災害時応援協定に基づき支援要請があった場合、あるいは要請がない場合で明らかに被害が甚大と判断される場合は、災害対策本部員を召集し、広域応援について協議を行う。協議に際して、防災安全課は下記の情報を収集する。

災害の状況	応援を必要とする理由	応援を希望する人数、物資、資機材、器具
等の品名及び数量	応援を必要とする場所、期間、	応援を必要とする活動内容
その他必要な事項		

( 2 ) 広域応援の実施

被災地のニーズの変化に応じて、広域応援を実施する。

<p>【応援例】</p> <p>食料、生活必需品などの支援物資の搬送 応急対策活動を実施するための人員、車両、機材の提供 避難所運営支援 災害証明発行事務支援 臨時広報発行支援</p> <p>ごみ収集・処理支援 建築物応急危険度判定 要配慮者等の避難者の一時受け入れ</p> <p>その他必要な事項</p>
---

8 . 避難準備、避難勧告または指示、警戒区域の指定（防災安全課）

( 1 ) 避難準備、避難勧告または指示

市長（本部長）は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合、土砂災害警戒情報が発表される等市民の身体や生命に危険が及ぶと認められるときは、避難区域を定めて、当該区域の住民に対して避難準備、避難勧告または避難の指示（以下、「避難勧告等」という。）を行う。市は、避難勧告等を実施した場合は、当該地区の近くに避難所を開設し、避難者の誘導と受け入れを行う。

種類	発令時の状況	実施者	根拠法等
避難準備	災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	市長	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成 17 年 3 月)で示された区分
避難勧告	対象となる地域居住者等の行動を拘束するものではないが、勧告を尊重することを期待して避難を促すとき	市長	災対法第 60 条
		知事	災対法第 60 条 (市長ができない場合に代行)
避難指示	被害の危険が切迫している場合に発令し、勧告よりも強い拘束力を持って地域居住者等に避難を指示するとき	市長	災対法第 60 条
		知事	災対法第 60 条 (市長ができない場合に代行)
		警察官	災対法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条(市長から要請がある場合または市長が避難の指示を

			するいとまがない場合)
		自衛官	自衛隊法第 94 条(警察官がその場にいないとき)

## (2) 警戒区域の指定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは警戒区域を指定し、当該地域への立入制限・禁止、または当該区域からの退去を命じる。

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災対法第 63 条	
消防署長 消防吏員 消防団員	水災以外の災害	消防法 23 条の 2 消防法 36 条において 準用する消防法第 28 条	第 23 条の 2 : 火災警戒区域 第 28 条 : 消防警戒区域 第 36 条 : 消防警戒区域として 水災を除く他の災害に準用
警察官	災害全般	災対法第 63 条	市長から要請がある場合または市長(委任を受けた職員を含む)がその場にいないとき
自衛官	災害全般	災対法第 63 条	市長(委任を受けた職員を含む)、警察官がその場にいないとき

## (3) 避難勧告等、警戒区域の設定基準

避難勧告等、警戒区域設定の主な基準は、次のとおりである。

<p>建物の倒壊及びそれに準ずる被害が、相当数発生したとき</p> <p>火災発生時において、周辺に拡大するおそれがあるとき</p> <p>周囲の状況から判断して危険が予想されるとき</p> <p>地震後の降雨の継続や台風の襲来により、土砂災害及び水害等の二次災害の発生が予想されるとき</p>
---

## (4) 避難準備、勧告・指示者または警戒区域設定者の措置

避難準備、勧告・指示者または警戒区域設定を行った者は、その旨を関係機関(市、警察署、消防署、消防団)に通知する。



## 9. 避難の準備・勧告・指示及び警戒区域の伝達、避難誘導（市民課）

### （1）伝達事項

避難勧告等を発令した場合及び警戒区域を設定した場合には、市は、当該地区の居住者及び滞在者その他の者に対して次の事項を通知する。

発令者 避難の勧告・指示の理由、警戒区域設定の理由 避難の日時、避難先及び避難経路
---

### （2）伝達方法

市は、次の方法を用いて避難勧告等及び警戒区域設定の伝達を行う。

#### 【市民課】

市防災行政無線 広報車 テレビ・ラジオによる報道 ホームページ  
くにたちメール配信 緊急速報メール Twitter  
ジェイコム多摩やエフエム立川との協定による放送

#### 【警察官、消防吏員及び現地対応職員、消防団】

消防吏員による消防車両の拡声等装置、ホームページ、掲示板による広報  
警察官、消防吏員による戸別訪問（警戒区域）  
現地対応職員及び消防団は、警察官及び消防吏員の対応の補助にあたる。

### （3）災害時要配慮者への対応

災害発生時または災害発生の恐れがある場合、迅速に避難準備及び避難ができるよう次の事項に留意して情報伝達を行う。

聴覚しょうがいしゃ

- ・文字情報（くにたちメール配信、市ホームページ、ジェイコム多摩、広報紙）による広報

視覚しょうがいしゃ

- ・防災無線、広報車、報道機関等による広報

外国人

- ・防災無線、広報車、語学ボランティアによる広報

### （4）危険地域における避難誘導

住宅等が多数倒壊した地域、火災による延焼の恐れがある地域、また避難所が危険となり他の施設等に再避難する場合、市民課は、避難勧告等及び警戒区域設定の伝達を行うとともに、警察官、消防吏員、消防団、自治会及び自主防災組織等の協力により、安全な場所へ避難誘導する。

また、学校・幼稚園、保育所、図書館、公民館、事業所等の多くの人が集まる施設においては、各施設管理者が避難誘導を行う。

#### (5) 避難者への周知

避難誘導を行う者は、市民に以下の事項を周知する。

- 警戒区域と避難の要否
- 徒歩による避難（自動車不可）
- ガス栓の閉鎖、電気ブレーカーの遮断等二次災害の防止
- 非常持ち出し品の携行

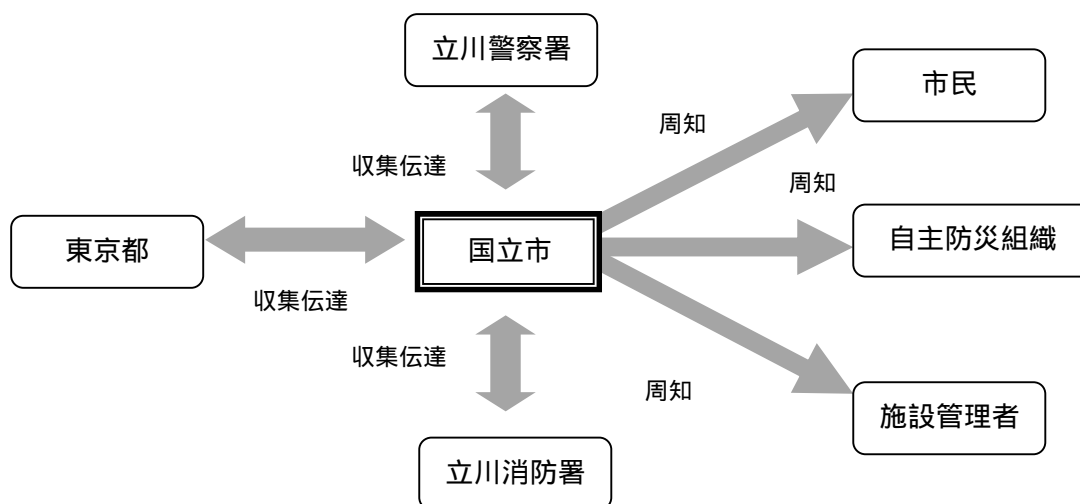
#### (6) 避難誘導の留意点

避難誘導にあたって、次に示す事項に留意する。

- 状況が許す限り避難経路の安全確認に努める。
- 高齢者、しょうがいしゃ、妊産婦、傷病者等の避難を優先する。

### 10. 災害予・警報の収集と伝達（防災安全課）

防災安全課は、災害が発生した場合または災害の発生が予想される場合には、速やかに被害状況等を把握し通報及び周知を図る。この際、緊急地震速報やJ - A L E R Tを活用する。



### 11. 車両等の確保（総務課）

#### (1) 車両及び燃料の確保等

各部から運行可能車両と残存燃料の報告を受け、車両の必要台数等を勘案しながら、必要車両の運行可能日数を災害対策本部に報告する。また、車両を必要とする部の車両及び残存燃料が不足する場合は、他部と調整して車両を確保する。

車両及び自家用発電機の軽油並びに冬期においては灯油についても、今後の必要量を算定し、協定先と協議して必要量の確保に努める。

【調達先一覧】

調達先	調達物
社団法人東京都トラック協会多摩支部（協定先）	車両（バス）
国立市建設業協会（協定先）	
株式会社小池商店府中営業所（協定先）	
市内タクシー事業者	
市内レンタカー事業者	
市内ガソリンスタンド（協定先）	燃料
給油取扱所	

市内及び協定先で車両を調達できない場合の措置

市内及び協定先で車両を調達できない場合、また道路の途絶や渋滞によって陸上輸送が困難な場合は、都（総務局）に次の事項を明示して依頼する。

輸送を必要とする人員または物資の品名、数量（重量） 車両等の種類及び台数 輸送を必要とする区間及び借り上げ期間 終結場所及び日時
---

（２）緊急通行車両の運行

大規模災害時には、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止される場合がある。そこで、災害応急対策等に従事する車両等は、所定の手続きを経て、標章を得ることにより規制区間を通行することができる。

災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため使用する緊急車両について、公安委員会に緊急通行車両等事前届出書等の必要書類を提出し、届出済証の交付を受ける。

災害による交通規制下において届出済証の交付を受けた車両を運行する場合、事前届出車両の使用者（運転者を含む）は、公安委員会（警察署）に当該届出済証を提示のうえ、緊急通行車両等確認申請書を提出し、標章及び証明書の交付を受ける。

緊急通行車両の事前届出済証の交付を受けていない車両については、事前届出に必要な書類のほか、緊急通行車両等確認申請書に所定の事項を記入のうえ申請し、災

対法施行規則に定める標章及び証明書の交付を受ける。

資料 3 - 1 8 緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済書

資料 3 - 1 9 緊急通行車両等確認申請書

資料 3 - 2 0 緊急通行車両確認証明書

資料 3 - 2 1 緊急通行車両通行標章

### ( 3 ) 規制除外車両の運行

災害後、緊急通行車両等以外であっても民間事業者等で社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外される。

事前届出の対象車両は次の通り。

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等を搬送する車両

エ 建設用重機

オ 道路啓開作業車両

カ 重機輸送用車両（建設用重機と同一の使用者に限る）

事前届出にあたって公安委員会に事前届出書を提出し、届出済証の交付を受ける。

災害による交通規制下の運行にあたっては、届出済証を提示のうえ、規制除外車両確認申請書を提出し、確認標章及び除外証明書の交付を受ける。

事前届出済証の交付を受けていない車両は、事前届出に必要な書類のほか、規制除外車両確認申請書に所定の事項を記入のうえ申請し、確認標章及び除外証明書の交付を受ける。

資料 3 - 2 2 規制除外車両事前届出書・規制除外車両事前届出済書

資料 3 - 2 3 規制除外車両確認申請書

資料 3 - 2 4 規制除外車両確認証明書

資料 3 - 2 5 規制除外車両確認標章

### 1 2 . 災害対策に係る物品の調達（総務課）

災害対策に必要な物品について各部から報告を受け、協定先等と協議してその確保に努める。

### 1 3 . 臨時ヘリポートの開設（総務課）

重症者の緊急搬送、防災対策要員の輸送、緊急物資の輸送等についてヘリコプター輸送の必要がある場合は、ヘリコプター臨時離着陸場（臨時ヘリポート）を開設する。臨

時ヘリポートは、東京都知事を通じて国土交通省へ管制権の設定等安全措置を要請する。

【臨時ヘリポート候補地】

- ・都立国立高等学校（医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地、都指定）
- ・都立第五商業高校（災害時臨時離着陸場候補地、都指定）
- ・一橋大学
- ・多摩川河川敷グラウンド

#### 14．火葬場の確保及び火葬事務

##### (1) 火葬等に関する相談窓口の開設（市民課）

市民課は、遺体の引渡しを受けた遺族等のため、安置所に火葬等に関する相談窓口を開設し、火葬・埋葬手続き等の相談に応じる。

遺族等が火葬を執行することが困難な場合には、災害救助法の適用の範囲内で身元不明遺体に準じて市が代行する。

東京都が広域火葬体制をとった場合は、火葬の受付を都福祉保健局で一括管理し、市民課はその窓口として対応する。

火葬場所	所在地	電話
立川・昭島・国立聖苑組合	立川市羽衣町3-20-18	522-2730

##### (2) 火葬許可書の発行

火葬許可書の発行は、市民課が行う。発行にあたっては、検案書をもとにその場で容易に発行できるよう体制を整える。

#### 15．応急仮設住宅及び一時提供住宅の募集・選定（市民課）

##### (1) 応急仮設住宅の入居者の募集・選定

応急仮設住宅の入居者の募集・選定は、都が策定する募集計画、選定基準により市民課が行う。

##### (2) 一時提供住宅入居者の募集・選定

一時提供住宅の入居者の募集・選定は、都が策定する一時提供住宅の募集計画、選定基準により市民課が行う。

##### (3) 帳票の整備

市民課は、一時提供住宅の管理を行うために、入居者について必要な帳票を整備する。

## 第2 政策経営部

### 1. 被災情報の収集（収納課）

#### （1）収集体制

発災後、直ちに2人1組で無線機を携帯した情報収集員を市内に派遣する。勤務時間外で職員が不足する場合は他課の応援を受け、参集職員からの情報を基に、最も被害が大きいと思われる地域から情報収集員を派遣する。なお、情報収集員の安全を確保するため、情報の収集は原則として夜間を行わない。

#### （2）収集単位

勤務時間内で情報収集員を確保できる場合は、次の地域ごとに派遣する。

東地域（国立駅南口から南下する）

中地域（国立駅南口から南下する）

北地域（国立駅北口から西に向かう）

西地域（西3丁目から北に向かう）

富士見台地域（2丁目 1丁目 2丁目 3丁目 4丁目）

谷保地域等（甲州街道北側）

谷保地域等（甲州街道南側）

#### （3）収集要領

情報連絡員は原則として全ての道路を通過する。

収集事項を発見次第、逐時、災害対策本部に連絡し必要に応じ救助等を要請する。

報告及び救助要請等の際は、地番及び付近の目印もあわせて報告し、場所を特定できるようにする。

原則として情報収集以外の活動は行わない。

#### （4）収集事項

死者及び負傷者、その他の人的被害。

火災及び倒壊建物（要救助者の有無）

通行不能または通行困難な道路及び橋梁等。

特に中央高速道路、国道20号、都道256号、大学通り等の災害時輸送道路及び避難路の通行状況。なお、これら主要道路は通行可能な場合も報告する。

鉄道や電気・ガス・上下水道・通信等のライフラインの破損状況。国立中浄水所、谷保浄水所及び南部中継ポンプ場の被害状況。

広域避難場所の避難者の状況及び帰宅困難者の状況。

その他、特に留意する事項。

(5) 所持品等

ヘルメット

無線機

市内の地図

筆記用具

懐中電灯（特に夕刻時の調査）

(6) 交通機関やライフラインの被害・復旧状況の情報収集

被災情報の収集がおおむね終了したら、交通機関やライフラインの被害状況及び復旧状況の情報収集を行う。復旧に関する情報は、秘書広報課が住民に対して広報を行う。

(7) 被災情報の取りまとめ

収集した被災情報は、情報統括班が取りまとめを行い、災害対策本部へ報告する。  
（詳細は、192ページに記載。）

2. 報道機関の対応（市長室）

(1) 市長声明の発表

市の地域に大規模な災害が発生した場合、地震被害の概況や市の防災対策の状況等を含め、市民等に冷静な判断と行動をもとめる市長声明を発表する。

(2) 広報活動

発災直後の広報

発災1時間以内及び3時間以内に、市長室はくにたちメール配信とエリアメールにより、情報管理課は固定系防災行政無線により次の内容を広報する。

時期	広報内容
1時間以内	地震情報
	余震への注意
	落下物や塀の倒壊等への注意
	出火防止・初期消火の呼びかけ
	パニック防止、デマ情報への注意呼びかけ
3時間	災害時要援護者への支援

以内～	避難誘導、避難の勧告・指示
	避難所の開設
	帰宅困難者の応急対応、交通機関の運行情報
	被害情報や危険個所の情報

### 発災後1日目以降の広報

その後、広報車や広報紙、ホームページ、掲示板等も使用し、次の情報を広報する。また、ジェイコム多摩やエフエム立川等にも放送を依頼する。

1日以内～	巡回救護の実施、心のケア
	交通機関の運行情報、交通規制の状況
	電気、上下水道、ガスの復旧情報
	飲料水の供給、食料の供給、生活必需品の供給
	衛生・防疫、生活ごみの処理
	医療機関の診療状況
	住宅の修理、応急仮設住宅・一時提供住宅等の募集
	被災者の安否情報
	開業診療所等の情報
	二次災害防災のためにとるべき措置

### 資料3 - 16 災害広報案文

### 記者会見の実施

市長室は定期的に記者会見を開催し情報の提供を行う。なお、その際は必要な物資やボランティアなど、市のニーズ等を積極的に提供するよう努める。

発表者	記者会場	内容
政策経営部長 (定例会見)	くにたち市民総合体育館	被害状況、応急復旧対策の状況 市が必要とする物資や人材等

### 要配慮者への対応

広報活動には、要配慮者がサービスを支障なく受けられるように関係団体、専門ボランティア等の協力を得て、次の点に留意して行う。

<p>聴覚しょうがいしゃ、視覚しょうがいしゃに配慮した伝達手段の準備</p> <p>周囲の市民に理解されるような配慮</p> <p>日本語を解さない外国人への配慮</p>
---



## その他の広報活動

各部署において広報を行う必要のある事項について、適宜広報活動を実施する。

### (3) 報道機関との連携

#### 広報内容の受付

市長室は、災害対策本部が取りまとめた情報を基に、報道機関へ依頼する広報内容を整理する。広報する内容は、概ね次のとおりとする。

不要不急の電話の自粛	被災者の安否情報
開業診療所等の情報	二次災害防止のために取るべき措置
交通情報	食料・生活必需品に関する情報
電気・ガス・水道等の復旧見通し	その他

#### 広報の要請

市長室は、都を通じて応急対策に必要な広報を報道機関に要請する。

ただし、緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の要請を行い、事後、速やかに都にその旨を連絡する。

#### 取材活動の自粛要請

市長室は、報道機関に対し、次の場所での取材活動を自粛するよう要請する。

市本部内	避難所及び福祉避難所内	その他必要な場所
------	-------------	----------

## 3. 災害救助法の適用（政策経営課）

### (1) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定による。国立市における具体的適用は、次のいずれか一つに該当する場合である。

国立市人口 75,510人（平成22年 国勢調査）

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	市 80世帯以上	第1項第1号
都内で住家が滅失した世帯数のうち市内で住家が	都 2,500世帯以上	第1項第2号

滅失した世帯の数	かつ市 40 世帯以上	
都内の住家が滅失した世帯の数	都 12,000 世帯以上	第 1 項第 3 号
災害が隔絶した地域に発生したもの等被災者の救護が著しく困難な場合		第 1 項第 3 号
多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じた場合		第 1 項第 4 号

：内閣府令で定める基準に該当すること

上記 に係る事例

- (a) 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離または孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、特殊な補給方法を必要とする場合
- (b) 有毒ガスの発生、放射性物資の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊な技術を必要とする場合
- (c) 多数の世帯の住家が滅失したものであること

上記 に係る事例

- (a) 有毒ガスの発生、放射性物資の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- (b) 大地震の発生により、多数の住民が避難して継続的に救助を必要としている場合
- (c) 交通事故により多数の者が死傷した場合
- (d) 群集の雑踏により多数の者が死傷した場合
- (e) 被災者が現に救助する状態にあるものであること

## ( 2 ) 救助法の適用申請

市内の災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を都知事に報告する。その場合、次に掲げる事項について、東京都災害情報システムや電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

災害発生の日時及び場所  
 災害の原因及び被害の状況  
 適用を要請する理由  
 適用を必要とする期間  
 既にとった救助措置及び取ろうとする救助措置  
 その他必要な事項

### 適用申請の特例

災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに都知事に報告する。その後の処置に関しては、都知事の指揮を受ける。

### (3) 救助の実施

政策経営課は、救助の実施にあたって各部に關係帳簿の作成を指示し整理する。また、これを都知事に報告する。その他災害救助は、災対法第5条に基づき、市長が応急措置を実施する。

#### 災害救助の実施者

救助法の適用後は、都知事が実施者となり、市長は、都知事の補助または委託による執行として救助を行う。

#### 災害報告及び救助実施状況の報告

救助法に基づく「災害報告」は、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告を行う。これらの報告は、救助用物資、義援金の配分等の基礎になるほか、各種の対策資料となるものであり、政策経営課は、迅速かつ正確に被害状況を把握し、速やかに都知事へ報告する。

また、救助法に基づく救助の実施にあたって、救助種目ごとに帳票を作成するため、各部は、救助種目の実施状況を初期活動から救助が完了するまでの間、日ごとに記録・整理し、政策経営課に報告する。政策経営課は、帳票を整理し、都知事へ報告する。

### (4) 救助の種類

救助法に基づく救助は次のようである。

- |   |  |
|---|--|
| ア | 避難所の設置、応急仮設住宅の供与                                   |
| イ | 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給                             |
| ウ | 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与                             |
| エ | 医療及び助産   |
| オ | 災害にかかった者の救出  |
| カ | 災害にかかった住宅の応急修理                                     |
| キ | 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与                           |
| ク | 学用品の給与   |
| ケ | 埋葬   |
| コ | 死体の捜索及び処理  |
| サ | 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 |

### (5) 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は、救助法施行細則のとおりである。

資料3 - 4 6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(平成25年10月1日現在)

#### 4．激甚災害の指定（各部、政策経営課）

大規模な自然災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別な財政援助に関する法律」（以下、「激甚法」という。）による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する。

##### （１）激甚災害指定手続き

政策経営課は、激甚災害の指定に向けて公共土木施設等の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、都総務局に報告する。

##### （２）激甚災害に関する調査及び報告

各部は、激甚災害の指定に関する調査を次のとおり実施する。

各部は、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について調査を実施する。

各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、政策経営課に提出する。

政策経営課は、各部の調査をとりまとめ本部長に付議し、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、都知事（都総務局）に調査書を添えて申請する。

各部長は、事業ごとに都の関係機関と調整のうえ指定の促進を図る。

市は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

##### （３）激甚法に定める事業

激甚災害に適用する財政援助措置の対象は、資料３ - ４ ７「激甚法に定める事業」のとおりである。

##### （４）激甚災害の指定を受けた後の手続き

各部は、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助の交付手続きに必要な関係書類を速やかに作成し、都各局に提出する。

#### 5．行方不明者の名簿作成に関すること（収納課）

##### （１）行方不明者の把握

収納課は、被害状況の調査結果や市民等からの報告に基づき、警察署に対し情報提供を行う。情報提供は、警察署より提供を受けた行方不明者届出リストを「避難者名

簿」(教育指導支援課)「医療実施状況」(健康増進課) その他市で把握している安否情報等と照合し、その結果を警察署へ連絡することにより行う。

警察署は、届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、身長、体重、着衣、その他の特徴」について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。

警察署は、「届出」リストを市に1部送付する。

収納課は、「届出」リストを「避難者名簿」(教育指導支援課)「医療実施状況」(健康増進課) その他市で把握している安否情報等と照合し、その結果を警察署へ連絡する。

## (2) 搜索期間

行方不明者の搜索期間は、原則、災害発生から10日間とする。

11日目以降も搜索を行う必要がある場合は、搜索期間内に下記事項を明らかにして、都知事へ申告する。

延長の期間

期間の延長を必要とする地域

期間の延長をする理由(具体的に)

その他(期間の延長をすることによって搜索される行方不明者の数等)

## 6. 災害の記録(課税課)

課税課は、発災直後から災害を記録する。

記録内容

- ・鉄道駅
- ・倒壊建物
- ・火災
- ・道路
- ・避難所
- ・医療救護所
- ・災害対策本部
- ・記者会見
- ・河川
- ・その他

記録媒体

- ・カメラ(課税課及び収納課所有)
- ・ビデオカメラ(収納課所有)

## 7. 被災者支援組織の設置(政策経営課)

被災者からの相談をワンストップで実施し、各種支援や給付、減免措置等(以下「被災者支援」という。)を効率的に行うため、政策経営課は、家屋被害状況調査が開始される頃までに被災者支援を行う関係部署から職員を募り、被災者支援組織を設置する。

被災者支援組織の活動については、第9節第2-5「被災者支援の実施」(P )を参照。

被災者支援については、内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」を参照。

## 第3 健康福祉部

### 1. 医療救護活動（健康増進課）

#### （1）発災直後の活動

##### 活動体制

ア 市は、医療救護活動を統括・調整するために医学的助言を行う国立市災害医療コーディネーターを、医師会に依頼してあらかじめ選任しておき、医療チームの調整は、国立市災害医療コーディネーターが行う。

イ 国立市災害医療コーディネーターは、市災害対策本部の指揮及び監督のもと、職務を遂行する。

##### ウ 連絡調整

国立市を含む二次医療圏の拠点病院は独立行政法人国立病院機構災害医療センターであり、同病院の医師が東京都地域災害医療コーディネーターを務める。医療救護の連絡調整は、国立市災害医療コーディネーターと東京都地域災害医療コーディネーターとの間で行う。

##### エ 連絡方法

- ・市対策本部～保健センター～医療救護所～市内の病院  
市が配備するMCA無線機
- ・市対策本部～災害医療センタ  
都防災無線

##### 活動の流れ

ア 発災後、医師会員及び薬剤師会員、災害時医療従事登録者は医師会館に参集し、健康増進課職員は保健センターに参集する。なお、健康増進課職員だけでは不足する場合は、健康福祉部全体で対応する。

医師等は震度6弱以上の地震で自動参集する。

イ 災害対策本部と連携して市内の被災状況を把握し、被害の大きい地域内にある公立小中学校のうち2か所に医療救護所を決定する。全市的に同一の被害状況である場合は第五小学校及び第八小学校に医療救護所を設置する。

ウ 医師会員等が参集次第、医師会館及び保健センターの医療資機材を携帯して、医療チームを派遣する。

【医療チーム】

- ・医師 3～4名
- ・看護師等 2～3名
- ・薬剤師 1～2名
- ・事務 2名（市の事務職、車両の運転及び環境整備等）

エ 1チームの活動時間は原則として3時間とする。

オ 主な活動内容は次のとおり。

時期	活動内容
初動期	<p>主として災害により負傷したものを対象とし、救助・救出に伴う医療救護活動を行う。</p> <p>救助・救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京DMATと連携して行う。</p> <p>多数（複数）の負傷者がいる場合の医療機関への搬送は、現場でトリアージ法を実施し、優先順位の高い負傷者から医療機関へ搬送する。</p> <p>医薬品・医療資機材等は、主に外傷の対応とする。</p>
応急期	<p>避難住民及び災害により医療の途を断たれた者を対象とする。</p> <p>必要に応じて一般医療及び歯科医療救護活動を実施する。</p> <p>医薬品・医療資機材は、主に内科系、慢性疾患、精神科、歯科対応とする。</p> <p>重症者等は、できるだけ後方医療機関への搬送に努める。</p>

トリアージとは

災害現場における多数（複数）の傷病者の緊急度・重症度を判断し、傷病者への救急措置及び搬送の優先順位を決定することをいう。その結果をトリアージタグに記載して傷病者に装着する。

トリアージの実施基準

分類	優先順位	識別票	症状の状態等
死亡	第4	黒	既に死亡しているもの、または明らかに即死状態であり、心肺蘇生をほどこしても蘇生可能性のないもの
最優先治療群 （重症群）	第1	赤	ア 生命を救うため、直ちに処置を必要とするもの イ 多量の出血、ショックの危険のあるもの
待機的治療群 （中等症群）	第2	黄	ア 多少治療の時間が遅れても、生命に危険がないもの イ 基本的には、バイタルサインが安定しているもの
保留群 （軽症群）	第3	緑	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としないもの

バイタルサインとは  
医療用語で、呼吸、脈拍、血圧、体温の4つを指す。さらに、救急医学では、意識レベル等も扱うこともある。

## (2) 医薬品等の確保

### 発災直後

ア 保健センター及び医師会館に備蓄する医薬品等を使用する。

イ 薬剤師会員は、参集時に医薬品等を持参する等、在庫を活用する。

### 3日目以降

- ・ 医薬品等の調達を協定先医薬品卸売販売会社に依頼する。
- ・ 協定先医薬品会社が調達できない場合は、国立市災害医療コーディネーターが、東京都地域災害医療コーディネーターに調達を要請する。

### 事前の準備

- ・ 保健センターに災害薬事センターを設置する。なお、災害時に医療救護所で使用する医薬品等は医療救護所に、避難所や在宅で使用する医薬品等は災害薬事センターに搬送する。
- ・ 市は事前に薬剤師会に災害薬事コーディネーターの選任を依頼する。

## (3) 負傷者の搬送手段と搬送先

### 重症者・中等症者

国立市災害医療コーディネーターと東京都地域災害医療コーディネーターとの間で行われる連絡調整に基づき、救急車による災害拠点病院等への搬送を、立川消防署に要請する。

### 中等症者

国立さくら病院での受け入れが可能であれば、市の車両、タクシーのほか、都への救急隊の派遣要請や民間患者等搬送事業者への要請により同病院に搬送する。同病院での搬送が困難な場合は、災害拠点病院に搬送する。

### 軽傷者

各人が医療救護所に向かう。

## (4) 助産活動

健康増進課は、助産施設のある市内産科診療所の被災状況を確認し、被災していない産科診療所の情報を妊産婦に提供する。



## (5) 特殊医療の対応

### 人工透析患者

市内の人工透析対応医療機関の被災状況を確認し、被災していない医療機関の情報を広報する。また、市内の病院で対応が困難な場合は、東京都地域災害医療コーディネーターを通じて、市外の受け入れ可能な透析対応医療機関を確保する。また、患者の搬送については、タクシー会社に協力を要請する。

#### 【市内の透析対応医療機関】

- ・長久保病院
- ・国立さくら病院
- ・国立駅前クリニック

### 人工呼吸器装着患者

あらかじめ個別支援計画を作成し、在宅避難する場合の電源の確保及び避難する場合の支援者を確保する。また、個別支援計画に基づいて支援を実施する。

### 在宅難病患者への対応

在宅難病患者は、災害時には要援護者として医療施設に救助する場合が生じる。このため、関係各課は、平常時から保健所と連携を図り、患者の把握を行うとともに、搬送及び救護の体制整備を図る。

## 2. 要配慮者の支援（しょうがいしゃ支援課・高齢者支援課）

### (1) 発災直後

避難行動要支援者の避難行動支援委員会を設立した地域においては、同委員会が安否確認を行い、必要な場合は避難を支援する。また、生き埋め等の場合は近隣住民又は市役所等に救助を要請する。

避難行動支援委員会が未設置の地域においては、自治会や自主防災組織、国立市民生・児童委員協議会、国立市社会福祉協議会、福祉事業者、福祉関係団体等が協力して安否を確認し、必要な支援を行う。

安否が確認できない場合は、災害対策本部に連絡して、行方不明者名簿に記載する。

### (2) 避難所における支援

避難所運営職員及び避難所運営委員会は要配慮者を把握し、専用居室を確保するとともに、避難所に備蓄するマット等を優先して提供する。

介護の必要な者には、災害時介護活動従事登録者や介護ボランティア等を配置す

るよう努める。

その他、学校ごとの避難所運営マニュアルに基づき支援する。

### (3) 在宅での支援

発災直後に安否確認を行った者は、要配慮者が在宅で避難する場合は、その後の食糧の配給等を行うか、近隣の者や健康福祉部に引き継ぐ。

### (4) 福祉避難所への移送

在宅又は避難所での生活が困難な者は、健康福祉部が受け入れ可能な福祉避難所と調整し、移送先を決定する。なお、市内の協定施設及び公共施設で受け入れが困難な場合は、民間宿泊施設や東京都を通じて他市町村社会福祉施設へ受け入れを要請する。

福祉避難所への避難が必要なものは、健康福祉部がタクシー会社に移送の協力を要請する。

#### 福祉避難所

福祉施設（11施設）

桐朋学園（発達障害者及び知的障害者の福祉避難所）

#### 福祉避難所候補施設

東京都障害者スポーツセンター（協議中）

中央郵政研修センター（協議中）

福祉会館等の市有施設

### (5) 社会福祉施設等における生活救援物資等の供給

施設管理者は、入居者の食料、飲料水、生活必需品等を確保するとともに、不足が生じる場合には高齢者支援課又はしょうがいしゃ支援課に協力を要請する。支援要請を受けた場合、産業振興課と協力して生活救援物資等の供給を行う。

### (6) 在宅している要配慮者の応急支援

高齢者支援課及びしょうがいしゃ支援課は、在宅している要配慮者の安否確認や福祉団体等の報告により避難所で受け入れが望ましい要配慮者が把握された場合、その状況に応じて避難所、福祉避難所、または医療機関等の受け入れ先及び移送手段を確保する。

### (7) 避難行動要支援者名簿の活用

災害時における災害時要配慮者支援には、平常時において作成する避難行動要支援者名簿により安否確認や必要とする支援を迅速に判断して支援を行う。また、災害時においては、事前に外部機関への情報開示に対する本人の同意が得られていなくとも、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき、救助や支援を行う外部機関へ情報提供を行う。ただし、避難行動要支援者名簿はあくまでも避難行動に対して支援を必要とする者の名簿であるため、避難生活において配慮が必要な者に漏れがないよう留意すること。

## 3. 巡回ケア・広報・相談窓口の設置（健康福祉部）

### (1) 巡回ケアサービス

避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、地域住民も含めた相談業務を行い避難所及び地域の保健・福祉ニーズの把握に努める。

### (2) 相談業務

本庁舎及び南・北市民プラザにおいて相談窓口を開設し、必要に応じて福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、災害時要配慮者やその家族の相談に応じる。

### (3) 応急仮設住宅におけるケア対策

高齢者支援課及びしょうがいしゃ支援課は、関係各課及び関係機関・団体等の協力を得て、災害時要配慮者が入居する応急仮設住宅で必要なケアを行う。

応急仮設住宅地へスタッフの配置

医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック・心のケア対策

ソーシャルワーカー等による生活相談、各種行政支援サービスの利用相談、ホームヘルパーの派遣等

## 4. ボランティアの支援（福祉総務課）

### (1) 災害ボランティアセンターの開設

市と国立市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）との「災害時におけるボランティア活動等に関する協定」（以下、「協定」という。）に基づき、「災害ボランティアセンター」の開設・運営を要請する。市社協は、災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの受付、活動オリエンテーション、依頼者への対応等を実施する。

(2) 国立市社会福祉協議会への支援

協定に基づき、市社協へ対し、災害ボランティアセンターの設置、資機材の確保、費用等について支援する。

(3) 一般ボランティアの活動

被災者を直接支援する主な活動は、次のとおりである。

避難所手伝い	ごみの収集分別等の緊急生活支援	家屋の修理手伝い
屋内の片付け	荷物の一時的移動	引越しの手伝い
		家事援助等の生活支援等

(出典：「くにたち災害ボランティアコーディネートマニュアル」平成18年3月 社会福祉法人 国立市社会福祉協議会 災害ボランティアセンター設置検討会)

(4) 登録ボランティアの受入

福祉総務課は、東京都が「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づき登録しているボランティアの派遣要請・受入を行う。また、東京都（総務局総合防災部）を通じて関東地方整備局（企画部防災課）へ災害復旧エキスパートの支援要請を行う。

なお、東京消防庁及び日本赤十字社の登録ボランティアは、それぞれの所管組織の指示により活動を行う。

東京都防災ボランティア

登録ボランティア	活動内容	都の所管
建築物応急危険度判定士	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否を判定する。	都市整備局
被災宅地危険度判定士	災害対策本部が設置される災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し危険度を判定する。	都市整備局
語学ボランティア	大規模な災害発生時において、語学力を活かし被災外国人等を支援する。	生活文化スポーツ局
建設防災ボランティア	都建設局所管施設の点検・管理業務支援、公共土木施設等の被災状況の把握等	建設局

### 災害復旧エキスパート

活動内容	所管
災害復旧の経験者を災害現地に派遣し、地方公共団体が行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、迅速な災害復旧事業の促進に寄与する。	国土交通省 関東地方整備局

### 東京消防庁災害時支援ボランティア

活動内容	所管
東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した消防署へ自主的に参集し、消防活動への支援を行う。 1 応急救護活動 2 消火活動 3 救助活動 4 災害情報収集活動、消防設備等の応急措置	東京消防庁

### 赤十字ボランティア

分類	活動内容
赤十字災害救護ボランティア	赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネート
赤十字奉仕団、個人ボランティア	避難所等における被災者支援、救急医療等への支援
赤十字エイドステーション (帰宅支援ステーション)	都心から郊外居住地へ徒歩帰宅する被災者にエイドステーション(支援所)を設置し情報提供や飲料水の提供、応急手当などの帰宅支援を行う

### (5) 専門ボランティアの受入

福祉総務課は、各部からの要請をとりまとめ、専門的な技能を有するボランティアを市社協、各種団体、また市ホームページ等を活用して募集する。

### 必要とされる専門ボランティアの例

活動区分	技能・資格	担当班
医療救護	看護師、助産師、救急法指導員、救急救命士等	医療救護班
保健・福祉	栄養士、保健師、保育士、社会福祉士、介護福祉士、ソーシャルワーカー等	救援班、要配慮者支援班、教育・避難所班
災害相談	弁護士、建築士、不動産鑑定士、中小企業診断士等	調査班

## 5 . 遺体の収容・検案、身元不明遺体の火葬・埋葬（福祉総務課）

### （1）遺体収容所・安置所の開設

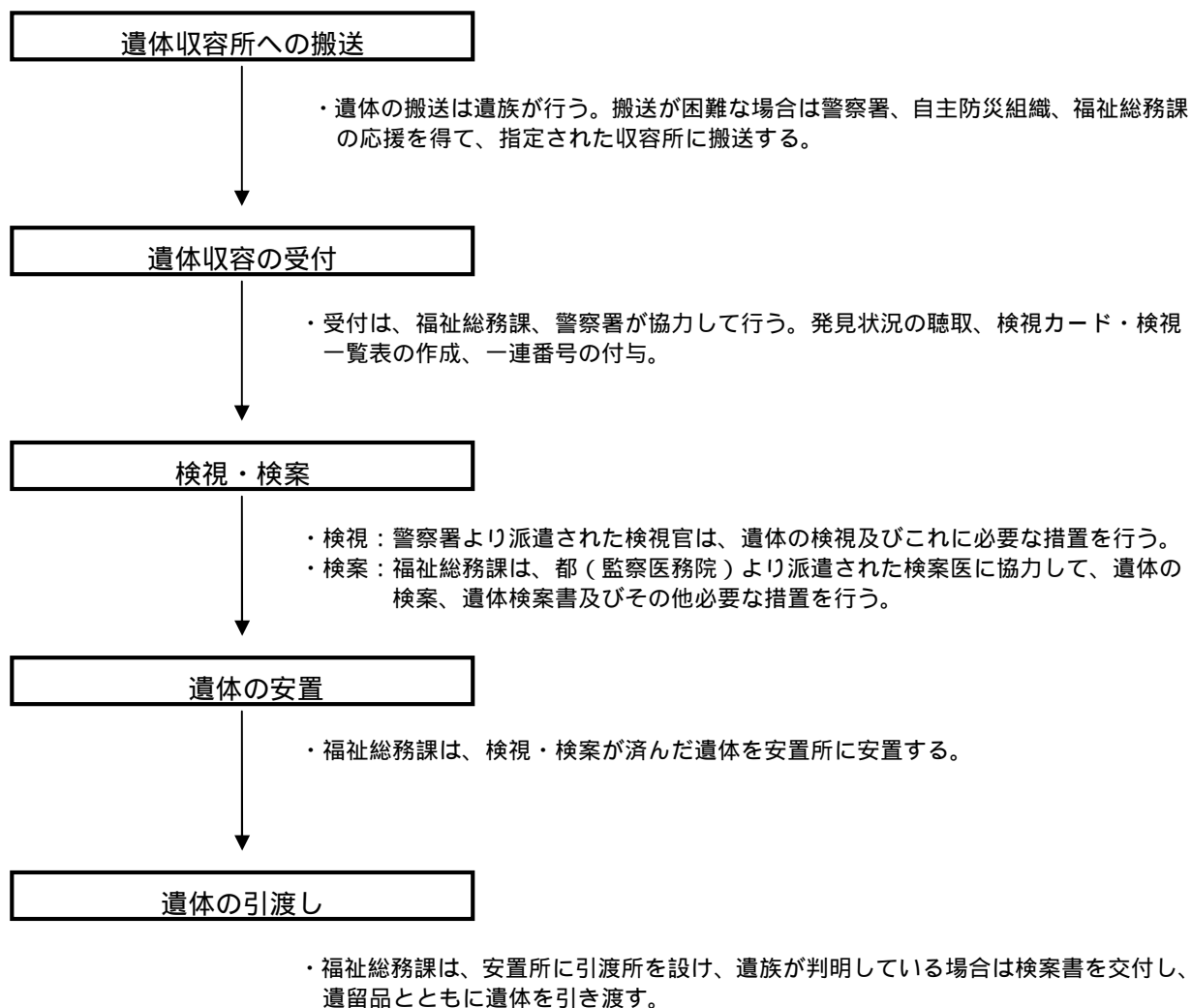
遺体の収容所・安置所の開設が必要と思われるとき、次の寺院に開設し、都総務局及び警察署に報告する。不足する場合は、警察署と協議し市内の斎場等に設置・開設する。安置所に必要な納棺用品、仮葬祭用品、ドライアイス等の資機材や納棺作業の指導のための要員については、市内葬儀業者等の協力を得て実施する。

寺院	所在地	電話
南養寺	谷保 6218	575 - 4374
永福寺	谷保 6877 の 1	572 - 4363
応善寺	東 2 - 2	572 - 0043

### （2）遺体の収容等

福祉総務課は、発見された遺体を遺体収容所に搬送し、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則）の規定により検視・検案を行う。検視・検案が済んだ遺体は、安置所に安置する。

遺体の収容から安置、引渡しまでの流れ



( 3 ) 身元不明遺体の身元確認等

身元の分からない遺体（以下、「身元不明遺体」という。）は、警察署、自治会、歯科医師会等の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努める。

( 4 ) 身元不明遺体の対応

身元不明遺体の火葬

福祉総務課は、身元不明遺体について、一定期間内に処理することが必要であることから、次の要領で火葬を行う。

身元引受人が見つからない遺体については、本部長を身元引受人として、市民課が死体火葬許可証の発行手続きをとる。

遺体が多数若しくは、その他やむを得ない事情のため、市が指定する火葬場で処理できない場合は、市民課が都に連絡し、他市町村火葬場の協力を要請する。

福祉総務課は、「遺骨及び遺留品保管所」を設置し、火葬を終えた遺骨及び遺留品を一時保管する。

火葬後の対応

安置所の閉鎖に伴い、身元不明の遺骨・遺留品は、福祉総務課に引き継ぐ。

身元不明の遺骨は、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明取扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

6 . 被災者の健康管理（健康増進課）

( 1 ) 保健予防活動の実施

巡回健康相談チームを編成し、避難所における健康相談や巡回健康相談を行う。また、市の編成で不足する場合は、都へ巡回健康相談チームの派遣を要請する。

健康相談、ストレスに関する相談の実施  
保健予防活動の点検・指導  
避難者への健康維持・増進活動についての支援  
地域内の健康管理を必要とする者の把握及びケア  
健康調査の実施

( 2 ) 心のケア

知的・精神しょうがいしゃや大規模な災害による心的外傷後ストレス障害に対処するため、都へ保健所を拠点とする巡回精神相談チームの派遣を要請し、情報提供等を

行う。

なお、健康増進課は、保健所と連携し、応援職員の受け入れ、医療機関の確保等を行う。

被災した精神しょうがいしゃへの継続的医療の確保  
避難所等での精神疾患の発症への救急対応  
避難所巡回相談等  
相談や治療に関する医療機関の紹介  
被災住民への広報

### (3) 避難所以外で生活している避難者への配慮

避難所以外の空地等で生活している避難者、特に自動車等の狭いスペースで生活している避難者については「エコノミークラス症候群\*」になる可能性があるため、健康管理や衛生管理等について周知を図る。

#### \*エコノミークラス症候群とは

長時間、座席に同じ姿勢で座っていることで、静脈の血が流れにくくなり、血の固まりができてしまう病気。血行障害による呼吸困難に陥ることもある。

## 7. 被災地の防疫対策（健康増進課）

### (1) 防疫活動

災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時の消毒、そ族、こん虫駆除等を行う。

#### 防疫班、消毒班の編成

災害により防疫活動を必要とする場合、防疫班、消毒班を編成し、それぞれ次の業務を実施基準に従い、迅速かつ正確に行う。なお、人員が不足する場合は、必要に応じて生活環境部に支援を要請する。

#### 活動の内容

##### 防疫班の業務

- ア 健康調査
- イ 避難所の防疫指導
- ウ 応急治療
- エ 感染予防のための広報及び健康指導



## 消毒班の業務

ア 患者発生時の消毒（指導）

イ 避難所の消毒の実施及び指導

## 東京都等との連携

ア 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対して迅速に連絡する。

イ 防疫活動の実施にあたって、市の対応能力では十分でないとする場合、都福祉保健局または市医師会に協力を求める。

ウ 都が活動支援や指導、市区町村調整を行う場合、協力する。

## 防疫業務の実施基準

### 健康調査及び健康相談等

防疫班は、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止等を行う。

### 消毒

消毒班は、防疫班と緊密に連携を取りながら、患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

### 避難所の防疫措置

ア 市は、避難所開設後、直ちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を行う。

イ 防疫班は、避難所開設後速やかに健康調査及び健康相談指導を行う。

ウ 防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。

### 消毒とその確認

市は、患者発生時の消毒（指導）、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行い、または消毒薬を配布して指導する。

### 感染症予防のための広報及び健康指導

ア 防疫班は、健康調査及び健康相談と並行して、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て広報及び健康指導を行う。

イ 実施にあたっては、都と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。

## 防疫用資機材の備蓄・調達

ア 市は、防疫用資機材の備蓄及び調達・配布計画を作成しておく。

イ 市が実施する初期防疫活動において防疫用資機材が不足した場合は、都福祉保健局において調達する。

(2) 食中毒の防止

健康増進課は、保健所と協力し、被災地の市民へ食品の取り扱いについて注意呼びかけを行う。また、食料調達業者等に食中毒の防止措置を指導する。

8. 災害弔慰金等の支給（福祉総務課）

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市の弔慰金、災害障害見舞金の支給は、次のとおりとする。

支給対象	暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行い、精神または身体に著しいしょうがいを受けた市民に対し、災害障害見舞金の支給を行う。
根拠法令	国立市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年3月26日条例第14号） なお、この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に準拠している。
支給額	<p>(1) 災害弔慰金</p> <p>死者1人につき主たる生計者の場合 500万円</p> <p>上記以外の場合 250万円</p> <p>（支給遺族の順位は、ア.配偶者、イ.子、ウ.父母、エ.孫、オ.祖父母の順）</p> <p>(2) 災害障害見舞金</p> <p>しょうがいしゃとなった者1人につき主たる生計者の場合 250万円</p> <p>（対象となるしょうがいしゃの程度は、災害による負傷等が治ったときに法別表に掲げるしょうがいがあるとき）</p> <p>上記以外の場合 125万円</p>

(2) 災害見舞金等の支給

支給対象	災害救助法の適用に至らない風水害、火災等の被災者またはその遺族に対して見舞金または弔慰金を支給する。
根拠法令	国立市災害見舞金等支給に関する規則（昭和55年5月9日）
支給額	<p>(1) 災害見舞金</p> <p>住家の全焼、全壊 1世帯につき 30,000円以内</p> <p>住家の半焼・半壊、床上浸水 1世帯につき 20,000円以内</p> <p>(2) 弔慰金</p> <p>死亡した市民 1人につき 20,000円</p> <p>不慮の災難で市長が特に認めたもの 10,000円以内</p>

( 3 ) 災害援護資金の貸付

災害を受けた世帯の市民である世帯主に対して、生活の建て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。

貸付対象	<p>暴風、豪雨等の自然災害に被害を受けた世帯でその前年の所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円          2人 430万円</p> <p>3人 620万円          4人 730万円</p> <p>5人以上 730万円 + (世帯構成人数 - 4人) × 30万円</p> <p>注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>
根拠法令	<p>( 1 ) 国立市災害弔慰金の支給等に関する条例 ( 昭和 50 年 3 月 26 日 )</p> <p>( 2 ) 実施主体市区町村 ( 条例 )</p> <p>( 3 ) 経費負担 国 2 / 3 都 1 / 3</p> <p>( 4 ) 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>
貸付限度額	<p>( 1 ) 世帯主に約 1 ヶ月以上の負傷 150 万円</p> <p>( 2 ) 家財等の損害</p> <p>    家財の約 1/3 以上の損害 150 万円</p> <p>    住居の半壊 170 万円</p> <p>    住居の全壊 250 万円</p> <p>    住居全体の滅失または流出 350 万円</p> <p>( 3 ) (1)と(2)が重複した場合</p> <p>    (1)と(2)の の重複 250 万円</p> <p>    (1)と(2)の の重複 270 万円</p> <p>    (1)と(2)の の重複 350 万円</p> <p>( 4 ) 次のいずれかの事由 1 に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合</p> <p>    (2)の の場合 250 万円</p> <p>    (2)の の場合 350 万円</p> <p>    (3)の の場合 350 万円</p>
貸付条件	<p>( 1 ) 据置期間 3 年 ( 特別の事情がある場合 5 年 )</p> <p>( 2 ) 償還期間 据置期間経過後 7 年 ( 特別の事情がある場合 5 年 )</p> <p>( 3 ) 償還方法 年 3 % ( 据置期間中は無利子 )</p> <p>( 5 ) 延滞利息 年 10.75%</p>

## 9．義援金の受入と配分（福祉総務課、会計課）

### （1）義援金

#### 義援金の受入

福祉総務課は、義援金品の受付記録を作成し保管の手続きを行うとともに、寄託者に領収書を発行する。

#### 義援金の保管

会計課は、義援金を被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座を作り、受払簿を作成し、管理・保管する。

#### 義援金の配分

福祉総務課は、「義援金配分委員会」を設立し、協議のうえ配分を決定し、被災者に適正に配分する。

#### 委員会の構成

市	市議会	日本赤十字	共同募金会	その他
---	-----	-------	-------	-----

#### 資料3 - 45 災害義援金品領収書

## 10．逸走した動物の保護への協力（健康増進課）

環境政策課が行う逸走した動物の保護に協力する。

## 第4 子ども家庭部

### 1. 保育園、幼稚園の初動対応

#### (1) 発災直後の対応（児童青少年課）

児童青少年課は、発災後、直ちに全ての保育園・幼稚園に無線で被害状況を確認する。被害状況は情報統括班へ報告する。園の状況に応じ、次のように対応する。

建物の損壊等により生き埋め児等がいる場合は、各園で救助活動を実施するが、救助が困難な場合には、消防署や警察署、消防団に救助の支援を要請する。

建物に被害が無いが、家具の転倒等により園内が混乱している場合は、子ども家庭部職員が支援に向かう。

特に被害や混乱もない場合は、今後も定期的に連絡を取るよう指示する。

各園に対する職員の派遣は、全園の状況を把握した後に決定する。

#### (2) 園児、施設の安全確保（保育園）

##### 救護

施設内の園児の救護は、原則として看護師及び保健師が行う。重傷者に対しては、応急措置を行った後、近隣医療機関へ搬送し対応する。

##### 避難指示

園長は、被害状況から判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。

##### 避難誘導

避難を要すると判断したとき、園長及び職員は、園児を迅速に安全な場所へ避難誘導する。園外への避難が必要な場合は、児童青少年課、自主防災組織、自治会等の協力を得て行う。

##### 園内保護と引渡し

園長は、速やかに保護者への連絡に努め、引渡し準備を行う。引渡しの際には、各家庭の被害状況や避難所等を確認する。なお、園内での保護状況は、児童青少年課に連絡する。

##### 施設の安全確保

職員は、災害による園施設の被害状況を調査し、被災箇所・危険箇所を把握する。また、可能な範囲において応急修理、立入禁止等必要な安全措置を講じる。

なお、園長は、児童青少年課へ状況を報告し、必要に応じて点検・修理を要請する。

### (3) 情報の収集・伝達

児童青少年課は、大規模な災害の発生または災害が発生するおそれがある場合、園長等に対し災害に関する情報を迅速に伝達し必要な措置を講じるよう指示する。園長は、市本部から災害に関する情報を受けた場合、職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

園長は、園児及び園施設に被害を受け、またはそのおそれがある場合、直ちにその状況を調査し、児童青少年課や関係機関に連絡する。なお、勤務時間外に参集した場合は、職員の参集状況を把握し児童青少年課へ連絡する。

### (4) 園児、職員の安否確認

#### 安否確認

園長は、被災した園児・職員の安否確認を行う。また、疎開した園児の連絡先についても調査する。

#### 連絡体制の確保

園長は、安否確認の調査結果をもとに園児への連絡体制を確立する。

## 2. 応急保育の実施（児童青少年課）

### (1) 応急保育の実施

発災後、ライフラインの復旧状況を勘案し、特に保育ニーズの高い者を対象に、公・私立保育園のうち建物や設備に被害の少ない保育園で応急保育を実施する。その際、保育士が確保できない場合は、閉鎖中の保育園の職員が支援する。職員の不足により応急保育の実施に支障がある場合は、保育所間における職員の応援、または応急職員の緊急派遣を都福祉保健局に要請する。また、必要に応じてボランティアの要請を検討する。

応急保育体制が整い次第、市長室に広報を依頼し、応急保育の受付・措置を講じる。

### (2) 給食の措置

給食は、原則として一時中止する。応急給食は、園の再開状況、給食施設及び食材搬入業者の被害状況を把握し、園長及び保健所等の関係機関と協議して実施する。

### (3) 緊急保育の実施

園長等は、災害により緊急的に保育が必要となった場合、保育措置の手続きを省き、一時的保育を実施する。

### 3．児童館活動、学童保育の再開（児童青少年課）

#### （1）児童、学童の安全確保

職員は、児童、学童の安全を確保するとともに、必要に応じて、避難所等の安全な場所へ避難誘導する。

被害の状況により児童、学童を帰宅させることが危険であると認めるときは、速やかに保護者への連絡に努め、引渡し準備を行う。また、状況に応じて職員が引率する。

#### （2）児童館活動、学童保育の再開

学校の応急教育の開始、児童館・学童保育所の応急復旧、活動実施場所の確保等を踏まえ、児童館活動・学童保育の再開に努める。

### 4．女性の災害相談（子育て支援課）

避難生活では、物資の種類や配布方法、居室などの関係で女性特有の課題もある。よって、発災後1週間を目途に、避難所で女性を対象にした巡回相談を行う。なお、対象は在宅避難者も含めることとし、広報等を行う。

巡回相談の実施に当たっては、女性職員により行うことや避難所での相談場所を個室とするなどできる限り配慮する。

### 5．避難所運営の支援

各小中学校に設置される避難所の運営に関し、応援が必要な場合には、職員を派遣するなど支援を行う。避難所の運営は、各避難所運営委員会が中心となっていくが、市の職員は、指定参集職員又は教育指導支援課及び中央図書館の職員が避難所運営に携わる。

## 第5 生活環境部

### 1. 救助活動の支援（環境政策課）

- (1) 子ども家庭部及び教育委員会から保育園や幼稚園、学校の被災情報を収集し、救助が必要な施設を把握する。
- (2) 収集した情報をもとに消防署や消防団、警察署等と連携し、可能な限り協力を求める。
- (3) 消防署や消防団、警察署等により救助活動の実施が困難であり、やむを得ず救助活動を実施する場合は、生活環境部の各課の応援を受けて、5人1組で救助活動を行う。

### 2. 物資の確保・配布（産業振興課）

#### (1) 食料

発災当日は、避難所の備蓄食糧を配布する。

2日目及び3日目は協定業者の流通在庫を調達する。また、東京都からの支援物資を活用する。

発災から3日間は、上記のほか、市民が備蓄している食糧を活用する。

4日目以降は市外から広域支援を受ける。

当日は各避難所に対応することとし、2日目以降は前日までに各避難所の必要数を教育総務課から報告を受け、調達する。

食料の調達は、災害応急対策活動の従事者の分も確保する。

避難者の分も各避難所で配布する。また、公立小・中学校以外に避難している者に対しても、把握次第、配布する。配布にあたっては各避難所運営委員会と協力して配布を行う。

食料の配布を行う前に、次の項目について市民への広報を行うよう市長室へ依頼する。また、各避難所の情報掲示板にも掲示する。

広報する項目・・・配布場所、配布時間、配布方法

医療機関や福祉施設等からの要請に対しては、優先して配布する。

#### (2) 生活必需品

生活必需品の配布は、災害救助法の供給、貸与基準の範囲内で行う。

必要数の把握及び配布方法は(1)食料に準じて行う。



### (3) 記録

協定業者等から調達した物資は、日付・品目・数量を記録しておく。

### (4) 保管

送られてくる支援物資の保管は協定先である国立倉庫に連絡し、スペースを確保する。また、物資集積拠点として国立倉庫のほか、くにたち市民総合体育館を活用する。

在庫管理については、発災直後は産業振興課で行うが、早期に専門知識を持つ流通業者への支援を依頼する。

### (5) 物資の確保における配慮

調達する物資や配布の方法について、災害時要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

### (6) 物資集積拠点からの輸送

物資集積拠点（国立倉庫、体育館）から避難所等への輸送は、総務課と協力して行う。

## 3. 発災直後の市庁舎での市民対応

生活コミュニティ課は、発災直後に市庁舎へ直接訴えに来る市民からの救助要請や物資の提供要望などの対応を行う。

## 4. し尿の処理（ごみ減量課）

### (1) 被害状況の把握及び仮設トイレの配置計画

ごみ減量課は、道路下水道課が調査する下水道施設の被害状況を踏まえ、仮設トイレの配置計画を検討する。配置計画には次の事項を示す。

- ・必要なトイレの種類及び数量
- ・トイレを設置する場所
- ・トイレの調達先
- ・設置したトイレの管理及びし尿の運搬・処理方法

### (2) 災害用トイレの設置

#### 避難所

上・下水道が使用できない避難所では、市が備蓄している災害用トイレ（仮設ト

イレ、簡易トイレ、小袋トイレ)を避難所運営委員会と市が協力して設置する。

#### 被災地域

ごみ減量課は、配置計画に基づき、上・下水道が被害を受けてトイレが使用できない地域に仮設トイレを設置する。

設置場所	
災害時活動拠点となる公共施設	公園
医療機関、福祉施設等	その他

#### 災害用トイレが不足する場合の措置

ごみ減量課は、災害用トイレが不足する場合、上・下水道が被災していない地域に備蓄されている災害用トイレを利用する。

市内で調達できない場合は、総務課を通じて都・他自治体、取り扱い事業者等に調達を要請する。

：

#### (3) し尿収集、運搬体制の整備

ごみ減量課は、し尿の収集運搬は協定を締結している事業者に対し、支援を要請して、実施する。必要時には他市町村との連携、都への要請を行う。

なお、し尿の搬入先は、都下水道局との覚書により北多摩二号水再生センターとする。北多摩二号水再生センターとの調整は、道路下水道課が行うため、道路下水道課と協力して収集運搬を行う。

#### (4) し尿の受入

ごみ減量課は、都下水道局との覚書に基づき、北多摩二号水再生センターとし尿受け入れについて調整を行い、搬入体制の整備を行う。

### 5. 生活ごみの処理(ごみ減量課)

#### (1) ごみ収集・処理計画の作成

ごみ減量課は、震災後の生活ごみの収集処理等を迅速に行うため、地域の被害状況、避難所・災害時活動拠点の設置状況を踏まえ、応急的ごみ収集・処理計画を作成する。

可燃物、不燃物、資源物、粗大ごみ、それぞれについて計画する
集積所、臨時集積所、一時保管場所等の配置を計画する
ごみ・廃材処理の相談窓口の設置について計画する

( 2 ) 都等への応援要請

ごみ減量課は、必要に応じて都及び他自治体へ広域応援を要請する。

( 3 ) 市民・事業所等への広報

ごみ減量課は、市民・事業所等へ収集方式、分別・排出抑制、平常時収集体制への見直し等について市長室を通じて広報する。

6 . がれきの処理 ( ごみ減量課 )

( 1 ) 処理方針

市内の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等 ( 以下、「がれき」という。 ) の再利用、適正処理を図る。

( 2 ) 処理計画

市内の被害状況を把握し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。

市内におけるがれき処理推進体制を確保する。

発災直後のさまざまな情報を収集整理し、市内におけるがれき処理の基本方針を明らかにしたのがれき処理計画を作成する。

がれき処理計画に基づきがれきの処理を行う。

7 . 河川等の応急・復旧 ( 環境政策課 )

環境政策課は、次のとおり、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

応急措置	河川・水路の被害状況を調査、把握する。
応急復旧対策	被害を受けた場合、直ちに京浜河川事務所及び都へ報告するとともに、施設の応急復旧等、必要な措置を実施する。

8 . 被災地の衛生・防疫対策 ( 環境政策課、ごみ減量課 )

( 1 ) 井戸水の衛生確保

環境政策課は、保健所と協力し、災害時における井戸の使用について指導する。

( 2 ) アスベスト等の大気汚染対策

環境政策課は、建物被害に伴うアスベスト等による大気汚染について監視し、該当する地域住民に対して、その対処方法を周知する。

( 3 ) へい死動物の処理

ごみ減量課は、災害によりへい死した動物について、所有者が不明または被災者であって自力で処理できない場合、処理を行う。

( 4 ) 防疫活動への協力

健康増進課が行う防疫活動に対し、必要に応じて支援を行う。

9 . ペット対策 ( 環境政策課 )

ペットは、災害時においても原則として飼い主の責任の下に飼育・管理される。しかし、災害に伴い放し飼い状態になるものまたは負傷するものや飼い主とともに避難所へ避難してくるものが予想される。

市は、動物愛護の視点から都及び獣医師会等関係団体と協力して、これらペットの保護や避難所での受け入れを行う。

( 1 ) 逸走した動物の保護

逸走した動物は、環境政策課が、健康増進課の協力を得て、都福祉保健局と協議し保護にあたる。また、「臨時動物保護所」等を開設し、市内の獣医師や獣医師会に対し、協定に基づき、救護班の派遣を要請して保護にあたる。

( 2 ) 避難所でのペット対策

避難所でのペット対策は、別に定める「避難所運営ガイドライン」または各避難所において作成した「避難所運営マニュアル」に基づくものとする。

環境政策課は、獣医師会等と協力し、避難所に同行したペットの適正管理・衛生管理について、以下に示す事項について指導・助言等を行う。

避難所管理及び運営組織と協議し、避難所におけるペット管理区域を設定する。

ペット管理者に対してケージ、首輪、引き綱、餌等の準備を呼びかける。

中長期に及ぶ避難を見据えたペット対策の推進（ペット避難所の確保、管理体制の確立、ボランティア等の募集等）。

獣医師との活動の連携。

## 第6 都市整備部・まちづくり推進本部

### 1. 道路障害物の除去（道路下水道課）

#### （1）道路の状況確認

1時間以内～12時間以内

特定緊急輸送道路及び緊急輸送道路の状況を確認する。

1日以内～

全道路の状況確認を開始する。

#### （2）緊急道路障害物除去路線

緊急道路障害物除去路線

災害時の緊急道路障害物除去路線は、市道のうち次の基準により選定する。

ア 市災害時輸送道路（ ）

イ 避難路

市災害時輸送道路とは、市役所、浄水所、避難所等の防災拠点を相互に連絡し災害時の応急活動の用に供する市道をいう。

緊急道路障害物除去等作業体制

ア 緊急道路障害物除去等の作業にあたっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線間の優先順位を決めて東京都及び関係業界と協力体制を確立して対応する。

イ 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取り扱いを含めて関係機関が協議して処理する。

ウ 作業マニュアルを作成して体制の充実を図る。

エ 被害の規模や状況によっては、都や自衛隊に協力を要請する。

オ 協定に基づき国立市建設業協会及び国立市上下水道工事店会に協力を依頼する。

#### （3）道路復旧調整会議

道路障害物の除去にあたり、市は、道路管理者、交通管理者、警察署、消防署、ライフライン事業者等の防災関係機関から構成される道路復旧調整会議を市本部内に設置し、復旧の優先順位等を定める。なお、障害物除去の目標は次のとおりとする。

1日以内

特定緊急輸送道路の障害物除去を完了する。

3日以内

緊急輸送道路の障害物除去を完了する。

#### (4) 道路障害物除去用資機材の整備

道路下水道課は、道路障害物除去に必要な救出資機材を確保するために、事前に国立市建設業協会等の協力を得てその状況を把握する。

#### (5) 撤去物の処分

障害物除去により発生した撤去物の処理にあたってはがれきの処理を行うごみ減量課との調整を図り合理的に実施する。

### 2. 下水道施設の応急復旧（道路下水道課）

#### (1) 初動対応

道路下水道課は、下水道施設の応急復旧を効率的に進めるため、次の被害調査を実施する。

- ア 管渠、ポンプ場、処理場施設等の被害状況
- イ 断水地域、戸数
- ウ 道路被害状況
- エ 電気・通信障害の状況
- オ 関連業者の被害状況

#### (2) 応急復旧対策

道路下水道課は、下水道施設の被害調査に基づき応急復旧計画を迅速に策定し、管渠損傷等に伴う路面の陥没等の緊急措置を実施するとともに応急復旧活動を実施する。

活動にあたって、指定下水道工事店等の民間企業の協力を得て実施する。市の体制が不足する場合は、都及び他自治体に応援を要請する。

### 3. 交通規制

震度6弱以上の地震が発生した場合、警視庁はただちに第1次交通規制を実施する。その後、復旧活動に必要な車両の通行を確保するため、被害状況を確認して、第2次交通規制を実施する。市は警視庁の交通規制に協力する。

( 1 ) 第 1 次交通規制

ア 通行可能車両

消防や警察、自衛隊等の緊急車両及び道路点検車などの救出救護活動を行う車両のみが通行できる。

イ 市内の対象道路 ( 緊急自動車専用路 )

中央自動車道、甲州街道 ( 中央自動車道まで )

( 2 ) 第 2 次交通規制

ア 通行可能車両

災害応急対策に従事するとして届け出がされている車両も通行できる。

イ 市内の対象道路 ( 緊急交通路 )

中央自動車道、甲州街道 ( 中央自動車道まで )

資料 3 - 1 7 大地震時における交通規制図 ( 警視庁 )

( 3 ) 各機関が行う交通規制

道路下水道課は、市道の被害状況を警察署に通報し、危険個所の交通規制を実施する。警察署等の各機関は、次の状況において、交通規制を実施する。

実施機関	交通規制を行う状況	根拠法令
公安委員会	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法第 4 条
	都内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合、災害応急対策上必要があると認められるとき	災対法第 76 条
警察署長	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法第 5 条または第 114 条の 3
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認められるとき	道路交通法第 6 条または第 75 条の 3
自衛官及び消防吏員 ( 警察官がその場 いない場合に限る )	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の障害となるとき	災対法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項
道路管理者 ( 国道、 高速道路、都道、市 道 )	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険である認められる場合 ・規制標識の設置 ( 区間を定めて通行禁止、制限、迂回等 ) ・道路標識の設置	道路法第 4 条 1 項 及び第 48 条 12 項



#### 4．被災宅地の応急危険度判定（都市計画課）

##### （１）被災宅地危険度判定の実施

市は、都と協力して大地震や豪雨等により宅地が被災した場合、被災宅地危険度判定士による危険度判定調査を実施し、所有者及び管理者等に周知することにより、二次災害の防止を図る。

##### （２）被災宅地危険度判定士の確保等

被災宅地危険度判定士の確保、受入、判定作業の準備、判定作業の広報、結果の表示については、P 1 2 7 第 1 章第 4 節第 1 「 3 （ 2 ）民間建築物の応急危険度判定」に準じる。

#### 5．被災住宅の応急修理（都市計画課）

##### （１）対象者

応急修理の対象者は、災害のために住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者である。

##### （２）対象者の調査・選定

都市計画課は、り災状況及び被災資力その他の生活条件から、都が策定する選定基準により対象者の選定を行う。

##### （３）応急修理の方法

###### 修理

都が社団法人東京都建設業協会のあつ旋する建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の応急修理を行う。都から委任された場合は、市が実施する。

###### 期間

原則として、災害発生の日から 1 ヶ月以内に完了する。

##### （４）応急修理後の事務

応急修理を実施した場合は、都及び市は、必要な帳票を整備する。

## 6. 応急仮設住宅の確保（都市計画課）

### （1）入居資格

次にあげる全てに該当する世帯のほか、都知事が必要と認めるものとする。

住家が全焼、全壊または流出したもの 居住する住家がない者 自らの資力をもって、住宅を確保することができない者
--

### （2）入居希望者の把握

被災家屋調査に基づき応急仮設住宅の建設必要数の概算を把握する。  
入居資格等を広報した後、入居希望者を避難所、相談窓口等で受け付ける。  
入居希望者数は、都市計画課で取りまとめ都へ報告する。

### （3）用地の確保

応急仮設住宅の建設候補地は、次のとおりである。不足する場合は、以下の条件を考慮し用地を確保する。

用地が不足する場合は、都と相談して周辺市において確保する。

災害時に迅速に用地を確保するため、平常時から最新の建設予定地の状況を把握し、年1回、都の要請に応じて報告する。

#### 応急仮設建設候補地

候補地	面積（㎡）	応急仮設住宅用地（㎡）
谷保第三公園	19,100	12,500

#### 建設用地の条件

接道及び用地の整備状況 ライフラインの整備状況 用地の安全性、利便性
--

### （4）応急仮設住宅の建設

災害救助法による応急仮設住宅の建設は、都が実施する。

段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等高齢者、しょうがいしゃ等に配慮した福祉仮設住宅を建設する。

一定規模以上の応急仮設住宅地内に、集会所、ごみステーション、団地案内板、

通路の照明等の生活利便施設の設置に配慮する。

応急仮設住宅の建設用地が不足する場合、住宅の質の確保を図ったうえで2階建ての応急仮設住宅の建設を検討する。

着工は、地震発生の日から20日以内とし、供与期間は建設完了後2年以内とする。

#### (5) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は都が行い、市は都に協力する。応急仮設住宅の供与が終了した場合は、都が処分を行う。

#### (6) 要配慮者への対応

要配慮者向け住宅の供給計画案の作成等

都市計画課は、応急仮設住宅を建設するに当たり、高齢者支援課及びしょうがいしゃ支援課と協議し、要配慮者がサービスを支障なく受けられるように次の点に留意する。

要配慮者が優先的に入所できるように配慮する

要配慮者の住宅仕様に関するニーズを把握し東京都へ要請する

### 7. 一時提供住宅の供給（都市計画課）

#### (1) 入居資格

次にあげる全てに該当する世帯のほか、市長が必要と認める者とする。

住家が全焼、全壊または流失したもの

居住する住家がない者

自らの資力をもって、住宅を確保することができない者

#### (2) 実施機関

公的住宅の供給

都市計画課は、独立行政法人都市再生機構、東京都、東京都住宅供給公社に空き家の提供を受け被災者に供給する。また、市内住宅が確保できない場合は、都を通じて他市町村に空き家の提供を要請する。

民間賃貸住宅の供給

都市計画課は、都や関係団体と協力し、市内の民間賃貸住宅の空き家を借上げ等により被災者に提供する。

## 第7 教育委員会

### 1. 小・中学校の初動対応（学校、教育委員会）

#### （1）学校の対応

##### 発災直後の対応

ア 発災後、各人は机の下等に避難するなどして身の安全を確保する。

イ 学校長等は必要に応じ校庭への避難を指示する。

ウ 無線の担当者は、被災状況を教育委員会に報告する。なお、教育委員会が迅速に全体像を把握できるよう、第1報は校舎の倒壊等の救助活動の要否及び校内が大きく混乱しているかなどを報告する。

エ 校庭に避難したのちは、校舎及び体育館の安全点検をしたのち、必要に応じ校舎内に戻る。

##### 児童・生徒等の安全確保

##### ア 救護

学校内において負傷者が発生した場合、原則として養護教諭が救護を行う。重傷者に対しては、応急措置を行った後、近隣医療機関へ搬送し対応する。

##### イ 避難誘導

学校からの避難を要すると判断したとき、学校長及び教職員は、市本部と連絡を取り、児童・生徒を迅速に安全な場所へ避難誘導する。このとき、教育委員会、児童・生徒の保護者、自主防災組織、自治会等の協力を得て行う。

##### ウ 小学校における下校

震度5弱以上の地震が発生した場合は、保護者等の引き取りによる下校とする。なお、下校状況は教育委員会へ随時報告する。

##### エ 中学校における下校

震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則的に保護者等の引き取りによる下校とするが、震度5強又は震度5弱で下校時の危険が少なく、下校できると判断された場合は、集団下校とする。なお、下校状況は教育委員会へ随時報告する。

##### オ 施設の安全確保

教職員は、災害による学校施設の被害状況を調査し、被災箇所・危険箇所を把握する。また、可能な範囲において応急修理、立入禁止等必要な安全措置を講じる。

なお、学校長は、教育委員会へ状況を報告し、必要に応じて点検・修理を要請する。

## (2) 教育委員会の対応

無線機を配備している公立小・中学校と私立小学校の状況を確認し、倒壊家屋等の生理め者がいる場合は環境政策課と協力し、消防署や消防団、警察署等に救助を要請する。

### 状況確認

建物被害の有無を確認する。死傷者等も分かる範囲で確認するが、発災直後に全体を把握するのは困難なため、建物倒壊等による生理め者の有無の把握に重点を置く。

### 職員派遣の決定

全校の状況を確認後、被害の程度に応じて次のように職員を派遣する。

#### ア 市立小学校で混乱している場合

教育委員会職員と指定参集職員が支援に向かう。

#### イ 市立小中学校で大きな混乱が無い場合

指定参集職員が支援に向かう。

## 2. 小・中学校の応急対応

### (1) 情報の収集・伝達

ア 教育委員会は、大規模な災害の発生または災害が発生するおそれがある場合、校長等に対し災害に関する情報を迅速に伝達し必要な措置を講じるよう指示する。

イ 学校長は、市本部から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

ウ 学校長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、またはそのおそれがある場合、直ちにその状況を調査し、教育委員会や関係機関に連絡する。なお、勤務時間外に参集した場合は、職員の参集状況を把握し教育委員会へ連絡する。

### (2) 避難所の開設・運営の協力

被災地域から避難者が発生した場合、学校長は以下の措置を講じる。

ア 学校長は、教育・避難所班に避難所の状況を報告する。

イ 学校長は、市職員及び避難所運営委員会と協力して避難所の開設・運営を行う。

ウ 学校長と市職員は、速やかに避難者の受入スペースを指定し受入体制を整える。受入準備には、自主防災組織、自治会、児童・生徒の保護者等の協力を得て行う。

## 3. 応急教育対策

### (1) 児童・生徒、教職員の所在確認

#### 連絡先確認

学校長は、被災した児童・生徒・教職員の所在確認を行う。また、疎開した児童・

生徒の連絡先についても調査する。

#### 連絡体制の確保

学校長は、所在確認の調査結果をもとに児童・生徒への連絡体制を確立する。

### (2) 応急教育

#### 施設、職員等の確保

- ア 学校長は、教育指導支援課と協力して、避難所を踏まえた応急教育の実施場所を確保する。
- イ 学校長及び教育指導支援課は、応急教育計画を作成し臨時の学級編成を行う等応急教育の実施に努める。
- ウ 教育指導支援課は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援または応急救職員の緊急派遣を都教育委員会に要請する。

#### 応急教育の実施

応急教育は、災害時の生活や学習内容を検討し指導・教育にあたる。

#### 学用品の調達及び支給

##### ア 調査

教育指導支援課は、学校長等と協力し、学用品の支給対象となる被害の状況について調査し都教育委員会へ報告する。

#### 学用品の支給対象

災害により住家に被害（全壊、焼失、半壊、半焼、床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住することができない状態になったもの）を受け、学用品（教科書、文房具、通学用品）を失い、またはき損し、就学上支障ある児童生徒。

##### イ 調達・支給方法

調達は、原則として都が一括して、教科書、文房具、通学用品について行う。また、支給は、教育指導支援課が学校長等と協力し実施する。費用、期間については、災害救助法の限度内を基準に行う。

#### 給食の措置

学校給食は、原則として一時中止する。応急給食は、学校の再開状況、給食施設及び食材搬入業者の被害状況を把握し、学校長、保健所等の関係機関と協議して実

施する。

#### 学校納付金等の減免（教育総務課）

教育総務課は、被災した児童・生徒に対する給食費、教材費等の学校納付金について就学援助の適用を図る。

#### 4．避難所の運営（教育指導支援課、中央図書館）

避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき避難所を中心として自治会、自主防災組織、施設職員、市職員、ボランティア等が協力して行う。市職員は、災害発生から3日間は指定参集職員が行い、教育委員会職員が支援する。4日目以降は、教育指導支援課及び中央図書館の職員が指定参集職員と交代する。

なお、指定参集職員との交代は、それぞれの避難所の状況、災害対策本部の活動状況及び指定参集職員の体調等を考慮して行うこととし、避難所の運営に関わる職員の数を減らすことも検討する。

避難所運営の状況に応じて避難所への支援を振り分ける。

##### （1）避難所における応急支援

###### 要配慮者の実態調査

避難所の運営を行う者は、災害時要配慮者の応急的な介護を実施するために、次の点に留意して実態調査を実施する。なお、個人情報の取り扱いには、十分配慮する。

本人や家族の状況 避難生活で困っていること 福祉避難所、または必要な医療機関への移送の必要性 上記、調査は避難所単位で作成する
--

###### 応急支援の実施

避難所における要配慮者への支援は、以下の点に留意して実施する。

###### 情報の提供

- ・聴覚しょうがいしゃ向け掲示板の設置等、要配慮者の状況を考慮した情報提供の実施

###### 避難スペース・設備の確保

- ・高齢者やしょうがいしゃ等を考慮した避難スペース、通路の確保
- ・段差の解消、車いす用トイレ等必要な介助用具の確保

- ・プライバシーの確保、着替え場所等の確保

食料・補装具・日常生活用具の確保

- ・おかゆ、粉ミルク等災害時要配慮者を考慮した食料の配給

- ・車いす、紙おむつ、ウェットティッシュ、毛布等の確保

介助ボランティア等の配置

- ・手助けが必要な人を把握し、災害ボランティアセンター（市社協）を通じて介護、介助、手話等必要な人員の確保

## 5. 避難者の受入（生涯学習課）

### （1）避難所が不足・受け入れ困難な場合

野外受け入れ施設の開設

避難所施設が不足する場合は、一時的に被災者を受入れる野外施設（テント等）の開設を行う。

野外受け入れ施設の受け入れ期間は、新たな避難所施設の開設または応急仮設住宅が完成するまでの間とする。

被災者の他地区への移送

市内の避難所への受け入れが困難な場合は、他市区町村への移送を都知事（福祉保健局）に要請し被災者の移送を行う。なお、相互応援協定締結自治体や他の区市町村に対して協議した場合は、その旨を都知事に報告する。

移送先の避難所運営

被災者の移送先における避難所は、職員を派遣し、管理・運営を行う。また、移送時には引率者を同乗させる。

都知事による広域一時滞在の協議等の代行

被災者の他地区への移送に関し、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災者の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災者について広域一時滞在の必要があると認めるときは、都知事が市長の代わりにその事務を実施する。

国による広域一時滞在の協議等の代行

都知事がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災者の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災者について広域一時滞在の必要があると認めるときは、内閣総理大臣がその事務を代わりに実施する。



(2) 事後的に確認された避難所の支援

市があらかじめ指定する避難所のほか、地域住民によって開設された避難所が確認された場合、災害対策本部へ連絡し、必要な支援を実施する。

災害対策本部は、上記の連絡を受けたときは、避難所としての指定を検討する。

(3) 他地区からの被災者の受け入れ

都から被災者の受け入れを指示された場合は、避難所となる場所の確保等、受け入れ態勢を整備する。

6. 避難所の統合・閉鎖（教育指導支援課）

教育指導支援課は、災害の復旧状況や避難所の減少状況を踏まえ、関係部署と調整し、市災害対策本部と協議を行いながら避難所の統合及び閉鎖を行う。

7. 帰宅困難者への対応（中央図書館）

災害により電車等の交通機関が停止することにより学校・事業所をはじめ、駅周辺に多数発生することが予想される帰宅困難者に対して、市、学校、事業者、JR東日本等の交通機関、国立市赤十字奉仕団は、相互に協力して安全を確保する。

また、市内を通過する帰宅困難者に対しては、日本赤十字東京都支部や東京都が協定している事業所と連携し、情報提供や休憩場所の提供等を実施する。

(1) 学校・事業所等における対応

事業所の管理者は、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、施設の安全性を確認したうえで、従業員を事業所内に留まらせることとなっている。これに伴い、学校では、保護者が帰宅できない状況が発生するため、学校内に待機させるなどの対応を行う。このとき、学校は、児童・生徒等の水や食料等の物資を避難所運営委員会と協力して確保する。

(2) 駅周辺の混乱防止

中央図書館は、帰宅困難者による駅周辺の混乱を防止するため、国立市帰宅困難者支援計画に基づき、帰宅困難者を次の一時滞在施設へ誘導する。

国立駅周辺の滞留者・・・一橋大学、桐朋学園、国分寺市ひかりプラザ、

多摩障害者スポーツセンター  
 谷保駅周辺の滞留者・・・国立高校、多摩障害者スポーツセンター、  
 国立市役所、なかよし保育園  
 矢川駅周辺の滞留者・・・郷土文化館  
 (徒歩通過者・・・・・・・・第五商業高校)

駅周辺の事業者は、JR東日本等の交通機関及び市と協力して、帰宅困難者の避難誘導、交通機関の復旧情報、テント・飲料水の提供等に努める。

### (3) 帰宅困難者への情報提供

市は、JR東日本、立川バス株式会社、京王バス株式会社及び駅周辺施設管理者と協力して、帰宅困難者待避場所等に交通機関の復旧状況、臨時輸送状況等を掲示し、交通手段の情報提供を行う。

交通機関復旧情報等について駅でアナウンス、駅前及び帰宅困難者一時滞在施設への掲示  
 周辺市町村への案内図の作成・配布

### (4) 徒歩帰宅者への支援

市、都、日本赤十字社は、徒歩帰宅者へ次の支援を行う。

市の支援	市が開設した一時滞在施設等において、情報、休憩場所、トイレ等を提供する
都の支援	都との協定によるコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、都立高校、及び郵便局において情報、休憩場所等を提供する
日本赤十字東京都支部の支援	登録ボランティアとの協力により、徒歩帰宅者支援のために、主要な道路にエイドステーションを設置し、次の支援を行う 支援内容：炊き出し、飲料水の提供、応急手当、交通情報・地理情報・通過情報の提供等必要に応じ組み合わせて行う 開設時期：災害発災直後に開設準備を行い、概ね72時間後に開設する。 活動主体：赤十字ボランティア及び周辺住民等の協力者
消防署の支援	火災情報の伝達、市民への初期消火、救出救護の実施の呼びかけ等を行う

(5) 帰宅困難者等の臨時輸送（JR東日本、立川バス、京王バス）

JR東日本、立川バス株式会社、京王バス株式会社の各事業者は、臨時便や振替運行等を実施し、交通手段の確保に努める。

市は、立川バスにコミュニティバスによる区域内輸送を実施するよう要請する。

8. 応急給水の実施（給食センター）

(1) 需要の把握及び給水計画の立案

給食センターは、災害が発生し給水機能が停止した場合は、水道局に次の～の事項を問い合わせ、応急給水が必要となる地域等の需要を把握するとともに、早急に供給計画を立案し災害対策本部に報告する。

給水機能停止区域、人口・世帯	施設被害の状況把握及び復旧の見込み
応急給水開始時期	給水拠点の設置場所

(2) 給水活動

医療機関・福祉施設への給水

給食センターは、災害後、飲料水の調達が困難な市内の病院や福祉施設について、給水タンクやポリタンク等の応急給水資機材を活用し給水活動を実施する。なお、給水タンク等を使用する前には、清掃・消毒を行い、給水前には残留塩素の確認を行う。

特に、人工透析等治療に大量の水を使用する医療機関について十分配慮する。

給水タンク等での給水が困難な場合、水道局から貸与を受けた市役所及び北・南市民プラザに配備してある応急給水資器材（スタンドパイプ）を使用し、各施設の近くにある消火栓から給水する。この際、必ず応急給水資器材セットの中の残留塩素検査キットにより簡易水質検査を行う。

給水拠点の設置

給食センターは、あらかじめ定められた給水拠点で応急給水活動を行う。なお、浄水所の施設の開錠及び配水池からの給水準備は、都水道局が行う。都水道局により施設の開錠ができないときは、覚書に基づき、市職員又は指定従事者が行う。

給水拠点	給水方法	実施者
浄水所（中、谷保）	<p>応急給水エリアに設置されている蛇口及び応急給水栓を使用して給水を実施</p> <p>必要に応じて配水池に応急給水栓を設置し給水を</p>	給食センター

	<p>実施</p> <p>ウォーターパッカーによる飲料水袋の作成・配布 (中浄水所のみ)</p>	
臨時応急給水所	<p>避難所において給水タンク等による給水を実施 (タンクの清掃等の対応は(1)医療機関・福祉施設への給水に準ずる。)</p>	

### 各避難所における給水活動

避難所となる小中学校では、避難所運営委員により、都水道局より貸与された応急給水資器材(スタンドパイプ)を使用して消火栓より応急給水活動を行う。また、自主防災組織に配備してある消火用スタンドパイプも必要に応じて活用する。

### 災害対策用井戸等の活用

災害対策本部は、災害用対策井戸の所有者に、地域住民から要望があった場合、井戸水を提供するように要請する。なお、井戸水は、原則として生活用水に利用し、飲料水として使用する場合は、市が毎年実施している水質検査結果を参考にし、必ず煮沸消毒を行う。

災害対策用井戸のほか、ヤクルト中央研究所との協定で敷地内の井戸水を利用し、市が給水タンク等で輸送を行う。

### 広域要請

給食センターは、給水活動が困難な場合、都水道局及び他市町村に応援を要請する。

### (3) 市民への周知

給食センターは、給水拠点を設置し応急給水を開始したとき市長室に給水に関する広報を要請し、市民への周知を図る。

広報内容		
給水拠点の設置場所	給水時間	給水方法

### (4) 都水道局との協力

浄水所における給水活動を行うにあたり、浄水所施設の開錠や給水準備に関して水道局職員と協力する。

## 9 . 外国人災害時支援センターの開設（公民館）

公民館は、外国人災害時支援センターを設置し、災害時の情報提供や生活相談等を実施する。この際、市民組織やボランティアに協力を依頼する。

## 10 . 文化財施設等の応急復旧（生涯学習課）

応急措置	<p>所有者または管理者は、文化財等が被災し、またはそのおそれがある場合には、直ちに消防署に通報し被害の拡大防止に努める。</p> <p>消防署等関係機関は、被害の拡大防止に協力する。</p> <p>文化財等に被害が発生した場合、所有者または管理者は、市本部に通報する。また、生涯学習課は、都（教育委員会）へ通報する。</p>
応急復旧対策	<p>生涯学習課は、市文化財の被害調査を行い、逸散防止措置を講じるとともに復旧計画を策定し実施する。国または都の文化財は、派遣された係官と協力して調査・復旧を行う。</p>

## 第8 情報統括班（議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課）

### 1. 情報統括班の体制

情報統括班は、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課により構成し、班長・副班長をおいて活動する。

班長	議会事務局長
副班長	会計管理者（会計課長）、議会事務局次長、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長

### 2. 被災情報及びライフラインの復旧見通しの取りまとめ

発災後、各部及び関係機関、市民等から様々な情報が寄せられるが、これらを整理して災害対策本部に報告する。関係機関からの情報が入らない場合は、被災状況について問い合わせを行う。また、被災情報の一覧を庁舎入口等に掲示する。

#### 項目

報告項目	調査内容
人的被害	・死者数 ・負傷者数 ・行方不明者数 ・生き埋め者数 ・救出者数 ・医療施設への搬送者数 ・医療救護所での治療者数
建物被害・ 火災発生状況	・建物全壊数 ・建物半壊数 ・出火件数 ・全焼件数 ・半焼件数 ・延焼面積
道路・橋梁被害	・中央自動車道、国道20号線、都道256号、大学通り等の通行状況 ・石田大橋等の被災状況
上水道施設	・国立中浄水所、谷保浄水所の被害状況
下水道施設	・水再生センター、中継ポンプ場の被害状況
避難所	・避難所開設場所 ・避難者、負傷者、病人等の数 ・運営状況
交通機関	・鉄道、バスの運転状況
ライフライン	・電気、ガス、上下水道、通信の状況
職員の参集状況	・職員の参集状況
その他	・土砂災害 ・多摩川の状況

各部等から寄せられた情報は、次の点に留意して取りまとめる。

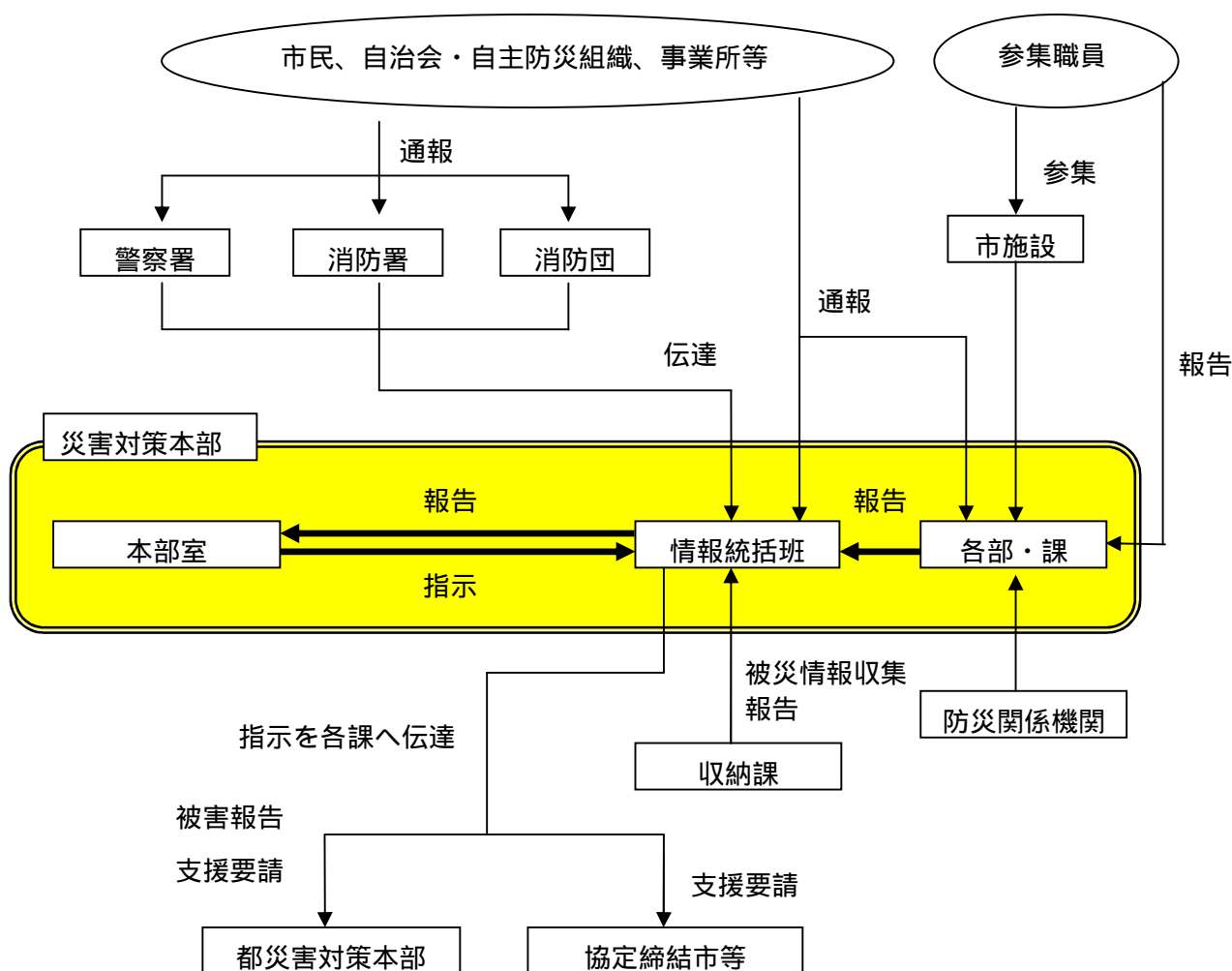
市全体の被害状況

災害の進行状況

被害個所の応急復旧状況

未確認の情報等

情報伝達の全体像



### 3. その他

#### (1) 命令の伝達

災害対策本部が発令する命令を各部に伝達する。

#### (2) 市議会議員の安否確認

避難所や市庁舎等で市議会議員の安否を確認したら、連絡するよう各部に依頼する。  
ただし、自宅を訪問して確認するなどは行わない。

#### (3) 義援金の保管

会計課は、義援金を被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座を作り、受払簿を作成し、管理・保管する。

## 第9 特命事項

### 1. 指定参集職員の業務

発災後、あらかじめ指定されている避難所参集職員は、各避難所へ参集し、避難所運営委員会と協力しながら避難所開設から運営を行う。なお、避難所の開錠は、各学校の管理者が行うほか、参集職員が事前に預けられた鍵を使用するか、市役所防災安全課事務室に保管している鍵を使用して開錠する。

避難所の開錠後は、避難所の被害状況及び避難者の人数等の状況を市役所（議会事務局）へ報告する。その後は各避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営委員とともに避難所の開設・運営に従事する。

なお、教育指導支援課及び中央図書館により避難所の運営にあたる職員が確保されたとき又は災害対策本部からの指示があったときは、指定参集職員は、それぞれの課に合流し、業務に従事する。

#### （1）避難所の開設

避難所は、避難所運営マニュアルに基づき、施設の安全点検を実施したのち、各避難所運営委員会が開設する。施設の開錠については、学校管理者又は指定参集職員が行う。

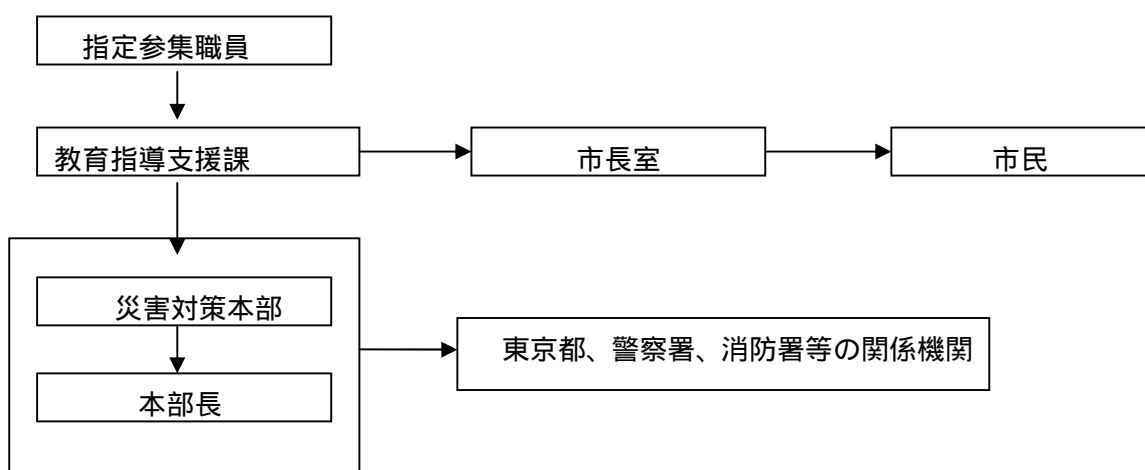
#### （2）開設の報告

指定参集職員は、教育指導支援課に防災無線、電話、伝令等で以下の報告を行う。秘書広報課は、防災行政無線、広報車、広報紙等で市民に広報する。また、市本部は、東京都、警察署、消防署等の関係機関に報告する。

開設日時
避難者数及び避難者の状況
その他必要な事項



## 避難所開設の報告



### (3) 避難者の受入れ

避難所運営委員会は、避難スペースや受入れ順序等を協議して定め、迅速に受け入れる。自動車による避難者の受入れは、原則、徒歩による避難が困難な災害時要配慮者が使用した場合のみとする。

## 2. り災証明書の調査・発行

### (1) り災証明書発行計画の作成

課税課固定資産税係及び市民課市民係は発災4日目を目安に、り災証明書発行計画を作成に着手する。り災証明書の発行開始は発災1か月後を目標とする。り災証明発行計画は、被害家屋調査に関する計画及びり災証明書発行に関する計画から構成する。被害家屋調査に関する計画は課税課固定資産税係が作成し、り災証明書発行計画は市民課市民係が作成する。計画の作成にあたっては、相互に協議しながら作成する。また、り災証明書発行計画の被災者支援に関する項目には、被災者支援組織と協議することとし、支援組織が結成されていない場合は、政策経営課と協議する。

#### 被害家屋調査に関する計画（課税課固定資産税係）

被害家屋調査に関する計画には、次の事項を検討し記載すること。調査区分は市の施策により一部損壊も判定する。「国立市り災証明書等交付要綱」を参考にする。

調査の対象及び範囲	実施スケジュール	職員体制(応援職員の配置を含む)
調査手順の詳細	必要な物品の確保	り災台帳(被災者台帳)の作成
家屋台帳の復旧・活用及び住民基本台帳との連携		再調査に関すること、

## り災証明書発行に関する計画（市民課市民係）

り災証明書発行に関する計画には、次の事項を検討し記載すること。

発行期間、発行場所及びレイアウト 職員体制（応援職員の配置を含む）

発行手順の詳細 必要な物品の確保 発行に関する事前周知

住民基本台帳の復旧・活用及び家屋台帳との連携

発行場所における再調査及び被災者支援窓口の設置の事前調整

（被災者支援体制は政策経営課）

## （２）住家被害認定調査

### 総則

被害家屋調査に関する計画に基づき、課税課固定資産税係を中心に被害認定調査を実施する。調査対象は明らかに全焼と判断されるものを除き、原則としてすべての建物を調査することとする。調査には、すべての部から職員が参加し、調査員は２名１組で、外観から目視調査を行う。

調査員が不足する場合は、他の自治体からの応援職員の確保を検討する。

準備する物品は、腕章、名札等の身分を証明する物、下げ振り、水平器、懐中電灯、ヘルメット等の調査時に必要な物品、住家被害調査票、住宅地図、家屋台帳、住民基本台帳等の必要な書類、その他必要な物品とする。

なお、進捗状況により計画の修正を行う。

火災による家屋被害状況調査は消防署が行う。

### 被害家屋調査の広報

り災証明に関連する事項を防災行政無線（固定系）、市ホームページ、広報紙、報道機関等を通じて広報する。

### 判定基準

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき１棟全体で部位別に行う。判定は次のとおり行う。

流失、床上浸水、床下浸水、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、全焼、半焼
-------------------------------------

### 再調査

申請者から再調査の依頼があった場合、又は第１次調査の対象に該当しない場合、内容を精査した上で、再調査を実施する。調査方法は、調査員２人１組で外観目視調

査に加えて、申請者の立会いにより建物内部に立ち入り目視調査を行う。

なお、倒壊危険等により内部への立ち入りが困難な場合には、外観目視調査のみとする。

### (3) リ災台帳の作成

被害家屋調査結果に基づき、課税課固定資産税係、市民課市民係及び被災者支援組織の職員が協力し、リ災台帳を作成する。台帳作成に職員が不足する場合は、他課からの応援を災害対策本部に要請する。リ災台帳は、リ災証明書発行後に被災者台帳として活用できるよう作成する。

リ災台帳には、次のデータを収録する。

所在地、所有者、居住者、連絡先
被害認定結果（リ災の程度）
被害調査データ、住家の被害写真
リ災証明書発行記録

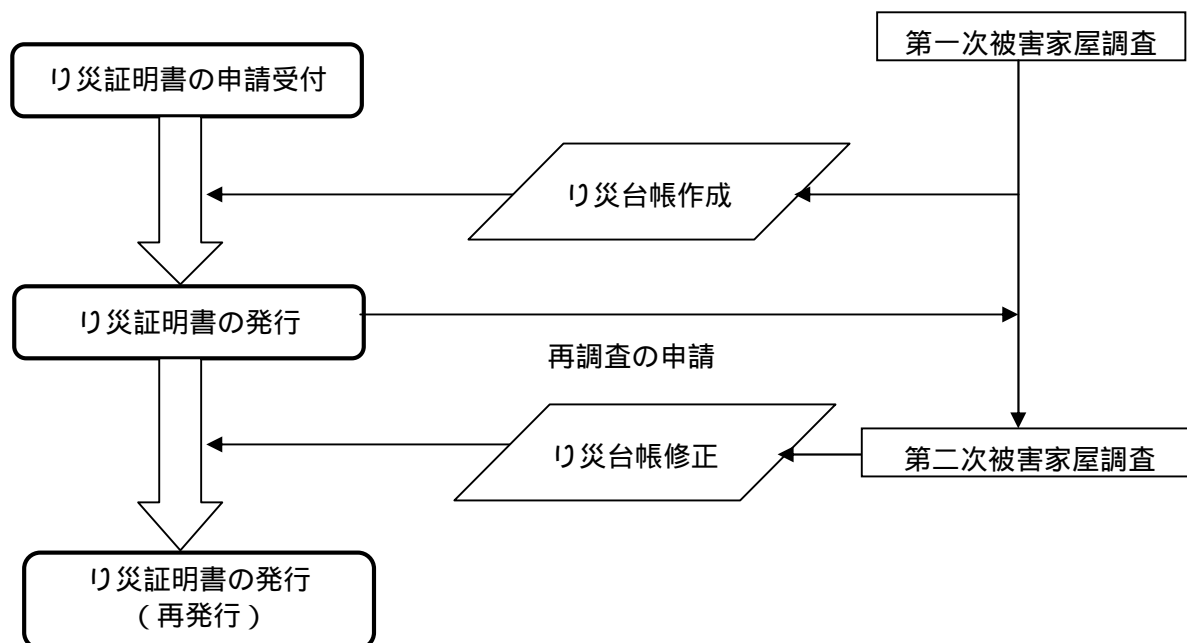
### (4) リ災証明書発行（1か月以内）、再調査の受付、被災者支援窓口の設置

#### 総則

リ災証明書発行に関する計画に基づき、市民課市民係を中心にリ災証明書の発行を行う。発行を行う職員が不足する場合は、他課からの応援を災害対策本部に要請する。リ災証明書の発行にあたっては、再調査の案内・予約及び被災者支援窓口を併設することとし、被災者支援組織の職員がその業務にあたる。被災者から再調査の申し出があった場合は、すみやかに2次調査を行い、その判定結果を被災者へ連絡し、リ災証明書を発行する。

火災によるリ災証明書の発行についても、消防署が行う火災の被害状況調査結果に基づき、市が行う。このとき、被害の認定（全焼、半焼等）に関する住民からの質疑や再調査の要望へ応えるため、発行を行う会場への消防署員の派遣を要請する。

## り災証明書の発行手順



## り災証明書の発行に関する広報

り災証明書の発行体制が整った段階で防災行政無線（固定系）、市ホームページ、広報紙、報道機関等を通じて窓口の開設時期、場所及び必要な情報について広報する。

## り災証明書の発行

り災証明書の発行場所を確保し、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの申請を受け付け、り災台帳に基づきり災証明書の発行を行う。

## 資料 3 - 4 2 国立市り災証明書等交付要綱

### (5) 被災者支援の実施（各種給付、減免等）

被害家屋調査が開始されるまでに政策経営課は被災者支援に関する組織を編成し、り災証明書発行までには被災者支援を実施できる体制を整える。（被災者支援組織の設置については、第2節第6その他 2「被災者支援組織の設置」を参照。）

被災者支援組織は、り災証明書の発行の際に被災者支援窓口を設置するとともに、それまでに可能な限り被災者支援のメニューや情報を収集し、取りまとめる。

被災者支援は各担当部署が実施することとし、実施状況は、被災者台帳により管理する。

## 相談窓口の開設

本庁舎内及び北・南市民プラザに被災者総合相談窓口を開設し、市職員及び専門分野の相談員を派遣する。

#### 相談内容の例

相談内容
市内の被災状況、応急復旧活動、広域応援、遺体の埋火葬
災害弔慰金・見舞金の支給、義援金の配分、広報、復興計画
医療・健康、災害ボランティアの受入、高齢者・しょうがいしゃ等の救助・支援、保育所の再開、国民年金、国民健康保険、カウンセリング
救援物資、中小企業・農業の応急復旧、上下水道、給水、仮設トイレ、ごみ・がれきの処理、環境保全、衛生対策
建築物、宅地の危険度判定、応急仮設住宅等の確保、道路・交通の確保、都市復興、都市計画
避難所の運営、応急教育の実施、学用品等の支給、学校の再開
消防、被災者の救出、危険区域の措置

#### 避難所等における相談

必要に応じて避難所等に相談員を派遣し、被災した市民の相談、要望、苦情等の聞き取りを行う。また、市ホームページ、電子メール、電話等による相談も受け付ける。

#### 警察署、消防署、ライフライン等防災関係機関

##### ア 警察署

警察署は、相談所の開設等による困りごと相談等の受理にあたる。

##### イ 消防署

消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。

##### ウ ライフライン事業者

被災者支援組織は、必要に応じて電気、ガス、水道、JR等の交通機関に対して市の相談窓口へ担当者を派遣し、災害相談業務にあたるよう協力を要請する。

#### 各種支援制度の活用

国、関係機関が所管するさまざまな制度を活用し市民への周知を図り、被災者の応急復旧、生活再建を支援する。

対象	支援制度
経済・生活面の支援	生活福祉資金制度による各種貸付 小中学生の就学援助措置 児童扶養手当等の特別措置 国民健康保険料、健康保険料、介護保険料等の減免・猶予等 雇用保険の失業等給付など
住まい確保・再建のための支援	被災者生活再建支援制度 災害復興住宅融資等独立行政法人住宅金融支援機構の融資 公営住宅、特定優良賃貸住宅への入居 宅地防災工事資金融資など
中小企業・自営業への支援	農林漁業金融公庫による資金貸付 災害復旧資金、災害復旧高度化資金 経営安定関連保証 雇用調整助成金など

### 3．復興計画に関すること（政策経営係、都市計画係）

政策経営課政策経営係及び都市計画課都市計画係は、発災後8日目を目安に復興計画の作成に着手する。なお、応急復旧の対応状況により計画作成の着手時期は前後することがある。復興計画の詳細は、「第4部 災害復興計画」を参照。

## 第10 消防団、自主防災組織等

### 1. 消防活動

#### (1) 消防団の活動体制

##### 活動体制

市の地域に震度5弱以上の地震が発生した場合、出火防止、初期消火、救出・救護の指導を実施する一方、火災等の災害の発生にあたっては現有装備を活用して消防活動にあたる。

##### 消防団活動の基本方針

発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

消防活動上必要な情報や被災状況等の情報収集・伝達を行う。

消火活動は、消防団と消防署隊とで緊密に連携し、効果的な災害活動により被害の軽減を図る。

国立市建設業協会は、消防署及び消防団と協力して道路障害排除等を行う。

簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救助活動を行う。

避難勧告・避難指示等が出された場合は、関係機関と連絡を取りながら避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

#### (2) 市民・自主防災組織、事業所等の協力

市民・自主防災組織、事業所等は、地震発生直後は自らの安全を確保するとともに、ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止、ブレーカーの遮断等により火災の発生を防止する。また、火災が発生した時は、消火器、くみおき水、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

#### (3) 火災のパトロール

消防団及び自主防災組織は、全ての消火活動が終了した後も、次の点に留意し市民の協力を得て市内をパトロールする。

停電回復後の通電火災の警戒

消火後の再燃警戒

放火等の防止

ガス復旧時の火災警戒

## 2. 救助・救出活動

### (1) 活動体制

#### 活動体制

消防団は、消防署及び警察署とともに、協力団体及び自主防災組織等と協力し、救出・救急・救護活動を実施する。甚大な災害等により対応が困難な場合には、都、自衛隊等に応援を要請する。受入れに際しては、各部隊に地理等に詳しい連絡要員を派遣する。

機関名	活動内容
消防団	保有資機材を活用し、住民と一体となった救出救護活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所、医療機関への搬送に協力する。
協力団体	<b>【救助】</b> 国立市建設業協会は、市からの要請に対し、保有する資機材を活用して救助活動を行う。 <b>【救護】</b> 市医師会は、市の要請に対し、救護所、救出現場等において、負傷者の手当てを行う。
自主防災組織、自治会、事業所等	保有機材を活用し地域と一体となった救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所、医療機関への搬送に協力する。

#### 救出資機材

初期活動期における救出資機材は、市及び各機関が保有するものを使用するが、不足する場合は、都や建設業者等に要請して調達する。

### (2) 活動方針

1. 救命処置を要する重傷者を最優先とする。
2. 延焼火災が多発し多数の救助・救急事象のある場合は、火災現場付近を優先する。
3. 延焼火災は少ないが多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを最優先する。
4. 傷病者の救急搬送は救命措置を要する者を優先する。
5. 救護所等から後方医療機関への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
6. 救護能力不足する場合は、消防団員、自主防災組織、自治会等が医療機関への搬送に協力する。



### 3．危険地域における避難誘導

住宅等が多数倒壊した地域、火災による延焼の恐れがある地域、また避難所が危険となり他の施設等に再避難する場合、消防団員は、警察官、消防吏員、市民課とともに、自治会及び自主防災組織等の協力により、安全な場所へ避難誘導する。

### 4．防犯活動への協力

消防団及び自主防災組織等は、警察署に協力し、警戒区域等の被災地や避難所における犯罪防止のため、巡回パトロール等の警戒にあたる。

## 第5節 関係機関の主な業務

### 第1 警察署（警視庁）

#### 1. 救助活動

警察署は、協力団体及び自主防災組織等と協力し、救出活動を実施する。

機関名	活動内容
警察署	<p>救出救護活動は、生存者の救出を最重点に署レスキュー部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。</p> <p>署部隊で対応が困難な救助事象に対しては、本部特別救助隊、機動隊の派遣を要請し迅速な救助を実施する。</p> <p>救出救助活動に必要な重機は協定業者から調達し、署重機部隊により迅速な活動を行う。</p> <p>救出した負傷者は、重傷者の順から速やかに現場救護所や医療機関に引き継ぐ。</p> <p>東京消防庁、自衛隊等立川広域防災基地連絡協議会と連携協力し、活動に万全を期する。</p>

#### 2. 行方不明者の搜索

##### (1) 搜索依頼届出の受付

警察署は、収納課と協力し、所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼届出の受付及び搜索を必要とする者の名簿を作成する。

##### (2) 行方不明者の把握

警察署と収納課は、次の要領で行方不明者の把握を行う。

<p>警察署は、届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、身長、体重、着衣、その他の特徴」について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。</p> <p>警察署は、「届出」リストを市に1部送付する。</p> <p>収納課は、「届出」リストを「避難者名簿」(教育指導支援課)、「医療実施状況」(健康増進課) その他市で把握している安否情報等と照合し、その結果を警察署へ連絡する。</p>
--

### ( 3 ) 行方不明者の捜索

警察署は、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て次のとおり実施する。

行方不明者を発見したときは、直ちに保護し警察署に連絡する。警察署は捜索依頼者に連絡する。 行方不明者の遺体を発見したときは、警察署に連絡し、警察署は捜索依頼者に連絡する。 発見した遺体は、現地最寄りの遺体安置所に収容し検視を行う。
---

## 3 . 危険物等の応急措置による危険防止

### ( 1 ) 毒物、劇物取扱施設の応急措置

対策内容
毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 市からの要求等により、避難を指示 避難区域内への車両の交通規制 避難路の確保及び避難誘導

### ( 2 ) 高圧ガス取扱施設の応急措置

対策内容
ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 市からの要求等により、避難を指示 避難区域内への車両の通行規制 避難路の確保及び避難誘導

### ( 3 ) 危険物輸送車両の応急対策

対策内容
事故の状況把握及び都民等に対する広報 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置

( 4 ) 危険動物逸走時の応急対策

対策内容
情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）

4 . 被災地の警備・防犯

( 1 ) 警察署の警備体制

警察署長は、警察署に現場警備本部を設置し警備にあたる。また、被災の状況によっては、警察署以外の適切な場所に警備本部を設けて警備にあたる。

( 2 ) 市民・地域の協力

警察署は、市民、自治会、自主防災組織等と連携・協力し、警戒区域等の被災地や避難所における犯罪防止のため、巡回パトロール等の警戒にあたる。

5 . 秩序維持・犯罪の抑止

警察署は、大規模災害後に予想される社会的混乱に対して、被災地の治安確保のため、犯罪予防及び取り締まり活動、その他公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。

6 . 交通規制

( 1 ) 交通規制

警察署は、次の状況において、交通規制を実施する。

実施機関	交通規制を行う状況	根拠法令
警察署長	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法第 5 条または第 114 条の 3
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認められるとき	道路交通法第 6 条または第 75 条の 3

( 2 ) 被災区域への流入規制

警視庁は、大地震が発生した直後において、次により交通規制を行う。

第一次交通規制	<p>警視庁の指示により、</p> <p>環状 7 号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。</p> <p>環状 8 号線から都心方向へ流入する車両を抑制する。</p> <p>下記の指定 7 路線を緊急自動車専用路として指定し、一般車両の通行を禁止するため、首都高速道路等を通行している車両を一般道路に流出させ、緊</p>
---------	---

	<p>急自動車専用路を通行している車両を緊急自動車専用路以外の道路に誘導するほか、緊急自動車専用路に駐（停）車している車両を道路外又は緊急自動車専用路外の道路の左側に駐（停）車させる。</p> <table border="1"> <tr> <td>首都高速道路・高速自動車国道</td> <td>国道20号（甲州街道ほか）</td> </tr> <tr> <td>国道17号（中山道、白山通りほか）</td> <td>国道4号線（日光街道ほか）</td> </tr> <tr> <td>国道246号（青山通り、玉川通りほか）</td> <td>目白通り</td> </tr> <tr> <td>外堀通り</td> <td></td> </tr> </table> <p>幹線道路の交通対策を実施する。</p>	首都高速道路・高速自動車国道	国道20号（甲州街道ほか）	国道17号（中山道、白山通りほか）	国道4号線（日光街道ほか）	国道246号（青山通り、玉川通りほか）	目白通り	外堀通り																									
首都高速道路・高速自動車国道	国道20号（甲州街道ほか）																																
国道17号（中山道、白山通りほか）	国道4号線（日光街道ほか）																																
国道246号（青山通り、玉川通りほか）	目白通り																																
外堀通り																																	
第二次交通規制	<p>第一次交通規制の実施後、被害状況、道路交通状況等を勘案し、警視庁の指示により、第二次交通規制を実施する。</p> <p>第一次交通規制における緊急自動車専用路「指定7路線」を優先して緊急交通路に指定し、一般車両の通行を禁止する。</p> <p>被災状況に応じ下記「31路線」の中から緊急交通路を指定し、一般車両の通行を禁止する。</p> <table border="1"> <tr> <td>芋窪街道</td> <td>五日市街道</td> <td>三ツ木八王子線</td> <td>八王子武蔵村山線</td> </tr> <tr> <td>新奥多摩街道</td> <td>中央南北線</td> <td>府中街道</td> <td>青梅・新青梅街道</td> </tr> <tr> <td>小金井街道</td> <td>滝山街道</td> <td>志木街道</td> <td>鎌倉街道</td> </tr> <tr> <td>東八道路</td> <td>三鷹通り</td> <td>井の頭通り</td> <td>北野街道</td> </tr> <tr> <td>川崎街道</td> <td>町田街道</td> <td>大和バイパス</td> <td>多摩ニュータウン通り</td> </tr> <tr> <td>第一京浜</td> <td>吉野街道</td> <td>小作北通り</td> <td>川越街道</td> </tr> <tr> <td>第二京浜</td> <td>中原街道</td> <td>目黒通り</td> <td>蔵前通り</td> </tr> <tr> <td>水戸街道</td> <td>北本通り</td> <td>京葉道路</td> <td></td> </tr> </table> <p>緊急交通路に災害対策基本法に基づく車両通行止め標示を設置する。</p>	芋窪街道	五日市街道	三ツ木八王子線	八王子武蔵村山線	新奥多摩街道	中央南北線	府中街道	青梅・新青梅街道	小金井街道	滝山街道	志木街道	鎌倉街道	東八道路	三鷹通り	井の頭通り	北野街道	川崎街道	町田街道	大和バイパス	多摩ニュータウン通り	第一京浜	吉野街道	小作北通り	川越街道	第二京浜	中原街道	目黒通り	蔵前通り	水戸街道	北本通り	京葉道路	
芋窪街道	五日市街道	三ツ木八王子線	八王子武蔵村山線																														
新奥多摩街道	中央南北線	府中街道	青梅・新青梅街道																														
小金井街道	滝山街道	志木街道	鎌倉街道																														
東八道路	三鷹通り	井の頭通り	北野街道																														
川崎街道	町田街道	大和バイパス	多摩ニュータウン通り																														
第一京浜	吉野街道	小作北通り	川越街道																														
第二京浜	中原街道	目黒通り	蔵前通り																														
水戸街道	北本通り	京葉道路																															

### （3）震度5強の地震が発生した場合の交通規制

警視庁は、都内における帰宅困難者の滞留状況、交通渋滞の発生状況等を把握し、必要に応じて大地震発生時の第一次交通規制に順次、次の規制を実施する。

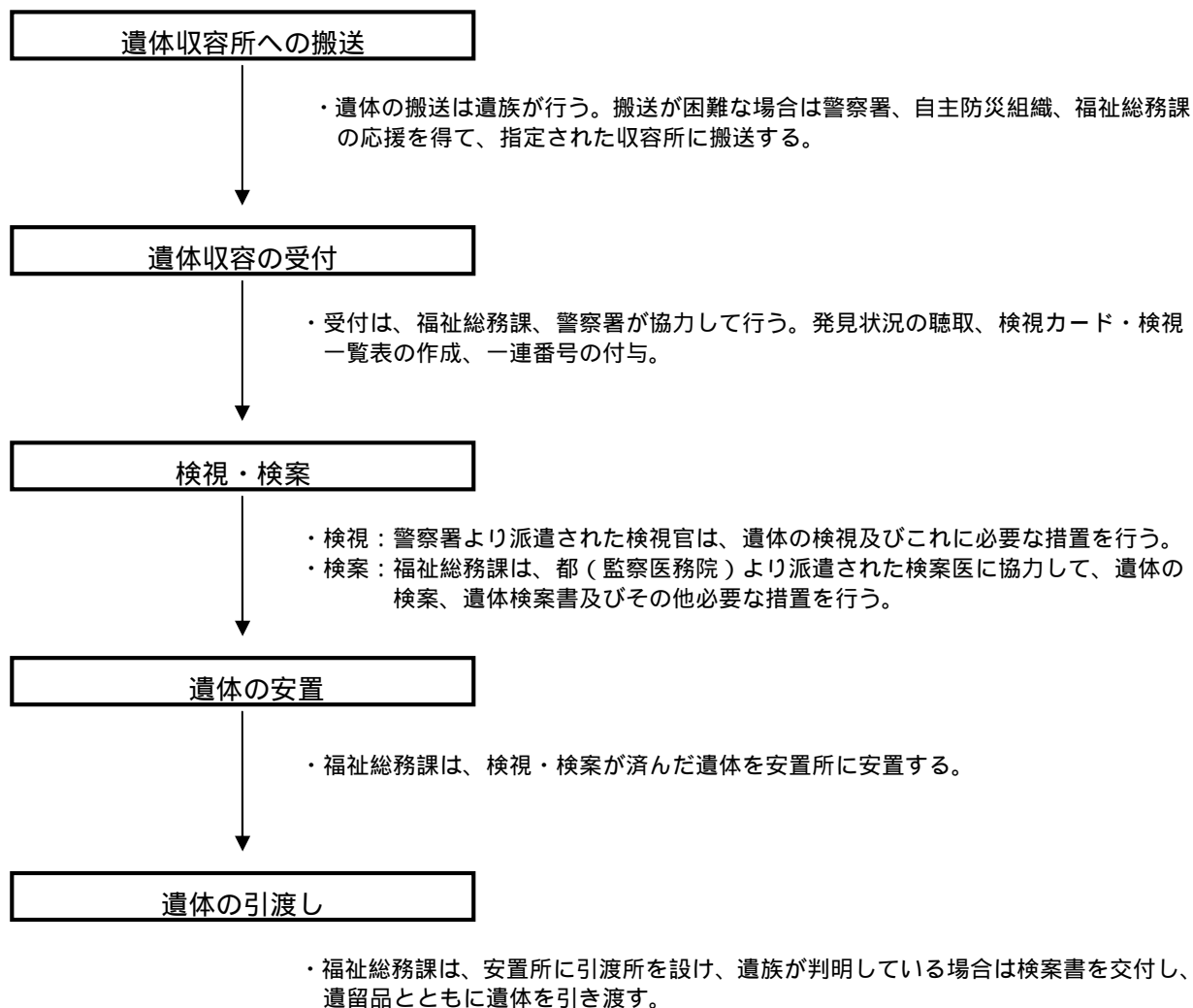
環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

## 7. 遺体の検視

警察署は、福祉総務課と協力して遺体収容の受付を行い、遺体の検視を行う。

## 遺体の収容から安置、引渡しまでの流れ



## 8．避難指示、警戒区域の設定及び伝達

### (1) 避難指示

市長は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合、土砂災害警戒情報が発表される等市民の身体や生命に危険が及ぶと認められるときは、避難区域を定めて、当該区域の住民に対して避難準備、避難勧告または避難の指示（以下、「避難勧告等」という。）を行うが、次の場合は、警察官が避難指示を行う。

種類	発令時の状況	実施者	根拠法等
避難指示	被害の危険が切迫している場合に発令し、勧告よりも強い拘束力を持って地域居住者等に避難を指示するとき	警察官	災対法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条(市長から要請がある場合または市長が避難の指示をするいとまがない場合)

### (2) 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、市民の生命を守るために

特に必要があると認めるときは警戒区域を指定し、当該地域への立入制限・禁止、または当該区域からの退去を命じる。

実施者	災害種類	根拠法	備考
警察官	災害全般	災対法第 63 条	市長から要請がある場合または市長（委任を受けた職員を含む）がその場にい ないとき

#### 9 . 危険地域における避難誘導

住宅等が多数倒壊した地域、火災による延焼の恐れがある地域、また避難所が危険となり他の施設等に再避難する場合、警察官は、自治会及び自主防災組織等の協力により、安全な場所へ避難誘導する。

## 第2 消防署（東京消防庁）

### 1. 消防活動

消防署に署隊本部を常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。また、震災時には署隊本部が機能を強力に発揮して震災消防活動体制を確立する。

#### （1）消防署（東京消防庁）の活動

##### 活動体制

震災配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、または地震により火災若しくは救助・救急事象が多数発生し必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、または地震により火災若しくは救助・救急事象が多数発生し必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する
非常招集	震災配備態勢を発令した時は召集計画に基づき所要の人員は、ただちに所定の場所に参集する。震災非常配備態勢を発令した時は全消防職員が各召集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

##### 情報収集

地震被害予測システム、119番通報、消防ヘリコプターによる情報収集、延焼シミュレーション等の活用 消防車の配備状況及び通行可能な道路 消防水利等の利用可能状況
---

##### 消防活動の基本方針

延焼火災が多発した時は、全消防力を挙げて消火活動を行う。 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急の活動等を行う。 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に行う。
---

#### （2）消防隊の応援

##### 応援要請



運用可能な消防力で対応が困難な場合、消防組織法及び消防相互応援協定等に基づき、応援消防隊の派遣要請を行う。また、本部長は、緊急消防援助隊の出動について、都知事等と緊密な連携を図る。

要請元	要請先	摘要	関係法令
市長	近隣市長 協定市町村長	市町村長は、必要に応じて消防の相互応援に関する協定を締結することができる。	消防組織法 第39条
消防総監	協定市町村		

#### 応援消防隊の受入

消防署は、市本部と協力して、次の点に留意して応援消防隊の受入れを行う。

消防水利に関する資料提供	連絡要員の配備	宿舎等の確保
--------------	---------	--------

### (3) 広報体制

消防署は、住民に対し災害発生の状況、避難勧告・指示に関する情報、出火防止や初期消火の呼びかけ等の広報を消防車両の拡声器等により行う。さらに消防署、消防団及び町会の掲示板にて情報提供する。

## 2. 救助・救急活動

### (1) 活動体制

#### 活動体制

消防署は、警察署及び消防団とともに、協力団体及び自主防災組織等と協力し、救出・救急・救護活動を実施する。

機関名	活動内容
消防署	<p>救助・救急活動は、特別救助隊、救急隊が連携し救助救急資機材を活用し、組織的な人命救助を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象には消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の効果的な投入を図るよう警防本部に要請し、迅速な救助活動を実施する。</p> <p>救助活動にあたっては、消防署に仮救護所設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティアと連携し、救急資機材を有効に活用して傷病者の救護にあたる。</p> <p>傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病</p>

	者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
--	---

### 救出資機材

初期活動期における救出資機材は、市及び各機関が保有するものを使用するが、不足する場合は、都や建設業者等に要請して調達する。

## (2) 活動方針

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救命処置を要する重傷者を最優先とする。</li> <li>2. 延焼火災が多発し多数の救助・救急事象のある場合は、火災現場付近を優先する。</li> <li>3. 延焼火災は少ないが多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを最優先する。</li> <li>4. 傷病者の救急搬送は救命措置を要する者を優先する。</li> <li>5. 救護所等から後方医療機関への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</li> <li>6. 救護能力不足する場合は、消防団員、自主防災組織、自治会等に医療機関への搬送協力を要請する。</li> </ol>
--

## 3. 危険物等の応急措置による危険防止

### (1) 石油類等危険物施設の応急措置

対策内容
<p>関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の事態に応じた措置を講ずるよう指導</p> <p>必要に応じて、応急措置命令等を実施</p>

消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ・ 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- ・ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ・ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する陣営安全措置及

## び防災機関との連携活動

### ( 2 ) 毒物、劇物取扱施設の応急措置

対策内容
災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示及び市へのその内容の通報 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 災害応急対策の実施

### ( 3 ) 高圧ガス保管施設の応急措置

対策内容
災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示及び市へのその内容の通報 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 災害応急対策の実施

### ( 4 ) 放射線等使用施設の応急措置

対策内容
放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、空所、救急等に関する必要な措置を実施

消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。

- ・ 施設の破壊等による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- ・ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

### ( 5 ) 危険物等輸送車両の応急対策

対策内容
関係機関との密接な情報連絡を行う 災害応急対策の実施

#### (6) 危険動物逸走時の応急対策

対策内容
情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送

### 4. 警戒区域の指定及び伝達

#### (1) 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは警戒区域を指定し、当該地域への立入制限・禁止、または当該区域からの退去を命じる。

実施者	災害種類	根拠法	備考
消防署長 消防吏員 消防団員	水災以外の災害	消防法 23 条の 2 消防法 36 条において準 用する消防法第 28 条	第 23 条の 2 : 火災警戒区域 第 28 条 : 消防警戒区域 第 36 条 : 消防警戒区域として 水災を除く他の災害に準用

#### (2) 警戒区域設定の伝達

消防吏員による消防車両の拡声等装置、ホームページ、掲示板による広報  
警戒区域内における消防吏員による戸別訪問

### 5. 危険地域における避難誘導

住宅等が多数倒壊した地域、火災による延焼の恐れがある地域、また避難所が危険となり他の施設等に再避難する場合、自治会及び自主防災組織等の協力により、安全な場所へ避難誘導する。

### 6. 負傷者の搬送

国立市災害医療コーディネーターと東京都地域災害医療コーディネーターとの間で

行われる連絡調整に基づき、負傷者の災害拠点病院等への搬送を要請されたときは、これに対応する。

## 7. り災証明書の発行に対する協力等

### (1) り災台帳作成への協力

り災証明書の発行は市が行うが、り災台帳作成に関して、消防署が調査を行った火災による被害の情報を提供するなど協力する。

### (2) り災証明書発行時の協力

調査に関する市民からの問い合わせへの対応を行うため、市がり災証明書を発行する会場において証明書の発行に協力する。

### (3) 市民からの相談窓口の開設

消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、被災者に対して、出火防止として指導を行うとともに、各種相談、説明、案内にあたる。また、市民からの電子メールによる問い合わせに対応する。

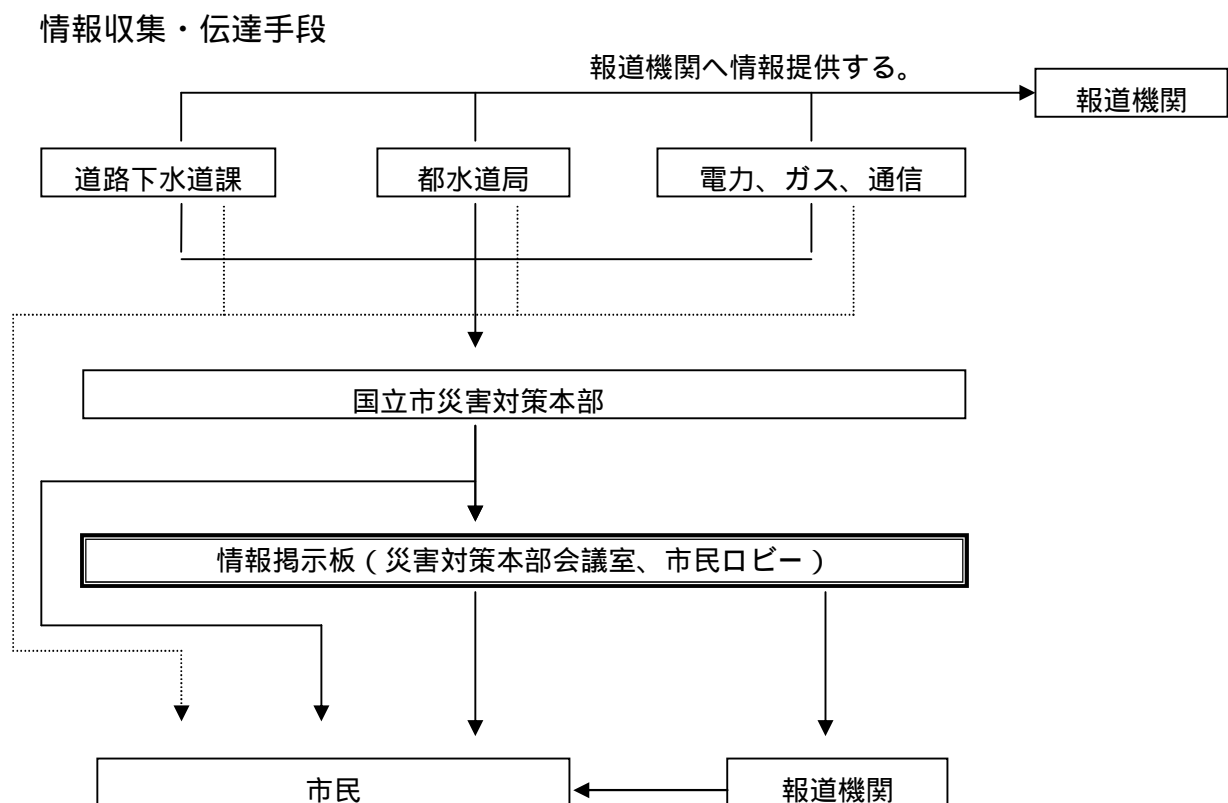
### 第3 ライフライン関係機関

災害によるライフライン施設（上下水道、電気、ガス、通信）の被害は、市民生活や都市機能へ極めて大きな影響を与える。このため、ライフライン各機関と市は連携し、市民、事業所等へ被害情報や応急復旧情報を迅速に伝達するとともに、各ライフライン機関においては、施設機能の早急な回復に努める。

#### 1. 情報の収集と伝達（共通事項）

##### （1）被害・応急復旧情報の収集と伝達

市道路下水道課、都水道局、電力・ガス・通信各社は、ライフライン施設の被害や応急復旧情報を防災行政無線やファクシミリ等により市本部（収納課）に報告する。市は、広報紙や市本部会議室及び市民ロビーに設置する情報掲示板等によって市民、報道機関等へ情報を伝達する。



[道路下水道課 市本部]：防災行政無線、庁内 LAN、ファクシミリ

[都水道局、ライフライン各社 市本部]：防災行政無線、メール、ファクシミリ

[道路下水道課 市民]：防災行政無線（固定系）、ホームページ、広報車、広報紙

[都水道局、ライフライン各社 市民]：ホームページ、広報車、広報紙

[市長室 市民、報道機関]：ホームページ、くにたちメール配信、情報掲示板

[報道機関 市民]：テレビ、ラジオ、新聞

## (2) ライフライン復旧調整部会の設置

ライフライン施設の復旧工事を迅速かつ円滑に進めるために、都市整備部が所管する道路復旧調整会議にライフライン復旧調整部会を設置する。なお、道路復旧調整会議は、市本部の設置に伴いその内部に置く。

### ライフライン復旧調整部会メンバー

相武国道事務所	都水道局	都下水道局	北多摩北部建設事務所
立川警察署	立川消防署	市建設対策部	道路下水道課
東京電力	東京ガス	N T T 東日本	

## (3) ライフライン復旧調整部会の開催等

### 運営と協議

ライフライン復旧調整会議の運営は、走路下水道課があたり次の事項を協議する。

ア 各ライフラインの被害情報の共有

イ 道路規制や被害状況等の復旧関連情報

ウ 応急復旧工事の緊急度が高い施設（主要公共施設、医療機関、福祉施設等）への優先順位の調整

### 開催

ライフライン復旧調整部会は、災害発生後、部会長が各ライフラインの応急復旧状況に応じて、必要と認めたときに随時開催する。

## 2. 東京都水道局（水道施設）

### (1) 初動対応

#### 活動体制

地震発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合、給水対策本部を設置して対応にあたる。

#### 職員の確保

地震の震度に応じて、必要な職員を確保する。

夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、局の災害対策職員住宅に入居している職員及びあらかじめ指定された管理職員等の初動要員により初動体制を

構成する。

#### 被害調査

地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路テレメータ記録等から異常箇所を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

#### (2) 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれのある場合の応急措置を実施する。

#### (3) 応急復旧対策

東京都地域防災計画に基づき、施設、管路、給水装置等の復旧を行う。

#### (4) 飲料水の供給

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、市との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

##### 給水拠点での応急給水

給水拠点となる浄水所では、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、市が住民への応急給水を行う。なお、覚書により都職員の参集を待たずして市又は市が指定した住民により応急給水を行うことが可能である。

##### 国立市内の応急給水拠点

中浄水所（国立市中 3-8-1）      谷保浄水所（国立市谷保 1462-1）

##### 近隣市の応急給水拠点

立川栄町浄水所（立川市栄町 5-38-5）

国分寺北町第二浄水所（国分寺市北町 4-1-5）

##### 車両による応急給水

給水拠点からおおむね 2 km 以上離れている避難場所では、車両による応急給水を行う。

##### 消火栓等からの仮設給水栓による応急給水

応急給水用資器材を水道局が市に貸与する。発災時、市が通水状況を水道局に確認した後、市や住民が応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。



## 医療施設等への車両による応急給水

医療機関及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

## 3．東京電力（電気施設）

### （1）初動対応

#### 活動体制

地震災害が発生したときは、本店本部の指示により非常体制を発令する。ただし、供給区域内（東京都の島しょは除く）に震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に非常体制に入る。

#### 要員の確保

非常体制発令の伝達があった場合、対策要員は速やかに所属する非常災害対策本（支）部に参集する。

なお、多摩地域で、震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常体制に入る場合は、社員はあらかじめ定められた基準に基づき所属事務所に参集する。また、交通の途絶等により、所属する事務所に参集できない社員は、最寄りの事業所に参集し、所属する事業所に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

#### 非常災害対策活動

非常体制が発令された場合、若しくは多摩地域で震度6弱以上の地震の発生により、災害対策本（支）部が設置された場合は、非常災害対策活動に関する一切の業務は災害対策本（支）部のもとで行う。

### （2）応急措置

#### 資材の調達

第一線機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、第一線機関相互の流用、本店対策本部への請求により確保する。

#### 資機材の輸送

非常災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている業者の車両、ヘリコプター等により行う。輸送力が不足する場合は、他の業者及び他

電力会社からの車両の調達を対策本部において行う。

#### 災害時における危険予防措置

電力需要に実態に応じ、災害時においても原則として送電を継続する。

水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

### (3) 応急復旧対策

#### 復旧計画

施設の応急復旧を迅速に進めるために、下記事項について復旧計画を策定する。

復旧応援隊の必要の有無	復旧作業隊の編成	復旧資材の調達
復旧作業の日程	その他復旧対策に必要な事項	

#### 復旧の順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、原則的に人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難所等、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上復旧効率の大きいものから行う。

## 4. 東京ガス（ガス施設）

### (1) 初動対応

#### 活動体制

東京ガスは、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

#### 震災時の非常体制

体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	指令者
第一次非常体制	震度5弱・震度5強の地震が発生した場合	導管ネットワーク本部長
第二次非常体制	震度6弱以上の地震が発生した場合 震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、(中 圧または低圧)ブロックを供給停止した場合	社長

### (2) 応急対策

#### 震災時の初動措置

ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集

イ 事業所設備等の点検

ウ 製造所、整圧所における送出入量の調節又は停止

エ ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化

オ その他状況に応じた措置

応急措置

ア 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所が連携し、被害の応急措置にあたる。

イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて修理・調整を行う。

ウ 地震の発生直後に、地震防災システムにより被害推定を行い、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。

エ ガスの供給が停止した地区については、可能な限り速やかなガス供給再開に努める。

オ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

資機材等の調達

復旧に必要な資機材を確認し、調達が必要な資機材は、次の方法で確保する。

ア 取引先、メーカー等からの調達

イ 各支部間の流用

ウ 他ガス事業者からの融通

車両の確保

緊急者・工作車を保有しており、常時稼働が可能な態勢にある。

### (3) 復旧対策

ガスの供給を停止した地区の復旧作業については、二次災害を抑止するため、あらかじめ定めた下記の手順により実施する。

製造施設・供給施設（共通）

ガスの製造又はガスの供給を一時若しくは一部停止した場合には、あらかじめ定めた計画に基づき施設の点検及び修理を行い、標準作業に則り各施設の安全性を確認した後、稼働を再開する。

中低圧導管の復旧（被害が発生した場合）

中圧導管及び地区ガバナ等のガス送出源から順に、導管網上に設置したバルブ等を利用してガスを封入し、漏えい検査を行い、漏えい箇所を修理する。

需要家宅のメーターガス栓の閉止（閉栓）

各需要家宅を訪問し、メーター近傍にあるメーターガス栓を閉める。

#### 復旧地域のセクター化

導管を遮断して、復旧地域を適切な規模のセクターに分割する。

#### 本支管の点検

ア 管内に水等が浸入していた場合には、採水ポンプ等を利用して排出する。

イ ガスを適切な圧力で封入し、漏えい調査を行い、漏えい箇所を修理する。

ウ ガス供給源から、修理が完了した範囲の導管網にガスを充てんし、末端側より管内に混入した空気を排出する。

#### 需要家宅のガス管・排気管等の点検（内管の漏えい検査・修繕）

需要家宅内のガス栓から空気を封入し、圧力の変化を確認し、漏えい有無を判断する。その後、適切な圧力のガスを封入し、ガス検知器を使って漏えい箇所を特定し、配管取替等の修理を行う。

#### ガスの供給再開（開栓）

メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器で燃焼試験を行い、供給管と内管の空気抜きが完了していることを確認し、ガスの供給を再開する。

### 5．LPガス取扱い事業者（ガス施設）

LPガス取扱い事業者は、ガス設備の使用再開あたって安全の確認を十分に行う。このため、必要に応じて、都は社団法人東京都エルピーガス協会の点検体制の確立について支援を行う。

### 6．NTT東日本（通信施設）

#### （1）初動対応

震災が発生した場合、震災の規模、状況により災害対策本部を設置し情報の収集及び応急対策を実施する。

#### （2）応急措置

##### 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、加入電話等利用規定に基づき通信の利用制限を行う。

##### 非常通信、緊急通信の優先、確保

防災機関等の災害に関する通信は、非常通話、緊急通話、非常電報、緊急電報として、他の通信に優先して確保する。

#### 無線設備による通信の確保

震災により、防災機関等の通信設備が被災し通信が途絶したとき、災害用無線装置、移動無線車等無線設備を使用し通信を確保する。

#### 非常用公衆電話の設置

避難所等に非常用公衆電話を設置する。

#### ( 3 ) 応急復旧対策

通信回線の復旧は、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。

## 第4 道路・鉄道関係機関

道路・橋梁等をはじめ市庁舎、集会所、福祉会館等の市有建築物、鉄道等の公的輸送機関の被害は、市民生活とともに都市機能に極めて大きな影響を与える。このため、市と関係機関は連携し、公共施設等の被害情報や応急復旧情報を迅速に市民・事業所等に伝達するとともに施設機能の早急な回復に努める。

### 1. 被害・応急復旧情報の収集と伝達（共通事項）

道路管理者、京浜河川事務所、JR東日本は、施設の被害や応急復旧情報をファクシミリ等により市本部（収納課）に提供し、本節第3「1. 情報の収集と伝達（共通事項）」で述べた方法に準じて広報紙や情報掲示板等により市民、報道機関等へ伝達する。各機関の情報収集・伝達手段は次のとおりである。

[中日本高速道路(株)、相武国道事務所、京浜河川事務所 市本部]：ファクシミリ、メール

[北多摩北部建設事務所 市本部]：東京都災害情報システム、ファクシミリ

[JR東日本 市本部]：防災行政無線、ファクシミリ、メール

[中日本高速道路(株)、相武国道事務所、京浜河川事務所、北多摩北部建設事務所 市民]：ホームページ、広報紙、電話対応

[JR東日本 市民]：ホームページ、広報車、広報紙、電話対応

[報道機関 市民]：テレビ、ラジオ、新聞

### 2. 中日本高速道路(株)

#### (1) 道路、橋梁の応急復旧

防災業務計画に基づき、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

災害応急対策	災害が発生するおそれがある場合の警戒措置の実施 道路通行規制の実施 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保等 活動体制の確立 道路機能の確保等 道路利用者、地域住民等への情報提供
--------	---

災害復旧	災害復旧計画の策定 災害の再度防止の観点から可能な限り改良復旧の実施 災害復旧の促進 がれきの処理
------	--

### 3 . 相武国道事務所

#### ( 1 ) 道路、橋梁の応急復旧

国土交通省防災業務計画に基づき、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

災害応急対策	災害発生直前、発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 活動体制の確立 政府本部への対応等 災害発生直後の施設の緊急点検 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 災害発生時における応急復旧工事等の実施 災害発生時における道路交通の確保等 二次災害の防止対策 ライフライン施設の応急復旧 地方公共団体等への支援 被災者等への対応 災害発生時における広報 自発的支援への対応
災害復旧	査定の早期実施 緊急事業の決定 災害復旧の促進 再度災害の防止

#### 4．北多摩北部建設事務所

##### (1) 道路、橋梁の応急復旧

東京都地域防災計画に基づき、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

応急措置	<p>都道や緊急障害物除去路線に指定された区市町村については、東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行う。</p> <p>被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。</p>
応急復旧対策	<p>応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、国立市建設業協会等との協定に基づき実施する。</p> <p>逐次道路の被災個所で、放置すると二次被害を生じるおそれがある個所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。</p> <p>平素から応急作業に必要な資機材の整備を行うとともに、国立市建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。</p>

##### (2) 河川等の応急復旧

東京都地域防災計画に基づき、次の応急措置及び応急復旧対策を実施する。

応急措置及び応急復旧対策	<p>災害が発生した場合、直ちに河川管理施設の被災の発見に努める。</p> <p>本市の実施する応急措置に関して、技術的助言及び総合調整を行うほか、速やかに関係機関に被害報告するとともに、被害を受けた施設の復旧を行う。</p>
--------------	---

#### 5．京浜河川事務所

##### (1) 河川等の応急復旧

国土交通省防災業務計画に基づき、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

災害応急対策	<p>情報の収集・連絡及び通信の確保を図る。</p> <p>活動体制を確立し、施設の緊急点検、応急復旧工事等を実施する。</p> <p>二次災害の防止対策、地方公共団体等への支援等を実施する。</p> <p>マスメディア、インターネット等を通じて広報活動を行う。</p>
災害復旧	<p>査定の早期実施</p> <p>緊急事業の決定</p> <p>災害復旧の促進</p> <p>再度災害の防止</p>



## 6 . J R 東日本

### ( 1 ) 鉄道 の 応急 復旧

J R 東日本は、防災業務計画に基づき、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

応急措置	<p>災害対策本部等の設置、通信連絡体制の確保等災害時の活動体制を確保する。</p> <p>列車及び旅客の安全を確保するため、運転規制を実施する。</p> <p>駅における旅客の混乱防止や列車内の乗客の安全確保のため、速やかに避難誘導を実施する。</p> <p>駅にいる乗客に対しては、混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。</p> <p>列車内の乗客に対しては、駅長（運転指令）と連絡のうえ、誘導する。</p> <p>事故等発生時は、負傷者の救護を優先し、二次災害の防止を講じる。</p>
復旧計画	<p>速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。</p> <p>被害原因等の調査分析を行い、再び同様な被害を受けないよう本復旧計画を立て実施する。</p>

## 第2章 風水害応急復旧計画

### 第1節 応急活動体制

市は、市内に風水害が発生し、または発生するおそれがある場合には、災対法を始めとした法令及び本計画の定めるところにより、東京都、他区市町村、その他関係機関と連携し災害応急対策を実施し、被害の拡大防止と被災者の救援救護にあたり、被害の発生を最小限にとどめるよう努める。

#### 第1 警戒体制

##### 1. 配備基準

次の各号に該当する場合で、行政管理部長が必要と認めたとき、警戒体制を配備する。

暴風、大雨、洪水のいずれかの警報が発せられたとき。

多摩川に洪水予報が発せられたとき。

水防警報が発せられたとき。

大雨、洪水の注意報が発せられた場合等で、災害の発生のおそれがあるとき。

局地的に災害が発生したとき。

##### 2. 配備体制

第1次配備体制とし、防災安全課職員、環境政策課職員、道路下水道課職員は自動参集とする。行政管理部長は、災害の状況によって市長及び副市長と協議し、職員の参集及び災害対策本部の設置の要否を決定する。

#### 第2 災害対策基本体制

##### 1. 配備基準

行政管理部長は、市内に甚大または広域的な風水害が発生し、または発生するおそれがある場合、特別警報が発せられた場合、市長に状況を説明し災害対策本部の設置を要請する。市長は、必要があると認めたときは、災害対策本部を設置し災害対策基本体制を配備する。

##### 2. 配備体制

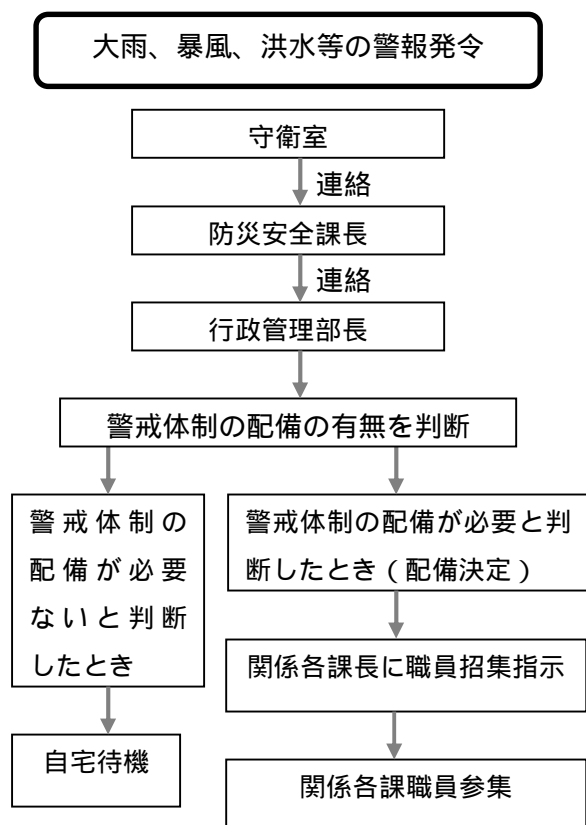
第2～3次配備体制とし、全職員、消防団員またはあらかじめ各課が指定した職員とする。

## 活動体制の配備

体制の種類	風水害の配備基準
警戒体制	災害対策本部を設置するに至らない程度の風水害が発生し、または発生するおそれがある場合に配備する体制
災害対策基本体制	甚大または広域的な風水害が発生し、または発生するおそれがある場合に配備する体制

警戒体制の配備決定が夜間、土・日曜日等の勤務時間外であるときは、次のとおりとする。

### 勤務時間外における警戒体制の配備手順



#### 市役所の職員参集の基準

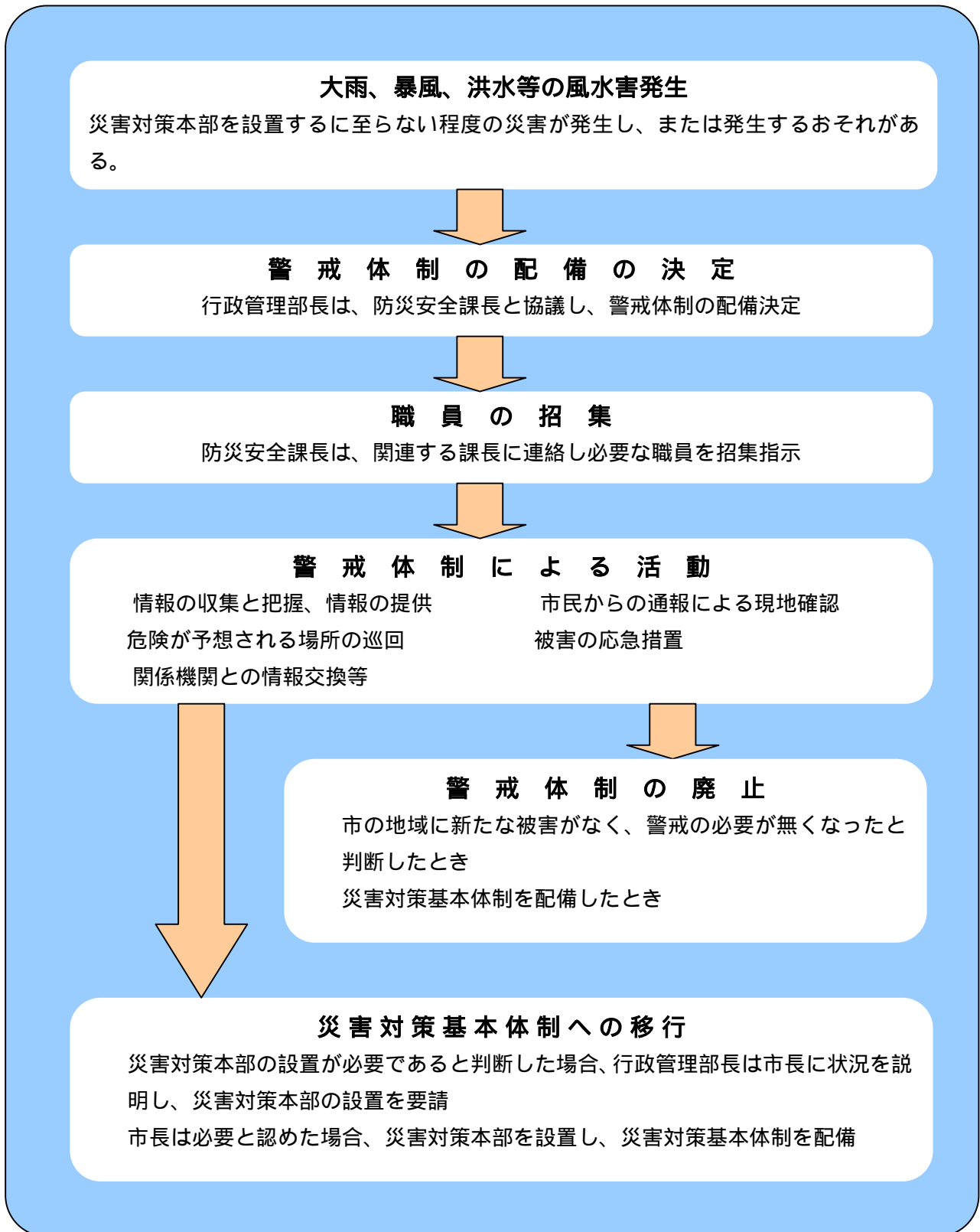
防災安全課長は、大雨、暴風、洪水等により警報が発令された場合は、行政管理部長に連絡する。

行政管理部長は、防災安全課長の連絡を受け、警戒体制の配備の有無を判断する。

警戒体制の配備が必要と判断した場合は、防災安全課長は、関係各課長に連絡し、職員招集指示を依頼する。

行政管理部長は、大雨、暴風、洪水等の警報が発令されていないにもかかわらず被害が予想される場合は、関係各部長と協議し、配備を決定する。

## 警戒体制から災害対策基本体制への移行



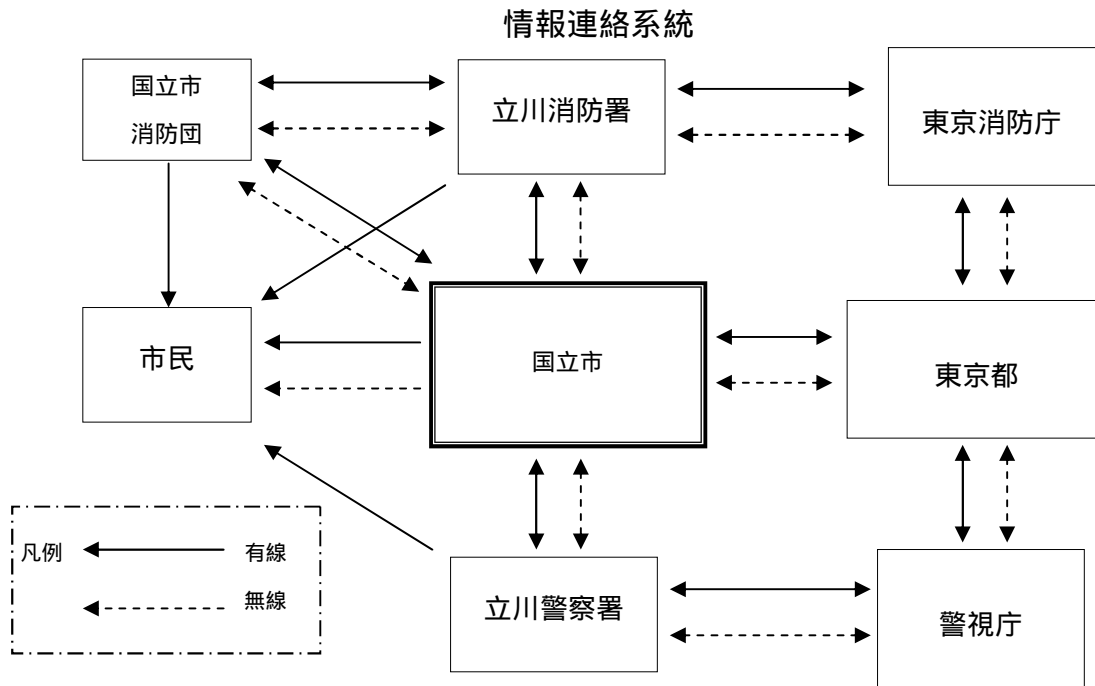
## 第2節 応急活動業務

本節は、風水害に対し市及び関係機関が実施する応急復旧活動の基本的事項を定めたものである。特に記載のない事項は、第1章「第4節 災害対策基本体制時の業務」を準用する。

### 第1 行政管理部

#### 1. 情報連絡（防災安全課）

市は、東京都災害情報システム(DIS)、気象庁防災情報提供システムの活用を図り、各種気象情報、洪水予報及び水防警報並びに小河内ダム放流通報の通知を受けたときは、都建設局（都水防本部）及び都総務局（総合防災部）と緊密な連絡をとり、的確に情報を把握し関係機関等へ伝達周知する。



#### (1) 気象情報

市は、気象庁が提供する防災情報提供システム等を活用し、気象情報をリアルタイムに把握する。

注意報	大雨、洪水、強風、風雨、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪	災害が起こるおそれのあるときに注意を呼び掛けて行う予報
警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼び掛けて行う予報
特別警報	大雨、大雪、暴風、波浪、高潮	警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が高まっている場合、最大限の警戒を呼び掛ける

( 2 ) 河川に関する情報

洪水予報

関東地方整備局と気象庁予報部は、共同で多摩川に関する洪水予報を行う。洪水予報は、予報地点の水位観測に基づき発表され、原則として都総務局より防災安全課に伝送される。

多摩川洪水予報の発表基準

種類	発表基準
はん濫注意情報	予報地点のいずれか1地点の水位がはん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
はん濫警戒情報	予報地点のいずれか1地点の水位がはん濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
はん濫危険情報	予報地点のいずれか1地点の水位が、はん濫危険水位に到達したとき
はん濫発生情報	洪水予報区域内で、はん濫が発生したとき

多摩川洪水予報地点

洪水予報地点	河口からの位置	洪水予報実施区域
調布橋	59.4 k m	左岸 東京都青梅市大柳 1575 番地先から海まで 右岸 東京都青梅市畑中 1 丁目 18 番地先から海まで
石原	27.6 k m	
田園調布(上)	13.4 k m	

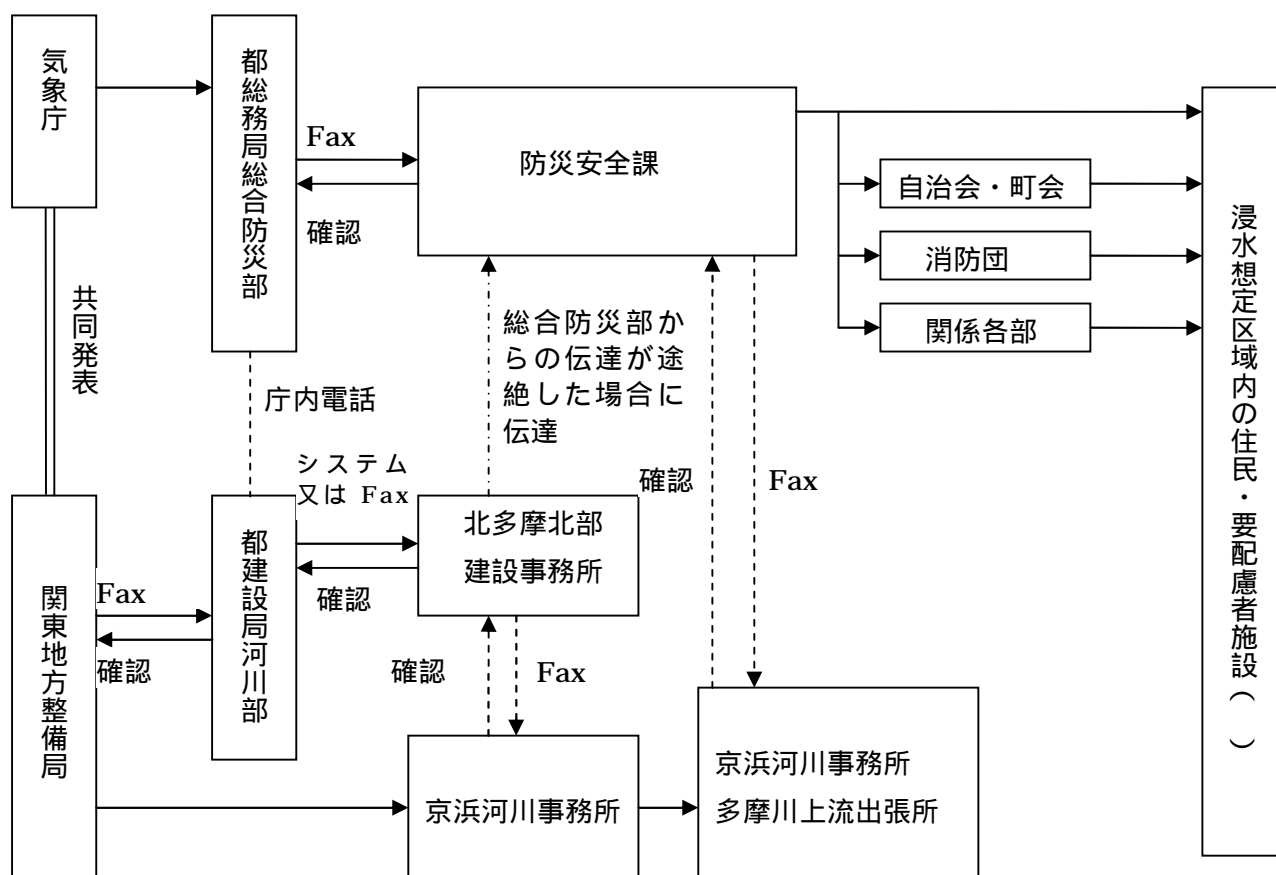
洪水予報の基準水位

観測所名	水防団( 1 ) 待機水位	はん濫注意 水位	避難判断水 位	はん濫危険 水位	計画高水位	零点高 ( 2 )
調布橋	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A.P.+ 148.500m
石原	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A.P.+ 27.420m
田園調布 (上)	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A.P.+ 0.000m

1：本市の水防団は、消防団が兼ねている。

2：A.P.とは、荒川工事基準面を指す。

多摩川洪水予報伝達系統図



- 基本形：法令の定めによる伝達系統
- - - - 協力形：確実な伝達を図るための重複補助
- · - · - 補助形：基本形が途絶したときの予備

住民等への伝達は、防災行政無線、くにたちメール、広報車、電話、ファックス、市職員、消防団等により行う。

浸水想定区域内の要配慮者施設とは、サンビレッジ国立、老人保健施設あるふぁ国立、社会福祉法人睦月会わかばの家、シルバーハイツ谷保、来歩ハウス、メゾン・ド・歩人、国立文化幼稚園、国立あおいとり保育園、社会福祉法人滝乃川学園サマー・リーフ、社会福祉法人滝乃川学園にんげんの輪、NPO 法人南風 ありがとう村が対象。

### 水防警報

水防警報は、国土交通大臣または都道府県知事が、水防管理団体の活動指針として発令する。京浜河川事務所は、多摩川を対象として水防警報を発令し、本市には北多摩北部建設事務所及び都建設局より防災安全課へ伝達される。

### 小河内ダム放流通報

防災安全課は、都水道局から北多摩北部建設事務所を通じて、小河内ダム放流通報を受けた場合、関係各部及び関係機関に連絡する。

水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	<p>1. 出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>2. 水防機関の出勤時間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</p>	<p>気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき</p>
準備	<p>水防活動に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの</p>	<p>雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。</p> <p>水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。</p>
出勤	<p>水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき</p>
指示	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</p>	<p>氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき</p>
解除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であったも、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。</p>
情報	<p>雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。</p>	<p>状況により必要と認めるとき。</p>
<p>地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。</p>		

水防警報河川の発表基準地点

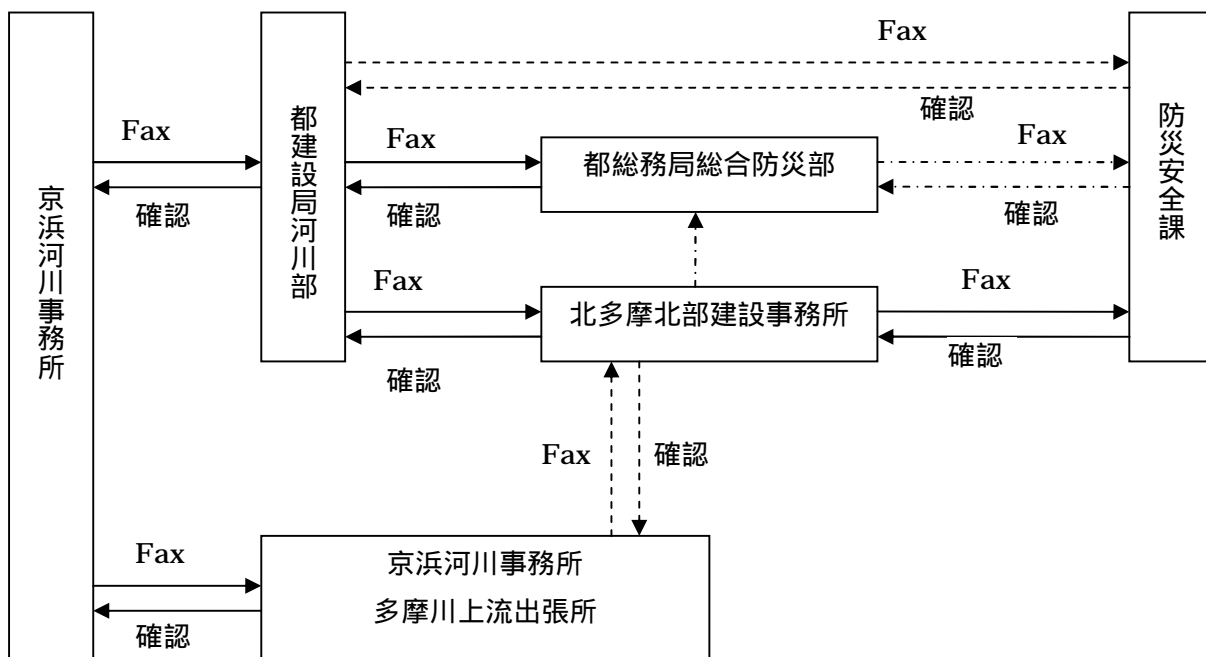
河川	水防警報区		基準地点	担当 河川事務所
多摩川	左岸	自 昭島市拝島町 3 丁目 1549 番地先 至 国立市泉 2 丁目 6 番地先	日野橋	京浜
	右岸	自 八王子市高月町 2402 番地先 至 日野市落川 1397 番地先		



### 水防警報発表基準水位

基準地点	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位	計画高水位	零点高
日野橋	2.00m	2.80m	-	3.80m	4.71m	A.P.+ 65.200m

### 水防警報伝達系統図



- 基本形：法令の定めによる伝達系統
- 協力形：確実な伝達を図るための重複補助
- ..... 補助形：基本形が途絶したときの予備

### (3) 土砂災害警戒情報

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という）」に基づき、都が実施した「急傾斜地崩壊危険箇所調査（平成14年3月）」では、市内の急傾斜地崩壊危険箇所は青柳328番地先の芝切場と谷保4060番地付近の2箇所である。また、本市に隣接して2箇所（国分寺市日吉町2丁目36番及び国分寺市内藤2丁目1番）の急傾斜地崩壊危険箇所があり影響を及ぼすと考えられる。このため、気象庁および東京都により土砂災害警戒情報が発表された場合、防災行政無線やくにたちメール配信等を利用し、対象地区の住民等に直ちにその旨を伝達する。

## 2. 避難準備、避難勧告または指示（防災安全課）

### (1) 事前避難

風水害の発生により、家屋等の浸水または土砂災害の発生に伴う家屋の損壊等の

危険を認識した場合、または、市民が自らの身が危険な状況であると認識した場合は、事前に自主的に避難し、その旨を市へ連絡する。また、要配慮者は避難に時間がかかることが予想されることから、市は、必要に応じて避難準備情報を発表し、避難にあたっては消防団員、自主防災組織の協力を要請する。

(2) 避難準備、避難勧告または指示の発令

本部長（市長）は、避難の必要を認めるときは避難準備、避難勧告または指示を発令する。

【三類型の避難勧告等一覧】

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要配慮者 避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況。</li> <li>人的被害の発生した状況。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了。</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動。</li> </ul>

自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

(3) 避難判断基準

避難準備、勧告等の判断は、上流域の雨量、水位の状況、气象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、住民の通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。また、市長と都、気象庁、京浜河川事務所とのホットラインによる情報提供により判断する場合もある。

避難準備の目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>調布橋観測所の水位が避難判断水位に達したとき</li> <li>土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>急傾斜地の近隣で前兆現象（湧水、地下水の濁りや量の変化）が発見されたとき</li> <li>その他避難準備の必要が予想される各種情報の収受、又は気象警報が発せられたとき</li> <li>要配慮者の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認めるとき</li> </ul>
---------	---

避難勧告・避難指示の目安	<p>調布橋観測所の水位がはん濫危険水位に達したとき</p> <p>土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれるとき</p> <p>急傾斜地の近隣で前兆現象（斜面崩壊、斜面のはらみ、よう壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき</p> <p>避難の必要が予想される各種警報等が発せられたとき</p> <p>河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき</p> <p>短時間かつ局地的な集中豪雨等により、急激な浸水危険があるとき</p> <p>特別警報が発せられたとき</p> <p>その他、市民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認めるとき</p>
--------------	--

#### (4) 浸水想定区域内の要配慮者施設への対応

浸水想定区域内において主として要配慮者が利用する施設で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設に対しては、電話、FAX等により洪水予報や避難準備等を伝達する。また、施設管理者が的確に避難確保計画を作成し、訓練ができるように必要な支援を行う。

浸水想定区域内の要配慮者施設一覧

施設名称	所在地	電話番号
サンビレッジ国立	谷保 3079-1	577-8800
老人保健施設あるふぁ国立	谷保 6-17-37	577-8121
社会福祉法人睦月会わかばの家	谷保 3140	571-1115
シルバーハイツ谷保	谷保 1002-1	574-5211
来歩ハウス	泉 1-13-23	843-2994
メゾン・ド・歩人	泉 1-13-22	843-2993
国立文化幼稚園	谷保 217	573-0238
国立あおいとり保育園	泉 5-2-1	572-1154
社会福祉法人滝乃川学園サマー・リーフ	泉 2-8-6	573-7671
社会福祉法人滝乃川学園にんげんの輪	谷保 6-12-46	576-8601
NPO 法人南風 ありがとう村	谷保 61	574-2608

#### (5) 避難所開設等の報告

避難所の開設や避難勧告等を発令した場合は、災害情報システム(DIS)により東京都へ報告する。

### 3. 避難準備、避難勧告または指示の伝達と避難者の誘導（市民課）

市民課は、市民に対して防災行政無線、広報車、くにたちメール配信、Twitter等により次の内容を明らかにして避難勧告等の伝達と誘導を行う。また、消防団および現地対応職員は、警察官および消防吏員の補助を行い避難者の誘導にあたる。避難の

必要がなくなった場合は、その旨を公示する。なお、避難が遅れた場合又は遅れることが予想される場合は、緊急一時避難施設（国立第三中学校及び都営泉二丁目アパート）へ避難する。

避難準備、避難勧告または指示の内容	避難対象地域（町丁目名、番地名、施設名） 避難の理由（危険要因とその発生場所） 避難先名、避難経路 避難行動時の注意事項（携行品、要配慮者への支援）
-------------------	---

#### 多摩川浸水想定区域の避難所

国立第一小学校、 国立第五小学校、 国立第六小学校、 国立第七小学校、 国立第二中学校
---

## 第2 生活環境部、都市整備部・まちづくり推進本部

環境政策課職員および道路下水道課職員は、警戒体制配備時には、主に次の活動に従事する。また、災害対策基本体制配備時は、第1章「第4節 災害対策基本体制の業務」を準用する。

情報の収集と把握、情報の提供  
 市民からの通報による現地確認  
 危険が予想される場所の巡回  
 被害の応急措置  
 関係機関との情報交換等

## 第3 教育委員会

### 1. 避難誘導（生涯学習課）

生涯学習課は、市民課と協力して避難所へ避難者を誘導する。

### 2. 避難所の運営（教育指導支援課、中央図書館）

教育指導支援課及び中央図書館は、子ども家庭部の支援を受け、避難所を運営する。

## 第3章 大規模事故等応急対策

国立市では、木造家屋が集積する市街地が広がる一方、幹線道路や鉄道、高速道路が存在し、上空では米軍や自衛隊の航空機が頻繁に通過している。

これらの施設等において大規模な事故が発生した場合には、市民に多数の負傷者等の被害が発生し、市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される。

これらの事故は、原則として原因者が応急措置を行い、救助救急活動については消防機関等が行うこととなるが、市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される場合には、本市においても情報収集や避難活動等を行い、事故の影響を最小限に食い止める必要がある。

### 第1節 計画の目的と対象

#### 1. 目的

大規模事故、危険物事故、大規模火災、その他の原因により、市民生活に重大な被害を及ぼす事態（以下「大規模事故等」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合に、被害状況を把握し、災害の周辺地域への拡大防止を図り、市民の避難誘導や救援救護活動等を実施することにより市民の生命と財産を確保することを目的とする。

#### 2. 計画の対象

対象とする大規模事故等は次のとおりである。

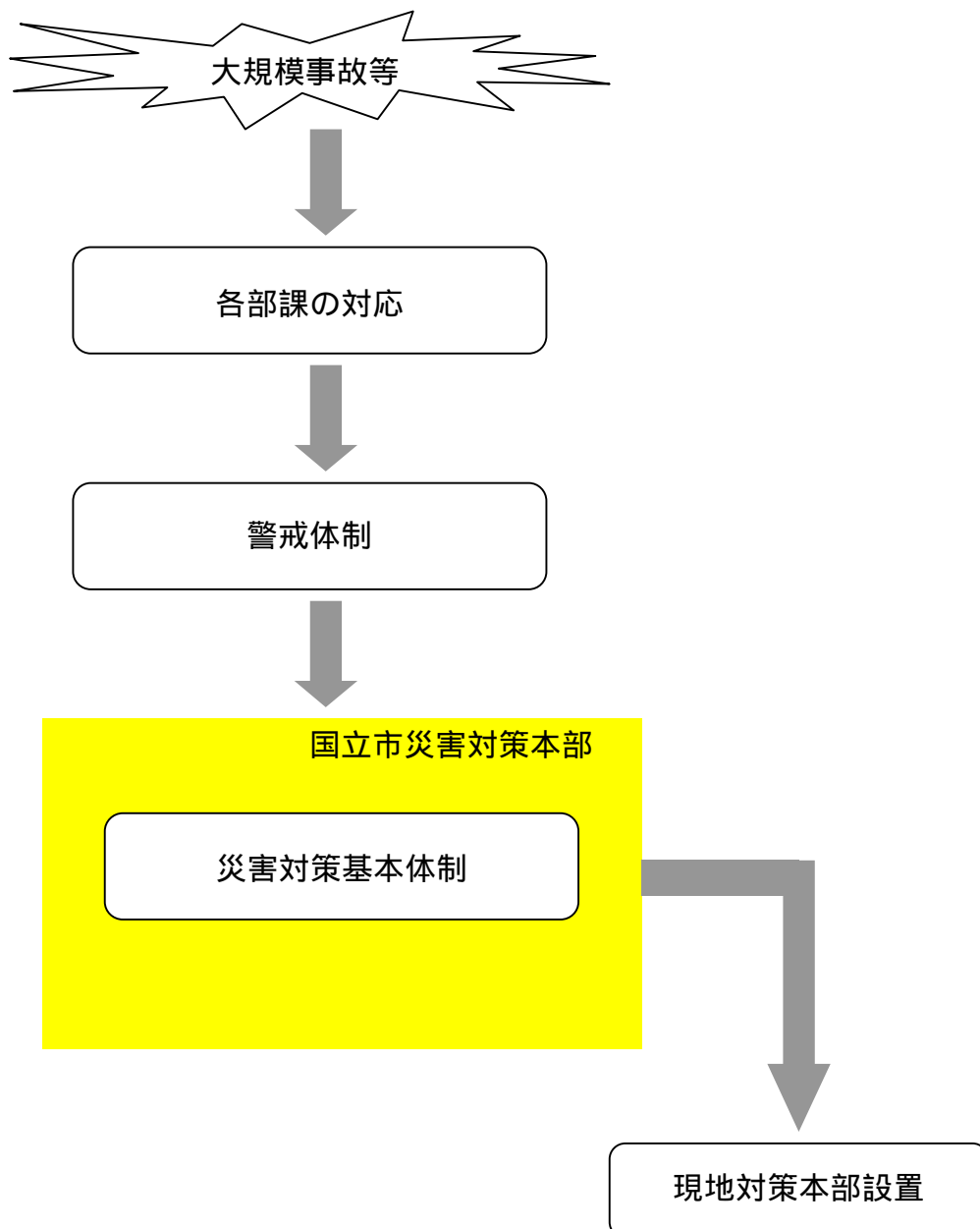
計画の対象となる大規模事故等が、仮にテロ行為等によって引き起こされた重大事故の場合は、国立市国民保護計画（平成25年5月）による対応となるが、特に初動対応においては、人身の安全を確保する目的から対応することとする。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>1) 大規模事故<ul style="list-style-type: none"><li>・ 鉄道事故災害</li><li>・ 航空機災害</li><li>・ 道路事故災害</li><li>・ 危険物事故（危険物等の爆発、流出事故等）</li><li>・ 大規模火災</li></ul></li><li>2) 火山災害</li><li>3) 原子力災害</li><li>4) その他市民生活に重大な被害を及ぼす事態</li></ul> |
|--|

## 第2節 危機管理体制

非常時の危機管理体制は、該当する各部課の対応を踏まえ、事故の規模等により「警戒体制」、あるいは市本部の設置に基づく「災害対策基本体制」を配備する。また、市本部は、大規模事故等の状況に応じて、現地対策本部を設置し、東京都が設置する現地連絡調整所と連携を図る。

活動体制配備の流れ



### 第3節 大規模事故応急活動業務

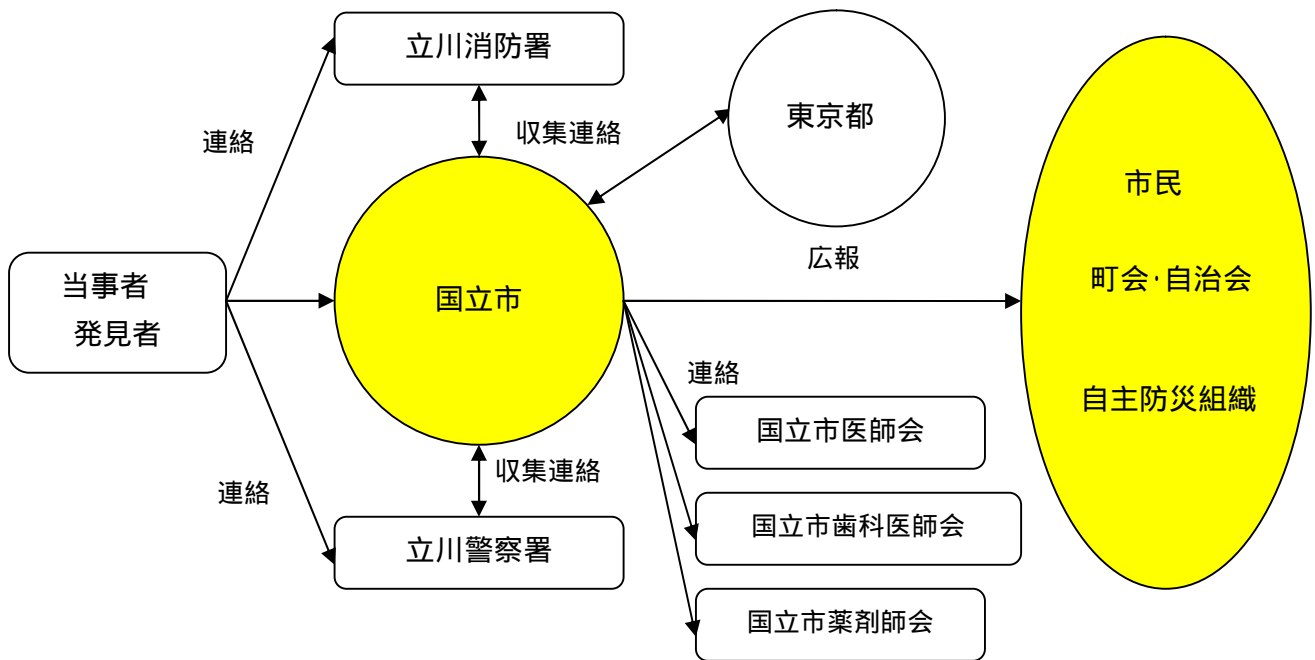
本節は、大規模事故における市及び関係機関が実施する応急活動の基本的事項を定めたものである。なお、本節で特に記載のない事項は、第1章「第3節 緊急初動体制における業務」、「第4節 災害対策基本体制時の業務」を準用する。

#### 第1 行政管理部

##### 1. 情報連絡（防災安全課）

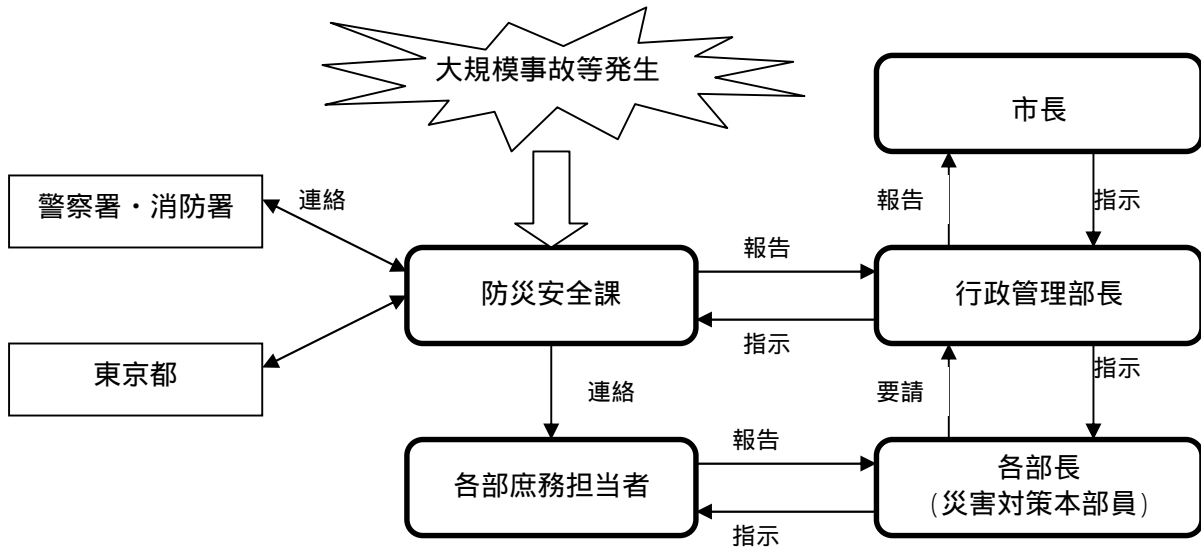
市は、立川警察署や立川消防署等と情報の収集連絡を行うとともに、国立市医師会等への連絡、市民等への広報を実施する。

事故発生初動時には、防災課を経由し、庁内部課及び関係機関へ連絡する。また、夜間・休日等は、守衛室を経由し、関係各部課へ連絡等を行う。

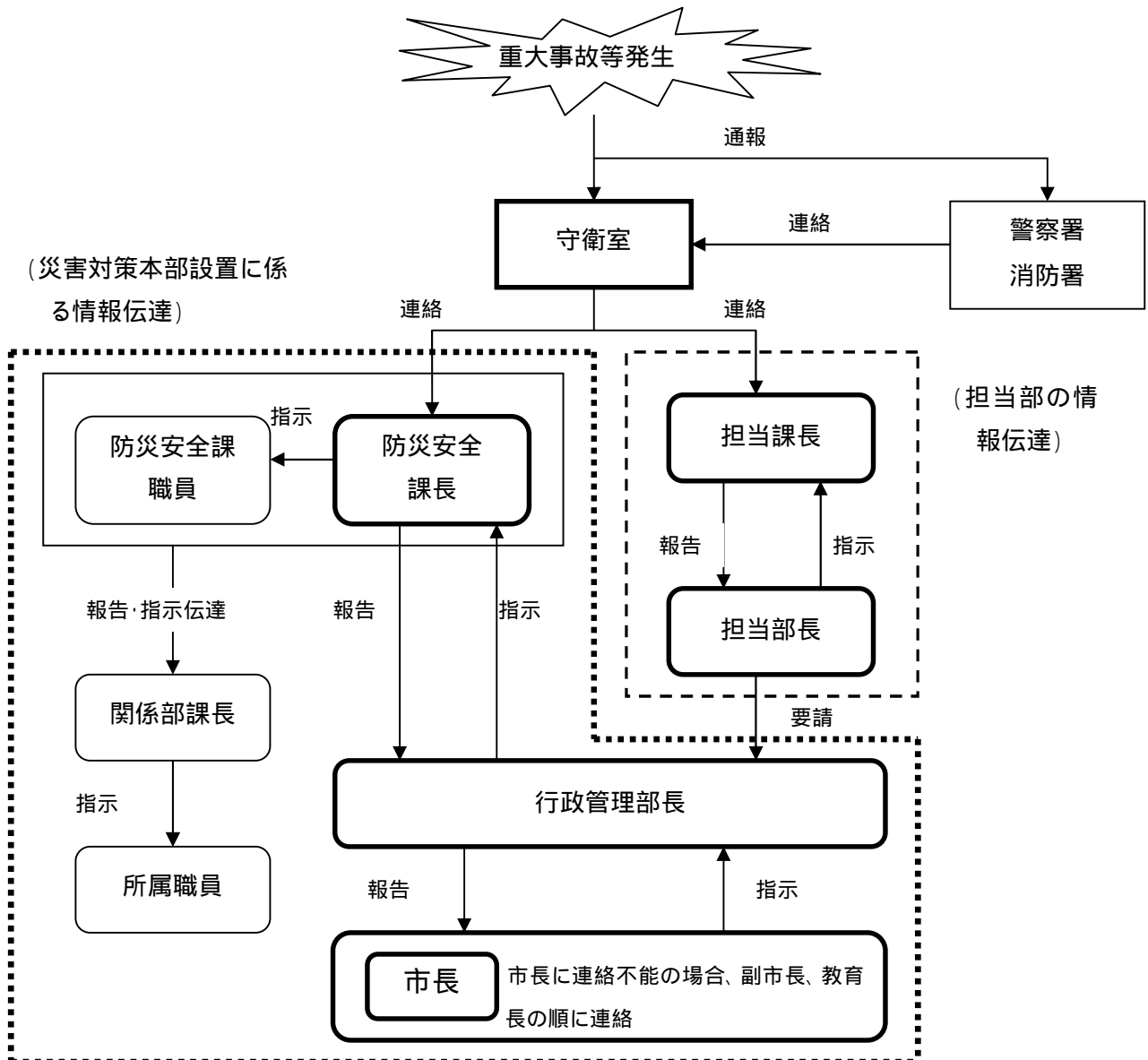


市民への広報手段としては、防災無線、広報車、ホームページ、くにたちメール配信、広報紙、報道機関、JCN マイテレビ等を用いる。

初動時の情報連絡

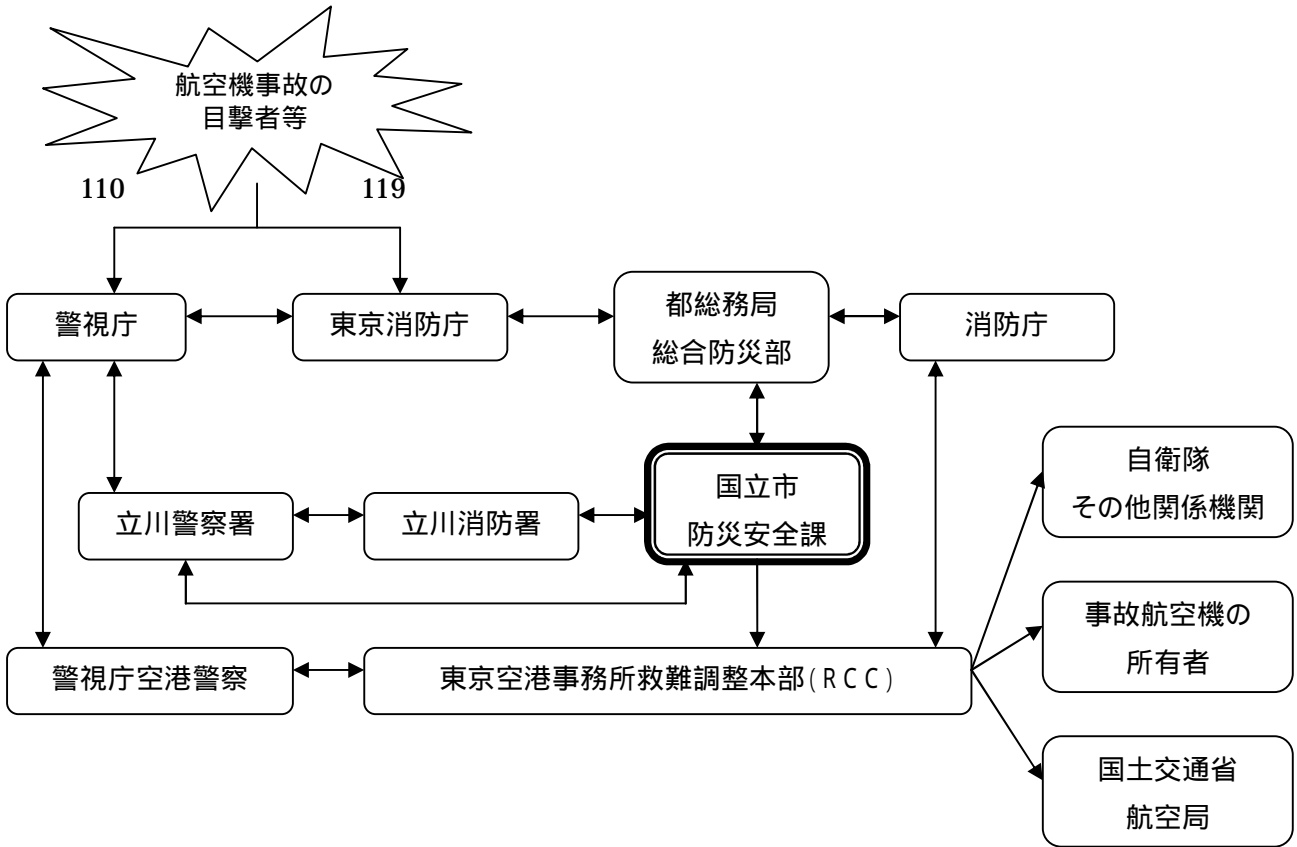


夜間・休日等の情報連絡



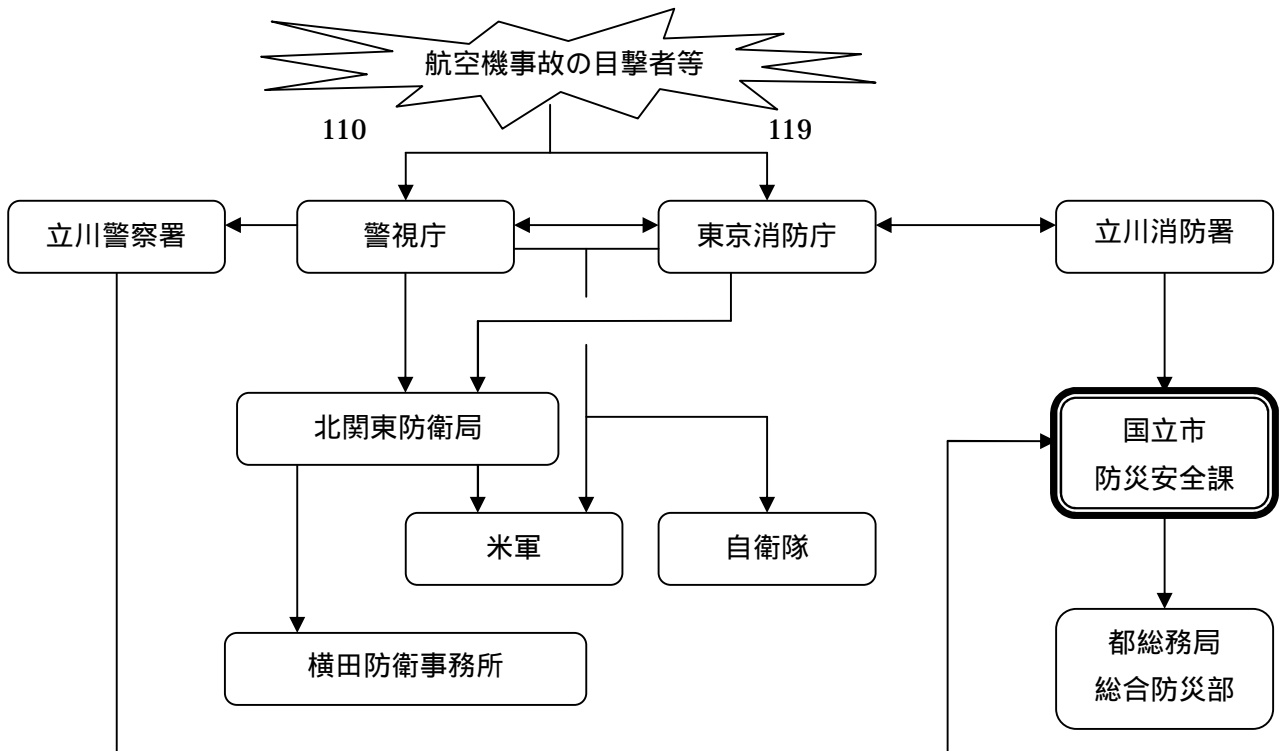


民間航空機事故の通報経路



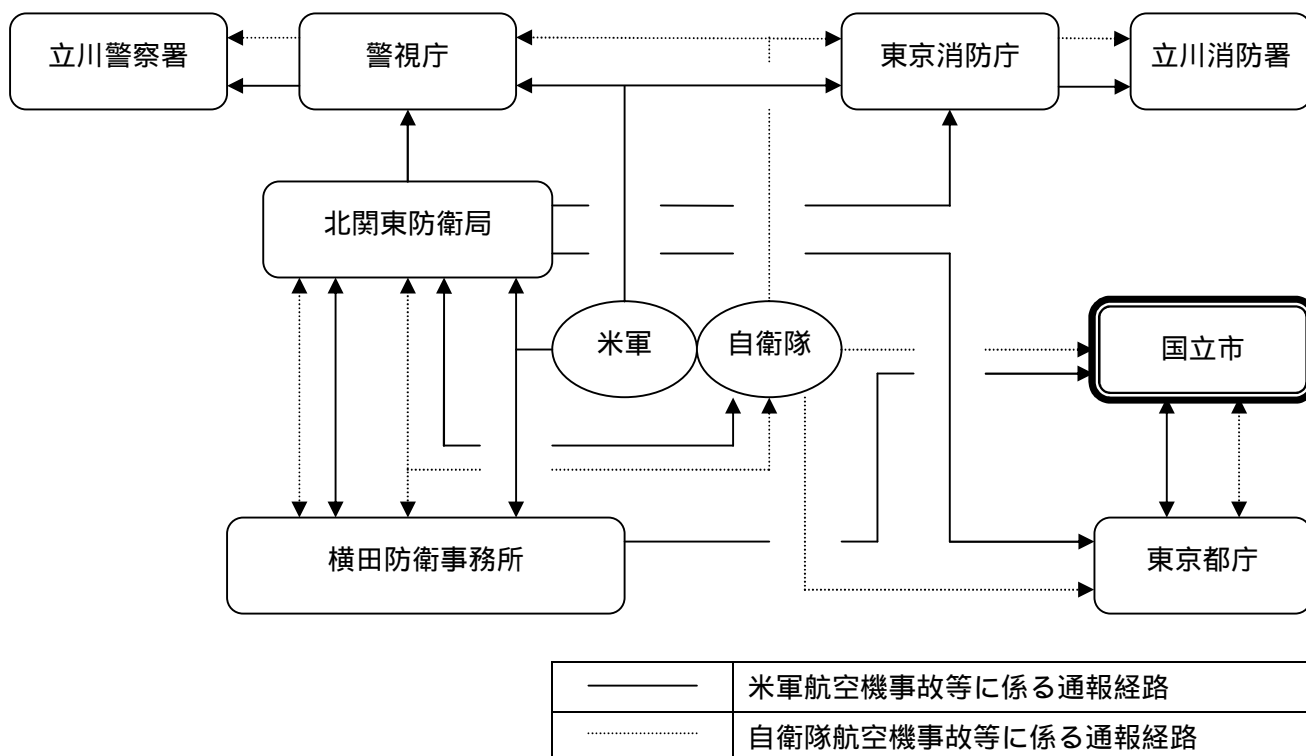
自衛隊機または米軍機事故の通報経路

【目撃者等からの通報経路】



出典：「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」(北関東防衛局)

【米軍または自衛隊からの通報経路】



出典：「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」（北関東防衛局）

2. 避難勧告・指示（防災安全課）

本部長（市長）は、警察署長及び消防署長と協議の上、避難所及び避難所候補施設等から避難先を定めて行う。

避難勧告・指示の基準	火災が拡大するおそれがあるとき 爆発のおそれがあるとき 危険物、高圧ガス等の流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき その他、市民の生命または身体を災害から保護するため、必要と認められるとき
------------	---

3. 警戒区域の指定（防災安全課）

本部長は、特に必要があるときは警戒区域を指定し、災害応急対策従事者以外に対して立ち入りを制限若しくは禁止し、当該区域からの退去を命ずる。

4. 避難勧告・指示の伝達と避難者の誘導（市民課）

市民課は、防災行政無線、広報車、くにたちメール配信、Twitter 等により避難勧告等の伝達と避難誘導を行う。

## 第2 教育委員会

1. 避難誘導（生涯学習課）

生涯学習課は、市民課と協力して避難所へ避難者を誘導する。

2. 避難所の運営（教育指導支援課、中央図書館）

教育指導支援課及び中央図書館は、子ども家庭部の支援を受け、避難所を運営する。

### 第3 国立市消防団

国立市消防団は、次の活動にあたる。

- ア 被災情報の収集と伝達
- イ 消防署隊と連携して消火活動、避難路防護活動
- ウ 市民等の救出活動と負傷者に対する応急処置
- エ 住民への避難勧告・指示の伝達、避難路の安全確保、避難所の防護

### 第4 指定参集職員

指定参集職員は、本部長（市長）が定めた避難所の開設を行う。

## 第4節 火山災害応急活動業務

火山噴火予知連絡会では、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として47火山を選定している。このうち、本市に被害を及ぼす火山としては富士山、箱根山がある。本市までは距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることは無いが、広範囲な降灰被害が予想される。

なお、本節で特に記載のない事項は、第1章「第3節 緊急初動体制における業務」、  
「第4節 災害対策基本体制時の業務」を準用する。

### 第1 行政管理部

防災安全課は、噴火降灰対策の情報連絡経路は次のとおりとする。また、降灰確認時は、東京都を通じて気象庁火山監視・情報センターに情報を集約する。

### 第2 政策経営部

秘書広報課は、情報管理課と協力して、市民等に対して防災行政無線、市ホームページ、広報車、くにたちメール配信、Twitter等により噴火予警報並びに降灰予報の広報を行う。

### 第3 健康福祉部

健康増進課は、基本的には降灰時の医療救護活動を通常体制にて行うが、必要に応じて傷病者の救出、応急措置、搬送の要請、医療救護所の設置等を行う。

### 第4 生活環境部

#### 1. 火山灰の収集・運搬（ごみ減量課）

火山灰の収集は、原則として、土地所有者または管理者が行う。

宅地等に降った火山灰の運搬は、市が行う。

収集した火山灰の処分は、国、都の検討を踏まえて市が実施する。

その他、被害状況の把握、被害額の算定及び都への報告を行う。

#### 2. 農地等の降灰除去（産業振興課）

都及び農協等と連携し次の活動を行う。

降灰予報を踏まえた指導を実施

土壌改良の指導及び代替作物の選定

除灰作業の指導

## 第5 都市整備部・まちづくり推進本部

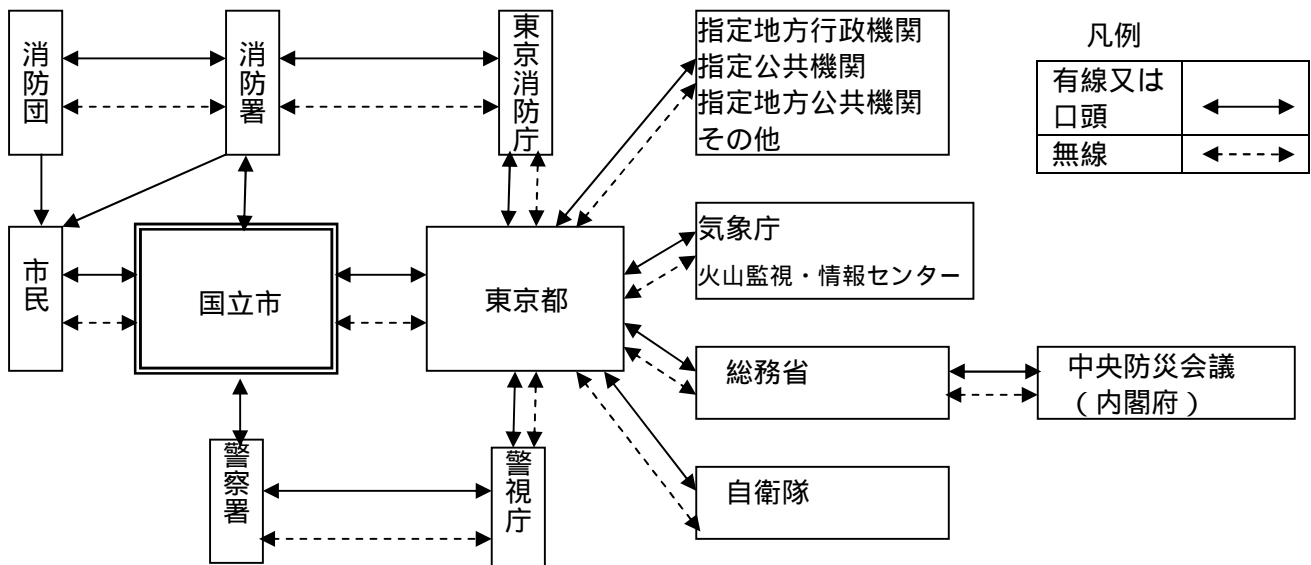
### 1. 道路施設の応急復旧（道路下水道課）

降灰により、道路施設が被害を受けた場合、速やかに被害調査を実施し、関係機関に周知するとともに復旧を図る。

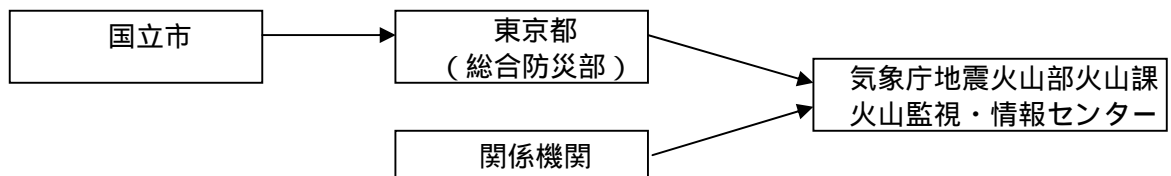
### 2. 下水道施設の応急復旧（道路下水道課）

降灰時においては、被害状況を把握し、都の技術支援等を受けながら汚水、雨水の疎通に支障のないよう対策を講じる。

噴火降灰対策における情報連絡経路



降灰時の情報連絡経路



降灰調査項目

降灰の有無・堆積の状況	時刻・降灰の強さ	構成粒子の大きさ
構成粒子の種類・特徴等	堆積物の採取	写真撮影
降灰量・降灰の厚さ	構成粒子の大きさ（詳細）	
（：可能な限り）		

降灰の強さ

階級	解説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確のわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

## 第5節 原子力災害応急活動業務

東京都の地域は、国の原子力規制委員会が策定した「原子力災害対策指針」における原子力災害対策重点区域に含まれていない。このため、国内の原子力施設において原子力緊急事態が発生した場合でも、市内に避難等の対応が必要となる事態は考えにくい。しかし、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故では、東京においても様々な影響を受けた。この経験を踏まえて、原子力災害に関する情報収集や市民への連絡体制整備、市民の混乱防止や市民生活の安心・安全を図る活動を行う。

なお、本節で特に記載のない事項は、第1章「第3節 緊急初動体制における業務」、第4節「災害対策基本体制時の業務」を準用する。

### 第1 行政管理部

防災安全課は、都、国、関係機関から事故発生時や原子力緊急事態宣言発出後の原子力施設周辺の状況、モニタリング情報等の必要な情報を収集するとともに、都、国等の応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策に活用する。

### 第2 政策経営部

秘書広報課は、情報管理課と協力して防災行政無線、市ホームページ、広報車、くにたちメール配信、Twitter等により、市民の不安の解消や市民生活の混乱防止等に係る情報提供を行う。

### 第3 生活環境部

環境政策課は、都と連携し、主要な公共施設等における放射能濃度を測定し、観測データの共有に努め、市民生活への影響の有無又はその大きさを把握し、結果を市民に公表する。

## 第4章 健康危機等応急対策

近年、新型インフルエンザ、SARS(重症性呼吸器症候群)、BSE(牛海綿状脳症)問題など、生命や健康及び生活環境を脅かす危機が相次いで発生している。このような市民生活に重大な被害を生じさせる感染症等の健康危機に対して、発生を未然に防止するとともに被害を最小限に食い止める対策が求められている。

### 第1節 計画の目的

本計画は、新型インフルエンザ等の健康危機を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的とする。

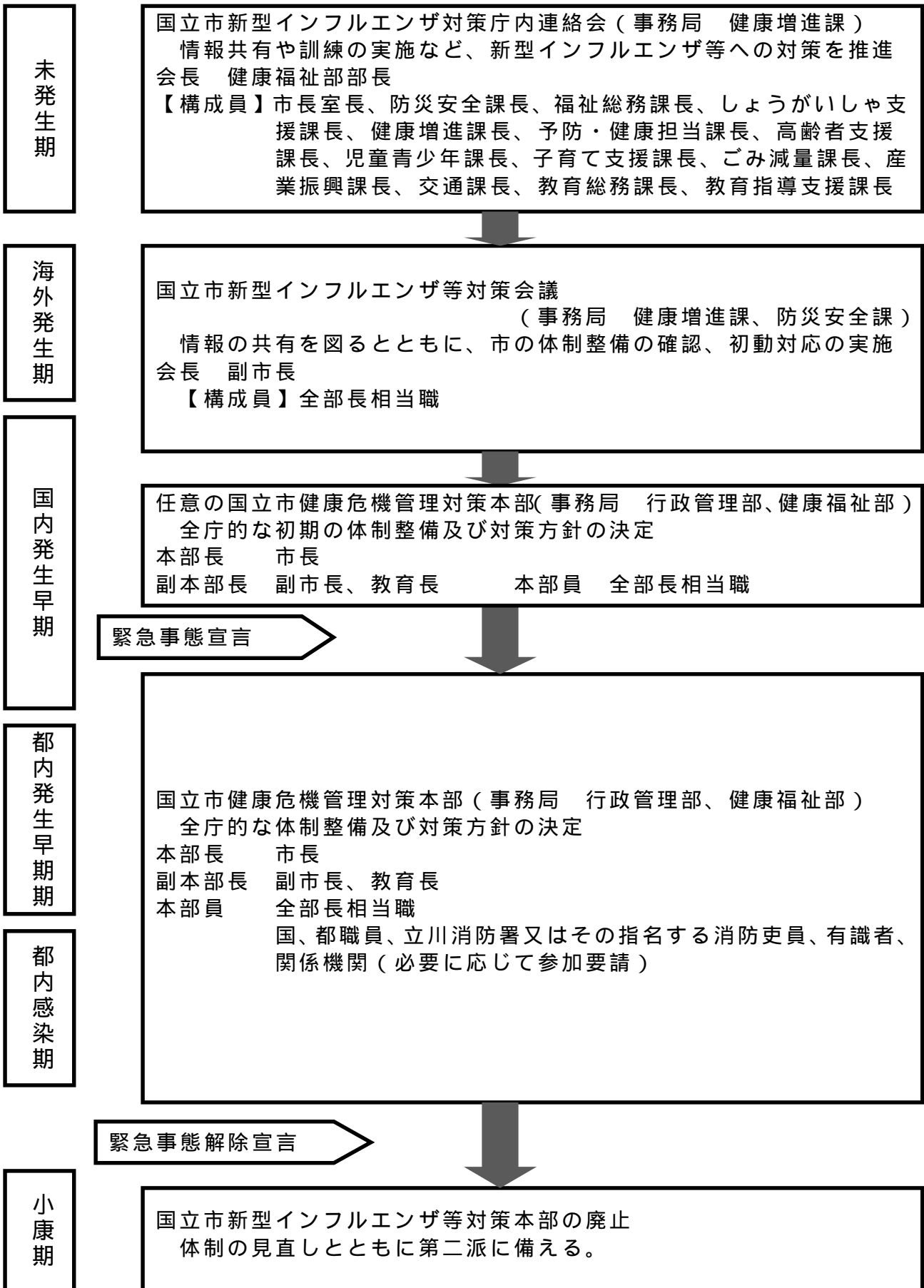
なお、本市の健康危機対策については「国立市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき実施する。このため、本章はその概要について述べるものとする。

### 第2節 市の実施体制

本市では、政府対策本部長により新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた時には、直ちに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号、以下「特措法」という。)及び国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例に基づき国立市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置し、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

なお、平常時には、国立市新型インフルエンザ対策庁内連絡会(以下「庁内連絡会」という。)において、全庁的な新型インフルエンザ等の対策会議を開催し、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合には、健康福祉部長が関係部長によって構成される国立市新型インフルエンザ等対策会議(以下「対策会議」という。)を設置し、情報の共有を図るとともに、市として初動対応を行う。さらに、国内で患者が発生した場合には、緊急事態宣言が行われる前であっても必要に応じて、市対策本部に準じた任意の国立市健康危機管理対策本部を設置する。

危機管理体制概略図





### 第3節 発生段階に応じた主な対策

#### 1. 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対応は、感染の段階に応じた対応がなされる必要がある。このため、次の通り発生段階定める。

なお、発生段階の移行については、東京都が必要に応じて国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）（本部長：知事）が決定する。

#### 新型インフルエンザ等の発生段階

政府行動計画		東京都行動計画		状態	
国	地方	国立市行動計画			
未発生期		未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	< 医療体制 >	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第1ステージ (通常の院内体制)		流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第2ステージ (院内体制の強化)		流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
			第3ステージ (緊急体制)		
小康期		小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

## 2. 対策の考え方

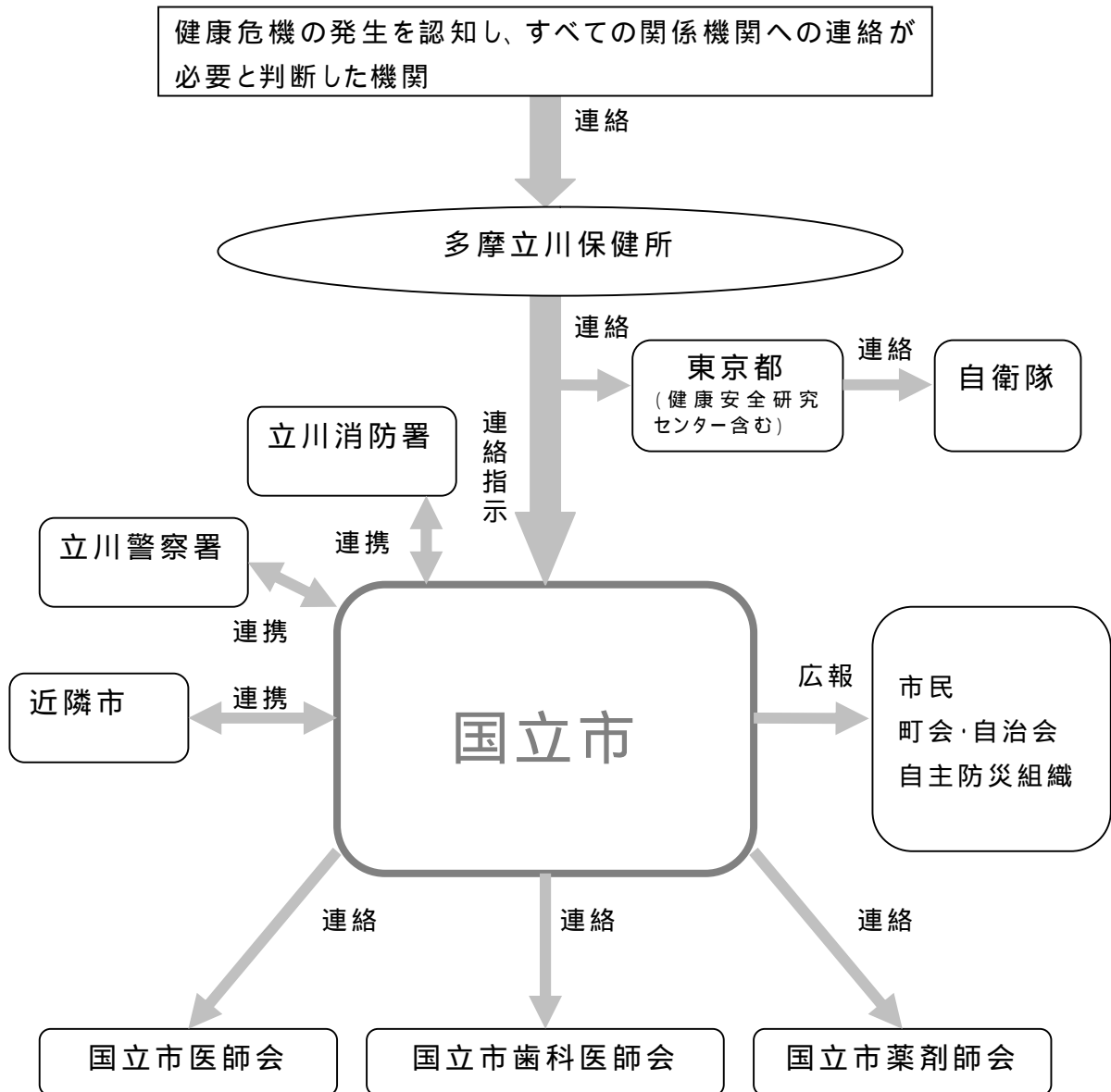
新型インフルエンザ等の発生段階における対策の考え方は次のとおり。

政府行動計画		東京都行動計画 国立市行動計画	対策の考え方		
国	地方				
未発生期		未発生期	<p>平素から国立市行動計画等を踏まえ、関係機関との連携、対応体制の構築、訓練の実施、人材の育成等の事前の準備。</p> <p>市民、事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を実施。</p>		
海外発生期		海外発生期	<p>病原性・感染力が高い場合を想定して対応。積極的な情報収集。</p> <p>都内のサーベイランス・情報収集体制を強化。</p> <p>注意喚起、情報提供等により、区市町村、医療機関等に準備を促す。</p> <p>都内発生に備えた体制整備。</p>		
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期 (都内未発生)	<p>流行のピークを遅らせる感染拡大防止等。都民への積極的な情報提供・相談対応。</p> <p>住民接種の早急な準備。</p>		
	地域発生早期	都内発生早期	<p>引き続き感染拡大防止策等の実施、緊急事態宣言時には積極的な感染拡大防止策実施。</p> <p>都民へ積極的な情報提供。</p> <p>海外、国内の情報集約と医療機関への提供。</p> <p>都内感染期への移行に備えた体制整備。</p> <p>住民接種の準備及び実施。</p>		
国内感染期	地域感染期	都内感染期	<医療体制>	<p>被害軽減策の実施。</p> <p>積極的な情報提供。</p> <p>医療提供体制への負荷の軽減。</p> <p>医療提供体制の維持。ライフライン等の事業活動の維持。</p> <p>住民接種の速やかな実施。</p> <p>状況に応じた対策の縮小・中止。</p>	<p>外来診療は原則かかりつけ医の対応。</p> <p>一般病床を有するすべての医療機関で受入。</p> <p>抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫把握。</p>
			第1ステージ (通常の院内体制)		<p>都の要請を入院医療機関へ周知。</p> <p>市医師会や市薬剤師会へ重症患者受入医療機関への支援を要請。</p>
			第2ステージ (院内体制の強化)		<p>医療機関へ更なる患者の収容を要請。</p> <p>市医師会や市薬剤師会へ重症患者受入医療機関への支援を要請。</p>
小康期		小康期	<p>第二波の流行への備え。</p> <p>第二波の流行に備え市民へ情報提供。</p> <p>情報収集の継続、第二波発生の早期探知。</p> <p>第二波流行の影響を軽減する住民接種の実施。</p>		

## 第4節 関係機関相互の情報収集と市民への広報

市は、多摩立川保健所をはじめ、立川警察署、立川消防署等と連携を図り、国立市医師会等への連絡、市民等への広報を実施する。

### 機関間の情報連絡



市民への広報手段としては、ホームページ、くにたちメール配信、Twitter、防災行政無線、広報車、広報紙、まちかど保健室等を活用した情報提供。報道機関、ジェイコム多摩、エフエム立川等への放送依頼。

## 第5節 各部の主な役割

本市各部の主な役割は次のとおり。

部署名	主な役割
経営政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関への対応に関する事</li> <li>・広報など情報提供、集約に関する事</li> <li>・情報の収集、伝達及び処理に関する事</li> <li>・市主催行事の自粛に関する事</li> </ul>
行政管理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部の設置・運営に関する事</li> <li>・対策会議の設置・運営に関する事</li> <li>・国・都・他の自治体との連携に関する事</li> <li>・市職員の感染予防・サービス・り患状況に関する事</li> <li>・市職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関する事</li> <li>・火葬、埋葬の許可、整備に関する事</li> <li>・遺体安置所の設置、運用に関する事</li> <li>・公用車の使用に関する事</li> </ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部の設置・運営に関する事</li> <li>・対策会議の設置・運営に関する事</li> <li>・庁内連絡会の運営に関する事</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事</li> <li>・新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関する事</li> <li>・予防接種（特定接種、住民接種）に関する事</li> <li>・市民からの相談体制・相談窓口に関する事</li> <li>・市内の医療機関等及び関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>・在宅の高齢者・しょうがい者など要配慮者の支援に関する事</li> <li>・感染防護服、医薬品等の確保に関する事</li> </ul>
子供家庭部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園、幼稚園等における感染予防に関する事</li> <li>・保育園、幼稚園等における感染状況の把握に関する事</li> <li>・保育園等の救援措置に関する事</li> </ul>
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出抑制に関する事</li> <li>・ごみの収集に関する事</li> <li>・集会所等のコミュニティ施設の閉館等に関する事</li> <li>・商工関係団体等への情報提供及び連携に関する事</li> </ul>
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関への情報提供に関する事</li> <li>・コミュニティバスの運行中止等に関する事</li> <li>・自転車駐車場等の使用に関する事</li> <li>・下水道の維持に関する事</li> </ul>
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小・中学校の感染予防に関する事</li> <li>・市内小・中学校の感染状況の把握に関する事</li> <li>・市内小・中学校の休校措置に関する事</li> </ul>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会との連絡調整に関する事</li> </ul>
まちづくり推進本部 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会との連絡調整に関する事</li> <li>・他部署の応援に関する事</li> </ul>

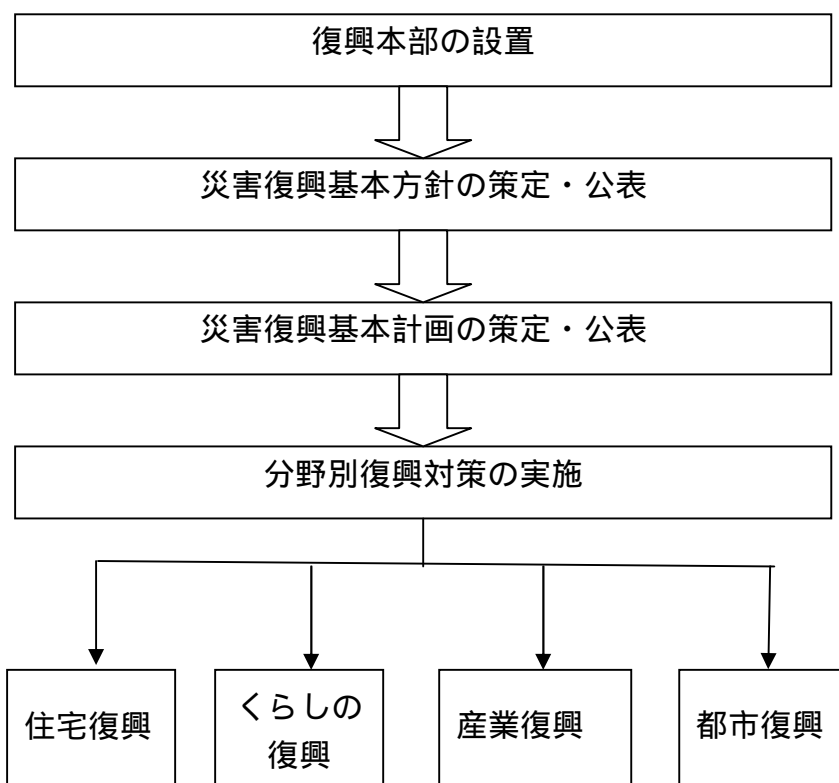
## 第 4 部 災害復興計画

## 第1章 災害復興の基本的考え方（政策経営部、各部）

大規模な災害が発生した場合、被災者の生活を一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることを第一の目的として、速やかに復興方針を定めて対策を講じる必要がある。その上で、さらに安全で安心な持続的発展が可能なまちづくり等、より高い水準の都市像を目指すためには、復興期における市民の二次的災害を防ぐよう、市民の意向に十分配慮し協働して取り組むものとする。

対策項目	担当部
第1章 災害復興の基本的考え方	政策経営部、各部
第2章 復興体制の確立	政策経営部、各部
第3章 災害復興計画の策定	政策経営部、各部
第4章 復興市民組織の形成	政策経営部、各部
第5章 生活復興対策の実施	政策経営部、健康福祉部、生活環境部、都市整備部・まちづくり推進本部、教育委員会
第6章 都市復興対策の実施	政策経営部、都市整備部・まちづくり推進本部
第7章 被災者総合相談所の設置	政策経営部、各部

### < 災害復興の流れ >



\* 災害復興を迅速に推進するため、あらかじめ災害復興本部条例・同施行規則、市街地復興整備条例等の制定、地域復興協議会の結成等を図る。

## 第2章 復興体制の確立(政策経営部、各部)

### 第1 災害復興本部の設置

市は、災害により被害を受けた地域が市の地域内で相当の範囲に及び、かつ復興に相当の期間を要すると考えられる大規模な被害を受けた場合に、被災後1週間程度の早い時期に市長を本部長とする国立市災害復興本部を設置する。また、政策経営部長を長とする事務局を政策経営部内に設置する。

### 第2 災害復興本部の役割

災害復興本部は、速やかに災害復興基本方針、復興基本計画、復興まちづくり計画及び復興事業計画を策定し、復興事業を長期的視点に立って、迅速かつ計画的に実施する。

## 第3章 災害復興計画の策定(政策経営部、各部)

### 第1 災害復興基本方針の策定

本部長(市長)は、復興後の市民生活やまちの姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、次の事項に配慮し、被災後2週間以内を目途に復興本部会議の審議を経て災害復興基本方針を策定し市民に公表する。

- |                               |
|-------------------------------|
| ア 暮らしの速やかな再建と安定               |
| イ 安全で快適な生活環境づくり               |
| ウ 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造 |

### 第2 災害復興基本計画の策定

本部長(市長)は、被災後6ヶ月を目途に災害復興基本方針に基づき、復興に係る最上位の計画として総合的な復興基本計画を策定し市民に公表する。

## 第4章 復興市民組織の形成(政策経営部、各部)

地域の災害復興は、産業、住宅、地域、環境、教育、福祉、都市機能など多くの分野が関連しており、市民、自治会、事業所等の地域が主体となって、復興を推進することが必要である。このため、市民、自治会、事業所等による復興市民組織を形成し、災害復興基本計画や復興まちづくり計画等の計画策定過程への参画を推進し、行政と協働して復興に取り組む。

## 第5章 生活復興対策の実施 (政策経営部、健康福祉部、生活環境部、 都市整備部・まちづくり推進本部、教育委員会)

復興本部は、都と協力し市民の生活を災害発生前の状態に戻し、その安定を図ることに加え、防災性を考慮した住宅、くらし、産業に関する復興対策を推進する。

### 第1 住宅の復興対策

復興本部は、都と協力して被災者自身の住宅再建支援、再建が困難な被災者に対する住宅の供給等について総合的な対策を講じる。

住宅の再建支援にあたって、自主再建、民間または公的住宅の確保等、住宅確保方策のメニューを明らかにし、被災者の選択意志を尊重して推進する。

被災地域における住宅再建は、極力、従前のコミュニティを維持する視点から、地域の小売商店や福祉サービス事業所、また、新たなコミュニティビジネスの実施等地域と一体となった産業の再建とともに推進する。

- |   |  |
|---|--|
| ア | 住宅復興計画の策定  |
| イ | 応急的住宅取得への支援 <ul style="list-style-type: none"><li>被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給、公的・民間住宅等一時提供住宅の供給</li></ul>                    |
| ウ | 自力再建への支援 <ul style="list-style-type: none"><li>助成・融資等情報の提供、住宅資産の活用・マンション再建・まちづくり等コーディネーター等の派遣、地域復興協議会への支援等</li></ul> |
| エ | 公的住宅の供給支援 <ul style="list-style-type: none"><li>東京都、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社と協力した空き家の被災者への供給</li></ul>                 |
| オ | 福祉施策と連携した住宅供給支援 <ul style="list-style-type: none"><li>住宅・住環境のバリアフリー、福祉政策と連携した住宅サービスの提供</li></ul>                     |
| カ | 住宅情報の提供・相談体制の整備  |

### 第2 くらしの復興対策

復興本部は、都と協力して市民のくらしを震災前の状態に回復するため保健・福祉・医療、教育・文化、消費生活、市民活動に関して総合的な対策を講じる。



- ア 仮設診療所の設置支援等地域医療体制の再建支援
- イ 医療機関の再建支援
- ウ 社会福祉施設の再建支援
- エ 福祉サービス体制の整備
  - ・施設の整備・拡充、在宅サービス体制の充実等
- オ 生活援護資金の貸付、災害弔慰金の支給、義援金の受入・配分等
- カ 健康相談・メンタルヘルスケアの実施
- キ 教育・文化・社会教育施設の再建支援
- ク ボランティア・NPO等の市民活動との連携体制の整備

### 第3 産業の復興対策

復興本部は、都と協力して一時事業スペース確保の支援、施設再建のための金融支援、取引等の斡旋、物流の安定などについて総合的な対策を講じる。

市民の日常生活を支える地域の小売店舗や医療・福祉サービスの事業所等は、地域のくらしを支え、活気を与えることが予想されるため、仮設店舗や仮設事業所等の立地について支援する。

- ア 産業復興方針の策定
- イ 中小企業の事業再開支援
- ウ 被災農業者への支援
- エ 一時的事業スペース等の確保支援
- オ 施設再建のための金融支援
- カ 物流に関する情報提供
- キ 雇用・就業支援
- ク 事業主、従業員、離職者等への情報提供、相談窓口の設置等

## 第6章 都市復興対策の実施 (政策経営部、都市整備部・まちづくり推進本部)

復興本部は、都をはじめ市民、事業者、まちづくり関係団体、NPO等と協働して都市復興に取り組む。

都市復興方針等の策定にあたっては、国立市基本構想（基本計画）及び国立市都市計画マスタープラン等を踏まえる。

都市復興の推進にあたっては、復興市民組織が行政と協働して推進する。このため、道路等の基盤が不十分で、かつ木造密集地区等の防災課題が集積した地区においては、国立市都市計画マスタープランや地震被害想定等を踏まえて、平常時から市民と協働したまちづくりについて検討する。

- ア 家屋被害概況調査（震災後 1 週間）
- イ 家屋被害状況調査（震災後 1 ヶ月）
  - ・ 被災証明書発行に伴う家屋被害認定調査と連携
- ウ 都市復興基本方針の策定（震災後 2 週間）
- エ 復興対象地区の設定（震災後 1 ヶ月）
- オ 都市復興基本計画の策定（震災後 1 ヶ月～ 6 ヶ月）
- カ 復興まちづくり計画の作成（震災後 6 ヶ月）
- キ 復興事業計画の確定（震災後 6 ヶ月～ 1 年）
- ク 復興事業の推進（震災後 1 年以降）

## 第 7 章 被災者総合相談所の設置（政策経営部、各部）

復興本部は、復興対策の進捗状況に応じて、各部と連携・協力して被災者総合相談所を設置する。

なお、設置・運営にあたっては、都、各分野の専門家等の協力を得る。

被災者総合相談所で予想される相談内容

<p>行政管理部 政策経営部</p>	<p>復興に関する市政一般相談 復興に関する苦情受付 復興情報の提供 税務相談 市税に関する相談（減免措置、徴収猶予等の相談）</p>
<p>都市整備部・まちづくり推進本部</p>	<p>住宅相談 住宅再建のための融資等の相談 住宅の修理に関する相談 建築制限に関する相談 住宅に関する法律相談</p>
<p>生活環境部</p>	<p>消費生活情報及び消費生活相談 外国人の生活相談 住宅の解体、撤去 動物の保護・譲渡・飼育 震災ごみの分別、収集 中小企業の経営相談・資金融資相談</p>
<p>健康福祉部</p>	<p>生活再建支援金、災害援護資金、生活福祉資金等の相談 生活保護等福祉相談 しょうがいしゃ相談 生活資金相談 高齢者相談 メンタルヘルスケア 医療・健康相談 衛生相談（感染症の予防、環境衛生）</p>
<p>子ども家庭部</p>	<p>子ども相談 保育相談</p>
<p>教育委員会</p>	<p>教育相談</p>

## 第 5 部 東海地震事前対策

## 第1章 計画策定の趣旨

東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報等が発令された場合、都、市区町村及び各防災機関が一体となって地震被害の防止または被害の軽減を図ろうとするものである。

東京都では、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下、「大震法」という。）第6条に基づき東京都防災会議が策定する地震防災強化計画による対策を進めているが、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されていない本市においても警戒宣言等が発せられた場合の必要な措置について定めるものとする。

## 第2章 基本的な考え方

### 第1 都市機能の確保

東海地震の発生により、国立市では震度5弱（地域によっては5強）程度とされることから、警戒宣言が発せられた場合においても、市の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、次の措置を講ずることとする。

- 1 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
- 2 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置

### 第2 計画の範囲

本計画は、原則として警戒宣言が発せられたときから、地震が発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震に関連する調査情報（臨時）（以下「調査情報」という。）又は東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）発表時から警戒宣言が発せられるまでの間においても社会的混乱が予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策を盛り込む。

### 第3 「第2部 減災計画」、「第3部 災害応急復旧計画」との関係

この対策に記載の無い対策については、本計画第2部「減災計画」及び第3部「災害応急復旧計画」に基づき実施する。

### 第4 東海地震に関する情報の種類と対応

気象庁は、平成23年3月24日から「東海地震観測情報」を「東海地震に関連する調査情報（臨時）」に名称変更するとともに、従来は報道発表のみだった定例の地震防災対策強化地域判定会の調査結果を「東海地震に関連する調査情報（定例）」として発表することとした。また、各情報の危険度に応じて、赤、黄、青のカラーレベルが情報文に示されることになった。

## 東海地震に関連する情報と主な防災対応

情報名 (カラーレベル)	発表基準	主な防災対応
東海地震に関連する調査情報(定例) (カラーレベル:青)	毎月定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表する。	防災対応は特にはない。
東海地震に関連する調査情報(臨時) (カラーレベル:青)	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する。	防災対応は特にはない。 国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる。
東海地震注意情報 (カラーレベル:黄)	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表する。	次の準備行動がとられる。 ・必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われる。 ・救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われる。
東海地震予知情報 (カラーレベル:赤)	警戒宣言が発せられた場合に発表する。	・地震災害警戒本部が設置される。 ・住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施される。

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

### 第3章 調査情報・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

調査情報及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に地震が発生する可能性があることを念頭において安全確保を図り、仮に発災した場合には「第3部 災害応急復旧計画」に準じて必要な措置を図る。

#### 第1節 調査情報発表時の対応措置

##### 第1 行政管理部

###### 1. 配備体制(防災安全課)

調査情報(臨時)が発表された場合、防災安全課は連絡要員の確保など情報収集連絡体制をとり、都、防災関係機関から情報収集を行い、必要に応じて庁内各部及び関係機関に情報を伝達する。

なお、夜間休日等の勤務時間外に調査情報を受けた場合は、守衛室当直職員が防災

安全課長に連絡する。

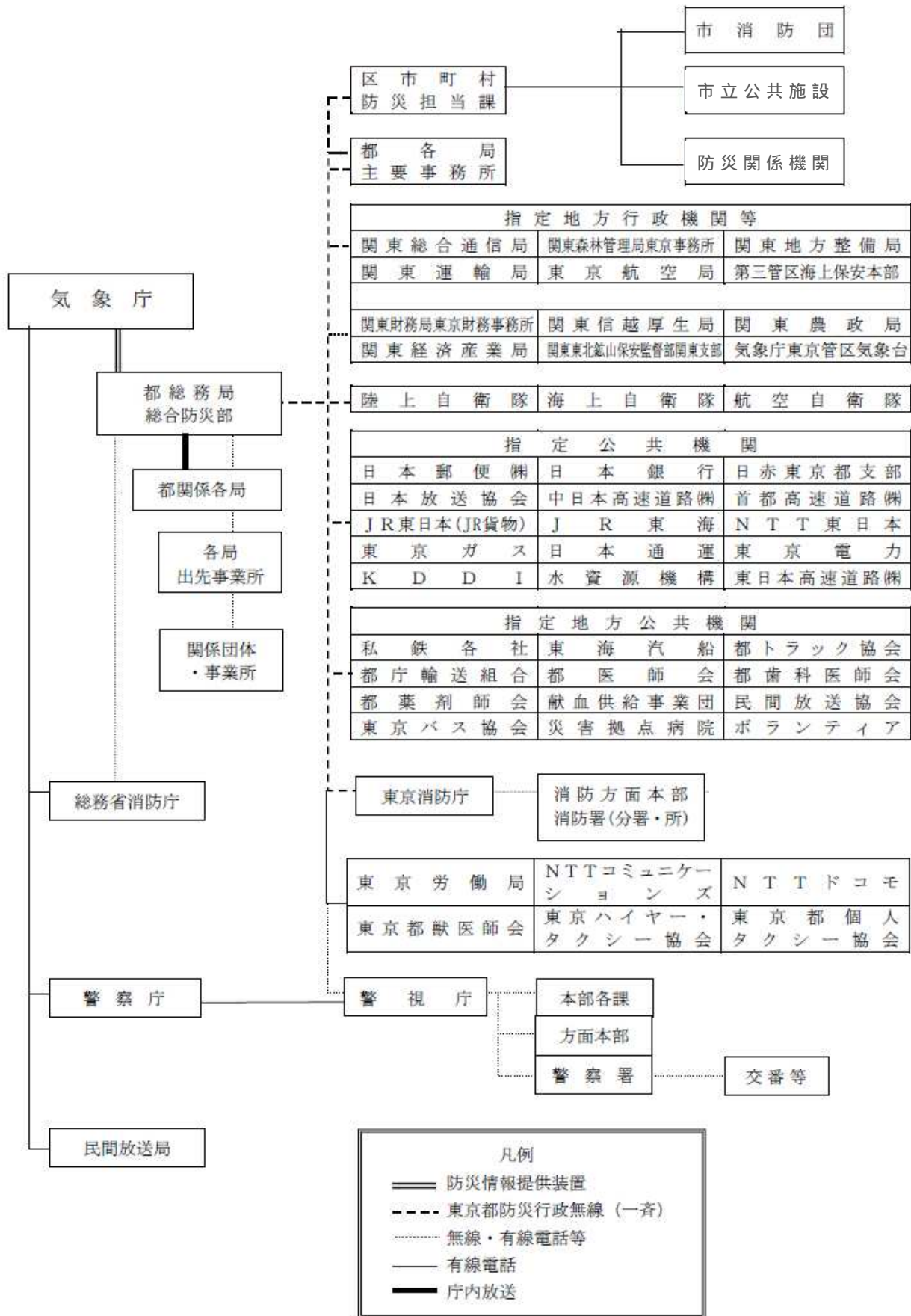
## 2. 調査情報の伝達（防災安全課）

調査情報は、都（総務局総合防災部）から防災安全課に伝達されるほか、報道機関を通じて報道される。防災安全課は、調査情報を覚知したときは、直ちに市各部、市教育委員会、所管施設、関係団体、小中学校、幼稚園、保育所、児童館、学童保育所、消防団、防災関係機関等へ伝達する。（東海地震に関連する情報伝達系統図）

## 第2 政策経営部

秘書広報課は、情報管理課と協力して、市民等に対して防災行政無線（固定系）、市ホームページ、広報車、くにたちメール配信、Twitter 等により広報を行い混乱防止に努める。

東海地震に関連する情報伝達系統図（平成 19 年 10 月 1 日現在）





## 第2節 注意情報発表時の対応措置

### 第1 行政管理部

#### 1. 市災害対策本部の設置準備（防災安全課）

注意情報が発表された場合、市は、平常時の活動を継続しながら、市本部の設置準備、職員の参集、必要な情報の収集と広報等を実施する体制を確保する。

#### 2. 注意情報の伝達（防災安全課）

注意情報は、都（総務局総合防災部または夜間防災連絡室）から市（防災安全課または夜間等は守衛室から防災安全課長）に伝達されるほか、報道機関を通じて報道される。市は、注意情報を覚知したときは、直ちに市各部、市教育委員会、所管施設、関係団体、小中学校、幼稚園、消防団、防災関係機関等へ伝達する。

（「東海地震に関連する情報伝達系統図」参照）

#### 3. 混乱防止措置（防災安全課）

注意情報の発表により、混乱が発生しまたは混乱が発生するおそれがあるときは、市をはじめ、各防災機関は、必要に応じて相互に連携して混乱防止措置を講じる。

### 第2 政策経営部

秘書広報課は、情報管理課と協力して、市民等に対して防災行政無線（固定系）、市ホームページ、広報車、くにたちメール配信、Twitter 等により広報を行い混乱防止に努める。

### 第3 子ども家庭部

#### 1. 注意情報の伝達と指導（児童青少年課）

注意情報が発表された場合、保育所、学童保育所、児童館（以下、「保育所等」という。）は、保護者へ注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後または地震後の保育の再開等について説明する。

#### 2. 注意情報が発表された場合の保育所等における対応措置の保護者への周知（児童青少年課）

保育所等では、注意情報が発表された段階では、保育等を継続し、警戒宣言が発せられた後に保育等を中止し帰宅の措置をとる。このため、保育所等は、平素から保護者に対して保育所等の対応策を周知徹底する。

なお、注意情報の報道等で保護者が引取に来た場合は、園長等の責任において措置する。

### 第4 教育委員会

#### 1. 注意情報の伝達と指導（教育指導支援課）

市立学校では、注意情報が発せられた後、学級指導やホームルームに授業を切り替え、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後または地震後の授業等の再開について説明する。

## 2. 注意情報が発表された場合の市立学校における対応措置の保護者への周知（教育指導支援課）

市立学校では、注意情報が発表された段階では授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止し帰宅や引取りの措置をとる。このため、市立学校では、平素から保護者に対して学校の対応策を周知徹底する。

なお、注意情報の報道等で保護者が引取に来た場合は、学校長の責任において措置する。

## 第4章 警戒宣言時の対応

内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけ、警戒宣言を発するとともに、地震防災対策の強化地域の知事に対して、各種の防災措置をとるべき旨を通知する。

都においては、各種防災措置を実施することとなっており、本市においても警戒宣言が発せられた時から地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定める。

### 第1節 活動体制

#### 第1 市の活動体制

##### 1. 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき災害対策本部を設置する。

##### 2. 本部の設置

市本部の設置場所は、市役所1階臨時事務室とする。

##### 3. 本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例、国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例施行規則等の定めるところにより、本書第3部第1章「第1節 応急活動体制」による。

##### 4. 本部の所掌事務

- (1) 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- (2) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避対策等の決定
- (3) 各機関の業務にかかる連絡関係
- (4) 市民への情報の提供

## 5. 配備体制

警戒宣言時における本部職員の配備体制及び配備人員は次のとおりである。

### (1) 配備体制

本書第3部第1章第1節「第1 災害時の活動体制」に定める災害対策基本体制とする。

### (2) 配備人員

各組織の配備人員は、同「第2 職員の参集」に基づき配備する。

## 第2 防災機関等の活動体制

1. 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、本計画の定めるところにより防災対策を実施する。また、都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置をとる。
2. 市内の公共団体または防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、防災対策を実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について都及び市等に協力する。

## 第3 相互協力

警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない可能性もあるため、各機関は、平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておく。

### 1. 防災機関への要請

各機関等の長または代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し、若しくは応援を求めようとするとき、または市若しくは関係防災機関等の応援あつ旋を依頼しようとするときは、都災害対策部(都総務局)に対し、次に掲げる事項について、口頭または電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理する。

災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及び斡旋を求める理由)
応援を希望する機関名(応援の斡旋を求めるときのみ)
応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
応援を必要とする日時、期間
応援を必要とする場所
応援を必要とする活動内容
その他必要な事項

## 第2節 各部等の活動

### 第1 行政管理部

#### 1. 警戒宣言等の伝達（防災安全課）

防災安全課は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を有線電話（内線含む）、防災行政無線及びその他の手段により、市各部課、北・南市民プラザ、市立小中学校、保育所等の公共施設、消防団、市医師会等に伝達する。なお、夜間・休日は、東京都夜間対策本部を通じて、守衛室、防災安全課長、行政管理部長の順に伝達し、行政管理部長は、市長、副市長、教育長に伝達する。

警戒宣言及び地震予知情報の伝達経路は、「警戒宣言の連絡伝達系統図」に示すとおりである。

#### 2. 市民等への伝達系統

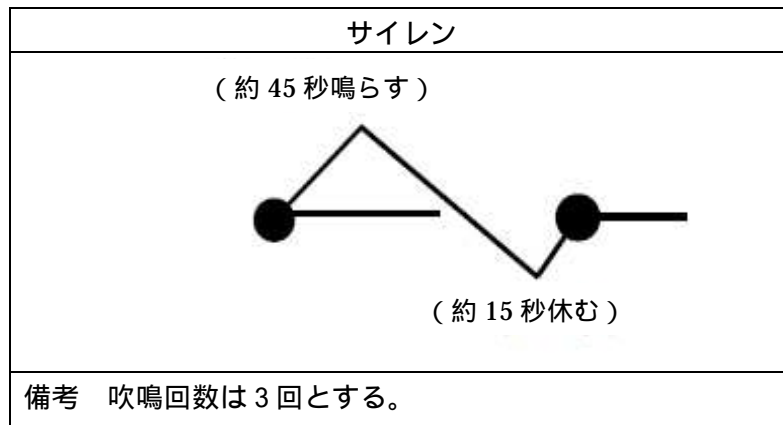
一般市民・事業所等に対して、防災行政無線（固定系）、市ホームページ、広報車、くにたちメール配信、Twitter 及びサイレンの吹鳴による防災信号等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。伝達する事項は、次のとおりとする。

また、伝達系統は、「一般市民・事業所等に対する伝達系統」に示す。

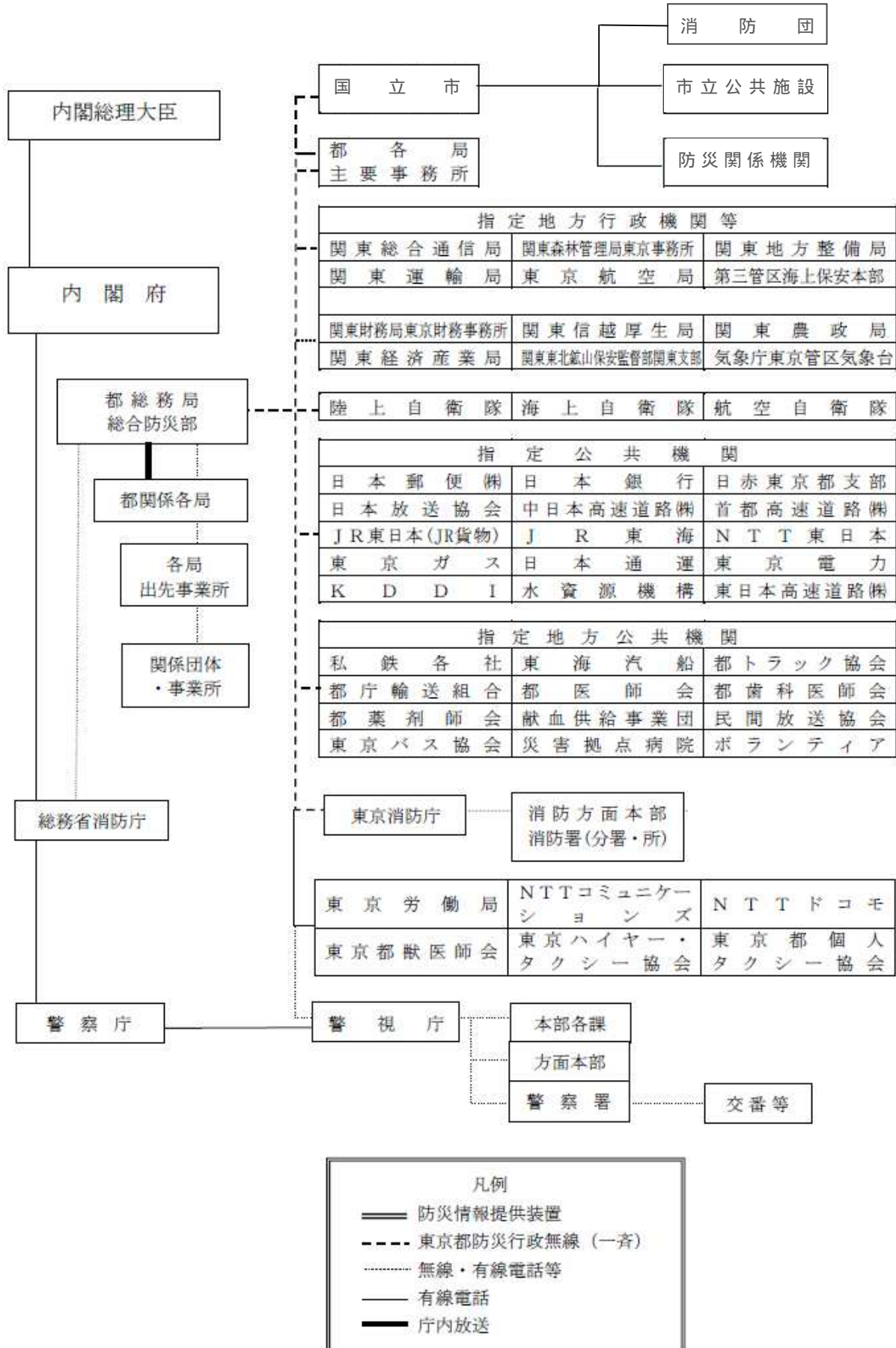
#### 一般市民・事業所等に伝達する事項

警戒宣言の内容 本市の予想震度 防災対策の実施の徹底 その他特に必要な事項
--

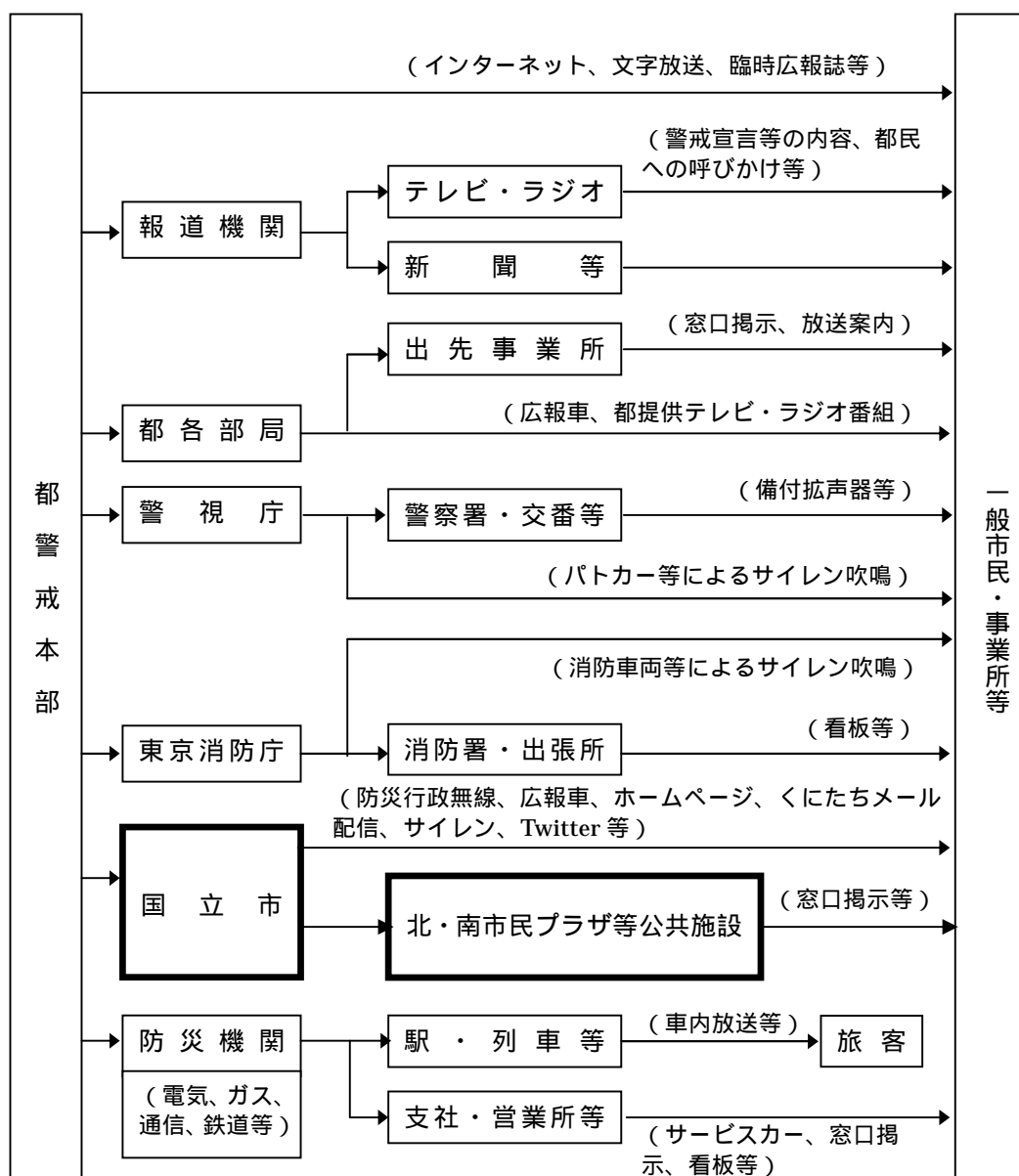
#### 防災信号(サイレン)の吹鳴パターン



警戒宣言の伝達連絡系統（平成 19 年 10 月 1 日現在）



## 一般市民・事業所等に対する伝達系統



## 第2 政策経営部

市長室は、情報管理課と協力して次の広報活動を行う。特に重要な広報は、「広報文（案）」をあらかじめ定めておく。

### 1. 広報項目

- ア 警戒宣言の内容
  - イ 家具の転倒防止等、出火防止、非常持出品の確認、近隣の協力体制等
  - ウ 避難が必要な住民に対する避難の呼びかけ
  - エ 混乱防止のための対応措置
- 列車の運行状況、道路の渋滞状況、電話の自粛要請、金融機関の営業状況等

## 2. 広報の実施方法

防災行政無線（固定系）、くにたちメール配信、市ホームページ、Twitter、職員及び消防団員による広報車または徒歩巡回により行う。

## 第3 各防災機関の広報

### 1. 広報項目

市民及び施設利用者に対する主な広報項目は次のとおりである。

- ア 市民及び施設利用者に対する警戒宣言の内容の周知徹底
- イ 各防災機関の措置状況並びに市民及び施設利用者に対する協力要請

### 2. 広報の実施方法

各防災機関は、広報責任者、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達の内容を具体的に定めておく。

- ア この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。
- イ 顧客等への伝達は、反復継続して行う。
- ウ 広報文は、あらかじめ定めておく。

## 第4 各部、各機関の応急措置

対策項目	対応措置	対策班
消防・危険物対策	消防部隊の編成強化、関係機関への職員の派遣、資機材の準備等活動体制の確保 市民・事業所へ情報収集、出火防止、初期消火等の呼びかけ 危険物、高圧ガス等取扱い施設への安全管理の呼びかけ	消防署 消防団
警備・交通対策	警備部隊の編成・配備、混乱防止活動等警備対策 危険箇所の点検、道路工事現場の安全対策	警察署 都市整備部・まちづくり推進本部
公共輸送対策	列車・バス内、駅等における乗客への情報伝達 列車、バス運行の安全確保 乗客の集中防止対策（時間差退社、徒歩帰宅等の広報） 駅における警備体制の強化	JR東日本 立川バス 京王バス
学校・医療機関・福祉施設対策	学校の措置 原則授業の打切り、警戒宣言解除まで臨時休校措置の実施 児童の引渡し措置の実施、安全な下校措置の実施 校外指導時における安全措置、情報連絡 警戒解除宣言の連絡	教育委員会 健康福祉部 医療機関

	<p>医療機関の措置</p> <p>可能な限り診療の継続</p> <p>発災時の被害防止、軽減措置の実施 (建物・設備の点検、落下部の防止、医薬品の点検等)</p> <p>保育園、通所施設の措置</p> <p>園児・利用者の引渡し・保護措置</p> <p>引取りの利用者、または急な移動が困難な利用者の施設における保護</p> <p>施設・設備、ライフラインの点検</p> <p>食料、飲料水、ミルク等の確保、医薬品の確保</p> <p>入所施設</p> <p>施設設備・ライフラインの点検</p> <p>食料・飲料水の確保、医薬品の確保</p> <p>利用者家族の連絡手段の確保</p> <p>関連機関との連携</p>	
図書館・体育館等の不特定多数者が利用する施設	<p>利用者に施設利用自粛の要請</p> <p>防災設備の作動準備、危険物の保安措置</p> <p>エレベーターの運転中止、階段利用の指導</p>	各施設管理者
電話・通信対策	<p>警戒宣言時の輻輳防止措置</p> <p>通話の輻輳、利用制限措置等に広報</p> <p>警戒宣言の顧客への周知、対策要員の確保、社外機関との協調、地震防災応急対策業務の実施</p>	<p>NTT東日本</p> <p>NTTドコモ</p>
ライフライン施設対策 (電気、ガス、上下水道)	<p>電気</p> <p>電力供給の継続</p> <p>人員、資機材の点検確保</p> <p>電力の緊急融通体制の確保</p> <p>安全措置に関する広報実施</p> <p>ガス</p> <p>原則としてガス製造・供給の継続、地震発生時の二次災害防止または軽減を図るための応急措置</p> <p>人員、資機材の点検確保</p> <p>需要家に対する安全措置の広報</p> <p>施設の保安措置</p> <p>水道</p> <p>飲料水供給の継続、汲み置き等の広報</p> <p>施設の安全点検、保安措置</p> <p>下水道</p>	<p>東京電力(株)</p> <p>東京ガス(株)</p> <p>東京都水道局</p> <p>多摩水道改革推進本部</p> <p>都市整備部・まちづくり推進本部</p>



	危険物に関する保安措置 施設等の安全措置	
生活物資対策	市内小売店の営業継続の要請 必要物資の調達・確保 食料等の配布体制の確保	生活環境部
避難対策	必要に応じて避難所の開設及び警察署、消防署、都福祉保健局への報告 避難所における食料、飲料水、寝具、簡易トイレ、応急医薬品、非常照明等の確保 避難所における必要な職員の配置	行政管理部 教育委員会
救援救護対策	医療救護班の編成準備 救急患者の受け入れ体制の確保 重症患者の搬送準備 水、食料の点検確保 緊急輸送体制の確保	健康福祉部 市医師会 歯科医師会 薬剤師会 行政管理部

## 第5章 市民・事業所等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、市内では震度5程度（震度5弱、一部で震度5強）になることが予想されている。震度5程度の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、ブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒等による被害が生じるものと予想される。

このため、市及び関係防災機関は、被害及び混乱を防止するために万全の措置を講ずるものであるが、被害及び混乱を防止するうえで、市民及び事業所の果たす役割は極めて大きい。このため、本章においては、市民、自主防災組織及び事業所等が、警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示し、被害及び混乱の防止を図るものとする。

### 第1節 市民のとるべき措置

#### 第1 平常時

- 1 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認する。
- 2 消火用具など防災用品を準備する。
- 3 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止を図る。
- 4 ブロック塀等の点検補修など、家の外部についても安全対策を図る。
- 5 水（1人1日分の最低必要量3ℓ）及び食料の3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出品の準備をする。
- 6 家屋の耐震化を図る。

- 7 家族で対応措置を話し合う。
  - (1) 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法等をあらかじめ決める。
  - (2) 警戒宣言発令時には電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定をあらかじめ話し合う。
- 8 防災訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。

市・消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- 9 災害時要配慮者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に隣近所や自主防災組織、消防署・交番等に知らせる。
- 10 あらかじめ隣近所相互間で災害時の協力について話し合う。

## 第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ、ラジオ等の情報に注意し、冷静に行動する。
- 2 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- 3 電話の使用を自粛する。
- 4 自動車の利用を自粛する。

## 第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 情報の把握を行う。
  - (1) 市の防災信号(サイレン)を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
  - (2) 都・市・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
  - (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- 2 火気の使用に注意する。
  - (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限にとどめ、いつでも消火できるようにする。
  - (2) ガスメーターコックの位置を確認する。(避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉める。)
  - (3) 使用中の電気器具(テレビ、ラジオを除く。)のコンセントを抜くとともに、安全器またはブレーカーの位置を確認する。(避難するときは、ブレーカーを遮断する。)
  - (4) プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
  - (5) 危険物類の安全防護措置を点検する。
- 3 消火器の置き場所、防火用水等を確認するとともに浴槽等に水を溜めておく。
- 4 テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物をおろす。
- 5 ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措

置をとる。

- 6 窓ガラス等の落下防止を図る。
  - (1) 窓ガラスに荷造り用テープを張る。
  - (2) ベランダの植木鉢等を片付ける。
- 7 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- 8 食料、医療品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。(非常持出品の準備)
- 9 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- 10 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。
- 11 自家用車の利用を自粛する。
  - (1) 路外(空地や駐車場等)に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
  - (2) 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場へ移す。
  - (3) 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、後は車を使わない。
- 12 幼児、児童の行動に注意する。
  - (1) 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所で遊ばせる。
  - (2) 幼児、児童、生徒が登園・登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。
- 13 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- 14 エレベーターの使用は避ける。
- 15 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- 16 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- 17 買い急ぎをしない。

## 第2節 自主防災組織のとりべき措置

### 第1 平常時

- 1 組織の役割分担を明確にし、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域市民等に周知しておく。
- 2 情報の収集・伝達体制を確立する。
  - (1) 市及び防災機関等からの情報を、正確かつ迅速に地域市民に伝達する体制を確立する。
  - (2) 地域ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- 3 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- 4 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- 5 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。

- 6 地域内の災害時要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- 7 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

## 第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ、ラジオ、インターネット、くにたちメール配信、広報車、防災行政無線等の情報に注意する。
- 2 地区内市民に、必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

## 第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 自主防災組織の活動体制を確立する。
  - (1) 自主防災組織の編成を確認する。
  - (2) 自主防災組織本部を設置する。
  - (3) 自主防災組織の役割分担を確認する。
- 2 市、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地区内市民に伝達する。
- 3 地区内市民に対して、市民のとるべき措置(本章第1節参照)を呼びかける。
- 4 防災資機材等の点検整備を行い、出動体制の準備を行う。
- 5 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- 6 高齢者や病人の安全に配慮する。
- 7 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- 8 救急医薬品等を確認する。
- 9 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法を確認する。

## 第4 その他

その他自主防災組織が結成されていない地域にあっては、自治会等が前記に準じた行動を行う。

## 第3節 事業所のとるべき措置

### 第1 平常時

- 1 地震防災応急計画、消防計画、防災計画等の作成  
地震防災応急計画の作成義務のある事業所にあっても、消防計画、共同防災管理協議事項、予防規程及び防災計画を作成
- 2 従業員等に対する防災教育の実施
- 3 自衛消防訓練の実施
- 4 情報の収集・伝達体制の確立
- 5 事業所施設の耐震性の確保及び施設内の安全対策

## 6 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

### 第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 3 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認または準備する。
- 4 その他状況により、必要な防災措置を行う。

### 第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。
- 3 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、高齢者やしょうがいしゃ等の安全に留意する。

- 4 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食品等生活関連物資を販売(取扱)する事業所(施設)については、原則として営業を継続する。

ただし、不特定多数の者を収容する集会場及び高層ビル等の店舗にあっては、混乱防止のため原則として営業の中止または自粛を検討する。

- 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏洩防止のための措置を確認する。
- 6 建築物の防火または避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備(消火用水を含む。)等の保安措置を講ずる。
- 7 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- 8 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・市・警察・消防署(所)・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- 9 バス・タクシー・生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できる限り制限する。
- 10 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- 11 建築工事、トンネル工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- 12 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要が

ある場合は、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させる。

ただし、近距離通勤者にとっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

# 用語解説

## (修正中)

【用語解説】

部	章	節	用語	解説
第1部	第5章	第1節	震度	ある地点における地震の揺れ（地震動）の程度を表すもの。
			マグニチュード	地震が発するエネルギーの大きさを表した指標地で震度とは異なる。マグニチュードが1増えるとエネルギーは約30倍になる。
			首都直下地震による東京の被害想定	平成18年5月に東京都が発表した。東京湾北部地震及び多摩直下地震を想定し、地震の規模、発生時間、風速などを変えて被害を想定している。
			SI値	地震の振動が建物に及ぼす影響を平均化した値。SI値が大きいほど建物の揺れが大きい。
		第2節	多摩川浸水想定区域	国土交通省が、水防法第14条に基づき平成14年2月に指定したもの。多摩川流域（石原地点上流域）に200年に1度程度、2日間で457mmの大雨を想定して、多摩川が氾濫した場合の浸水状況を示している。
第2部	第2章		国立市耐震改修促進計画	【用語解説】の2ページに記載
			国立市市民防災意識アンケート	国立市総合防災計画の策定にあたり、市民や事業所の防災意識や対策の考え方を広く把握することを目的に実施したもの。住まいの防災対策、自主防災組織、事業所と地域社会との連携等について調査し、平成19年3月に報告書として取りまとめた。
			消防活動困難区域	第2部第3章第7節本文中に記載
			延焼遮断帯	【用語解説】の3ページに記載
			被災住宅の応急危険度判定	【用語解説】の7ページに記載
	第3章	第1節	多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）	東京都と多摩地域の28市町が、平成18～27年度の10年間に優先的に整備すべき都市計画道路を選定したもの。
			狭隘道路	幅員4m未満の道路。災害時の消防・救急活動や応急物資の搬送等の妨げになるばかりか、日常の日照や通風など生活環境上も整備が望まれる道路。
セットバック			ある基準の線よりも土地を後退させたり、建物を後退させて建てること。例えば、狭隘道路で、家屋の新築時に道路中心線から2m後退して道路境界線を設けたり、家屋の外壁を道路境界線より敷地側に設定すること。	



部	章	節	用語	解説
			八ヶ上道路整備計画	JR南武線と青柳段丘崖の間に広がる青柳段丘（八ヶ上）を対象地域とした道路整備方針及び道路整備計画案。昭和63年3月に報告書を取りまとめている。
		第2節	応急仮設住宅	【用語解説】の7ページに記載
			がれき	第2部第5章第4節本文中に記載
			広域避難場所	第3部第1章第9節本文中に記載
			一時集合場所	第3部第1章第9節本文中に記載
		第3節	国立市耐震改修促進計画	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）に基づき策定した計画。新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建てられた建築物のうち、住宅、民間特定建築物、公共建築物について耐震化の目標及び取り組み方針などについて取りまとめた。
			避難所候補施設	市立小中学校以外の市有施設のうち、地域防災センター、市民プラザ、地域福祉館等のように災害時に一時的に被災者を収容することが可能な施設をいう。
		第4節	東京都マンション耐震診断助成制度	平成18～20年度を事業期間として、マンションの耐震診断を実施する市区町村への助成を行う制度。国立市では、平成19年度から事業を実施している。
		第5節	国立市緑化推進条例	市民が健康で快適な生活環境を確保するため、市と市民が一体となって緑を保護し、緑化を推進することを目的として、昭和62年12月に制定し、翌年4月から施行した。
			自動販売機の据付基準	地震等による自動販売機の転倒防止対策として、JIS規格「自動販売機の据付基準」（1977年制定、1996年改定）で据付方法、耐震性、据付面等が規定されている。また、JIS規格を補完する業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」（1988年制定、1995年改定）や「自動販売機据付規準」（2008年4月）が出されている。
			災害対応型自動販売機	大規模災害時にLEDメッセージボードへのメッセージの配信や自動販売機内の飲料の無料提供への切替を可能にした自動販売機。
		第6節	高規格堤防（スーパー堤防）	河川の堤防高を越える量の洪水に対して絶えることができる規格構造を有する堤防であり、市街地側を盛土にして堤防の幅を高さの30倍程度に広げた堤防。

部	章	節	用語	解説
			国立市合流式下水道改善計画	現在、国立市の下水道は、汚水と雨水を同一の管きよで排除し、処理する方式をとっているが、大雨のときには汚水が雨水とともに一部多摩川へ放水される仕組みとなっている。このため、衛生・環境上の視点から、雨水浸透施設の増強、流下貯留管の設置等が課題となっている。平成16年度に計画を策定し、平成19～25年度を事業期間としている。
			雨水浸透施設	市街化が進み、雨水が地中にしみ込む面積が少なくなると、短時間に多量の雨水が流れ出て水害を発生させたり、湧水や井戸等が枯渇することが考えられる。このため、浸透ますや浸透トレンチ等の雨水を地下に浸透させる施設をいう。
			国立市雨水浸透ます設置助成金交付要綱	下水道への雨水流入の軽減と地下水、湧水等の自然環境の保全・回復に資する目的で、雨水浸透ますを設置する者に対して助成金を交付する国立市の制度。
			洪水ハザードマップ	水害時に地域住民が避難するために必要な浸水想定区域、避難所・避難路等の避難情報、災害時の情報伝達方法等を表示した地図。
		第7節	延焼遮断帯	大地震等において市街地大火を阻止する機能を有する道路、鉄道、公園、学校等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構成される帯状の不燃空間。
	第4章	第1節	自主防災組織	大規模な災害が発生した際、地域の住民が的確に行動し、被害を最小限に防ぐために、地域住民により自主的に結成された組織で、国立市では平成21年2月16日現在、21団体が結成されている。
			国立市開発行為等指導要綱	国立市内の開発行為等によって、無秩序な市街化が行われることを規制し、良好な市街地の造成並びに快適な生活環境を保持すること等を目的としている。宅地開発の規模、道路の位置指定及び建物の規模、用途、高さ等により適用される。
		第2節	災害ボランティアセンター	災害時の効果的なボランティア活動を推進するため、社会福祉法人国立市社会福祉協議会が設置する組織。原則としてくにたち福祉会館に設置され、ボランティアの受け入れ、派遣等を行う。
			くにたち災害ボランティアコーディネーターマニュアル	主に地震での被災を前提に、被災時におけるボランティア・市民活動を円滑に進めるために国立市ボランティアセンター・国立市ボランティアセンター運営委員会において平成17年2月に作成された。災害時におけるボランティア活動希望者やボランティア派遣希望者への対応方法等について明らかにしている。

部	章	節	用語	解説
			専門ボランティア	高齢者等の介護や外国語の通訳等専門知識を有するボランティアで、専門知識を活かした活動を希望する者。
		第4節	災害時要配慮者	第1部第3章第2節本文中に記載
			福祉避難所	災害時に避難所での生活が困難で、医療や介護等のサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設。国立市では、社会福祉施設との協定や公共施設の指定により確保している。
		第7節	エイドステーション	首都直下地震等による帰宅困難者への簡易な応急手当、水分の補給、休憩等の支援を目的として日本赤十字社東京都支部が地域赤十字奉仕団などと協力して設置を推進している。 国立市内では、平成20年6月7日に甲州街道国立市谷保天満宮前に設置し、帰宅困難者支援訓練を行った。
	第5章	第1節	東京都災害情報システム(DIS)	【用語解説】の5ページに記載
			ヘリサイン	災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等を迅速に行うことを目的として、公共建築物の屋上等に施設名を表示したもの。
			業務継続計画	災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るために事前に必要な資源の準備や対応方針及び手段を定めた計画。
		第2節	自動体外式除細動器(AED)	AED(Automated External Defibrillator)ともいい、心臓の筋肉が本来の動きではなく、痙攣をおこしたような震える動きをしたとき、大電流を通じさせることにより正常な動きを取り戻させるもの。国立市では、市役所、くにたち福祉会館、市立小中学校等に配置している。
			ランニングストック	流通在庫契約のことで、長期保存ができず備蓄しにくいものは、生産者等との契約により常に一定量の在庫を義務付け、災害発生時に調達を図る方法をいう。
		第3節	緊急遮断弁	受水槽の給水分岐部に取り付け、地震時に感震器の作動により配水管が被害を受けても、水の流出を防止する装置。震度5強で作動する仕様となっている。

部	章	節	用語	解説
			マンホールトイレ	汚水受け入れますと公共下水道に接続した下水道管を設置することにより、汚水を水とともに公共下水道に流化させる施設。災害時には便座や仮囲いを設置し、仮設トイレとして使用することができる。
		第4節	国立市下水道地震対策緊急整備事業	地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化を促進するとともに、被災したとき下水道機能のバックアップ対策を図ることを目的としている。事業実施期間は、平成21～25年度を予定している。
		第5節	シナリオ型訓練	あらかじめ訓練の粗筋を決めて、実施する防災訓練。訓練実施者の台詞等具体的に決めすぎると、それぞれの役割を演じることに力点が置かれ、訓練としての効果が薄れる傾向がある。
			図上訓練	防災訓練のうち、実際に現場での各種訓練行動を行わず、ロールプレイング方式等の訓練者へ一定の条件を付与することにより、応急対策業務の判断調整能力を高めるための訓練をいう。
第3部	第1章	第3節	東京都災害情報システム(DIS)	平常時に気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を市区町村に提供し、災害時には市区町村が入力した被害・措置等の情報を東京都本部において集計し災害対策の検討・審議に資するほか、市区町村に伝達して情報の共有化を図るシステム。
			くにたちメール配信	携帯電話やパソコンの電子メール機能を活用して、防犯・防災・光化学スモッグ注意報等を市へ問い合わせることなく自動で取得できるシステムとして国立市が運営している。
		第4節	地震被害予測システム	地震の発生に伴い地域の火災・人命・建物等の被害がどの程度発生するかを予測するシステム。東京消防庁が開発したシステムで、地域の地震防災対策に活用することができる。
			延焼シュミレーション	コンピュータ上で建物や道路等の市街地データをもとに、火災が発生した場合の延焼の拡大状況を計算処理し、予測するもの。
			消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)	阪神・淡路大震災の教訓から、通常の消防力では対応が困難な救助事象に迅速に対応するため、特殊な技術・能力を有する隊員や大型重機など特殊車両を備えたスペシャリスト部隊。
			救急救命士	重度傷病者の搬送中に、高度な救急救命処置を施すことができる国家資格。東京消防庁では、平成5年12月1日から全ての救急隊が救急救命士の乗車する高度処置救急隊となった。
			トリアジ	第3部第1章第7節第2本文中に記載

部	章	節	用語	解説
			警戒区域	第3部第1章第9節第1本文中に記載
		第6節	災害時輸送道路	第2部第3章第1節本文中に記載
			緊急通行車両	災害対策基本法第50条1項に規定する災害応急対策を実施するための車両。事前に公安委員会に届出するものと被災後、緊急車両の確認を受ける場合がある。
			臨時ヘリポート	災害発生時や救急搬送のため、消防ヘリコプター等が臨時に使用する離発着場所。国立市では、都立国立高校、都立第五商業高校、一橋大学、多摩川河川敷グランド、水再生センター上部公園が指定されている。
		第7節	心のケア	外傷後ストレス障害（PTSD）対策として、被災者などの精神的ストレスを専門家との対話などのコミュニケーションを通じて軽減させていくこと。メンタルケアともいう。
			災害拠点病院	通常の医療供給体制が困難になった場合、知事の要請に基づいて医療救護班を編成し、重傷者の医療を行う病院をいう。国立市の周辺では、あらかじめ東京都が独立行政法人国立病院機構 災害医療センター及び東京都立府中病院が指定されている。
			救急告示医療機関	救急病院等を定める省令に基づき、知事が認定した医療機関で、相当の知識・経験を有する医師の常時待機や救急医療を行うために必要な施設や設備の設置等が義務付けられている。
			東京DMAT	「災害医療派遣チーム」のこと。 錯綜した災害現場や事故現場で医療処置を行うための専門知識等を習得した医師や看護師等で編成される医療チーム。 DMATとは Disaster Medical Assistance Team の略。
			後方医療機関	災害拠点病院、救急告示医療機関及びその他被災を免れた全ての医療機関を指す。
		第8節	検視・検案	検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医者）が死亡原因を調べることをいう。
		第9節	国立市避難所運営ガイドライン	国立市で地震等の大規模災害が発生し、避難所を開設した場合に備えて、避難所の運営方法について検討し、平成20年3月にガイドラインとしてまとめた。

部	章	節	用語	解説
			国立市避難所運営マニュアル	国立市避難所運営ガイドラインに基づき、各避難所においてあらかじめ具体的な運営方法を取りまとめたもの。平成21年度から各避難所において作成する予定。
		第10節	介助ボランティア	避難所等において高齢者やしょうがいしゃ等の食事や移動、車いすへの移乗、生活物資の搬送等を手伝うボランティア。
			ソーシャルワーカー	日常生活を営む上で、さまざまな困難や課題の相談に応じ、助言や指導等を行う者。社会福祉士、精神保健福祉士等の国家資格を持つ者もいる。
		第16節	被災建築物の応急危険度判定	地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、建築士等の応急危険度判定士によりできるだけ早く建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定するもの。
			被災宅地の危険度判定	大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士が、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を判定し、二次災害を軽減・防止することを目的としたもの。
			被災証明書	国立市が、家屋の被害状況調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書。各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって、市民からの申請に基づき発行する。
			応急仮設住宅	災害救助法第23条に基づき東京都が設置する簡易な住宅。災害のため住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保することができない者に対して、一時的な居住の安定を図ることを目的としている。
			一時提供住宅	災害のため住家が滅失した被災者で、自らの資力で住宅を確保することができない者に対して、都市再生機構や東京都等の公的住宅、また民間の空き家住宅等を一時的に借り上げて被災者に提供するもの。
	第2章	第2節	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン	平成16年の一連の風水害を踏まえて、内閣府において避難勧告等発令の判断基準や避難勧告等の伝達方法を検討し取りまとめたもの。
	第4章		新型インフルエンザ	現在、アジアを中心に流行している鳥インフルエンザウイルス等が変異し、人から人へ感染することが予想されているインフルエンザ。全ての人々が抵抗力（免疫）を持っていないため世界中で同時大流行（パンデミック）することが懸念されている。

部	章	節	用語	解説
第4部	第2章		災害復興本部	国立市が震災等で重大な被害を受けた場合、地域の復興並びに市民生活の再建及び安定に関する事業を速やかに、かつ計画的に実施するために設置する組織。
	第3章		災害復興計画	国立市が震災等で重大な被害を受けた場合、市民生活や地域の再建を図るため策定する計画。
	第4章		復興市民組織	地域の復興にあたり、行政と協働して計画策定に取り組む市民、自治会、事業所等からなる組織。
第5部	第1章		東海地震	駿河トラフというプレート境界を震源域として、近い将来発生が予想されているマグニチュード8クラスの地震。観測・監視体制が整備されていることから現在、日本で唯一予知できる可能性がある地震とされている。
			地震防災対策強化地域	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）により指定された地域で、地震の揺れや津波等による被害が予想されるため、数々の防災対策の強化が必要とされている地域。

# 資 料



# 総合防災計画資料 目次

## 第1部 総則

資料1-1	国立市防災会議条例	1
資料1-2	国立市防災会議運営規程	3
資料1-3	国立市防災会議委員名簿	5

## 第2部 減災計画

資料2-1	急傾斜地崩壊危険箇所分布図	6
資料2-2	国立市の地震に関する地域危険度 (「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第7回)」東京都都市整備局)	7
資料2-3	自主防災組織及び自主防災組織資機材庫設置場所一覧	8
資料2-4	地震に対する10の備え(東京消防庁)	9
資料2-5	地震その時10のポイント(東京消防庁)	10
資料2-6	地区防災計画作成ガイドライン	11

## 第3部 災害応急復旧計画

資料3-1	国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例	18
資料3-2	災害対策本部設置通知機関一覧	20
資料3-3	職員参集記録簿	21
資料3-4	災害時相互応援協定(市区町村)	22
資料3-5	自衛隊災害派遣要請依頼書	23
資料3-6	自衛隊災害派遣撤収依頼書	24
資料3-7	災害時の活動協力要請先一覧	25
資料3-8	参集途上状況報告書	27
資料3-9	情報連絡票	28
資料3-10	水害集計表	29
資料3-11	被害集計表	30
資料3-12	被害概況調査票	31
資料3-13	災害速報・被害確定報告(都へ災害報告様式)	32
資料3-14	被害程度の認定基準(東京都総務局)	33
資料3-15	防災行政無線配備一覧	36
資料3-16-1-1	災害広報案文 市民への呼びかけ(発災直後)	41
資料3-16-1-2	災害広報案文 市民への呼びかけ(地震情報)	42
資料3-16-1-3	災害広報案文 市民への呼びかけ(市長)	43
資料3-16-2	災害広報案文 火災延焼地区住民への避難誘導広報	44

資料 3 - 1 6 - 3	災害広報案文 水害地区住民への避難誘導広報	45
資料 3 - 1 6 - 4	災害広報案文 道路交通規制についてのお知らせ	46
資料 3 - 1 6 - 5	災害広報案文 飲料水・食料等の供給広報	47
資料 3 - 1 6 - 6	災害広報案文 防疫・保健衛生に関する注意広報	48
資料 3 - 1 7	大震災時における交通規制図（警視庁）	49
資料 3 - 1 8	緊急通行車両等事前届出申請書・緊急通行車両等事前届出済書	50
資料 3 - 1 9	緊急通行車両等確認申請書	50
資料 3 - 2 0	緊急通行車両確認証明書	51
資料 3 - 2 1	緊急通行車両通行標章	51
資料 3 - 2 2	規制除外車両事前届出申請書・規制除外車両事前届出済書	52
資料 3 - 2 3	規制除外車両確認申請書	52
資料 3 - 2 4	規制除外車両確認証明書	53
資料 3 - 2 5	規制除外車両確認標章	53
資料 3 - 2 6 - 1	国立市及び隣接市の救急医療機関一覧	54
資料 3 - 2 6 - 2	東京都災害拠点病院等一覧（北多摩西部医療圏）	55
資料 3 - 2 7	行方不明者届出票	56
資料 3 - 2 8	要搜索者名簿	57
資料 3 - 2 9	遺体受付票	58
資料 3 - 3 0	遺体氏名札	59
資料 3 - 3 1	遺体送付票	59
資料 3 - 3 2	遺体処理票	60
資料 3 - 3 3	遺骨処理票	61
資料 3 - 3 4	遺留品処理票	61
資料 3 - 3 5	遺体受付台帳兼処理台帳	62
資料 3 - 3 6	埋葬台帳	63
資料 3 - 3 7	一時集合場所一覧	64
資料 3 - 3 8	指定緊急避難場所（広域避難場所）一覧	65
資料 3 - 3 9	指定避難所一覧	66
資料 3 - 4 0	災害用備蓄品一覧	67
資料 3 - 4 1	物品受け払い簿（集積拠点用）	73
資料 3 - 4 2	国立市り災証明書等交付要綱	74
資料 3 - 4 3	証明書受け取り手続きに関する委任状	81
資料 3 - 4 4	り災台帳作成例	82
資料 3 - 4 5	災害義援金品領収書	84
資料 3 - 4 6	災害救助法による救助の程度、方法及び期間 （平成 2 5 年 1 0 月 1 日現在）	85
資料 3 - 4 7	激甚法に定める事業	89
資料 3 - 4 8	ガスメーター復帰方法	91

## その他

資料 1	国立市総合防災計画策定・修正経過	-----	92
資料 2	国立市防災対策等推進会議設置要綱	-----	94

## 資料1 - 1 国立市防災会議条例

昭和 38 年 10 月 1 日

条例第 36 号

改正 平成 11 年 12 月 24 日条例第 41 号  
平成 21 年 12 月 22 日条例第 41 号  
平成 24 年 9 月 28 日条例第 26 号  
平成 27 年 3 月 31 日条例第 16 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき国立市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務および組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国立市地区防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長および委員)

第3条 防災会議は、会長および委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 国立市の教育委員会の教育長
- (6) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 国立市建設業協会の会長または会員の代表者のうちから市長が委嘱する者
- (10) 国立市上下水道工事店会の会長または会員の代表者のうちから市長が委嘱する者
- (11) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

6 前項の委員の総数は、25 人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、国立市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員または職員および学識経験のある者のうちから市長が委嘱または指名する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 24 日条例第 41 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年 12 月 22 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 27 年 3 月 31 日条例第 16 号)

この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

## 資料1 - 2 国立市防災会議運営規程

昭和 52 年 2 月 1 日  
訓令(甲)第 1 号

改正 昭和 56 年 7 月 10 日訓令(甲)第 22 号  
平成 3 年 10 月 16 日訓令(甲)第 51 号  
平成 8 年 3 月 29 日訓令(甲)第 20 号  
平成 21 年 3 月 31 日訓令第 36 号  
平成 25 年 4 月 1 日訓令第 37 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、国立市防災会議条例(昭和 38 年国立市条例第 36 号)第 5 条の規定に基づき、国立市防災会議(以下「会議」という。)の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (招集)

第 2 条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項および理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。
- 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め、関係委員に通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

### (議事手続)

第 3 条 会議の議事は、会長が主宰する。

- 2 会議の議事は、出席委員およびその代理者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を徴することができる。

### (委任)

第 4 条 会議はその所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

- 2 会長は委任を受けた事務を処理したときは、次の会議に報告しなければならない。

### (専門委員)

第 5 条 専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

### (事務局)

第 6 条 会議の事務局は、行政管理部防災安全課に置く。

### 付 則

この規程は、昭和 52 年 2 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 56 年 7 月 10 日訓令(甲)第 22 号抄)

- 1 この規程は、昭和 56 年 7 月 20 日から適用する。

付 則(平成 3 年 10 月 16 日訓令(甲)第 51 号)

この規程は、平成 3 年 10 月 14 日から適用する。

付 則(平成8年3月29日訓令(甲)第20号抄)

- 1 この規程は、平成8年4月1日から適用する。

付 則(平成21年3月31日訓令第36号)

- 1 この訓令は、平成21年3月31日から施行する。(後略)
- 2 (前略)第11条の規定による改正後の国立市防災会議運営規程の規定(中略)は、平成20年11月1日から適用する。

付 則(平成25年4月1日訓令第37号)

- この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

## 資料1 - 3 国立市防災会議委員名簿

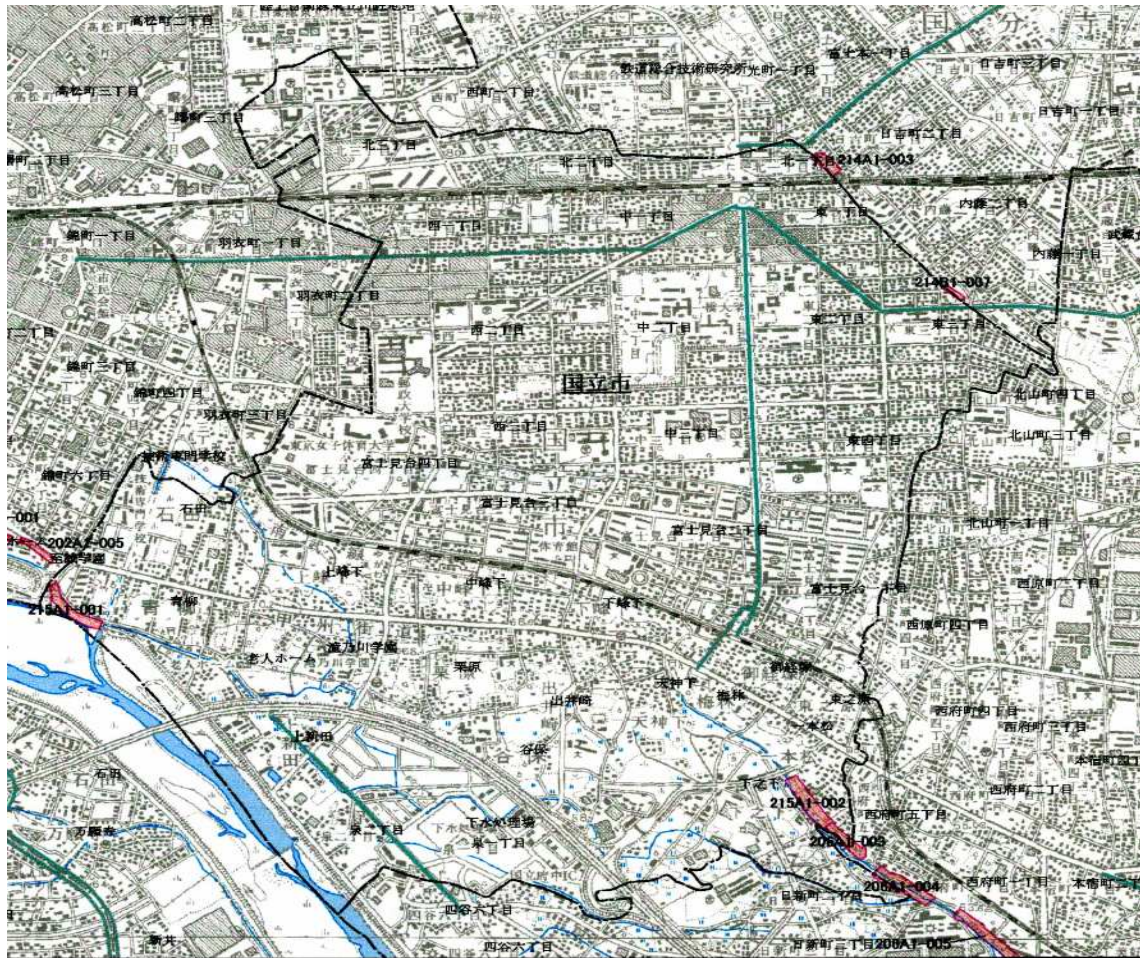
委員の総数 25名以内（国立市防災会議条例第3条第6項）

（平成27年7月21日現在）

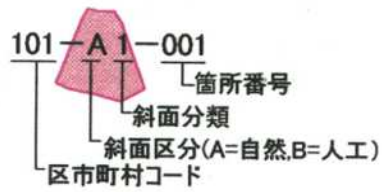
	氏 名	職 名
（第3条第2項の市長）		
会 長	佐 藤 一 夫	国立市長
（第3条第5項第1号の指定地方行政機関の職員）		
委 員	河 村 英 知	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長
（第3条第5項第2号の知事部内の職員）		
委 員	早 川 和 男	東京都多摩立川保健所長
委 員	藤 木 仁 成	東京都北多摩北部建設事務所長
委 員	中 村 まゆみ	東京都多摩水道改革推進本部立川給水管理事務所長
（第3条第5項第3号の警察官）		
委 員	三 好 一 人	警視庁立川警察署長
（第3条第5項第4号の市長部内の職員）		
委 員	永 見 理 夫	国立市副市長
（第3条第5項第5号の教育長）		
委 員	是 松 昭 一	国立市教育委員会教育長
（第3条第5項第6号の消防吏員）		
委 員	高 橋 茂 男	東京消防庁第八消防方面本部長
委 員	石 川 孝 政	東京消防庁立川消防署長
（第3条第5項第7号の消防団長）		
委 員	遠 藤 久	国立市消防団長
（第3条第5項第8号の指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員）		
委 員	北 澤 栄 次	国立市医師会会長
委 員	高 木 諭 介	㈱NTT東日本東京事業部東京西支店長
委 員	古 家 仁	東京電力㈱立川支社長
委 員	長谷川 弘 一	東京ガス㈱多摩支店長
委 員	大 内 卓	㈱JR中央ラインモール国立駅長
委 員	保 坂 斎 夫	日本通運㈱多摩支店長
委 員	宇都木 俊 光	日本郵便㈱国立郵便局長
委 員	松 浦 孝 志	国立市歯科医師会会長
委 員	中 川 紀美子	国立市薬剤師会会長
委 員	原 田 弘 司	東京乗用旅客自動車協会 広報委員会副委員長
（第3条第5項第9号の国立市建設業協会の会長または会員の代表者のうちから市長が委嘱する者）		
委 員	鈴 木 康 幸	国立市建設業協会会長
（第3条第5項第10号の国立市上下水道工事店会の会長または会員の代表者のうちから市長が委嘱する者）		
委 員	堀 澤 実	国立市上下水道工事店会会長
（第3条第5項第11号の自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者）		
委 員	池 上 三喜子	学識経験者（公益財団法人市民防災研究所理事）
委 員	緑 川 隆	国立市自主防災組織連絡協議会会長



資料2 - 1 急傾斜地崩壊危険箇所分布図



急傾斜地崩壊危険箇所



資料2 - 2 国立市の地震に関する地域危険度

危険度ランク:(危険度小) 1 2 3 4 5 (危険度大)

危険度順位:(危険度小) 5, 133位 ~ ~ ~ 1位 (危険度大)

町丁目名	建物倒壊危険度		火災危険度		総合危険度		災害時活動困難度を考慮した危険度					
							建物倒壊危険度		火災危険度		総合危険度	
	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位
青柳	1	3,313	1	3,627	1	3,517	2	2,646	1	3,274	1	2,988
青柳1丁目	1	4,052	1	4,191	1	4,171	1	4,158	1	4,229	1	4,225
青柳3丁目	1	3,557	1	4,060	1	3,866	1	3,544	1	4,026	1	3,833
石田	1	3,570	1	4,435	1	4,054	1	3,272	1	4,378	1	3,875
北1丁目	1	3,150	1	3,238	1	3,245	2	2,388	2	2,770	2	2,602
北2丁目	2	2,384	2	1,915	2	2,190	2	1,778	2	1,498	2	1,582
北3丁目	1	4,141	1	3,332	1	3,786	1	3,989	1	3,169	1	3,636
中1丁目	1	2,997	1	2,860	1	2,963	2	2,254	2	2,373	2	2,318
中2丁目	1	3,663	2	2,775	1	3,270	2	2,314	2	1,927	2	2,116
中3丁目	1	3,840	1	3,392	1	3,663	1	2,876	2	2,772	1	2,848
西1丁目	1	2,870	2	1,838	2	2,375	2	1,947	2	1,329	2	1,580
西2丁目	1	3,095	2	2,265	2	2,707	2	2,510	2	1,827	2	2,166
西3丁目	2	2,205	2	1,622	2	1,920	2	1,799	2	1,343	2	1,513
東1丁目	1	3,353	2	1,708	2	2,548	2	2,295	3	1,176	2	1,691
東2丁目	1	3,134	2	2,495	1	2,842	2	2,062	2	1,832	2	1,922
東3丁目	2	2,424	2	1,797	2	2,137	2	1,772	2	1,392	2	1,526
東4丁目	1	3,208	2	2,198	2	2,720	2	2,526	2	1,731	2	2,126
富士見台1丁目	1	4,008	1	3,033	1	3,565	1	4,114	1	3,111	1	3,677
富士見台2丁目	1	4,306	1	4,036	1	4,233	1	4,457	1	4,146	1	4,333
富士見台3丁目	1	4,270	1	3,710	1	4,038	1	4,599	1	4,014	1	4,338
富士見台4丁目	1	4,340	1	3,744	1	4,094	1	4,373	1	3,732	1	4,090
谷保	1	4,215	1	4,203	1	4,270	1	3,834	1	3,970	1	3,932
泉1丁目	1	4,917	1	4,991	1	4,977	1	4,929	1	5,011	1	4,997
泉2丁目	1	4,554	1	4,439	1	4,516	1	4,321	1	4,282	1	4,334
泉3丁目	1	4,478	1	3,755	1	4,164	1	4,658	1	3,951	1	4,336
泉4丁目	1	4,886	1	4,823	1	4,865	1	4,981	1	4,926	1	4,978
矢川3丁目	1	4,566	1	4,589	1	4,592	1	4,804	1	4,762	1	4,807

出典:東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第7回)」

資料2 - 3 自主防災組織及び自主防災組織資機材庫設置場所一覧

平成27年4月1日現在

No.	組 織 名	資器材庫設置場所住所
1	中平自治会防災部	谷保6087-1
2	富士見台二丁目自治会防災部	富士見台2-32-1
3	富士見台三丁目自治会防災部	富士見台3-13-5
4	南区自治会防災組織	谷保3143-1
5	環境改善促進会防災部	東4-20-15
6	青柳自治会防災部	青柳244-1
7	東地域自主防災部	東1-13-13
8	青柳中央会防災部	青柳1-43
9	富士見台四丁目自治会防災部	富士見台4-6-2
10	下谷保地域防災組織	谷保5066
11	中地域自主防災部	中2-10-7
12	都営北三丁目防災部	北3-3-22
13	北二丁目みどり会防災部	北2-10-11,12
14	国立富士見台団地自治会防災部	富士見台1-7-1
15	自主防災組織矢川北団地	富士見台4-17-1
16	四小南自治会防災部	北2-28-21
17	富士見台一丁目自治会防災部	富士見台1-9
18	泉二丁目アパート自主防災組織	泉2-3 2号棟内
19	立東自治会防災部	北3-23-1
20	西地域自主防災組織	西3-8-32
21	国立市三和会自主防災組織	西2-17-32
22	国立会東の会自主防災部	東3-18-32
23	四軒在家自治会自主防災部	谷保6775
24	都営国立北三第2アパート第二自治会 防犯防災部	北3-1-1
25	いちょう並木国立自治会防災部	北3-38-1
26	久保町内会自主防災部	谷保6256-8



資料2 - 4 地震に対する10の備え(東京消防庁)

# 地震 に対する 10の備え



## 身の安全の備え

### 家具類の転倒・落下・移動防止対策をしておこう

- ・けがをしたり、避難に支障がないように家具を配置しておく。
- ・家具やテレビ、パソコンなどを固定し、転倒・落下・移動防止措置をしておく。



### けがの防止対策をしておこう

- ・食器棚や窓ガラスなどには、ガラスの飛散防止措置をしておく。
- ・停電に備えて懐中電灯をすぐに使えるところに置いておく。
- ・散乱物でケガをしないようにスリッパやスニーカーなどを身近に準備しておく。



### 家屋や塀の強度を確認しておこう

- ・家屋の耐震診断を受け、必要な補強をしておく。
- ・ブロックやコンクリートなどの塀は、倒れないように補強しておく。



## 初動対応の備え

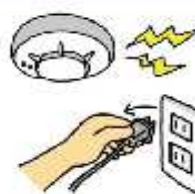
### 消火の備えをしておこう

- ・火災の発生に備えて消火器の準備や風呂の水のくみ置き(濡れ防止のため子どもだけで浴室に入れないようにする)をしておく。



### 火災発生の早期発見と防止対策をしておこう

- ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を設置しておく。
- ・普段使用しない電気器具は、差込みプラグをコンセントから抜いておく。
- ・電気やガスに起因する火災発生防止のため感震ブレーカー、感震コンセントなどの防災機器を設置しておく。



### 非常用品を備えておこう

- ・非常用品は、置く場所を決めて準備しておく。
- ・車載ジャッキやカーラジオなど、身の周りにあるものの活用を考えておく。



## 確かな行動の備え

### 家族で話し合っておこう

- ・地震が発生した時の出火防止や初期消火など、家族の役割分担を決めておく。
- ・外出中に家族が帰宅困難になったり、離れ離れになった場合の安否確認の方法や集合場所などを決めておく。
- ・家族で避難場所や避難経路を確認しておく。
- ・普段のつき合いを大切にするなど、隣り近所との協力体制を話し合っておく。



### 地域の危険性を把握しておこう

- ・自治体の防災マップ等で、自分の住む地域の地域危険度を確認しておく。
- ・自宅や学校、職場周辺を実際に歩き、災害時の危険箇所や役立つ施設を把握し、自分用の防災マップを作っておく。



### 防災知識を身につけておこう

- ・新聞、テレビ、ラジオやインターネットなどから、防災に関する情報を収集し、知識を身につけておく。
- ・消防署などが実施する講演会や座談会に参加し、過去の地震の教訓を学んでおく。



### 防災行動力を高めておこう

- ・日頃から防災訓練に参加して、身体防護、出火防止、初期消火、救出、応急救護、通報連絡、避難要領などを身に付けておく。





# 地震 その時10のポイント



## 地震直後の行動

## 地震時の行動

### 地震だ！ まず身の安全

- ・揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動する。
- ・丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。

【高層階（概ね10階以上）での注意点】

- ・高層階では、揺れが数分続くことがある。
- ・大きくゆっくりとした揺れにより、家具類が転倒・落下する危険に加え、大きく移動する危険がある。



#### 落ちついて火の元確認 初期消火

- ・火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。
- ・出火した時は、落ちついて消火する。



#### あわてた行動 けがのもと

- ・屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。
- ・瓦、窓ガラス、書棚などが落ちてくるので外に飛び出さない。



#### 窓や戸を開け 出口を確保

- ・揺れがおさまった時に、避難ができるよう出口を確保する。



#### 門や塀には近寄らない

- ・屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。



#### 火災や津波 確かな避難

- ・地域に大規模な火災の危険がせまら、身の危険を感じたら、一時集合場所や避難場所に避難する。
- ・沿岸部では、大きな揺れを感じたり、津波警報が出されたら、高台などの安全な場所に素早く避難する。



#### 正しい情報 確かな行動

- ・ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。



#### 確かめ合おう わが家の安全 隣の安否

- ・わが家の安全を確認後、近隣の安否を確認する。



#### 協力し合って 救出・救護

- ・倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。



#### 避難の前に 安全確認電気・ガス

- ・避難が必要な時には、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難する。



## 地震後の行動

# 地区防災計画作成ガイドライン

2015（平成 27）年

国立市行政管理部

防 災 安 全 課

## < 本冊子の位置づけ >

地区防災計画制度は、平成 25 年 6 月災害対策基本法の改正により創設されました。

内閣府では、既に「地区防災計画ガイドライン」(平成 26 年 3 月)を作成し、自治体及び地区居住者等の作成支援を行ってきているところですが、東日本大震災以降の首都直下地震時の被害想定をはじめ、全国的な集中豪雨による被害地域の拡大などを踏まえると、本市においても、地区防災計画の作成を促進する必要があると考えられます。

このため、内閣府が作成したガイドラインに加え、本市の地域特性を踏まえたガイドラインをあらかじめ作成し、地区防災計画の作成の一助とすることとしました。

## 1. 地区防災計画作成の目的

本計画は、市内の一定の地区居住者及び事業者（以下、「居住者等」という。）が、自発的に行う防災活動に関する計画であり、本市地域防災計画の中に同計画が規定されることによって、市が行う防災活動と連携して、地区の防災活動をより一層向上させることを目的としています。

## 2. 計画の作成単位

本計画は、居住者等の日常生活圏を基本にした地区において作成されることが望ましいと考えられます。このため、自治会・町内会、団地、町丁目、商店会などの単位で作成することが考えられます。また、本市は、自治会・町内会の空白地区や未加入世帯も多いという特徴があることから、居住者等の意志により一定の広がりを持った任意の地区においても作成することが可能と考えられます。しかし、単一の集合住宅や事業所は、作成の対象としません。

### 計画の作成単位

1. 自治会・町内会
2. 団地、町丁目
3. 商店会
4. 一定の広がりを持った任意の地区
5. その他

単一の集合住宅及び事業所のみ場合は、作成対象としない。

## 3. 計画の検討主体

地区防災計画は、関係団体より委員を選出し「(仮称) 地区防災計画検討委員会」等の検討組織を結成し協力して検討にあたることとします。

委員長、副委員長は、委員の互選で選出します。

委員会の構成は、次のように考えられます。

自治会・町内会  
自主防災組織  
学校  
商店会  
事業所  
消防団  
日赤  
民生・児童委員  
育成会  
要配慮者団体  
その他公募市民

なお、この計画検討組織は、計画策定後、地区防災計画の推進組織として調整し移行されることが望ましい。



#### 4. 計画の作成

##### (1) 地区特性の把握と防災マップの作成等

検討組織において、地区の現状等を踏まえ、ワークショップ手法により地区の防災課題を把握し、防災マップとして取りまとめるとともに地区居住者等へ普及共有する。

##### 地区特性の把握と防災マップの作成

1. 災害履歴の調査
2. 被害想定（市などから情報提供）
3. 地区特性の把握（防災まち歩き等によるまちの安全・危険性の把握）
4. 要配慮者の状況把握
5. 防災マップの作成
6. 居住者等への防災マップの普及・共有化

##### (2) 活動体制の構築

地区防災計画を継続して推進するためには、活動体制を構築する必要があります。このため、計画検討組織との継続性を考慮しつつ、自治会・町内会、自主防災組織、商店会、事業所などで構成する地区防災推進協議会等を結成し、役割を分担して取り組むことが考えられます。

自治会・町内会、自主防災組織、商店会等では、既に総務班、情報班、消火班、救出救護班等の活動班を設置している例もありますので、活動体制の構築にあたっては、これら既存の活動体制を活用して構築することが重要です。

##### < 活動体制の例 >

地区防災推進協議会（仮称）

会長       ：  
副会長     ：       、       、 × × ×

##### 班編成の例

班名	平常時の活動	災害時の活動
総務班	全体調整、要配慮者の把握	全体調整、被害・避難状況の把握
情報班	情報の収集、共有、伝達	災害状況の把握、市への連絡調整等
消火班	器具点検、火災予防活動	初期消火活動、出火予防活動
救出・救護班	資機材管理、調達整備	負傷者等の救出、救護
避難誘導班	避難路・避難所の確認、安全改善	避難者の誘導
物資調達班	災害時調達配分方法の検討、関係機関との事前調整	水・食料・応急物資の調達・配分
衛生防疫班	仮設トイレ対策検討、ごみ処理対策の検討	防疫対策の実施、ごみ処理方法等の普及
環境改善班	危険個所の巡回・点検、改善方法の検討	二次災害防止のための巡回、広報
防犯・巡回班	防犯巡回、警察との連携	避難住家の防犯巡回、防犯情報の収集・広報

( 3 ) 平常時の活動

推進協議会等の平常時の活動は次のように考えられる。

- 危険箇所の把握・点検・改善に向けた取り組み
- 避難路・避難所等の確認、避難経路における安全点検
- 要配慮者支援に向けた取り組み
- 防災マップの作成と普及
- 防災訓練・避難訓練の実施
- 防災資機材の整備
- 防災啓発活動の実施
- その他

( 4 ) 災害時の活動

推進協議会等は、災害時に組織的に次の活動を実施する。

- 情報収集・共有・伝達活動
- 地区内被害状況の把握、住民の安否確認
- 出火防止、初期消火活動
- 救出・救助活動
- 避難誘導、避難者支援活動
- 避難所運営支援、在宅避難者支援

( 5 ) 復旧・復興期の活動

- 被災者に対する地区コミュニティの支援
- 行政等と連携して復旧・復興期の情報収集と居住者等への提供

( 6 ) 市・消防団等防災関係機関との連携

市、消防団、赤十字奉仕団、民生・児童委員等防災関係機関の役割を踏まえて、地区として平常時、災害時及び復旧復興期の役割を明らかにして、活動に反映することが重要です。

( 7 ) 実践と検証

地区の防災対策を継続して実践するためには、ア居住者等の防災意識の高揚、イ防災訓練による災害時対応力の習得、ウ市地域防災計画の見直し等と連携した地区防災計画の見直しが望まれます。

ア 居住者等の防災意識の高揚

地区居住者等の防災意識を向上し、災害に対応できるような人材を育成するため、クロスロード、DIG（災害図上訓練）、防災運動会、HUG（避難所運営ゲーム）等の普及啓発活動や小中学生に対する防災教育を実施します。

イ 防災訓練による災害時対応力の習得

地区居住者等が、災害時に地区防災計画に規定された防災活動を実施できるように、市や消防署・消防団等と連携して防災訓練を行うとともに避難所の運営を円滑に行う

ために避難所運営訓練に参加することもまた重要です。これら事前のシミュレーションを行うことにより、課題を把握し活動を改善することが重要です。

#### ウ 市地域防災計画の見直し等と連携した地区防災計画の見直し

地区防災計画は、市地域防災計画と連携することで、相互に支え合い防災活動を強化することができると思います。このため、防災訓練等を踏まえた地区防災計画の見直しを市地域防災計画に反映したり、市地域防災計画の見直しを踏まえて地区防災計画に反映するなど、内容が古くなったり形骸化した計画については、積極的に修正・廃止を行う必要があります。

### 5. 計画の作成期間

地区防災計画は、概ね2年間で作成し実践に移すことが望ましい。

1年目 : 地区の現況把握  
地区の特性、危険性等の把握  
要配慮者等地区居住者特性の把握  
ワークショップ方式による防災マップの作成  
居住者等の防災マップの共有化

2年目 : 地区防災課題の整理  
防災課題への対応方針の検討  
地区防災計画の取りまとめ  
居住者等の共有化  
市防災会議への報告

### 6. 計画提案の手続き

地区防災計画は、市の防災対策との連携し相互に支え合って、対策が強化されることが考えられます。このため、地区防災計画を市地域防災計画に規定することとしています。規定する方法は、次の2つです。

第1は、市防災会議の判断で、市地域防災計画に規定する方法です（災害対策基本法第42条3項）。第2は、地区居住者等が、市防災会議に対して地区防災計画を定めることを提案し、それを受けて市防災会議が、市地域防災計画に地区防災計画を定める場合です。

## 地区防災計画（目次案）

- 1．計画の対象範囲  
市 丁目～ 丁目（又は 番～ 番）
- 2．基本的考え方
  - （1）基本方針（目的）
  - （2）活動目標
  - （3）長期的活動計画
- 3．地区の特性
  - （1）自然特性
  - （2）社会特性
  - （3）防災マップ
- 4．防災活動の内容
  - （1）活動体制
  - （2）平常時の活動
  - （3）災害時の活動
  - （4）復旧・復興期の活動
  - （5）市・消防団等防災関係機関との連携
- 5．実践と検証
  - （1）居住者等の防災意識の高揚
  - （2）防災訓練による災害時対応力の習得
  - （3）計画の見直し

## 資料3 - 1 国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例

平成 21 年 3 月 31 日

条例第 16 号

改正 平成 24 年 9 月 28 日条例第 27 号

平成 25 年 3 月 29 日条例第 21 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 37 条において準用する同法第 26 条の規定に基づき、国立市災害対策本部(以下「本部」という。)及び国立市健康危機管理対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第 2 条** 本部は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)、災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)、災害対策本部員(以下「本部員」という。)及び対策部をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、国立市組織条例(平成 24 年 12 月国立市条例第 28 号)第 1 条に規定する部の長、議会事務局長及び教育次長並びにこれらに相当する職にある者で規則で定めるもの並びに消防団長をもって充てる。

4 対策部に属する本部の職員は、規則で定める。

(職務)

**第 3 条** 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、次に掲げる順序によりその職務を代理する。

(1) 第 1 順位 副市長をもって充てる副本部長

(2) 第 2 順位 教育長をもって充てる副本部長

3 本部員は、本部長の命を受け、対策部の事務を掌理する。

4 対策部に属する本部の職員は、本部員の命を受け、対策部の事務に従事する。

(委任)

**第 4 条** 第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

**第 5 条** 第 2 条から前条までの規定は、国立市健康危機管理対策本部について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 21 号）

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

資料3 - 2 災害対策本部設置通知機関一覧

平成27年4月現在

No	機 関 名	住 所	電話番号	備 考
1	東京都総務局総合防災部	新宿区西新宿2-8-1	03-5321-1111	防災管理課
2	東京消防庁第八消防方面本部	立川市泉町1156-1	522-0119	
3	東京消防庁立川消防署	立川市泉町1156-1	526-0119	
4	警視庁第八方面本部	立川市緑町3280	522-3161	
5	警視庁立川警察署	立川市緑町3233-2	527-0110	警備課
6	陸上自衛隊第一後方支援連隊第一整備大隊	練馬区北町4-1-1	03-3933-1161	
7	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所	八王子市大和田町4-3-13	643-2001	
8	東京都水道局多摩水道改革推進本部	立川市緑町6-7	548-5400	管理課
9	多摩立川保健所	立川市柴崎町2-21-19	524-5171	
10	東京都北多摩北部建設事務所	立川市柴崎町2-15-19	540-9501	管理課
11	東京ガス(株)多摩支店	立川市曙町3-6-13	526-6125	
12	(株)JR中央ラインモール国立駅	国立市北1-14	577-3447	
13	(株)NTT東日本 東京事業部東京西支店	立川市錦町4-12-6 NTT錦町別館ビル2F	528-4605	
14	東京電力(株)立川支社	立川市緑町6-6	848-7801	
15	中日本高速道路(株)八王子保全・サービスセンター	八王子市宇津木町287-1	691-7121	
16	(社)東京都トラック協会多摩支部	国立市北3-27-11 三多摩自動車会館内	524-3469	
17	日本通運(株)多摩支店	八王子市明神町2-7-15	646-0202	
18	日本郵便(株)国立郵便局	国立市富士見台2-43-4	573-5064	
19	国立市社会福祉協議会	国立市富士見台2-38-5	575-3226	
20	国立市議会事務局	国立市富士見台2-47-1	576-2111	
21	国立市医師会長	国立市富士見台3-16-6	576-2341	医師会館
22	国立市歯科医師会長	国立市富士見台3-16-17	577-0418	歯科医師会館
23	国立市薬剤師会長	国立市中1-9-12	572-3166	〈にたち中薬局内
24	東京乗用旅客自動車協会	国立市東2-18-6	575-0458	銀星交通
25	国立市建設業協会	国立市富士見台1-19-2	572-2766	植繁
26	国立市上下水道工事店会	国立市谷保4380	573-1700	堀沢設備





資料3 - 4 災害時相互応援協定(市区町村)

名 称	締結年月日	協 定 先
消防の相互応援に関する協定	S40.9.10	立川市、昭島市、東大和市、武蔵村山市
消防の相互応援に関する協定	S59.12.1	府中市
大規模災害発生時における相互応援に関する協定(甲州サミット参加12市)	H8.12.1	八王子市、立川市、府中市、調布市、日野市、甲府市、諏訪市、山梨市、大月市、韮崎市、茅野市
災害時の避難場所相互利用に関する協定	H12.3.1	立川市、昭島市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村市
災時等の避難場所相互利用に関する協定	H15.10.31	国分寺市
災害時における相互応援に関する協定	H22.4.1	芦屋市
災害時における相互応援に関する協定	H24.2.16	伊賀市

### 資料3 - 5 自衛隊災害派遣要請依頼書

その1 自衛隊災害派遣要請依頼書	
東京都知事 様	国立市災害対策本部発第 号 年 月 日
	国立市長 印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	
このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を下記のとおり依頼します。	
記	
1. 災害の状況及び派遣を要請する事由	
(1) 災害の状況	
(2) 派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 活動希望区域	
(2) 活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

資料3 - 6 自衛隊災害派遣撤収依頼書

その2 自衛隊災害派遣撤収依頼書			
		国立市災害対策本部発第	号
		年 月 日	
東京都知事	様		
		国立市長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）			
年 月 日	付け第	号	で依頼したこのことについて、下記のとおり依頼派遣部隊の撤収要請を依頼します。
記			
1. 撤収時期		年 月 日 時 分	
2. 撤収理由			
3. その他参考となるべき事項			

### 資料3 - 7 災害時の活動協力要請先一覧

要 請 先	要 請 内 容
社団法人東京都トラック協会 多摩支部	緊急支援物資等の輸送
(株)小池商店府中営業所	緊急支援物資等の輸送
(株)セレスポ	テント等緊急設備の支援
セッツカートン(株)	段ボール製簡易ベッド等の支援
社会福祉法人東京福祉会	棺等葬祭用品の供給
国立郵便局	情報収集、配達物の一時保管・避難所等への配送
(株)ジェイコム多摩	防災行政無線等の自治体情報の文字放送 災害防災情報放送
エフエムラジオ立川(株)	災害防災情報放送
国立市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置等
国立市医師会	医療救護
国立市歯科医師会	歯科医療救護
国立市薬剤師会	医療救護における調剤、服薬指導、医薬品の管理等
公益社団法人東京都柔道整復師会多摩 中央支部	応急救護等
東京都獣医師会多摩西支部	動物救護活動
(株)スズケン	医薬品等の確保・供給（医療用）
東邦薬品(株)	医薬品等の確保・供給（医療用）
(株)メディセオ	医薬品等の確保・供給（医療用）
(株)大木	医薬品等の確保・供給（一般用）
国立大学法人一橋大学	帰宅困難者の一時滞在施設の提供
学校法人桐朋学園男子部門	帰宅困難者の一時滞在施設の提供 発達障害者等の一時避難所の提供
滝乃川学園	知的しょうがいしゃ等の避難所利用
社会福祉法人睦月会わかばの家	知的しょうがいしゃ等の緊急一時受け入れ
社会福祉法人多摩棕櫚亭協会	精神しょうがいしゃの緊急一時受け入れ
社会福祉法人弥生会くにたち苑	高齢者等の緊急一時受け入れ 緊急搬送用車両の提供
医療法人社団国立あおやぎ会	高齢者等の緊急一時受け入れ
医療法人社団三水会介護老人保健施設 あるふぁ国立	高齢者等の緊急一時受け入れ
社会福祉法人敬愛会ウェルケア国立	高齢者等の緊急一時受け入れ
ボンセジュール国立	高齢者等の緊急一時受け入れ

社会福祉法人誠愛会シルバーハイツ谷保	高齢者等の緊急一時受け入れ 緊急搬送用車両の提供
ヤマシ(株)サンビレッジ国立	高齢者等の緊急一時受け入れ
国立倉庫(株)	緊急支援物資の保管
東京都L Pガス協会北多摩西部支部国立部会	燃料の調達
(株)田辺石油商会国立サービスステーション	燃料の調達
ヤマヒロ(株)国立富士見台給油所	燃料の調達
国立市米穀小売商組合	食料の調達
東京都多摩青果(株)	青果物の提供
(株)西友	食料、衣料品等生活必需品の調達
(株)ダイエー	食料、衣料品等生活必需品の調達
(株)スーパーバリュー	食料、衣料品等生活必需品の調達
(株)ヤクルト本社中央研究所	飲料水の供給
東京都理容生活衛生同業組合立川支部	避難所における理容業務、必要な資器材及び消耗品の提供
国立市上下水道工事店会	上下水道の応急復旧
東京都下水道局流域下水道本部	し尿の搬入及び受け入れ
高杉商事(株)	ごみ、し尿及びびがれきの収集、運搬
昭和ハウス工業(株)	応急トイレ対策
(株)レンタルのニッケン国立営業所	応急トイレ対策
(株)スパサンフジ(国立温泉湯楽の里)	入浴支援
(有)鳩乃湯	入浴支援
公益社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道管路施設等の応急対策
全国建設労働組合総連合東京土建一般労働組合府中国立支部	倒壊建物等からの救助救出活動、施設の修繕等
国立市建設業協会	道路等における障害物除去、施設の応急復旧、緊急輸送の実施



資料3 - 9 情報連絡票

情報 受理票	受信部署		受信者		受理番号	
	発信元				受理日時	年 月 日
	情報分類	被害情報	避難情報	要請・問い合わせ	その他	
	件名					
活動・ 対応状況票	担当部署				対応番号	
					受理日時	年 月 日
				活動・対応担当者 サイン		





資料3 - 11 被害集計表

災害名 \_\_\_\_\_

種別 \_\_\_\_\_

国立市行政管理部防災安全課

年 月 日 ~ 年 月 日

No.

受付 No.	受付時刻	被害発生場所 被災世帯主	被害の内容	依頼(対応)先	処 理
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				

### 資料3 - 12 被害概況調査票

担当地区	施設名	報告者			所属	
	所在地				氏名	
調査日時	年 月 日 時 頃					
<p>被害項目 - 施設周辺等を目視し、感じた被害の程度を記入する(確認作業は不要)。          当該災害に関しない項目は記入しない。          総合評価 - 各被害項目の記入内容を元に、施設周辺等の被害を評価する。          (例: Aが多い場合は被害大、Bが多い場合は被害中を記入するなど)</p>						
	被害項目	A	B	C	D	E
1	死者	有り(確認)	有り(未確認)		無し	不明
2	負傷者	多数有り	相当数有り	少数有り	無し	不明
3	被害建物(木造)	倒壊等多数	相当数有り	少数有り	無し	不明
4	被害建物(非木造)	3棟以上	1~2棟		無し	不明
5	崖崩れ等	多数有り	数ヵ所有り	1~2ヵ所	被害無し	不明
6	火災の発生	3ヵ所以上	1~2ヵ所		被害無し	不明
7	交通機関( )	全線ストップ	一部ストップ		被害無し	不明
8	道路通行状況	通行不可多い	相当数以下	少数不可	被害無し	不明
9	河川被害	溢水有り	溢水危険		被害無し	不明
10	家屋浸水	50軒以上	10~49軒	9軒以下	被害無し	不明
11	停電	100軒以上	30~99軒	29軒以下	被害無し	不明
12	ガス停止	100軒以上	30~99軒	29軒以下	被害無し	不明
13	断水	100軒以上	30~99軒	29軒以下	被害無し	不明
総合評価		A:被害大	B:被害中	C:被害小	D:被害無し	
<p>[特記事項] (例) 確認された大被害( 橋の倒壊、通行不能の幹線道路)や特に被害の大きい地域の町丁名等を記入する。</p>						
<p>[予想される対応活動] (例) ××避難所の開設、 地域での生き埋め発生の可能性大・救助隊派遣要</p>						

資料3 - 13 災害速報・被害確定報告  
(都への災害報告様式)

災害速報 ( 発生 ・ 中間 )  
被害確定報告

区市町村				区分		被害		区分		被害		災害対策本部 区市町村	名称			
報告番号	第 月 日 報時		非住家	公共建物	棟			公立文教施設	千円					設置	月	日
	報告者名			その他	棟			農林水産業施設	千円				解散		月	日
区分		被害		田	流失・埋没	ha			公共土木施設	千円						
	人的被害	死者	人		畑	冠水	ha			その他の公共施設	千円					
行方不明者		人	流失・埋没	ha					小計	千円						
負傷者	重傷	人	その他	冠水	ha			文教施設	カ所		農産被害	千円				
	軽傷	人		文教施設	カ所			病院	カ所			林産被害	千円			
全壊	棟		河川	道路	カ所			橋りょう	カ所		水産被害		千円			
	世帯			河川	カ所			港湾	カ所			商工被害	千円			
半壊	棟		砂防	橋りょう	カ所			河川	カ所		その他		千円		消防職員出動延人員	人
	世帯			砂防	カ所			港湾	カ所			被害総額	千円		消防団員出動延人員	人
一部破壊	棟		水道	港湾	カ所			砂防	カ所		備考		1 災害発生場所			
	世帯			水道	カ所			砂防	カ所			2 災害発生年月日				
床上浸水	棟		清掃施設	砂防	カ所			崖くずれ	カ所		3 災害の種類概況					
	世帯			崖くずれ	カ所			鉄道不通	カ所		4 消防機関の活動状況					
床下浸水	棟		船舶被害	船舶被害	隻			船舶被害	隻		5 その他					
	世帯			船舶被害	隻			船舶被害	隻							
り災世帯数	棟		通信被害	通信被害	回線			通信被害	回線							
	世帯			通信被害	回線			通信被害	回線							
り災者数		人	り災世帯数		世帯			り災者数		人						

### 資料3 - 1 4 被害程度の認定基準（東京都総務局）

#### 1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実なもの。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

#### 2 在家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹林等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

#### 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害とは、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

#### 4 その他

- (1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4)「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5)「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7)「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8)「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9)「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13)「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上没水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

#### 5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

#### 6 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5)災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。
- (11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

#### 7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生日月、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料3 - 15 防災行政無線配備一覧

固定系	MCA無線 個別	MCA無線 グループ名称	設置場所	住所
0001			市役所	富士見台2-47-1
0002			下谷保地域防災センター	谷保5066
0003			中地域防災センター	中2-10-7
0004			東地域防災センター	東1-13-13
0005			富士見台地域防災センター	富士見台3-13-5
0006			中平地域防災センター	谷保6087-1
0007			立東福祉館	北3-23-1
0008			南区公会堂	谷保3143-1
0009			消防団第一分団	青柳244-1
0010			北福祉館	北2-19-1
0011			東福祉館	東3-18-32
0012			一本松公会堂	谷保4130
0013			第八小学校	中1-3-1
0014			一橋大学南門前	中2-1
0015			第二小学校	西2-13
0016			中浄水所	中3-8-1
0017			第一中学校	東4-24-1
0018			矢川上公園	富士見台4-4
0019			第六小学校	谷保6600
0020			第三中学校	谷保1348-1
0021			都営国立西一丁目アパート	西1-5-1
0022			国立公民館	中1-15-3
0023			谷保第六公園	富士見台3-20
0024			青柳台第二遊園	青柳343-5
0025			消防団第三分団	谷保5913-1
0026			都営泉二丁目アパート	泉2-3-2
0027			北第一公園	北3-11-37
0028			富士見台第一団地	富士見台1-7-1
0029			立川警察署東区駐在所	東3-10-7
0030			滝乃川学園	谷保6312
0031			東京多摩青果(株)本社	谷保6-2-1

固定系	MCA無線 個別	MCA無線 グループ名称	設置場所	住所
0032			JR東日本国立住宅	北1-10-10
	100	統制局	市役所本部	富士見台2-47-1
	101	消防団G	消防団本部	富士見台2-47-1
	501		消防団第一分団(半固定)	青柳244-1
	102		消防団第一分団(携帯)	
	103		消防団第一分団(携帯)	
	502		消防団第二分団(半固定)	谷保6208-1
	104		消防団第二分団(携帯)	
	105		消防団第二分団(携帯)	
	503		消防団第三分団(半固定)	谷保5913-1
	106		消防団第三分団(携帯)	
	107		消防団第三分団(携帯)	
	504		消防団第四分団(半固定)	谷保5112-4
	108		消防団第四分団(携帯)	
	109		消防団第四分団(携帯)	
	505		消防団第五分団(半固定)	東2-4
	110		消防団第五分団(携帯)	
	111		消防団第五分団(携帯)	
	506		消防団第六分団(半固定)	中2-1
	112		消防団第六分団(携帯)	
	113		消防団第六分団(携帯)	
	114		消防団事務局	富士見台2-47-1
	507	立川消防署	立川市泉町1156-1	
	508	立川消防署国立出張所	富士見台3-1-2	
	509	立川消防署谷保出張所	富士見台1-44-5	
	202	公共機関G	道路下水道課(下水)	
	203		道路下水道課(下水)	
	204		道路下水道課(道路)	
	205		道路下水道課(道路)	
	206		福祉総務課	
	209		防災安全課	
	210		防災安全課	



固定系	MCA無線 個別	MCA無線 グループ名称	設置場所	住所
	211	公共機関G	防災安全課	
	212		防災安全課	
	213		防災安全課	
	214		防災安全課	
	215		生活コミュニティ課	
	216		北市民プラザ	北3-1-1
	217		政策経営課	
	218		生涯学習課	
	219		教育指導支援課	
	220		防災安全課(医療法人社団つくし会)	
	221		防災安全課(医療法人社団つくし会)	
	222		医療法人社団つくし会	西2-26-29
	301		立川警察署	立川市緑町3233-2
	302		立川警察署国立駅前交番	東1-61
	303		立川警察署谷保交番	谷保7092
	304		公民館	中1-15-3
	305		保健センター	富士見台3-21-1
	306		くにたち福祉会館	富士見台2-38
	307		(株)NTT東日本	府中市八幡町1-1 NTT府中ビル
	308		東日本旅客鉄道(株)国立駅	北1-14
	309		東京電力(株)立川支社	立川市緑町6-6
	310		東京ガス(株)多摩支店	立川市曙町3-6-13
	311	郵政研修所	西2-18-4	
	201	学校関係G	教育総務課	
	401		第一小学校	谷保6026
	402		第二小学校	西2-13
	403		第三小学校	東4-24-1
	404		第四小学校	北2-29
	405		第五小学校	富士見台2-47-2
	406		第六小学校	谷保6600
	407		第七小学校	富士見台1-47-7
	408	第八小学校	中1-3-1	

固定系	MCA無線 個別	MCA無線 グループ名称	設置場所	住所
	409	学校関係G	第一中学校	東4-24-1
	410		第二中学校	富士見台3-30
	411		第三中学校	谷保1348-1
	412		東京女子体育大学	富士見台4-30-1
	413		国立音楽大学附属小学校	西1-15-12
	414		国立学園小学校	中2-6
	415		桐朋学園小学校	中3-1-10
	416		一橋大学	中2-1
	601		保育幼稚園G	児童青少年課
	602	国立音楽大学附属幼稚園		中1-8-25
	603	小百合幼稚園		中1-17-9
	604	つぼみ幼稚園		富士見台4-51-1
	605	ママの森幼稚園		東4-2-22
	606	東立川幼稚園		北3-37-4
	607	国立ふたば幼稚園		西1-16-13
	608	国立富士見台幼稚園		谷保7179-1
	609	国立文化幼稚園		谷保217
	610	子ども家庭支援センター		富士見台3-21-1
	611	西児童館		西1-12-26
	612	矢川児童館		富士見台4-17-1
	613	なかよし保育園		富士見台2-46
	614	矢川保育園		富士見台4-17-1
	615	西保育園		富士見台3-45-1
	616	東保育園		富士見台1-45-17
	617	北保育園		北3-1-1
	618	春光保育園		西2-14-1
	619	国立保育園		北2-30-1
	620	和光保育園		東2-2-4
	621	あいわ保育園		東2-25-4
	622	向陽保育園		谷保6746
	623	国立あゆみ保育園		谷保6286
	624	国立あおいとり保育園		泉5-2-1

固定系	MCA無線 個別	MCA無線 グループ名称	設置場所	住所
	625	保育幼稚園G	国立学園附属かたばみ幼稚園	中2-6
	701	医療機関G	国立さくら病院	東1-19-10
	702		長久保病院	谷保6907-1

発 -

市民への呼びかけ(発災直後)

(防災行政無線、メール配信、Twitter等)

こちらは国立市災害対策本部です。

ただいま大きな地震がありました。

市民の皆さんは、まず身の安全を確保しましょう。

あわてて外に飛び出さないで下さい。

落ち着いて火の始末をしましょう。

テレビ、ラジオのニュースや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。

(繰り返し放送)

発 -

市民への呼びかけ(地震情報)

(防災行政無線、メール配信、Twitter等)

国立市災害対策本部から地震情報をお知らせします。

先ほどの地震の震源地は\_\_\_\_\_で、震源の深さは約\_\_\_\_\_キロメートルと推定されます。

国立市の震度は\_\_\_\_\_で、地震の規模はマグニチュード\_\_\_\_\_でした。

今後も、テレビ、ラジオのニュースや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。

(繰り返し放送)

資料3 - 16 - 1 - 3 災害広報案文 市民への呼びかけ(市長)

発 -

市民への呼びかけ(市長)

(防災行政無線)

市民のみなさん、市長(災害対策本部長)の\_\_\_\_\_です。

先ほど市内に震度\_\_\_\_\_の大きな地震がありました。

国立市では、\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分に災害対策本部を設置し、市内の被害情報を収集するとともに

市内の防災対策を進めているところです。

詳しい状況につきましては、その都度、皆さんにお知らせしますので、市役所からの情報に注意してください。

今後も余震の発生が予想されますので、市民の皆さんは、身の安全を第一に、隣近所に声をかけ、落ち着いて行動するようお願いします。

(繰り返し放送)

応 -

火災延焼地区住民への避難誘導広報

(防災行政無線、メール配信、Twitter等)

こちらは国立市災害対策本部です。

現在、\_\_\_\_\_地域の火災が\_\_\_\_\_方向へ燃え広がる危険があります。

\_\_\_\_\_丁目\_\_\_\_\_番地(番)、\_\_\_\_\_番地(番)、\_\_\_\_\_番地(番)にお住まいの皆さんは、  
\_\_\_\_\_学校へ避難してください。

なお、現場に警察官、消防官、市役所職員などがある場合は、その指示に従って行動して下さい。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、国立市災害対策本部の広報車です。

(以下、防災行政無線に同じ。)

水害地区住民への避難誘導広報

(防災行政無線、メール配信、Twitter等)

こちらは国立市災害対策本部です。

\_\_\_\_\_地域一帯は、\_\_\_\_\_川の\_\_\_\_\_付近が決壊し、浸水のおそれがあります。(浸水しています。)

\_\_\_\_\_地域住民の方々は、直ちに\_\_\_\_\_に避難してください。

なお、現場に警察官、消防官、市役所職員などがある場合は、その指示に従って行動して下さい。

浸水が始まっていて、避難所への避難が危険な場合は、建物の2階以上へ上がり、身の安全を確保してください。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、国立市災害対策本部の広報車です。

(以下、防災行政無線に同じ。)



資料3 - 16 - 4 災害広報案文 道路交通規制についてのお知らせ

応 -

道路交通規制についてのお知らせ

( 防災行政無線、メール配信、Twitter 等 )

国立市災害対策本部から、道路通行規制についてお知らせします。

現在、\_\_\_\_\_通りは、\_\_\_\_\_の被害により通行が禁止されています。

復旧の見通しは未だたっておりません。

詳しい情報が入りしだいお伝えしますので、ドライバーの皆さんは交通標識や現場の警察官の指示

に従って、安全運転を心がけてください。

以上、国立市災害対策本部からお知らせしました。

( 繰り返し放送 )

( 広報車 )

こちらは、国立市災害対策本部の広報車です。

( 以下、防災行政無線に同じ。 )

応 -

飲料水・食料等の供給広報

( 防災行政無線、メール配信、Twitter 等 )

こちらは、国立市災害対策本部です。

現在、断水している地域の方々のために、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_ において

飲料水を配っていますのでご利用ください。

また、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_ において、被害にあわれた方のために食料を

お配りしていますのでご利用ください。

以上、国立市災害対策本部からお知らせしました。

( 繰り返し放送 )

( 広報車 )

こちらは、国立市災害対策本部の広報車です。

( 以下、防災行政無線に同じ。 )

応 -

防疫・保健衛生に関する注意広報

(防災行政無線、メール配信、Twitter 等)

国立市災害対策本部からお知らせします。

食中毒や伝染病にかからないよう飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分に注意してください。

また、熱が出たり下痢など身体に異常を感じた場合には、すぐに医師の診察を受けてください。

以上、国立市災害対策本部からお知らせしました。

(繰り返し放送)

(広報車)

こちらは、国立市災害対策本部の広報車です。

(以下、防災行政無線に同じ。)

資料3 - 17 大地震時における交通規制図





### 資料3 - 20 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
印		東京都 知 事 東京都公安委員会	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用 者	住 所	( ) 局	番
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備 考			

備 考 用紙は日本工業規格A5とする

### 資料3 - 21 緊急通行車両通行標章



備 考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年月日」の文字を黒色、「登録(車両)番号」並びに「年月日」を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

### 資料3 - 22 規制除外車両事前届出書・規制除外車両事前届出済書

別記様式第6号

整理番号 ( 署 号 )

<input type="checkbox"/> 災害 応急対策用 <input type="checkbox"/> 原子力災害 応急対策用 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用		<input type="checkbox"/> 災害 応急対策用 第 号 <input type="checkbox"/> 原子力災害 応急対策用 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用	
規制除外車両事前届出書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請機関名 所在地 電話番号 取扱責任者役職名 氏 名		規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 東京都公安委員会	
番号標に表示されている番号		備考	
車両の用途		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、交通検問所又は警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、東京都公安委員会(届出をした警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 届出をした車両が次のいずれかに該当する場合は、この届出済証を速やかに返還してください。 (1) 規制除外車両として使用されることとなる車両でなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両として使用される必要性がなくなったとき。	
使用者機関名 所在地 電話番号 使用責任者役職名 氏 名			
届出車両の出発地			
※ この事前届出書(2枚組のもの)を1部作成し、自動車検査証又は車両を特定する書類の写し及び車両を使用して行う業務の内容を証する書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

### 資料3 - 23 規制除外車両確認申請書

別記様式第9号

整理番号 ( 署 号 )

<input type="checkbox"/> 災害 応急対策用 <input type="checkbox"/> 原子力災害 応急対策用 <input type="checkbox"/> 国民保護措置用		年 月 日
規制除外車両確認申請書 東京都公安委員会 殿 申請機関名 所在地 電話番号 氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途		
使用者	住所 ( ) 局 番	
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

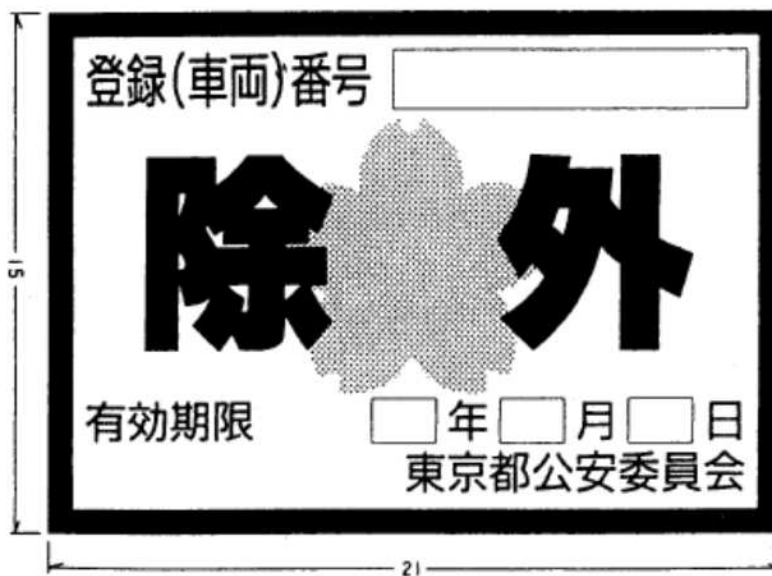
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

### 資料3 - 24 規制除外車両確認証明書

第 日	号	年	月
規制除外車両確認証明書			
東京都公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途			
使用 者	住 所	(        )	局        番
	氏 名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備 考			

備 考 用紙は日本工業規格A5とする

### 資料3 - 25 規制除外車両確認標章



備 考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「除外」の文字を緑色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」及び「東京都公安委員会」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。



資料3 - 26 - 1 国立市及び隣接市の救急医療機関一覧

自治体名	施設名	住所	電話番号
国立市	医療法人社団浩央会 国立さくら病院	国立市東1-19-10	042-577-1011
立川市	独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	立川市緑町3256	042-526-5511
	医療法人財団 立川中央病院	立川市柴崎町2-17-14	042-522-7171
	医療法人財団 川野病院	立川市錦町1-7-5	042-522-8161
	医療法人社団健生会 立川相互病院	立川市錦町1-16-15	042-525-2585
	国家公務員共済組合連合会 立川病院	立川市錦町4-2-22	042-523-3131
府中市	東京都立多摩総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	042-323-5111
	東京都立小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	042-300-5111
	医療法人社団恵仁会 府中恵仁会病院	府中市住吉町5-21-1	042-365-1211
	医療法人社団慈敬会 府中医王病院	府中市晴見町1-20	042-362-4500
	医療法人社団喜平会 奥島病院	府中市美好町1-22	042-360-0033
	公益財団法人日本心臓血圧研究振興会 榊原記念病院	府中市朝日町3-16-1	042-314-3111

:東京都災害拠点病院

資料3 - 26 - 2 東京都災害拠点病院等一覧(北多摩西部医療圏)

	施設名	住所	電話番号
災害拠点病院	独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	立川市緑町3256	042-526-5511
	東大和病院	東大和市南街1-13-12	042-562-1141
災害拠点連携病院	国家公務員共済組合連合会 立川病院	立川市錦町4-2-22	042-523-3131
	社会医療法人社団 健生会 立川相互病院	立川市錦町1-16-15	042-525-2585
	医療法人 徳洲会 東京西徳洲会病院	昭島市松原町3-1-1	042-500-6626
	社会医療法人財団 大和会 武蔵村山病院	武蔵村山市榎1-1-5	042-566-3111

資料3 - 27 行方不明者届出票

		受付番号:		受付者氏名:	
氏名		性別		出生	年 月 日 歳
本籍				届出人 (氏名)	
現住所				(住所)	
識別事項(着衣、所持品、身長、体格その他特徴等)					



資料3 - 29 遺体受付票

						受付番号	
遺体届出人 (発見者)	住所						
	氏名						
遺体の種別	1 身元不明の遺体    2 遺体引受人のない遺体    3 その他						
遺体発見日時	年      月      日      時      分						
遺体発見場所							
遺体の 身元	本籍						
	住所						
	氏名		性別	男・女	年齢		
	識別事項(着衣、所持品、身長、体格等)						
遺族 その 他の 関係者	住所						
	(避難先)	(電話等連絡先)					
	氏名	(死者との続柄)					
	遺体の引取り	可・不可	(引渡し	年	月	日)	
	遺骨の引取り	可・不可	(引渡し	年	月	日)	
検視日時	月	日	時	分			
検案日時	月	日	時	分	洗浄の有無	有・無	
火葬許可証交付日	年	月	日	No.			
火葬日	年	月	日	遺体発見現場の概略図			
遺留品番号	年	月	日				
(備考)							

資料3 - 30 遺体氏名札

国立市災害遺体

第 号

氏 名

資料3 - 31 遺体送付票

(送付番号)

災害遺体送付票

国立市災害遺体第 号

(氏名 )を送付する

年 月 日

(市長 )

(火葬場) 宛

資料3 - 32 遺体処理票

[ 国立市 ]

災害遺体番号		第 号
死亡者	氏 名	
	住 所	
	死亡・発見年月日	
	死亡原因・発見場所	
引取人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	年 月 日
遺留品	処理番号	第 号
	保管所	
備 考 (身元不明遺体の場合は、遺体の特徴等を詳細に記入する)		
遺体収容所		

資料3 - 33 遺骨処理票

[ 国立市 ]

災害遺体番号		第 号
死亡者	氏 名	
	住 所	
	遺骨処理番号	第 号
	焼骨日時場所	
引取人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	年 月 日
遺留品	処理番号	第 号
	保管所	
備 考		
納骨場所		

資料3 - 34 遺留品処理票

[ 国立市 ]

災害遺体番号		第 号
死亡者	氏 名	
	住 所	
	主な遺留品	
引取人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	年 月 日
遺留品	処理番号	第 号
	保管所	
備 考		
遺留品保管場所		



資料3 - 35 遺体受付台帳兼処理台帳

市町村名： 国立市

受付 番号	処 理 年 月 日	遺体発見の 日時及び場所	死亡者氏名	遺 族		洗浄等の処置費			遺体の 一時保存	検案料	実支出額	備考
				氏 名	死亡者との 関係	品 名	数量	金 額				
								円	円	円	円	
計	-	人	-	-	-							

資料3 - 36 埋葬台帳

市町村名: 国立市

死亡 年月日	埋 葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者			埋 葬 費				備 考
		氏 名	年齢	死亡者との 関係	氏 名	棺 (付属品含)	埋葬または 火葬料	骨 箱	計		
							円	円	円	円	

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。  
 2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。  
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

資料3 - 37 一時集合場所一覧

番号	施設名	所在地
1	東児童公園	国立市東3 - 3 - 25
2	一橋大学グラウンド	国立市東3 - 10 - 4
3	市立第三小学校	国立市東4 - 24 - 1
4	市立第一中学校	国立市東4 - 24 - 1
5	都立国立高等学校	国立市東4 - 25 - 1
6	市立第八小学校	国立市中1 - 3 - 1
7	一橋大学	国立市中2 - 1
8	国立学園	国立市中2 - 6
9	桐朋学園	国立市中3 - 1 - 10
10	都立第五商業高等学校	国立市中3 - 4
11	国立音大付属小学校	国立市西1 - 15 - 12
12	市立第二小学校	国立市西2 - 13
13	中央郵政研修所	国立市西2 - 8
14	市立第四小学校	国立市北2 - 29
15	北第一公園	国立市北3 - 8 - 1外
16	都立立川国際中等教育学校	立川市曙町3 - 29 - 37
17	都立立川国際中等教育学校曙グラウンド	国立市北3 - 36
18	東京陸運支局多摩自動車検査登録事務所	国立市北3 - 30 - 3
19	市立第七小学校	国立市富士見台1 - 47 - 7
20	谷保第一公園	国立市富士見台1 - 9
21	谷保第二公園	国立市富士見台2 - 20
22	谷保第三公園	国立市富士見台2 - 34
23	NHK学園高等学校	国立市富士見台2 - 36
24	市立第五小学校	国立市富士見台2 - 47 - 2
25	谷保第四公園	国立市富士見台2 - 49
26	谷保第五公園	国立市富士見台3 - 12
27	谷保第六公園	国立市富士見台3 - 20
28	市立第二中学校	国立市富士見台3 - 30
29	矢川上公園	国立市富士見台4 - 4
30	東京女子体育大学	国立市富士見台4 - 30 - 1
31	東京多摩青果株式会社	国立市谷保6 - 2 - 1
32	市立第三中学校	国立市谷保1348 - 1
33	河川敷公園	国立市谷保9544先
34	市立第一小学校	国立市谷保6026
35	市立第六小学校	国立市谷保6600
36	谷保緑地	国立市泉1 - 27

資料3 - 38 指定緊急避難場所(広域避難場所)一覽

(人口は平成27年7月1日現在)

	避難地名	面積(m <sup>2</sup> )		収容可能人員 (人)	地区割当町丁目及び人口	
		述べ面積	有効面積		町丁目	人口(人)
1	都立立川国際 中等教育学校周辺	74,658	29,582	29,582	北2丁目	2,274
					北3丁目	4,122
					合 計	6,396
2	一橋大学構内	314,488	147,310	147,310	北1丁目	1,884
					東1丁目	3,136
					東2丁目	2,871
					東3丁目	2,983
					東4丁目	3,203
					中1丁目	3,973
					中2丁目	2,750
					中3丁目	2,241
合 計	23,041					
3	中央郵政研修センター	76,745	22,501	22,501	西1丁目	3,563
					西2丁目	4,686
					西3丁目	1,284
					合 計	9,533
4	谷保第三公園周辺	129,019	60,540	60,540	富士見台1丁目	5,334
					富士見台2丁目	3,780
					富士見台3丁目	3,883
					谷保(一部)	8,094
					谷保6丁目	330
					合 計	21,421
5	東京女子体育大学構内	47,657	22,324	22,324	富士見台4丁目	4,298
					合 計	4,298
6	多摩川河川敷公園 (臨時ヘリポート開設予定地)	45,694	41,124	41,124	青柳	1,846
					青柳1丁目	1,888
					青柳3丁目	705
					石田	176
					泉1丁目	146
					泉2丁目	1,235
					泉3丁目	582
					泉4丁目	178
					泉5丁目	191
					矢川3丁目	392
					谷保(一部)	2,738
合 計	10,077					

資料3 - 39 指定避難所等一覧

施設名		所在地	電話	利用可能面積 (㎡)	収容可能人員 (人)	
避難所 (11施設)	市立第一小学校	体育館	谷保6026	572-1197	643	351
		校舎			839	508
	市立第二小学校	体育館	西2-13	572-2197	820	447
		校舎			1,161	704
	市立第三小学校	体育館	東4-24-1	572-3197	868	473
		校舎			1,226	743
	市立第四小学校	体育館	北2-29	572-4197	791	431
		校舎			774	469
	市立第五小学校	体育館	富士見台2-47-2	572-5197	796	434
		校舎			1,290	782
	市立第六小学校	体育館	谷保6600	572-6177	796	434
		校舎			855	518
	市立第七小学校	体育館	富士見台1-47-7	575-8426	797	435
		校舎			774	469
市立第八小学校	体育館	中1-3-1	576-8791	823	449	
	校舎			774	469	
市立第一中学校	体育館	東4-24-1	572-1187	880	480	
	校舎			1,110	673	
市立第二中学校	体育館	富士見台3-30	572-2187	880	480	
	校舎			1,032	625	
市立第三中学校	体育館	谷保1348-1	576-3638	1,047	571	
	校舎			903	547	
避難所候補施設 (26施設)	中平地域防災センター		谷保6087-1	-	80	48
	東地域防災センター		東1-13-13	-	100	61
	下谷保地域防災センター		谷保5066	-	110	67
	富士見台地域防災センター		富士見台3-13-5	-	92	56
	中地域防災センター		中2-10-7	-	85	52
	くになち北市民プラザ		北3-1-1	574-3087	333	202
	くになち南市民プラザ		泉2-3-2	574-3089	383	232
	くになち福祉会館		富士見台2-38-5	575-3221	628	381
	くになち立東福祉館		北3-23-1	-	79	48
	北福祉館		北2-19-1	-	99	60
	東福祉館		東3-18-32	-	200	121
	西福祉館		西2-17-32	-	112	68
	青柳福祉センター		青柳244	-	214	130
	久保公会堂		谷保6256-8	-	38	23
	四軒在家公会堂		谷保6775	-	46	28
	南区公会堂		谷保3120-5	-	43	26
	矢川集会所		富士見台3-32-4	-	集会室67㎡	40
	石神集会所		谷保7103-2	-	第一集会室20畳 第二集会室28畳	47
	富士見台一丁目集会所		富士見台1-8-4	-	集会室54㎡	32
	谷保東集会所		谷保135-1	-	第一集会室30㎡ 第二集会室24.5畳	42
	中一丁目集会所		中1-10-34	-	集会室34㎡	20
	千丑集会所		谷保7190-4	-	第一集会室17.5畳 第二集会室21畳	37
	坂下集会所		谷保749-2	-	第一集会室20畳 第二集会室28畳	47
	富士見台二丁目集会所		富士見台2-32-1	-	第一集会室24畳 第二集会室24畳	47
	都立国立高等学校	体育館	東4-25-1	575-0126	910	496
	都立第五商業高等学校	体育館	中3-4	572-0132	922	502

利用可能面積：小中学校は体育館、普通教室とした。避難所候補施設は集会室、会議室、視聴覚室、児童ホール等を収容場所とした。

収容可能人員：1坪(3.3㎡)に2人を基準とする。(利用可能面積÷3.3×2)

体育館は、利用可能面積から通路等(10%)を除いた面積とする。(利用可能面積×0.9÷3.3×2)

資料3 - 40 災害用備蓄品一覧(平成27年4月現在)

市役所アルファ米は帰宅困難者対応(一橋大学500食含む)

災害用備蓄庫設置場所		備蓄品目及び数量							
施設名		クラッカー(食)	低タンパク米(食)	アルファ米(食)	おもゆ(食)	乾パン(食)	毛布(枚)	カーペット(枚)	ござ(枚)
1	国立市役所防災倉庫		600	750	3,150		3,005	475	570
2	中平地域防災センター								20
3	東地域防災センター						200		100
4	下谷保地域防災センター						100		60
5	富士見台地域防災センター						30		50
6	中地域防災センター						100		100
7	立東福祉館						100		100
8	国立中浄水所								
9	保健センター								
10	市立小・中学校	7,700		29,900	1,100		5,018	3,030	
11	自主防災組織倉庫								
12	南市民プラザ			6,400	2,000		2,000	900	
13	いちょう並木			150			120	360	
14	滝乃川学園			150					
合計		7,700	600	37,350	6,250		10,673	4,765	1,000
内東京都寄託分(合計に含む)			600	6,400	5,000		6,000	2,145	

災害用備蓄庫設置場所		備蓄品目及び数量							
施設名		給水袋(袋)	土のう袋(袋)	ろ過器 台	炊飯セット セット	医薬品7点セット	防水シート(枚)	カセットコンロ(台)	ガスボンベ(本)
1	国立市役所防災倉庫	2,700	1,000		4		220	45	420
2	中平地域防災センター			1	1				
3	東地域防災センター			1	1				
4	下谷保地域防災センター			1	1				
5	富士見台地域防災センター			1	1				
6	中地域防災センター				1				
7	立東福祉館								
8	国立中浄水所	10,000							
9	保健センター					2			
10	市立小・中学校				7		335	72	196
11	自主防災組織倉庫				1				
12	南市民プラザ								
13	いちょう並木								
14	滝乃川学園				1				
合計		12,700	1,000	4	18	2	555	117	616
		(1袋10)							
内東京都寄託分(合計に含む)									

災害用備蓄庫設置場所		備蓄品目及び数量							
施設名		コップ (個)	おわん (個)	スプーン (本)	フォーク (本)	大人用 紙おむつ (枚)	子供用 紙おむつ (枚)	ポケット ティッシュ (袋)	トイレッ トペーパー (巻)
1	国立市役所防災倉庫	9,000	9,000	9,000	9,000	2,640	834	960	700
2	中平地域防災センター								
3	東地域防災センター								
4	下谷保地域防災センター								
5	富士見台地域防災センター								
6	中地域防災センター								
7	立東福祉館								
8	国立中浄水所								
9	保健センター								
10	市立小・中学校	8,000	11,000	12,000	9,000	2,700	10,626	4,800	800
11	自主防災組織倉庫								
12	南市民プラザ								
13	いちょう並木								
合 計		17,000	20,000	21,000	18,000	5,340	11,460	5,760	1,500
内東京都寄託分(合計に含む)									



災害用備蓄庫設置場所		備蓄品目及び数量							
施設名		救助用具 セット	応急医薬品 セット	仮設トイレ	マンホールト イレ(組立て 式本体のみ)	マンホールト イレ(マンホール 設置工事済み)	簡易トイレ (ボックス)	ボックス トイレ	スケットイ レS100
1	国立市役所防災倉庫	2	10	1	6(多目的5、一般1)		65		300
2	中平地域防災センター	1	1						
3	東地域防災センター	1	3						
4	下谷保地域防災センター	1	3						
5	富士見台地域防災セン ター	1	1						
6	中地域防災センター	1	1						
7	立東福祉館								
8	国立中浄水所								
9	保健センター								
10	市立小・中学校	4	9	11	3(多目的3)	5(多目的1、一般4)		70	5,500
11	自主防災組織倉庫	26	26		4(多目的2、一般2)				
12	南市民プラザ								
13	いちょう並木							20	600
合 計		37	54	12	13(多目的10、一般3)	5(多目的1、一般4)	65	90	6,400
内東京都寄託分(合計に含む)									

災害用備蓄庫設置場所		備蓄品目及び数量							
施設名		ラップボン (トイレ)	衛生用品	発電機	投光器	コード リール	三脚	飲料水(ℓ)	Tシャツ
1	国立市役所防災倉庫	3	5,592	3		3	1	60	
2	中平地域防災センター								
3	東地域防災センター								
4	下谷保地域防災センター			1					
5	富士見台地域防災センター			1					
6	中地域防災センター								
7	立東福祉館								
8	国立中浄水所								
9	保健センター								
10	市立小・中学校		47,040	11	36	12	18	3,360	1,750
11	自主防災組織倉庫			26	26	26	26		
12	南市民プラザ							120	
13	いちょう並木								
14	市内公立保育所							480	
合計		3	52,632	42	62	41	45	4,020	1,750
内東京都寄託分(合計に含む)									

災害用備蓄庫設置場所		備蓄品目及び数量							
施設名		リヤカー	車椅子	ウォーター パッカー	担架	パーティ ション	燃料携行缶	マット	コンパクト タオル
1	国立市役所防災倉庫		1		10	5			
2	中平地域防災センター	1							
3	東地域防災センター	1	1						
4	下谷保地域防災センター	1							
5	富士見台地域防災センター	1							
6	中地域防災センター	1							
7	立東福祉館								
8	国立中浄水所			1					
9	保健センター								
10	市立小・中学校		7			6	11	550	1,400
11	自主防災組織倉庫	2			130				
12	南市民プラザ								
13	いちょう並木								
14	市内公立保育所								
合計		7	9	1	140	11	11	550	1,400
内東京都寄託分（合計に含む）									



### 資料3 - 42 国立市り災証明書等交付要綱

平成26年7月11日訓令第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により被害に遭った者に対し、り災証明書等を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(災害の定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(大規模な火事又は爆発により生ずる被害は除く。)をいう。

(証明書の発行)

第3条 市長は、災害により被害に遭った者に対して、次の表に掲げる証明書を発行する。

種別	対象物	申請者	被害認定調査	証明する事項
り災証明書	住家(居住の用に供する建物をいう。)	世帯主又は所有者	実施する	被害の程度
り災届出証明書	り災証明書の対象とならないもの	所有者	実施しない	被害の届出があったこと

(り災証明書発行の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、災害の発生から相当な期間が経過した後、に証明書発行の申請がなされた被害その他の災害との因果関係を確認することが困難な被害については、り災証明書を発行することはできない。

(住家被害認定調査)

第5条 市長は、り災証明書を発行するに当たっては、あらかじめ住家被害認定調査を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による住家被害認定調査を行った建物について調査済証を作成し、これを当該建物に貼付する方法により対象者に交付する。

(り災台帳の作成)

第6条 市長は、前条の規定による住家被害認定調査の結果に基づき、り災台帳を作成しなければならない。

2 り災台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 建物の所在地
- (2) 調査済番号
- (3) 建物の用途
- (4) り災の程度
- (5) 所有者
- (6) 居住者
- (7) 貸主(必要がある場合に限る。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(り災証明書の発行)

第7条 り災の証明の交付を受けようとする者は、り災(届出)証明申請書(第1号様

式)を市長に提出して申請を行うものとする。この場合においては、原則として、第5条第2項に規定する調査済証を添付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請書類の内容とリ災台帳の内容を確認し、申請者に被害の程度について了承を得た上で、リ災証明書(第2号様式)を発行するものとする。
- 3 市長は、リ災証明書発行の申請受付について、あらかじめ日時と場所を決定し、市民に周知しなければならない。

(再調査)

第8条 リ災証明書の交付に当たり、第5条第1項の規定により行った住家被害認定調査の結果に不服があったとして再調査の依頼があった場合その他必要と認められる場合においては、市長は、その内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施する。

(リ災届出証明書の発行)

第9条 リ災の届出を行ったことについての証明を受けようとする者は、リ災(届出)証明申請書に被害状況写真を添えて市長に提出して申請を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、被害状況写真により明らかに被害が発生していないと判断できる場合又は明らかに災害と被害との因果関係がないと判断できる場合を除き、リ災届出証明書(第3号様式)を発行するものとする。

(被災証明書の発行)

第10条 第2条の規定にかかわらず、災害の発生から長期間にわたり第5条第1項の住家被害認定調査を行うことができない等、市の事情によりリ災証明書を発行できないときは、リ災証明書に代えて被災証明書を発行することができる。

- 2 被災証明書は、災害により被害を受けたことを証明する。
- 3 被災証明書の交付を受けようとする者は、被害状況を確認できる写真等を添付して市長に申請するものとする。
- 4 市長は、被災証明書の発行に当たって、台帳を作成するものとする。この場合における台帳の記載事項については、第6条第2項の規定(同項第2号及び第4号の規定を除く。)を準用する。

(小規模災害の特例)

第11条 市内の被害が甚大でない災害について、リ災証明書等を発行する場合においては、次のように取り扱うことができる。

- (1) 第5条第1項の規定にかかわらず、申請者がその提出する写真により、被害の程度を明らかに証明することができるときは、市長は、住家被害認定調査を行わないことができる。
- (2) 第5条第1項の規定にかかわらず、市長は、リ災証明書発行の申請を受けた後において住家被害認定調査を行うことができる。この場合においては、第5条第2項の規定による調査済証の作成及び第7条第1項の規定による調査済証の申請書類への添付を省略することができる。
- (3) 第7条第3項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定による申請受付の周知を行わず、随時、リ災証明書発行の申請を受け付けることができる。

(事務分掌)

第12条 リ災証明書等の発行に関する事務(住家被害認定調査を含む。)は、国立市総合防災計画に基づいて、その担当部署が実施する。ただし、前条に規定する特例を適用する場合においては、その事務を防災安全課にて行うことができる。

付 則  
この訓令は、平成26年7月11日より施行する。

(第1号様式)

## り災(届出)証明申請書

太枠内を記入してください。

り災状況	災害の原因	風水害 地震 爆発 その他( )		
	り災年月日	年 月 日		
	り災場所等 (アパート等の 名称、室番号等も 記入してください。)	国立市	調査済証番号	
	住宅(戸建 併用住宅( その他( )	集合住宅) )	持家 借家 (所有者名 貸家 )	
り災世帯の 構成員	氏名	続柄	生年月日	備考
		世帯主	明大昭平 年 月 日	
上記のとおり、り災したことを証明願います。				
国立市長 殿				
年 月 日				
申請者 現在の住所 _____				
_____				
現在の連絡先(電話) _____ ( ) _____				
氏 名 _____ 印				
必要な枚数			枚	

### 【市確認】

本人確認

運転免許証 保険証 パスポート	その他 ( )	聴聞による確認
-----------------------	------------	---------

窓口に来た方

本人(世帯主)	同居の親族	その他( ) その他の場合は委任状が必要
---------	-------	-------------------------



(第2号様式)

## り災証明書

災害の名称				
り災年月日	年 月 日			
り災場所	住所			
	種別			
申請者区分	所有者 居住者 その他( )			
調査済証番号				
り災状況	全壊 大規模半壊 半壊 一部損壊 流失 床上浸水 床下浸水			
り災世帯の 構成員	氏名	続柄	生年月日	備考
		世帯主	年 月 日	

上記のとおりり災したことを証明する。

年 月 日

国立市長

印

### < り災証明について >

- ・この証明は災害救助の一環として、応急的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものです。  
民事上の権利義務関係に、効力を有するものではありません。
- ・「り災の程度」は、住家を対象として、一棟ごとに判定します。  
住家とは、実際に居住のため使用している建物のことです。住家以外の建物及び家財道具や門柱、門扉などについては、本人からの申請によって「り災届出証明書」を発行することになります。
- ・集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災の程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・「り災の程度」は、家屋を屋根、壁、柱等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。  
表面に現れない被害（地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合は、この証明の「り災の程度」と異なることもあります。

(第3号様式)

## り災届出証明書

災害の名称		
り災年月日	年 月 日	
り災場所	住所	
	種別	
り災状況		
届出者	住所	
	氏名	
届出年月日	年 月 日	

上記のとおり届出のあったことを証明する。

年 月 日

国立市長

印

## 委任状

代理人 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

証明書受け取りに関する一切の手続き

年 月 日

委任者 住 所

氏 名

⑩

資料3 - 44 り災台帳作成例

(表面)

調査班長	調査班

整理番号
------

建物所在地及び建物名			調査済証番号		
建物用途	住宅(戸建 集合住宅)		非住宅( )		
	併用住宅( )		その他( )		
り災の程度	全壊	大規模半壊	半壊		
	流失	床上浸水	床下浸水		
	一部損壊	その他( )			
(被害調査データ)		(写真等)			
		生年月日	り災証明の発行		
所有者	住所		明大昭平	年 月 日 済	
	氏名	連絡先	年 月 日		
	住所		明大昭平	年 月 日 済	
	氏名	連絡先	年 月 日		
居住者	氏名		明大昭平	年 月 日 済	
	室番号	連絡先	年 月 日		
	氏名		明大昭平	年 月 日 済	
	室番号	連絡先	年 月 日		
	氏名		明大昭平	年 月 日 済	
	室番号	連絡先	年 月 日		
	氏名		明大昭平	年 月 日 済	
	室番号	連絡先	年 月 日		
	氏名		明大昭平	年 月 日 済	
	室番号	連絡先	年 月 日		
	貸主	住所		明大昭平	年 月 日 済
		氏名	連絡先	年 月 日	

(裏面)

		生年月日	り災証明の発行
所有者	住所	明大昭平 年 月 日	年 月 日 済
	氏名		
	住所	明大昭平 年 月 日	年 月 日 済
	氏名		
	住所	明大昭平 年 月 日	年 月 日 済
	氏名		
	住所	明大昭平 年 月 日	年 月 日 済
	氏名		
	住所	明大昭平 年 月 日	年 月 日 済
氏名	連絡先		
居住者	氏名	明大昭平 年 月 日	年 月 日 済
	室番号		
	氏名	明大昭平 年 月 日	年 月 日 済
	室番号		
	氏名	明大昭平 年 月 日	年 月 日 済
	室番号		
	氏名	明大昭平 年 月 日	年 月 日 済
	室番号		
	氏名	明大昭平 年 月 日	年 月 日 済
	室番号		
	氏名	明大昭平 年 月 日	年 月 日 済
	室番号		
貸主	住所	明大昭平 年 月 日	年 月 日 済
	氏名		
	住所	明大昭平 年 月 日	年 月 日 済
	氏名		
	住所	明大昭平 年 月 日	年 月 日 済
	氏名		

資料3 - 45 災害義援金品領収書

災害義援金品領収書

金額 ¥ \_\_\_\_\_

品名	数量	

以上のとおり受領致しました。  
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

\_\_\_\_\_  
様

国立市災害対策本部長

国立市長

印

資料3 - 46 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(内閣府告示第228号 平成25年10月1日)

救助の種類	対象	費用の限度額		備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算  ただし、福祉避難所を設置した場合、当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のため賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり 平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,621,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり 29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。 2 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数の者に供与する施設を応急仮設住宅として設置できる。 3 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、供与することができる。 4 供与期間 最高2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者	1人1日当たり 1,080円以内	災害発生の日から7日以内。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上



救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)及び冬季とし災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること						
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算		
		全全流	壊焼失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
			壊焼失	冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
		半半床上浸水	壊焼	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
壊焼	冬		9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所...国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上						
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上						
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上						
被災した住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 567,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内							

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯。	1 生業費 1件当たり 3万円 2 就業支度金 1件当たり 1万5千円 3 貸与期間 2年以内 4 利子 無利子	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,200円 中学生生徒 4,500円 高等学校等生徒 4,900円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 208,700円以内 小人(12歳未満) 167,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 1体当たり3,400円以内  一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内  検案 { 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	範囲	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救援用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。		時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として3/100の額を加算した額以内		

資料3 - 47 激甚法に定める事業

適用条項	事業名	都関係局	備考
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	都市整備局	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	救護施設、更生施設、宿泊所、 医療保護施設、宿所提供施設
	6 児童福祉施設災害復旧事業	福祉保健局	
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
第3条	8 身体障害者更生施設災害復旧事業	福祉保健局	
	9 精神薄弱者援護施設災害復旧事業		
	10 女性保護施設災害復旧事業		
第3条及び第19条	11 感染症予防事業	福祉保健局	
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		
第3条及び第9条	13 堆積土砂排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局 都市整備局 総務局	河川、道路、公園、緑地、運河、 溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水道 林業用施設（貯木場等） 林業用施設、漁場  上記の施設の区域外
第3条及び第10条	14 湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第5条及び第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業		
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関連保証の特例		
第13条	21 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例		
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第15条	23 中小企業者に対する資金の融通に関する特例		

適用条項	事業名	都関係局	備考
第 16 条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第 17 条	25 私立学校施設の災害復旧事業	生活文化局	
第 20 条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉保健局	
第 21 条	27 水防資材費の補助の特例	建設局	
第 22 条	28 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	都市整備局	
第 23 条	29 産業労働者住宅建設資金融通の特例		
第 24 条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金交付税の基準財政需要額への算入	建設局 教育庁 産業労働局 財務局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定
第 25 条	31 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	(東京労働局)	

東京労働局は、国の機関である。

# ガスメーター復帰方法

ガスメーターの安全機能が作動してガスがストップした時は、お客さま自身の簡単な操作で、またガスをお使いいただけます。

復帰ボタン  
ガスの復帰の  
際に使います。

表示ランプ  
ガスメーターの安全機能が働くと、表示ランプが赤く点滅します。

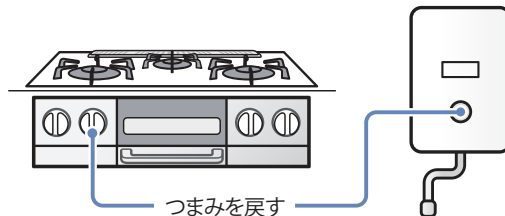


メーターガス栓

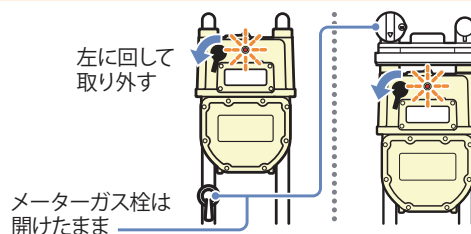
## ガス臭い時は、火気厳禁！

以下の手順を行わず、ガス漏れ通報専用電話へご連絡ください。

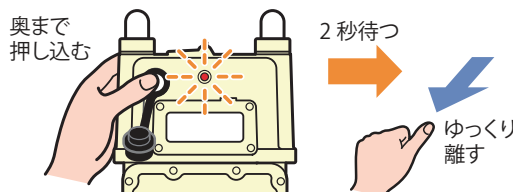
- 1** すべての**ガス機器を止めます**。  
屋外の機器も忘れずに止めてください。



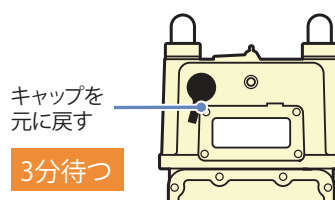
- 2** 復帰ボタンの**キャップを外します**。



- 3** **復帰ボタンを**しっかり奥まで**押し込み**、ゆっくり手を離します。  
赤ランプが点灯した後、また点滅が始まります。



- 4** **ガスを使わないで3分待ちます**。  
(この間にガス漏れがないか確認しています)  
点滅が消えていたらガスが使えるようになります。



\*3分経過後も、赤ランプが点滅し、ガスが止まったままの時は、ガス栓の閉め忘れやガス機器の止め忘れがないか、再度確認してください。止め忘れがあった場合は、止めていただき、もう一度上記

の復帰手順に従って操作してください。ガス栓の閉め忘れやガス機器の止め忘れがなかった場合は、ガス漏れが考えられますので、ガス漏れ通報専用電話へご連絡ください。



ガス漏れ通報専用電話 **0570-002299**

(NTTナビダイヤル)

PHS・IP電話の場合 **03-6735-8899**

受付時間:365日24時間 (ガス漏れの場合のみご連絡ください)

東京ガスお客さまセンター **0570-002211**

(NTTナビダイヤル)

PHS・IP電話の場合 東京都 **03-3344-9100**

神奈川県 **045-948-1100**

千葉県 **043-242-6121**

埼玉県 **048-651-1131**

茨城県 **0297-62-8111**

(熊谷エリアを除く)

(日立エリアを除く)

受付時間:月曜日～土曜日(祝日除く)9:00～19:00

※NTTナビダイヤルはフリーダイヤルではありません。

日立、群馬、熊谷、宇都宮の  
各エリアのお客さま

日立支社 **0294-22-4131**

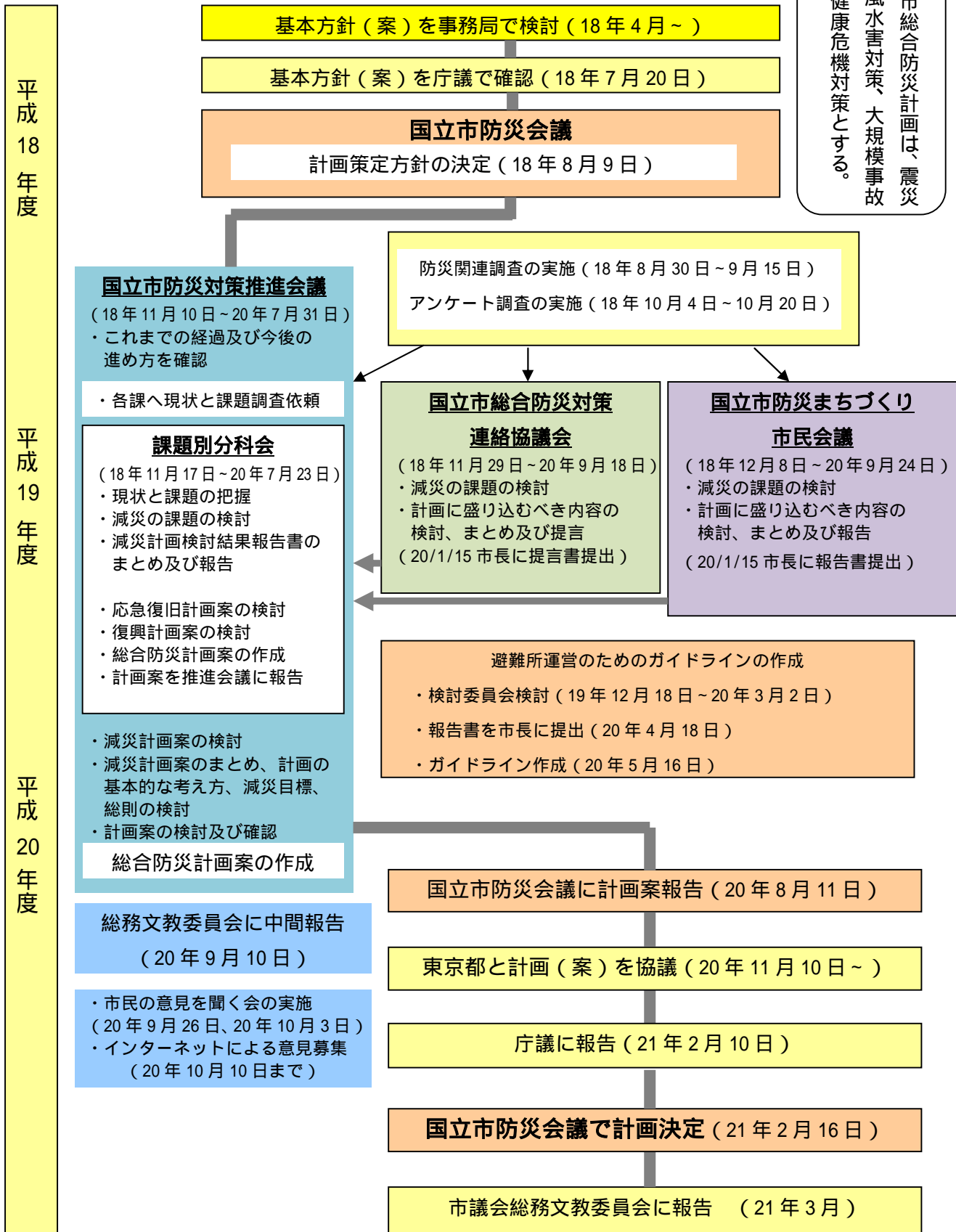
群馬支社 **027-322-2523**

熊谷支社 **048-522-5171** 91

宇都宮支社 **028-634-1911**

# 資料1 国立市総合防災計画策定・修正経過

国立市総合防災計画は、震災対策、風水害対策、大規模事故対策、健康危機対策とする。



平成  
20  
年度  
}

減災計画に記載している事業の実施・推進  
(平成20年度～平成27年度)

**主な実施事業**

- ・小中学校の校舎、体育館の耐震
- ・公共施設の耐震化
- ・

作  
成  
中

平成  
24  
年度  
}

東日本大震災

(24年9月～)

国立市防災対策等

会を設置して修正案  
( )

- ・計画案を推進

災害対策  
(平成

国立市防災会議  
(平成26

計画

7月)

国立市防災

年7月21日)

関係

前協議

ハザードマップの実施

(27年7月～10月)

国立市防災会議で計画決定(27年10月下旬見込み)



## 資料2 国立市防災対策等推進会議設置要綱

昭和 57 年 12 月 25 日

訓令(甲)第 23 号

改正 昭和 58 年 9 月 26 日訓令(甲)第 30 号 昭和 62 年 10 月 1 日訓令(甲)第 21 号  
平成 3 年 10 月 16 日訓令(甲)第 51 号 平成 7 年 2 月 24 日訓令(甲)第 5 号  
平成 8 年 3 月 29 日訓令(甲)第 20 号 平成 18 年 12 月 6 日訓令第 57 号  
平成 19 年 3 月 29 日訓令第 34 号 平成 21 年 3 月 31 日訓令第 36 号  
平成 24 年 8 月 29 日訓令第 74 号 平成 25 年 4 月 1 日訓令第 37 号

(設置)

**第1条** 国立市における防災対策及び国民の保護のための措置(以下「防災対策等」という。)を総合的、計画的に推進するため、国立市防災対策等推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 防災対策等に関する計画案作成のための連絡調整に関すること。
- (2) 防災対策等に関する計画の実施の推進に関すること。
- (3) 防災及び国民の保護に関する職員の意識の高揚に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、推進会議において必要と認める事項

(組織)

**第3条** 推進会議は、副市長、教育長並びに部長及びこれに相当する職にある者をもつて構成し、副市長を会長とし、教育長を副会長とする。

(会長等の職務)

**第4条** 会長は、推進会議を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。

(分科会)

**第6条** 推進会議に分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 分科会に委員長、副委員長及び書記を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 分科会は、推進会議から付議された防災及び国民の保護に関する事項について、調査、研究し、推進会議に報告する。
- 5 分科会は、委員長が招集し、会議を主宰する。
- 6 分科会の庶務は、委員長の指名する者が行う。

(決定事項の処理)

**第7条** 推進会議における決定事項は、市長に報告し、その実施に努める。

(庶務)

**第8条** 推進会議の庶務は、行政管理部防災安全課において処理する。

(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、会長が推進会議にはかつて定める。

付 則

この要綱は、昭和 58 年 1 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 58 年 9 月 26 日訓令(甲)第 30 号)

この要綱は、昭和 58 年 9 月 26 日から適用する。

付 則(昭和 62 年 10 月 1 日訓令(甲)第 21 号)

この規程は、昭和 62 年 10 月 1 日から適用する。

付 則(平成 3 年 10 月 16 日訓令(甲)第 51 号)

この規程は、平成 3 年 10 月 14 日から適用する。

付 則(平成 7 年 2 月 24 日訓令(甲)第 5 号)

この要綱は、平成 7 年 2 月 1 日から適用する。

付 則(平成 8 年 3 月 29 日訓令(甲)第 20 号抄)

1 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 18 年 12 月 6 日訓令第 57 号)

この要綱は、平成 18 年 12 月 6 日から施行する。

付 則(平成 19 年 3 月 29 日訓令第 34 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年 3 月 31 日訓令第 36 号)

1 この訓令は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。(後略)

2 (前略)第 17 条の規定による改正後の国立市防災対策推進会議設置要綱の規定(中略)は、平成 20 年 11 月 1 日から適用する。

付 則(平成 24 年 8 月 29 日訓令第 74 号)

この訓令は、平成 24 年 8 月 29 日から施行する。

付 則(平成 25 年 4 月 1 日訓令第 37 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。